

令和2年2月定例会

総務委員会

予算決算委員会（総務分科会）

会議録

長崎県議会

# 目 次

## ( 2月25日〔関係部局所管事務概要説明〕)

1、開催日時・場所 .....	1
2、出席者 .....	1
3、審査事件 .....	1
4、経過	
委員会	
関係部局所管事務概要説明 .....	2

## ( 2月26日〔関係部局所管事務概要説明・経済対策補正審査・委員間討議〕)

1、開催日時・場所 .....	1
2、出席者 .....	1
3、審査事件 .....	1
4、経過	
委員会	
関係部局所管事務概要説明 .....	5
分科会	
企画振興部長予算議案説明 .....	6
土地対策室長補足説明 .....	6
文化観光国際部長予算議案説明 .....	7
総務部長予算議案説明 .....	8
予算議案に対する質疑 .....	9
予算議案に対する討論 .....	15
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議) .....	15

## (第1日目)

1、開催日時・場所 .....	17
2、出席者 .....	17
3、審査事件 .....	17
4、付託事件 .....	18
5、経過	
分科会(警察本部審査)	
警務部長予算議案説明 .....	20
予算議案に対する質疑 .....	20
予算議案に対する討論 .....	27
委員会(警察本部審査)	
警務部長総括説明 .....	27
議案に対する質疑 .....	27
議案に対する討論 .....	29
決議に基づく提出資料の説明 .....	30
議案外所管事項に対する質問 .....	30
分科会(出納局・各種委員会事務局審査)	
会計管理者予算議案説明 .....	50

監査事務局長予算議案説明 .....	5 1
人事委員会事務局長予算議案説明 .....	5 1
労働委員会事務局長予算議案説明 .....	5 2
議会事務局長予算議案説明 .....	5 2
予算議案に対する質疑 .....	5 3
予算議案に対する討論 .....	5 3
委員会（出納局・各種委員会事務局審査）	
監査事務局長所管事項説明 .....	5 3
会計管理者所管事項説明 .....	5 3
人事委員会事務局長所管事項説明 .....	5 4
労働委員会事務局長所管事項説明 .....	5 4
監査課長補足説明 .....	5 5
決議に基づく提出資料の説明 .....	5 5
議案外所管事項に対する質問 .....	5 8
分科会（文化観光国際部）審査	
文化観光国際部長予算議案説明 .....	6 3
決議に基づく提出資料の説明 .....	6 4

### （第2日目）

1、開催日時・場所 .....	6 6
2、出席者 .....	6 6
3、経過	
分科会	
予算議案に対する質疑 .....	6 6
予算議案に対する討論 .....	8 3
委員会	
文化観光国際部長総括説明 .....	8 3
観光振興課長補足説明 .....	8 7
議案に対する質疑 .....	8 9
議案に対する討論 .....	8 9
決議に基づく提出資料の説明 .....	8 9
議案外所管事項に対する質問 .....	9 3

### （第3日目）

1、開催日時・場所 .....	1 1 8
2、出席者 .....	1 1 8
3、経過	
分科会・委員会	
企画振興部長予算議案説明 .....	1 1 8
決議に基づく提出資料の説明 .....	1 1 9
予算議案に対する質疑 .....	1 2 2
予算議案に対する討論 .....	1 4 5
委員会	
企画振興部長総括説明 .....	1 4 7
議案に対する質疑 .....	1 5 1
議案に対する討論 .....	1 5 1

決議に基づく提出資料の説明	151
IR推進室長補足説明	151
地域づくり推進課長補足説明	153
企画振興部次長補足説明	155
陳情審査	157
議案外所管事項に対する質問	161

#### (第4日目)

1、開催日時・場所	189
2、出席者	189
3、経過	
分科会	
危機管理監予算議案説明	189
総務部長予算議案説明	190
決議に基づく提出資料の説明	191
予算議案に対する質疑	192
予算議案に対する討論	198
委員会	
危機管理監所管事項説明	198
総務部長総括説明	199
人事課長補足説明	203
総務文書課長補足説明	204
議案に対する質疑	205
議案に対する討論	205
陳情審査	207
決議に基づく提出資料の説明	212
議案外所管事項に対する質問	212

#### (配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料（経済対策補正先議分）
- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料（追加1）
- ・委員会関係議案説明資料（追加2）

2月25日

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年5月20日

自 午後 2時00分  
至 午後 4時26分  
於 委員会室 1

2、出席委員の氏名

委員 長 山口 経正 君  
副委員 長 北村 貴寿 君  
委員 小林 克敏 君  
" 山口 初實 君  
" 前田 哲也 君  
" 中島 浩介 君  
" 山本 啓介 君  
" 大久保潔重 君  
" 吉村 洋 君  
" 麻生 隆 君  
" 堤 典子 君  
" 浦川 基継 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

警務部長 菅谷 大岳 君  
会計課長 佐藤 一春 君  
生活安全部長 田尻 弘久 君  
地域部長 宮崎 光法 君  
刑事部長 羽田 敏雄 君  
交通部長 土井 隆 君  
警備部長 豊永 孝文 君

会計管理者 野嶋 克哉 君  
会計課長 福田 修二 君  
物品管理室長 岩村 政子 君  
出納室長 櫻井 毅 君

監査事務局長 下田 芳之 君  
監査課長 田尾 康浩 君

人事委員会事務局長 大崎 義郎 君  
職員課長（参事監） 三田 徹 君

労働委員会事務局長（併任） 大崎 義郎 君  
調整審査課長 齋藤太紀雄 君

議会事務局長 木下 忠 君  
次長兼総務課長 柴田 昌造 君  
議事課長 川原 孝行 君  
政務調査課長 太田 勝也 君

文化観光国際部長 中崎 謙司 君  
文化観光国際部政策監  
（国際戦略担当） 浦 真樹 君  
文化観光国際部次長 岩田 正嗣 君  
文化振興課長 村田 利博 君  
世界遺産課長 栞原 恵 君  
観光振興課長 佐古 竜二 君  
国際観光振興室長（参事監） 佐々野一義 君  
物産ブランド推進課長 宮本 智美 君  
国際課長 永橋 勝巳 君  
国際課企画監  
（アジア・国際戦略担当） 小川 昭博 君

企画振興部長 柿本 敏晶 君  
企画振興部政策監  
（離島・半島・過疎対策担当） 前川 謙介 君  
企画振興部政策監  
（I R推進担当） 吉田 慎一 君

企画振興部次長 坂野花菜子 君  
 企画振興部参事監 村上 真祥 君  
 （県庁舎跡地活用担当）  
 政策企画課長 陣野 和弘 君  
 政策企画課企画監 福田 義道 君  
 （次期総合計画担当）  
 I R 推進課長 小宮 健志 君  
 地域づくり推進課長 浦 亮治 君  
 地域づくり推進課企画監 明石 克磨 君  
 （離島振興対策担当）  
 スポーツ振興課長 野口 純弘 君  
 スポーツ振興課企画監 江口 信 君  
 （スポーツ宿泊・大会誘致担当）  
 市町村課長 井手美都子 君  
 土地対策室長 原田 一城 君  
 新幹線・総合交通対策課長 小川 雅純 君  
 新幹線・総合交通対策課企画監 椿谷 博文 君  
 （航路・バス事業等担当）  
 県庁舎跡地活用室長 苑田 弘継 君

危機管理監 荒木 秀 君  
 危機管理課長 近藤 和彦 君  
 消防保安室長 宮崎 良一 君

総務部長 平田 修三 君  
 総務文書課長（参事監） 荒田 忠幸 君  
 県民センター長 鳥谷 寿彦 君  
 秘書課長 伊達 良弘 君  
 広報課長 田中紀久美 君  
 人事課長 大安 哲也 君  
 新行政推進室長 大瀬良 潤 君  
 職員厚生課長 山下 明 君  
 財政課長 早稻田智仁 君  
 財政課企画監 園田 貴子 君  
 管財課長 松田 武文 君  
 管財課企画監 太田 昌徳 君  
 税務課長 原 清二 君  
 情報政策課長 山崎 敏朗 君

総務事務センタ 長 松村 重喜 君

6、審査の経過次のとおり

午後 2時00分 開会

【山口(経)委員長】ただいまから総務委員会を開会いたします。

まず、委員席でございますが、お手元に配付いたしております委員配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

議事に入ります前に、選任後初めての委員会でございますので、一言ご挨拶を申し上げます。このたびの委員改選によりまして、総務委員会の委員長を仰せつかりました山口経正でございます。

北村副委員長をはじめ、各委員や理事者の皆様方のご指導とご協力を賜りながら、公正かつ円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

本委員会は、警察本部をはじめ、出納局・各種委員会、文化観光国際部、企画振興部、危機管理監、総務部を所管しており、広範な行政課題を審査の対象とし、現下の厳しい財政状況の中にあって、より効率的かつ効果的な事業執行の検証が求められているところでございます。

また、所管部局における重要課題としましては、

- ・国境離島地域の振興
- ・自然災害等に対する地域防災力の向上促進
- ・九州新幹線西九州ルートフル規格整備促進
- ・特定複合観光施設（I R）区域整備の推進

などこの他にも多岐に渡る課題がありますが、いずれも県政の喫緊の課題であり、本委員会の役割はますます重要性を増していると認識をいたしております。

山積する課題の解決に向けて、副委員長をはじめ、委員の皆様方におかれましても、積極的に論議を深めていただきますとともに、円滑な委員会の運営にご協力賜りますように重ねてお願いを申し上げます。

これから一年間、微力ながら、本県の総務委員会所管行政の進展に取り組んでまいりますので、委員及び理事者の皆様方のご指導とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いいたしまして、簡単ではありますが、私のご挨拶といたします。

（拍手）

それでは、私から副委員長並びに委員の皆様方をご紹介いたします。

〔各委員紹介〕

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

次に、理事者の紹介を受けたいと思います。

【平田総務部長】総務部長の平田 修三でございます。よろしくお願いいたします。

総務委員会所属の各部局を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

令和2年度は、「長崎県総合計画」の最終年度であることから、その総仕上げを行うとともに、新たな「総合戦略」がスタートする年でもあることから、人口減少対策の一層の充実・強化のため、これまで以上に県庁組織の総力を挙げて取り組むことが重要になると考えております。いくつもの部局が所属する本委員会では、大変幅広い分野にわたり、県が抱える重要課題につきましてご審議をいただくことになっております。

山口経正委員長、北村副委員長をはじめ、各委員の皆様のご指導、ご協力を賜りながら、県

民の皆様が将来に向けて夢を持てる長崎県づくりのため、より一層全力を上げて取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、総務委員会所属の各部局長をご紹介いたします。

〔各幹部職員紹介〕

以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【山口(経)委員長】ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録職員名委員は、吉村委員、浦川委員のご二人をお願いいたします。

今回の議題は、文教厚生行政所管事務について。第91号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第7号）のうち関係部分、について。令和2年2月定例会における本委員会の審査内容等について、であります。

審査方法につきましては、お手元にお配りしております審査順序のとおり、本日から明日の午前中にかけて、委員会を協議会に切り替え、関係部局の所管事務の概要説明を受けることとし、明日の午後から、分科会において付託議案に限って審査を行ない、審査終了後に「令和2年2月定例会の審査内容（案）」についての委員間協議を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

また、概要説明についてのご質問等につきましては、今回は特に理解しにくかった点についての質問にとどめ、具体的な質問につきましては、各課へ個別に質問していただくか、3月9日からの委員会のなかで行うことにしたいと思



のでよろしく願いいたします。

【山口(経)委員長】 それでは、ただいまから、  
委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 2時 4分 休憩

-----  
午後 4時26分 再開  
-----

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。

本日の委員会はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を開催し、引き続き、関係部局の概要説明を受けることとし、午後からは、国の経済対策に伴う補正予算について審査を行ない、審査終了後、「令和2年2月定例会の審査内容(案)」について、委員間協議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午後 4時27分 散会  
-----

**2月26日（経済対策補正審査）**

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年2月26日

自 午前10時00分  
至 午後2時18分  
於 委員会室1

地域づくり推進課長 浦 亮治 君  
土地対策室長 原田 一城 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 山口 経正 君  
副委員長(副会長) 北村 貴寿 君  
委 員 小林 克敏 君  
" 山口 初實 君  
" 前田 哲也 君  
" 中島 浩介 君  
" 山本 啓介 君  
" 大久保潔重 君  
" 吉村 洋 君  
" 麻生 隆 君  
" 堤 典子 君  
" 浦川 基継 君

文化観光国際部長 中崎 謙司 君  
文化観光国際部政策監 浦 真樹 君  
文化観光国際部次長 岩田 正嗣 君  
観光振興課長 佐古 竜二 君  
国際観光振興室長  
(参事監) 佐々野一義 君  
物産ブランド推進課長 宮本 智美 君  
国際課長 永橋 勝巳 君  
国際課企画監  
(アジア・国際戦略担当) 小川 昭博 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

総務部長 平田 修三 君  
財政課長 早稲田智仁 君

企画振興部長 柿本 敏晶 君  
企画振興部政策監  
(離島・半島・過疎対策担当) 前川 謙介 君  
政策企画課長 陣野 和弘 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（総務分科会）  
第91号議案  
令和元年度長崎県一般会計補正予算(第7号)  
(関係分)

7、審査の経過次のとおり

午前 10時00分 開会

【山口(経)委員長】委員会を再開いたします。  
昨日に引き続き、関係部局の所管事務の概要説明を受けることといたします。  
委員会を協議会に切り替えます。  
しばらく休憩いたします。

午前 10時 2分 休憩

午前 11時45分 再開

【山口(経)委員長】委員会を再開いたします。  
午前中はこれにてとどめ、午後は、1時30分から再開し、国の経済対策に伴う補正予算について審査を行ない、審査終了後、「令和2年2月定例会の審査内容(案)」についての委員間協

議を行います。

しばらく休憩いたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前 11時46分 休憩

-----  
午後 1時30分 再開  
-----

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。

なお、理事者の出席につきましては、付議案件に係る範囲で、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

【山口(経)分科会長】 分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

企画振興部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【柿本企画振興部長】 企画振興部関係の議案について、ご説明いたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料（経済対策補正先議分）」をご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第91号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に沿って、1月30日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

補正予算は、歳入予算で3億3万3,000円の増、歳出予算で2,205万円の増を計上いたしております。

この歳入予算の内容は、地籍調査費負担金及び他部局で歳出予算を計上しております地方創生拠点整備交付金並びに特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用した事業に対応する

ものであります。

また、歳出予算につきましては、災害時の迅速な復旧に資するため、土砂災害警戒区域等を含む地域において、平戸市が実施する地籍調査事業に対する国土調査事業等補助金を増額いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

これは、平戸市が実施する地籍調査に要する経費の補助金であります。国からの追加予算の配分が2月となり、年度内に適正な事業期間を確保できないことから、2,205万円について、繰越明許費を設定するものであります。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)分科会長】 次に、土地対策室長より補足説明をお願いいたします。

【原田土地対策室長】 それでは、補正予算のうち、地籍調査費についてご説明をさせていただきます。

お手元に「令和元年度2月補正予算（経済対策補正先議分）事業説明書（土地対策室）」という1枚ものの資料がお配りされているかと思っておりますけれども、そちらをご覧ください。

この予算は、資料の3に記載をしておりますが、現在、11の市が実施しております地籍調査について、洪水等対応型地籍調査緊急対策として、今回の総合経済対策に盛り込まれたことに基づくものでございます。

国から示されました要件としましては、（3）に記載しておりますが、令和2年度の地籍調査事業として新たに要望している区域で、その中に土砂災害警戒区域や津波災害警戒区域等のいずれかが含まれ、調査の緊急性が高い地区とい

うことであります。

11の市と協議した結果、平戸市が実施予定の箇所に該当する区域が含まれていたこと、また、市の方も前倒しの予算確保について積極的なお考えであったため、国に割り当てを要望いたしまして、補正予算として今回計上させていただいたものでございます。

補正予算額は2,205万円と少額ではありますが、別途、令和2年度の当初予算といたしまして10億200万円程度を地籍調査事業補助金として計上させていただいております。

ご承認をいただきましたら、令和2年度は、当初予算とこの補正予算合わせて10億2,400万円をもって、災害対策や社会資本の整備等に資する地籍調査を進めてまいりたいと考えております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【山口(経)分科会長】次に、文化観光国際部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【中崎文化観光国際部長】それでは、お手元に文化観光国際部の議案説明資料をよろしく願います。

文化観光国際部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第91号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に沿って、1月30日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、諸収入7,232万円の増、歳出予算は観光費3億7,103万1,000円の増を計上いたしております。

これは対馬を訪れる韓国人観光客の減少に伴う国内客等の誘客対策として、宿泊・交通のパッケージ商品にしまの体験プランを加えたしま旅旅行商品の販売拡大や対馬市が行う受入態勢整備等の取組に要する経費を増額いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

国の交付金を活用する事業について、年度内に適正な事業期間を確保できないことから、観光費3億7,103万1,000円について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)分科会長】次に、観光振興課長より補足説明をお願いいたします。

【佐古観光振興課長】それでは、「予算決算委員会総務分科会補足説明資料 経済対策補正先議分」この縦型の資料に基づきましてご説明を申し上げます。

まず、表紙を1枚めくっていただきまして、1ページ目に歳入歳出の総括表を記載をしております。

上段の歳入ですけれども、観光振興課関係で7,232万円、こちらにつきましては、県が実施します事業の対馬市の負担金を計上しております。

それから、歳出予算につきましては、下段3億7,103万1,000円という数字でございます。こちらの中身につきましては、次の2ページでご説明をいたします。

国境離島振興事業費ということで、対馬の対策の事業になります。総額で3億7,103万1,000円です。

韓国人観光客の激減という状況を受けまして、

国境離島交付金を効果的に活用して、国内客の誘客を図ろうとするものでございます。

主な事業内容としましては、（1）から（3）まで掲げておりますけれども、（1）と（2）が県事業、（3）が対馬市事業ということになります。

まず、（1）のしま旅旅行商品等の販売促進でございますけれども、こちらにつきましては、平成29年度から取り組んでおります国境離島の滞在型観光推進、この既存の制度の範囲内で対馬市向けの送客の枠を拡大するというものでございます。しま旅旅行商品、こちらは団体向けになりますけれども、1万5,000人泊を計画しております。その下の企画乗船券というものがございまして、こちらは主に個人向けで1,000枚の計画を立てております。

それから、（2）対馬市内での観光割引制度の実施でございますけれども、こちらが、今回、内閣府の補正の中で、対馬市だけに特別に講じていただいた対策ということになります。

中身につきましては、国境離島の既存の制度と、それに上乘せをしまして、一人1泊当たり5,000円、最大1万5,000円という割引を実施します。これが従来と異なりますのが、宿泊ですとか、レンタカーなどの交通、それから飲食店といった形で、使い道が従来よりも広い割引という形になります。これにつきましては、割引の適用を3万人という目標を掲げております。

そのあたりを少し表でご説明をしておりますけれども、それぞれしま旅旅行商品から縦に商品の種別がございまして、今回の補正予算では、旅行商品が1万5,000、企画乗船券が1,000という形で、合計で約2万3,000人泊。これと別に、来年度の当初予算の中で対馬向けの送客として6,950人泊という計画を立てておりますので、合

計しますと、今回の補正予算と来年度の当初予算を合わせまして3万人泊の送客目標を掲げているところです。

それから、今申し上げました（1）と（2）というのが誘客対策ということになりますけれども、対馬市が国内向けの観光地としてレベルをアップしていくためには、やはり地元の受入態勢の整備が重要になりますので、そういった取組というのが最後の（3）に掲げております対馬市の事業ということになります。

3つ掲げておりますけれども、対馬市観光ブランディング事業、これは対馬の魅力の一つでございます。自然を活用したいろんなモデルコースを作成して、モニターツアーを実施するといった事業でございます。

2点目のおもてなし向上事業ですけれども、こちらは昨年10月に対馬市の地元、県も含めてですけれども、民間団体も含めておもてなし協議会というのを立ち上げまして、受入態勢に力を入れていくということにしておりますので、その協議会の活動経費ということになります。

最後のガイド養成事業につきましては、ガイド養成のためのハンドブックの作成、それからガイドの養成講座の開催といった事業内容になっております。

説明は以上でございます。

よろしく願い申し上げます。

【山口(経)分科会長】次に、総務部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【平田総務部長】総務部関係の議案についてご説明をいたします。

総務部の「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料（経済対策先議分）」をお開きください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、

第91号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に沿って、1月30日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようするものであります。

歳入予算は、繰入金9,558万8,000円の増、県債107億4,220万円の増、合計108億3,778万8,000円の増となっております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山口(経)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【小林委員】 企画振興部の地方創生拠点整備交付金についてお尋ねしますが、今まで、我々は地方創生、人口減少対策をはじめとして、地域の活性化という形で、国のありがたい支援が平成28年度ぐらいから本格的に始まったということで今日まできているわけですね。

それで、私も一般質問等々で質問したかもしれないが、いわゆる地方創生交付金というのを長崎県というのはかなりいただいているわけですね。これは長崎県分と市町分の2つに分かれてきているわけです。たしか平成31年度くらいまでは、47都道府県の中において長崎県は上位3位が5位の間に入っているということで、12億円から13億円くらいのありがたい支援をいただいていたのではないかと。トータルすれば四十数億円になるということで、そんな論理で展開をし、質問をいたしました。

そういう状況の中で、かなり地方創生推進交付金として長崎県は優遇していただいていると、こういう捉え方の中で、今回、経済対策の補正として、こういう地方創生拠点整備交付金という、我々が今言っているような地方創生推進交付金と拠点整備交付金というのが、私はこの拠点整備というのをあんまり知らなかったわけです。そもそも、地方創生推進交付金と拠点整備交付金という制度の違いはどこにあるのか、まずそこを教えてください。

【陣野政策企画課長】 今、小林委員からご質問がありました地方創生に関する交付金につきましては、委員ご指摘のとおり2種類ございます。

一つが地方創生推進交付金という形で、委員からお話がございましたように、こちらにつきましては「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取組を一層進めるための取組に支援をするという形で交付金制度が設けられております。こちらにつきましては、平成31年度、令和元年度の交付決定額は委員からお話がございましたように県分で申し上げますと約12億8,000万円、全国順位でいいますと第3位、市町分で申し上げますと12億5,800万円程度ということで、全国順位5位といった形で、総合戦略に掲げる取組を一層推進するという目的でソフト、ハードともに使えるような制度になっております。

一方、今、委員からお話がございましたように、今回の補正予算で計上しております地方創生拠点整備交付金、こちらにつきましては、主にハード整備を対象とした交付金でございます。

目的といたしましては、「地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な施設整備を支援することによって、所得や消費の拡大を促し、地域の活性化、住民の地方への定住を目的とした」という形で、拠点整備交付金につ

きましては、主にハード整備を対象としているという点が、地方創生推進交付金につきましてはソフト、ハード両方対象になっておりますが、拠点整備交付金につきましては、ハード整備を目的としているという点で違いがございます。

また、推進交付金につきましては、主に当初予算でそれぞれ国の予算で計上しておりますけれども、拠点整備交付金につきましては、経済対策の折に予算計上されるという面もございまして、そういったところでの違いはございます。

【小林委員】よくわかりました。

ただ、今言うように、地方創生推進交付金については当初予算でいろいろと、どんな事業の展開をやってどれだけの成果を出すぞということについては、当然いろいろ検討ができるわけです。ところが、今のお話のとおり、この地方創生拠点整備交付金はハード面が主であると。しかも、通常あるわけではなくして、経済対策の折にこの交付金が拠出されるというご答弁がありました。

では、今回、これだけの交付金をいただいて、どんな事業を展開しようとしているのかと。ハード事業であって、人口減少対策だとか、あるいはまちを活性化させるとか、あるいは所得の向上を求めていくとか、従来、地方創生と言えばそういうところが柱だろうと思うわけです。そういうハード面で、その目的を達成するような今回の事業というのが、どれくらいの規模でどういう内容になっているのか、そこのところについてお尋ねをしたいと思います。

【陣野政策企画課長】今回の経済対策の補正予算で予定しております事業につきましては、農林部の方で歳出予算を計上しております。具体的に申し上げますと、農林技術開発センターにおきまして、花卉の栽培におきましてAI等を

活用した高度な環境制御技術を開発することによりまして、生産性の向上並びに安定した生産をつなげることによりまして、最終的には所得の向上、そして人口の定着というものを目的とした事業について充当しております。

事業費といたしましては、約1億4,700万円の歳出予算を計上しております。2分の1の交付金という形で今回政策企画課の方で約7,300万円ほどの歳入予算を計上しているという状況でございます。

【小林委員】今、最後に言われた、いわゆる国の交付金として2分の1と。大体事業全体については、当然真水の負担というのがあるわけでしょう。そういうところについて、その真水の負担の2分の1、50%がいわゆる交付税で措置されるということになると、長崎県の負担金は、その全体の中の4分の1でいいと、こういうことを言っているわけですか。

【陣野政策企画課長】先ほど申し上げました歳出予算が1億4,700万円、2分の1が国の交付金として約7,300万円まいります。残りの2分の1の地方負担につきましては、今回、経済対策ということもございまして、ハード整備に伴います地方債、補正予算債というのが充当されます。こちらにつきましては、2分の1のところの全額に補正予算債が充当されます。そのうちの2分の1が交付税措置されるということですので、委員ご指摘のとおり、全体で申し上げますと、約25%の負担で今回の施設整備ができるという状況になっております。

【小林委員】拠点整備交付金というのが、やっぱりそれだけ非常に有利な展開ができるということ。しかも、経済対策の時しか、併せてこういうものが出てこない。こういうようなことで、若干もう少しあったらいいなという感じが



しますけれども、おいそれと経済対策ばかりがあるわけではない。これが1億4,700万円の事業費ベースになっているわけですね。

そうすると、今、農林技術開発センターで花卉の栽培等々をAIでやっていくんだというお話でありますね。これによってどういうメリットがあるのか。地域の活性化とか、それとも所得の向上とか、そういう地方創生に見合うような事業内容になっているのかどうか。いわゆる経済対策が出されて、その時にこういう拠点整備の交付金ということで、その事業をじっくり考えるような時間帯が本当にあるのかどうか。本当にこの事業が最高に、いわゆるこの交付金の制度、仕組みの一番いい事業になっているのかどうか。この辺のところを最後に質問したいわけではありますが、その点についてはどうですか。

【陣野政策企画課長】今回の農林技術開発センターの施設整備につきましては、そもそも農林部におきまして、花卉の栽培において、どういった形で生産性の向上につなげていくのか、さらに、安定生産性をどうした形で技術開発していけばいいのかということ通常考えていて、今後、例えば令和2年度の予算で計上しようとする中で、今回補正予算という形が出ましたので、前倒ししてこの交付金を活用したというところでございまして、常日頃からどういった形で生産性の向上につなげていくのか、技術開発をするのか、どういった施設整備が必要なのかというところを議論する中で今回の交付金を活用したというところでございます。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【山本(啓)委員】ご説明いただきました観光振興課の国境離島振興事業費、対馬観光誘客対策

事業費についてお尋ねをします。

まず、この前提となった韓国人観光客の減少ですけれども、昨年の7月からあったと思いますけれども、現在の動向について、把握している数字を説明していただきたいと思います。

【佐古観光振興課長】昨年の8月から本格的に減少というのが始まりまして、年末に向けて前年比で9割減という状況で推移をしてきております。

今年に入りまして、1月は前年比8割減と少し持ち直し、数字上は幾分やわらいで、地元で直接ご意見をお伺いしましたところ、地元の事業者の皆様もここで持ち直していくんではないかというお考えを持っていらっしゃる事業者もおられました。

ただ、ここにきて、また新型コロナウイルスの問題も出てきておりますので、そこはコロナウイルスのこともしっかり推移を見極めながら、もともとの対馬への入り込みの減というのがどういったふうに移っていくかというのは、少し予測が難しいところではございますけれども、しっかり注視してまいりたいと思います。

【山本(啓)委員】前提となる数字を確認したいと思いますけれども、今、9割減、8割減、2つの数字が出ました。9割減が8割減になったから少し持ち直したという感覚はちょっとまだわからないんですけれども、実際の実数を少しお話いただきたいのと、併せて、昨年末から行われ、また、今回の補正でもつながっている国内客の誘客の動向、これについてもご説明いただきたいと思います。

【佐々野国際観光振興室長】対馬に一昨年41万628名、昨年が7月半ばから減少になりまして、平成31年の計が26万2,748名ということになっております。

【佐古観光振興課長】国内客の動向についてでございますけれども、昨年9月に補正予算をいただきまして、対馬の対策に取り組んでまいりました。もともと国境離島交付金を活用した、いわゆる団体向けのツアー商品というのを9月補正後で年間約6,500人泊の送客を計画しておりましたけれども、現時点で年間の見込みとしまして約8,000人泊の実績見込みとなっております。

それプラス9月補正で県の単独の3,000円の宿泊割引キャンペーンというのを実施をいたしまして、これは1万人のご利用というのを計画しておりましたけれども、これも2月末までが事業の実施期間ですけれども、ほぼ1万人を達成できる見込みということで、合わせまして年間で1万8,000人という数字になっております。

【山本(啓)委員】41万人から26万人に減った韓国人観光客に対して、国からのもの、また県の独自のもの、市の取組、それらの年末の取組も含めて、国内客を昨年よりも多く取組、年末は6,500人のところを1年間で大体8,000人ぐらいまで引き上げることができたと。さらには、2月の推計で1万8,000人というところまで上げる。

要するに、今回の新しい補正予算の中身についても、韓国人観光客の減少に対して、またコロナの今の状況も含めて、国外からのものよりも、国内客に対して、この3つの事業を今取り組んでいると理解してよろしいですか。

【佐古観光振興課長】観光振興課で取り組んでおりますのは、国内客の誘客ということでございます。

【山本(啓)委員】その上で、この3つの事業のそれぞれの補正額であります、国、市、そして県の取組があろうかと思っておりますけれども、そ

れぞれの予算の内訳がもしわかれば説明いただきたいと思っております。

【佐古観光振興課長】補足説明資料で申し上げますと、(1)の1億6,100万円、それから(2)の1億6,000万円というのが県事業でございます。これに対して10分の5.5というのが交付金、国の方から入ってまいります。それと、残り10分の4.5を県と市で折半いたしますので、県の持ち出しとしては10分の2.25、対馬市の10分の2.25は、先ほど歳入予算のところでご説明した数字ということになります。

それから、(3)の対馬市事業になりますけれども、こちらにつきましては全体の事業費に対して10分の5.5というのが同様に国から入ってまいりますので、それを県の予算として一旦受けて、プラス一般財源で県の単独での継ぎ足しというのでも10分の2.25いたしまして、対馬市の実質負担を10分の4.5から10分の2.25に下げるといふ支援も行ってまいります。

【山本(啓)委員】そして、新しい取組の中には、おもてなし向上に関する受入態勢整備への取組の支援をすとか、対馬観光ブランディング事業とか、これはもういわば外国人、韓国からのお客さんではなくて、国内客の方々にしっかりとおもてなしができる受入態勢をつくると、そういった向きをソフト、ハードともにしていくものだと思っておりますけれども、この取組によって、先ほど数字が出ていました3万人泊を生み出そうと。これは全体として、新年度全体を見て、先ほど41万人から26万人に減ったと。韓国人観光客が復活する可能性も、もちろん今後あるわけですけれども、この3万人泊は少し41万人に対してボリュームが少ないと思うんですけれども、そういった部分についての認識はどうですか。

【佐古観光振興課長】少し数字について先に説明させていただければと思いますけれども、41万人という数字は日帰り客も含んだ韓国人の対馬への入国者数でございます。

同じ時期、平成30年、対馬市の延べ宿泊者数というのが48万人でございます。48万人のうち35万人が韓国人の方で、残りの13万人が日本人のお客さんだと。ビジネスの方もいらっしゃいますので、地元の感覚、我々でしっかりしたデータはないんですけれども、地元の感覚でいきますと、2万人から3万人が日本人観光客だろうという認識でいらっしゃいます。

そういう前提の中で、来年度は今回の補正予算も含めまして、3万人という目標は一旦掲げておりますけれども、もちろん韓国人の減少割合からすれば、この3万人をさらに上積みしていく必要はあると思っておりますので、今日、ご説明しております事業以外にも、対馬市においては宿泊施設の水回りですとか、あるいは改修、県外のいろんな旅行会社の方からもソフト面、ハード面、いろんな課題も指摘されておりますので、我々の誘客対策、それから対馬市のハード面の対策、そういったものを総合的に進めていながら、3万人をさらに上積みしていくというところでしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

【山本(啓)委員】最後にしますけれども、こういった事業一つひとつとって、数字、観光客の入り込み状況とかが反映できれば、効果が出ればと思うんですけれども、実際に昨年8月から韓国人観光客が激減した折に、失業、また雇用をやめた人たちの数というのも、たしか事前に60人余りですか、伺っています。今回のこの事業で、そういった方々を再雇用したり、そういった方々がまたさらに、再び活躍できる場が

構築できるものと捉えてもよろしいんでしょうか。最後にその答弁をいただいて終わりたいと思います。

【佐古観光振興課長】もちろん、そういったことを目指して取り組んでまいり所存でございますけれども、現地でもいろんな実情をお聞きしますと、離職された方も少し年齢が高かったりということで、必ずしも次の、例えば同じ宿泊施設に就職することを希望されないとか、そういう状況もございます。そういう状況もありますけれども、逆に今度は若い方に入ってきていただくとか、対馬の経済活性化はもちろんですけども、住民の皆さんがしまの中で暮らしていけるように、そういった思いで今回の対馬の特別対策というのは取り組んでまいりたいと考えております。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【小林委員】今の観光振興課長の答弁をずっと聞いておまして、よくやっているとしたいと思いますよ。

昨年の9月に補正予算を組みましたね。あれはたしか1億円だったか。8月ぐらいから日本と韓国の国際的な関係が悪化し始めて、激減をしたわけだね。

そういう中で、県としてどうするかと。直ちに皆さん方にご尽力をいただいて、9月補正で1億円を決定して、その経過、いわゆる成果を見ておったわけです。確かに41万人から26万人というような実態があることは事実であるけれども、その1億円を使い、いろいろな対策を打っていただいて、先ほどから言われる前年度までの実績1万8,000人というのは今日まで入っているのかな。誘客が1万8,000人ぐらいになったということについては、そういう状況の中でや

っていただいているわけです。これを、また今お話のとおり、3万人ぐらいの国内の日本人をそういうことで対馬に送ろうということで、旅行代理店等々にお力添えいただきながらやっている、こういうことですね。

その3万人に対して、いわゆるこの補正と経済対策を使った取組の総予算、その3万人の根拠、これは資料に書いてあるか、大体経済対策と当初予算で幾らぐらいの予算をもって3万人の誘客を実現させようということで旅行代理店と詰めていただいているのか、お尋ねをします。

【佐古観光振興課長】今回の補正予算につきましては、約3億7,100万円という数字でございますけれども、令和2年度の当初予算におきましても、対馬市分ということで約9,000万円の予算を組む予定にしておりますので、合計しますと4億6,100万円といった予算で3万人という目標を達成していこうと。もちろん、3万人をさらに上積みしたいというのが我々の思いでございます。

【小林委員】当初予算と経済対策を合わせて4億6,000万円ということ。その4億6,000万円ぐらいで3万人の誘客を成功させようとしているわけですね。しかも、実績の1万8,000人ぐらいの状況から一気に3万人とぱっと上がるんだよね。予算がどのくらい多くなっているかということであろうけれども、やっぱり3万人ぐらいを対馬にお客様として迎えることができるという、旅行代理店は頑張らせていただいているけれども、それだけの根拠というか、思い切って3万人ということをぼんと打ち出せるその根拠というものは、何か当てがあることでありますか。希望的な観測だけじゃないだろうと思うんですが、どうですか。

【佐古観光振興課長】3万人という目標でござ

いますけれども、これまで、今年度9月補正後に旅行会社と連携しながら進めてきた事業の効果でございますとか、実績ですとか、そういったことをもとに、3万人という目標を国の方ともご相談しながら掲げておりますので、やみくもな目標ということではなくて、我々として必ず実現しなければならない目標ということで取り組んでまいりたいと思っております。

【小林委員】これまで総務委員会で、長崎県の経済基盤のいろんな角度から考えた時に、観光振興対策というのはとても大事な長崎県の行政の役割というのをこうやって議論をしてきたわけけれども、今までの議論の中において、これだけきちと答えていただくということが、失礼だけれども、あまり見通しがなかなかうまくいかないということが多かったと思うんですよ。例えば、上海便についても、あるいはソウル便についても、今まで大体これくらいになっていくのではないかと、本会議で質問したり、あるいは答弁していただいたり、ここで答弁していただいたりということで、かなりの見通しの暗さがあったんだけど、今回のこの対馬対策については、それだけの予算で3万人、あるいはそれ以上のことができるのではないかと、こういうような形で、実際にその可能性が高いと、こういうことで非常に真の経済対策、真の予算に対しての、いわゆる消化に対するこの結果、投資対効果がこれだけ出てくるかといえ、大変ありがたいと思います。これは経済対策として今審議しておりますので、ぜひ対馬についてはそういう形の中で、必ず結果をしっかりとこの委員会で報告ができますように、心から期待しておきたいと思っております。

よくやっていただいていることに感謝をしたいと思います。ありがとうございました。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【北村副会長】土地対策費、地籍調査費について質問しますが、平戸市がやられるということでもどんどん進んでいけばいいなと思っているんですけども、この「平戸市内の2区域が要件に該当」という記載がありますが、それ以外に該当した地域というものがあったのかなかったのかだけお知らせください。

【原田土地対策室長】令和2年度の当初予算で、先ほど10億165万2,000円補助金を計上したと申しあげましたけれども、そのうちの7億350万5,000円、これは11市が災害対策で特に予算化したものでございまして、令和2年度はこの当初予算と補正予算と両方で防災対策に資する地籍調査を進めていきたいと考えております。

ですから、今回の平戸市の分は、この7億円分の前倒しと考えていただいて結構だと思います。

【北村副会長】わかりました。ほかにもあるけど、前倒しでここからやるんだよということですね。特に、ここが緊急性が高かったとか、前倒ししなくてはいけなかったとか、地元から要望があったとか、そういうことがあったりしたんでしょうか。

【原田土地対策室長】ほかに地域はあったんですけども、特に平戸市の方が前倒しの予算を取りに行くという積極的な姿勢がございましたものですから、今回上げさせていただいたものでございます。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第91号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

分科会の審査結果について、整理したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

-----  
午後 2時12分 休憩

-----  
午後 2時12分 再開  
-----

【山口(経)分科会長】分科会を再開いたします。これもちまして、分科会の審査を終了いたします。

【山口(経)委員長】引き続き、3月9日からの委員会の審査内容等を決定するための委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

-----  
午後 2時13分 休憩

-----  
午後 2時14分 再開  
-----

【山口(経)委員長】委員会を再開いたします。これより、3月9日からの委員会の審査内容等を決定するための委員間討議を行います。

審査方法につきまして、お諮りいたします。

審査方法は、委員会を協議会に切り替えて行うこととしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 ご異議ないようですので、  
そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 2時15分 休憩

-----  
午後 2時17分 再開  
-----

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、総務委員会及び予算決算  
委員会総務分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

-----  
午後 2時18分 閉会  
-----

# 第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年 3月 9日

自 午前10時 0分  
至 午後 4時14分  
於 委員会室 1

教養課長	久保 宗一 君
厚生課長	矢竹 雅敏 君
生活安全部長	田尻 弘久 君
生活安全企画課長	平田 泰範 君
少年課長	田川 佳幸 君
生活環境課長	江口 磨貴一 君
サイバー犯罪対策課長	中村 敏弘 君
地域部長	宮崎 光法 君
地域課長	平戸 雄一 君
通信指令課長	黒岩 茂久 君
刑事部長	羽田 敏雄 君
刑事総務課長	宮原 哲朗 君
捜査第一課長	中村 勝重 君
捜査第二課長	柴原 雅也 君
組織犯罪対策課長	平井 隆史 君
交通部長	土井 隆 君
交通企画課長	松岡 隆 君
交通指導課長	植木 保 君
交通規制課長	三浦 寛 君
運転免許管理課長	黒崎 誠 君
警備部長	豊永 孝文 君
公安課長	杉町 孝 君
警備課長	多田 浩之 君
外事課長	船場 幸夫 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	山口 経正 君
副委員長(副会長)	北村 貴寿 君
委員	小林 克敏 君
"	山口 初實 君
"	前田 哲也 君
"	中島 浩介 君
"	山本 啓介 君
"	大久保 潔重 君
"	吉村 洋 君
"	麻生 隆 君
"	堤 典子 君
"	浦川 基継 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

警務部長	菅谷 大岳 君
首席監察官	福山 康博 君
首席参事官兼警務課長	山口 善之 君
広報相談課長兼総務課長	川本 浩二 君
会計課長	佐藤 一春 君
装備施設課長	塩崎 裕三 君
監察課長	杉本 正彦 君

会計管理者	野嶋 克哉 君
会計課長	福田 修二 君
物品管理室長	岩村 政子 君
出納室長	櫻井 毅 君
監査事務局長	下田 芳之 君
監査課長	田尾 康浩 君
人事委員会事務局長	大崎 義郎 君



職員課長(参事監) 三田 徹 君

労働委員会事務局長(併任) 大崎 義郎 君

調整審査課長 齋藤太紀雄 君

議会事務局長 木下 忠 君

次長兼総務課長 柴田 昌造 君

議事課長 川原 孝行 君

政務調査課長 太田 勝也 君

文化観光国際部長 中崎 謙二 君

第17号議案

長崎県危険物等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例

第18号議案

長崎県手数料条例の一部を改正する条例（関係分）

第19号議案

長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（関係分）

第20号議案

職員のサービスの宣誓に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

第21号議案

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第22号議案

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

第23号議案

内部組織の設置に関する条例の一部を改正する条例

第24号議案

長崎県吏員恩給条例の一部を改正する条例

第25号議案

長崎県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と長崎県吏員恩給条例による恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

第26号議案

長崎県県庁者建設整備基金条例を廃止する条例

第27号議案

長崎県税条例の一部を改正する条例

## 6、審査事件の件名

予算決算委員会（総務分科会）

第1号議案

令和2年度長崎県一般会計予算（関係分）

第9号議案

令和2年度長崎県庁用管理特別会計予算

第12号議案

令和2年度長崎県公債管理特別会計予算

第77号議案

令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）  
（関係分）

第84号議案

令和元年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第1号）

第87号議案

令和元年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）

## 7、付託事件の件名

総務委員会

（1）議案

第28号議案

ふるさと長崎応援寄附金基金条例

第29号議案

長崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

第30号議案

長崎県監査委員条例の一部を改正する条例

第31号議案

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

第57号議案

財産の取得について

第58号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

第59号議案

包括外部監査契約の締結について

第74号議案

長崎県観光振興基本計画の変更について

(2) 請 願

な し

(3) 陳 情

- ・海運・船員の政策諸課題に関する申し入れ
- ・お願い（陳情）
- ・要望書（県内企業（単体又は共同企業体）での発掘調査の実施について）
- ・産業動物診療及び公務員獣医師等の確保と処遇改善に関する要望書
- ・陳情書（請願権条例の制定を求める件）
- ・長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書
- ・ユニバーサルデザインタクシー車両導入補助金助成制度新設に関する陳情書

---

8、審査の経過次のとおり

-----  
午前10時 0分 開会  
-----

【山口(経)委員長】 おはようございます。

ただいまから、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第17号議案「長崎県危険物等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例」ほか18件であります。

そのほか、陳情の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を、総務分科会において審査することとなっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分ほか5件であります。

審査方法につきましてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

これより、警察本部関係の審査を行います。

まず、理事者側から幹部職員の紹介を受けることといたします。

【菅谷警務部長】 おはようございます。

警察本部警務部長の菅谷でございます。

それでは、先般、2月26日の所管事務概況説明の総務委員会で紹介をいたしました幹部職員を除く、本日出席の幹部職員についてご紹介いたします。

（各幹部職員紹介）

以上でございます。どうぞよろしくお願ひします。

【山口(経)委員長】 それでは、これより審査に入ります。

【山口(経)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

警務部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【菅谷警務部長】 それでは、警察関係の議案についてご説明申し上げます。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の警察本部の1ページをお開きをお願いいたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分について、ご説明いたします。

予算額は、歳入予算11億3,414万8,000円、歳出予算395億645万8,000円を計上いたしております。

まず、歳出予算の主なものについてご説明いたします。

1ページ最下部をご覧いただきたいと思いますが、そこに記載してあります一般庁費等の管理的な経費として、光熱水費、電子計算機等の使用賃借料等19億8,222万6,000円、その他の歳出といたしましては、2ページ中段に記載してあります警察施設費につきまして、一般施設整備費として警察署庁舎改修経費等3億5,567万1,000円などを計上いたしております。

3ページをご覧ください。

上段に記載してあります一般警察活動費として、警察活動における一般的な運営、地域警察に要する経費等11億3,514万1,000円を計上いたしております。

一般警察活動費につきましては、高齢者が安全で安心して暮らせる社会づくりに向けて、深刻な状況にある特殊詐欺などの犯罪の抑止対策経費、高齢者が関係する交通事故の抑止対策経費などを計上いたしております。

このほか債務負担行為は、3ページ下段から4ページにかけて記載しておりますとおりでございます。

続きまして、4ページ中段から記載してあります第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算額は、歳入予算3,357万3,000円の減、歳出予算3億8,309万3,000円の減を計上いたしております。

歳出予算の主な内容は、職員給与費既定予算の過不足調整や、長崎警察署庁舎建設に伴う工事費等の執行残等を計上いたしております。

最後に、令和元年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和元年度の予算につきましては、今後、年間の執行額の確定に伴い整理を要するものがあり、これらの整理・調整を行うため、3月末をもって、令和元年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山口(経)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【麻生委員】 おようございます。

今回、生活安全警察費として8,675万円が計上されております。今、特に薬物関係の犯罪が起きています。この前も1月ですか、長崎市内の大学の関係で発見された。それと、この前も佐世保地域で事件が起きました。

こういう薬物に対する今回の取組として、予算的にはどの程度見ていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

【佐藤会計課長】薬物事犯の取締りに関しましては、覚醒剤あるいは麻薬といったものがありますけれども、こういった取締りに関しては基本、国費にて支弁をしているところであります。

薬物関係についての広報啓発関係につきましては、この生活安全警察費の中で計上をしております。

【麻生委員】国費で、その都度支給されるという形でしょうか。

ある一定、捜査を含めてやるのに事前捜査とかあると思います。特に麻薬関係については、天草でこの前、摘発されましたけれども、大型の海上、瀬取り関係の状況があります。長崎県内も多くの海岸線を有するところでありますので、県民の安全を守るという意味では、麻薬犯罪も含めてしっかりと対策を含めてやるべきだと思いますし、なかなか表に出てこない捜査も展開しなくてはいけないと思いますので、そういう観点で、事が起きてから国費を要求するのではなくて、事前調査だとか、相手があるんでしょうけど、それはこの警察費の中で包含されながら立証するという形で考えていいんでしょうか。

【佐藤会計課長】国の予算につきましては、警察庁の方から、四半期ごとに所要額の配分を受けております。

事前の内偵とか、そういうものにつきましては県費の方でも個々の生活安全警察費、あるいは

刑事警察費の中の活動経費を使って所要の捜査を行っているところであります。

【麻生委員】わかりました。国費で四半期ごとに支給されるということですか。

こういう青少年関係の展開が多くなっています。昨年、京都府で、高校生が中学生とか高校生の若年層まで展開しているということで、対岸の火事ではないと思っているんですね。

そういう点については、少年課についての対策ということで、予算的なものは、現状の活動費の中で展開すると考えていいんでしょうか。

【佐藤会計課長】生活安全警察費の中には、そういった経費について、いろんな捜査報償費であるとか、あるいは捜査に伴う旅費、そういったもろもろの経費を約8,000万円という形で今回、計上させていただいております。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【前田委員】予算の中で職員公舎整備費として内部改修、解体経費ということで9,854万7,000円計上されていますが、今現在、職員公舎の住居の活用の状況は、大体どれぐらいの割合で入居されているんですか。戸数を含めてお知らせください。

【塩崎装備施設課長】職員公舎の現状についてご説明いたします。

現在のところ、職員公舎につきましては、主に家庭を持つ者が入ります通常の職員公舎と独身寮とがございます。一般の職員公舎につきましては173棟で1,196戸ございます。独身寮につきましては5棟の166室ございます。これを足しますと178棟の1,362戸となっております。

現在のところの平均の入居率は、全体として約83%となっております。

【前田委員】かなりの戸数があるということですか。

一昨年だったと思うんですけど、私の住む城栄町の公舎も売却されて、思った以上に高い金額で入札されたと聞いていて、今は住宅に変わっています。

そういうことを考えた時に、83%あるから、なかなか集約は難しいんですけども、これから計画的にそこら辺の存廃も含めたところで進めていこうというものがあるのかどうか、それについてご答弁いただきたいと思います。

【塩崎装備施設課長】今お尋ねの件でございますが、県警といたしましては、通常、公舎というものは、これまでは古くなったら建替えをやっていたんですけども、厳しい県の財政等もございまして、今のところは予防保全措置を図って長く使えるものは長く使っていくという形で、改修や整備を行っております。

それでも老朽化したり、その他必要がない状況になった場合につきましては、廃止をするようにしております。その関係で、先ほど委員がおっしゃいました城栄町の公舎とか、その他各地区におきまして廃止を検討しているところもございまして。

その場合、必要があるものについては今後、県警で転用を行ったり、もしくは、先ほどお話があったように民間に売却して県の財源にするように考えております。

あとは、職員の稼働、勤務に資するように、建設も含めて、今後とも計画的に対応していく予定でございます。

【前田委員】未入居のところに関しては、これは全庁的なことですが、離島から県内定着をする若者たちの住居とか、養護施設を出た子たちにも暫定的にお貸しするというふうに庁内的には方針が出ていますので、83%ということで、余剰が出ている部分については活用を図っていただくことを要望しておきます。

議案外で質問しようとも思ったんですけども、予算に絡んでいますので、この場で続いて質問させていただきますが、運転免許費についてです。

平成30年あたりから、地区交通安全協会の仕事の委託の仕方が、労働局から指示が出ているということで、平成30年、平成31年と立ち入り調査等を含め改善の指導もあっていったと思うんです。

その上で、昨年、地区安全協会のあり方について県警と協議をしていると、免許業務の委託のあり方について当該事業者と協議を進めていたと思うんですが、これはどういう形で決着をつけて今回委託費を上げているのか、ご答弁をいただきたいと思います。

【佐藤会計課長】今回、令和2年度の運転免許関係の事務委託予算につきまして、契約は一般競争入札で行っております。

ただ、これまでと違ったのは、離島地区と本土地区を分けて入札にかけるという方式に変えております。その業務内容等を見直して、予算額的には例年に比べて増額して計上させていただいたところであります。

【前田委員】会計課長から答弁がありまして、実務の件はそれで了解しますけれども、地区安全協会の存続が非常に厳しいという話の中での地区安全協会の立ち位置というか、組織のあり方、今までの仕事のやり方も含めて労働局から改善の指示が出ていましたね。そういうことについては県警としてどのように関わって、今後、地区の安全協会の存続は私は必要だと思っておりますが、そのためにはどういうふうな支援を県警としては考えているのかということについて、改めてお尋ねしたいと思います。

【黒崎運転免許管理課長】委員からご質問のありました、労働局からご指導があったことにつ

いての対応につきましては、業務の形態的に委託関係が適正になされるように、例えば指揮命令系統について確実に委託者側が責任をもって行えるような組織体系図としたという形で、これが、俗にいう偽装委託とならないような形に確立できるよう指導を徹底したという形でございます。

その他、経営等につきましては、交通安全協会の賛助金等が大きく減少している現状があるようでございまして、この辺の財政的な状況等については私の方として把握する権限はございませんが、そういった分で自助的な努力をされていると聞き及んでいるところでございます。

【前田委員】昨年から、地区安全協会と県警の中で、委託について、入札について、いろんな調整というか話し合いをしていたと思うんですが、最終的には、先ほど会計課長からもあったように、地区安全協会が入札に手を挙げるか挙げないか、挙げないとするならば、そこは県警の組織として対応するという事だったと思うんです。

結果どういう形になっているかというのは別としながらも、今、運転免許管理課長から答弁いただきましたけれども、そういった実務の部分は別としても、地区の安全協会の存続というか、これからもやっていく中で、自助努力でやる部分は当然ではありますが、目下の現況を考えた時に地区安全協会がこれから先、継続的に運営していくことは非常に厳しいという声は聞いているわけですね。

そうした時に、それは自助努力ということじゃなくて、県警の中で地区安全協会というものをどういうふうに見ているのかということを確認したい。

それによっては、県警として、地区安全協会に対する支援のあり方というものを検討してい

いと私は思っているんですが、そういう点はいかがですか。

【松岡交通企画課長】地区の交通安全協会というのは、ボランティア活動に従事してご協力いただいていることから、今後とも関係機関・団体として交通安全活動にご協力いただきたいと考えております。

しかしながら先ほどからお話があつております、会費等の減少があることも承知はしておりますが、我々県警といたしましては、交通安全活動を推進していただきたい団体の一つでもありますことから、重点的な安全活動にシフトした活動へのご提案とか、もしくは自治体へのご理解をいただく活動等のご相談や、協会費の収入のあり方等につきましてご相談に対応して、今後とも効果的な交通安全活動を推進していただける団体として活動していただきたいとも考えております。

【前田委員】この程度にとどめますけれども、安全協会は各地区にあるので、今後もそういった現況を確認しながら、どういう形がいいのかわかりませんが、任意の団体とはいえ地区安全協会が必要な団体だという認識があるのであれば、県警の中でその支援についても一定、ご検討いただきたいということをお願いしておきます。

交通安全施設整備費として9億1,420万8,000円上がっていますが、これは積算の根拠としては大体どれぐらいの箇所数なのか。

毎年、地域からそれぞれ、信号機の新設や改良、道路標識の要望は出ているんですけれども、ある程度これで解消されているというか、積み残しはないと理解をしいですか。

その数についても、前年度と今年の対比をご答弁いただきたいと思います。

【佐藤会計課長】今回の交通安全施設整備費約

9億円の中身につきましては、円滑な交通を確保するための交通管制センターの経費であるとか、あるいは交通信号機の新設と更新、それと道路標識、標示の整備という形で計上しております。

信号機の新設につきましては、今回5カ所を計上させていただいております。

【前田委員】要望は何カ所上がっているんですか。

【三浦交通規制課長】しばらく休憩をお願いします。

【山口(経)分科会長】しばらく休憩します。

-----  
午前10時27分 休憩

-----  
午前10時27分 再開

【山口(経)分科会長】再開します。

【三浦交通規制課長】信号機の設置要望箇所としては、これまでの統計で27カ所ほどいただいております。その中で、実際に必要として認めているところが現在5カ所、そのほか道路の周辺の道路改良とか必要性を検討しているところがございます。現在、要望等にお応えすべく信号機の設置の必要性等を判断して、順次要望に伝えていきたいというふうに考えております。

【前田委員】数字ですから、事前にお知らせしておけばよかったんでしょうけれども、要望と対比して、まだまだ十分というか。

優先順位を考えた中で今回予算を組んでいると思いますが、地域から上がってくる要望は、住民の安全を守るという意味で言えば、かなり深刻というか、そういうことも含めて要望しているのです、予算の制限はあるかもしれませんが、できるだけ要望の上があったところで必要なものの予算がきちんとつくような形で、今後も予算の計上をしていただきたいということを要望しておきます。

最後になりますが、4月から長崎署が新しい庁舎になるわけですが、一つの特徴として、運転免許証の即日交付ができるようになると認識をいたしておりますけれども、実際にそれが始まった場合に、即日交付がどれぐらい件数的に予想されているのかということ。

4月1日からここが稼働すると、稲佐署と長崎署は完全に使わなくなるわけですね。稲佐署については活用をまだ図っているということですが、それぞれの署の活用検討状況についてご答弁をいただきたいと思います。（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

【山口(経)分科会長】しばらく休憩します。

-----  
午前10時29分 休憩

-----  
午前10時30分 再開

【山口(経)分科会長】再開いたします。

【黒崎運転免許管理課長】まず、長崎センターの開設に伴う即日交付率のパーセンテージについてお答えいたします。

現状としまして、平成30年のデータで長崎県内の即日交付率は56.9%でございまして、長崎センターが設立して即日交付化しますと、これが70%台に向上するかと考えられます。

この向上の理由につきましては、長崎市内の警察署は現在、後日交付警察署でございまして、これが全て即日交付化する時には75%台に上がるという形で考えられているところでございます。

その後の運用等につきましては、4月1日から2日にかけて開場する予定がありますことから、その後については長崎警察署管内の窓口については閉鎖という形で計画しております。

【山口(経)分科会長】ちょっと確認いたします。

最初に70%に向上とおっしゃいました。その

後に75%とおっしゃいましたけれども、どちらでしょうか。

【黒崎運転免許管理課長】訂正いたします。75%台でございます。

【塩崎装備施設課長】先ほど委員からご質問がございました長崎警察署及び稲佐警察署の跡地活用について、ご説明したいと思います。

まず長崎警察署につきまして、桶屋町にございました長崎警察署の庁舎につきましては、3月7日に尾上町の方に移転を完了しております。これにつきましては用途を廃止する予定としております。

この跡地につきまして、県の他部局に確認をいたしました。特に使用等につきましての希望等はございませんでした。

市町に確認をしましたところ、長崎市から要望がありまして、取得をしたいという形でお話が出ております。

これにつきまして売買等を行う場合には、それが公用であるのか公共用であるのか、そういったもの確認して、その後に手続に入るといった形になっております。今、要望書をいただいておりますので、それも含めまして市の方と県も含めまして確認を行っているところでございます。これが終了して、用途に合致している場合には、売買につきまして手続を行う予定としております。

次に、稲佐警察署の方につきまして用途を廃止する予定です。これについては4月1日に現在の長崎警察署と統合を行います。移転等作業が完了した以降に廃止をする予定です。

これにつきましては、今ある建物を改修いたしまして、留置場とか警察のマークとか、そういったものを取り外して、一般の民間の方でも使用ができるような形で改修を令和2年度に行

う予定としております。

今のところ、県の方でも市町の方でも活用等の要望がございませんので、恐らく公募、もしくは一般競争入札という形になる方向でございます。

【前田委員】全庁的な基準に照らして、まず庁内で活用がないかということを確認し、その後は当該の市町に対して確認をした中で、長崎署については活用したいということで、それが公のものなのかどうかの確認をこれからやっていくということ。

稲佐署については、県警の予算で改修するんですね。ただ、庁内においては用途活用が出ていないから、市から手が挙がらなかったら一般の入札をかけるということなんでしょう。

特に稲佐署の場合は、財産の所有が今、県警にあるんですかね。私はもう普通財産に移しているのかなと思っているんですが。

長崎署に関して言えば、多分、長崎市の庁舎の建設に合わせたような形での活用になってくると思った時に、あの建物を使うということはないでしょうから、新年度予算に上がっていませんが、解体までは県警の予算でやるということであれば、本来だったら新年度で解体の予算を組んで更地にして、その活用が決まるまでの間、民間に貸し出す等しながら収入を得るといったやり方もあるのかなと思っています。

実際、長崎市の場合は、一部遊休地を民間に年幾らで貸して駐車場を運営されているようなところもあるので、いずれ解体するのであれば、予算を早く組んで解体して、長崎市にどういう形で、いつ売却になるかわかりませんが、その期間きちんと遊休地の活用で県警としても財産収入を得るような形で検討することを要望しておきたいと思っております。



【佐藤会計課長】先ほど説明不足でしたが、令和2年度の一般施設整備費約3億5,000万円の中に、長崎警察署の解体工事の予算、約1億5,000万円は計上させていただいております。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【吉村委員】細々出ておりますが、大きなところからまず教えていただきたいんですが。

当初予算の概要のところ、歳出予算が対前年度比23億円の減となっております。概ねの内容、その中身の大方のところはわかるんですが、警察活動費が5億4,600万円増加している、こちら辺の何が減って何が増えているというところが見えてこないの、次のページに主な計上事業は載っておりますが、対前年として新たに増えたもの、減ったものをお知らせいただきたいんです。

【佐藤会計課長】今回、警察費予算が約23億円減額となっております。この大きな要因は、3カ年事業を進めておりました長崎警察署の建替え事業が今年度に終了いたしまして、最終年度の工事費約27億円が減額となっております。これが減額の大きな要因であります。

それから、警察活動費について約5億4,000万円の増となっております。これにつきましては、後ほど議案の方で出てきますが、来年度、警察用無線機の更新があります。補足説明資料の2ページ、下から3つ目のI P R形警察移動無線通信システム運用事業費約2億7,000万円、これが新規で令和2年度に上がっております。これが大きく増えたところの要因でありますし、また、補足説明資料の一番下にございます警察署庁舎災害対策用非常用発電機改修事業費約1億8,000万円も、国土強靱化の対策の関係で離島署の発電機を大型化する予算として新規に計上さ

せていただいております。この2つが警察活動費の中で大きく増加した要因となっております。

【吉村委員】わかりました。補足説明資料2ページにある新規のものが増えて、長崎署が減額ということですね。

装備費が1億6,000万円減額になっているわけですが、その減額の理由をお知らせいただければと思います。

【佐藤会計課長】装備費につきましては、予算的に規模が大きいのが警察用船舶の点検整備経費があります。5年に1回定期検査を行っておりまして、令和元年度は3隻の定期検査があったところ、来年度は2隻ということで、その分で約1億円ほど減額となっているところであります。

【吉村委員】1億6,000万円ですが、船舶の維持費ということで、5年に1回の定期点検が令和元年度が3隻、令和2年度が2隻と減ったから約1億円ほど減額ということですか。

これは以前に、船舶は国の無償貸付けと聞いた記憶があるんですが、そのとおりでよろしいですか。

【佐藤会計課長】警察用船舶は現在8隻ございますが、それは全てが警察庁において調達した国有財産であります。それを現在、県の方で無償使用という形で運用させていただいているところであります。

【吉村委員】無償使用はいいんですけども、貸付け、使用貸借といいますが、使用だけをさせるのか。

持ち主は警察庁ですね。だから、船舶の維持管理は警察庁がしなければならないんじゃないかなと思うんですが、そこら辺の貸借の内容についてお知らせをいただけませんか。

【佐藤会計課長】船舶の維持管理につきまして

は、警察法施行令の負担区分というのがございまして、その中で維持管理経費につきましては警察庁の国庫の方で一部を補助するという形で、一部財源に警察庁の補助金を充当して県の方で負担をしているという状況でございます。

【吉村委員】そこら辺はいろんな形態があるのかなと思うんですが、国がそういうふうな条件で貸し付けるということは、全国的にそのような条件が一般的であるというふうに考えてよろしいんですか。いかがでしょうか。

【佐藤会計課長】警察予算につきましては、警察法施行令の中で、国が支弁するもの、あるいは国の方で補助して行うもの、または県単独で行うものというふうに区分がなされております。その中で船舶の維持管理経費については、国が一部補助をして県の方で予算措置をするという形で整理がされている、これは全国统一でございます。

【吉村委員】最後に確認ですけれども、警察庁だけのそういう契約の考え方と理解していいんですか。あくまでも一般的と、行政全体でそういう形は一般的なのかどうかというところを最後に確認させてください。

【佐藤会計課長】これは警察独自だと考えていただいて結構だと思います。警察の場合は全国統一的に警察活動をやるという必然性もありますので、全国的にやる分については警察庁が負担し、県独特でやる分については県の方で一部、それぞれ応分の負担をするという形で、負担区分を明確に分けているところでございます。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分及び第77号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【山口(経)委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

警務部長より総括説明をお願いいたします。

【菅谷警務部長】警察本部関係の議案についてご説明申し上げます。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、条例議案1件、事件議案1件であります。

横長の総務委員会説明資料、警察本部の1ページをご覧ください。

第31号議案「警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例」であります。

この条例は、長崎警察署と稲佐警察署の統合に伴い、関係警察署の管轄区域等を改めようとするものであり、施行期日は、令和2年4月1日を予定しております。

同じく資料の3ページをご覧ください。

第57号議案「財産の取得について」であります。

この議案は、警察活動に供するための無線機

を取得することについて、議会の議決を得ようとするものでございます。

同じく資料の4ページをご覧ください。

第58号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」

これは、公用車による交通事故のうち、和解が成立いたしました2件の合計107万5,597円を支払うため、2月17日付で専決処分をさせていただいたものであります。

この損害賠償事案のうち90万3,195円が保険から支払われ、物損事故の保険保障額を超えた部分の賠償金17万2,402円は県費から支払われることになっております。

公用車による交通事故の発生は減少傾向にありますが、事故の多くがちょっとした気の緩みや危険予測不足等で発生していることから、安全運転意識の高揚を図るとともに、本年1月には運転訓練等の研修会を実施して事故防止対策の浸透を図りながら、全職員が一丸となって事故防止に取り組んでいるところでございます。

今後引き続き、交通事故をはじめとする損害賠償事案を起こすことがないよう、職員の指導、教養を徹底してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

このほか、犯罪の一般概況、ストーカー及び配偶者等暴力事案の認知状況、特殊詐欺の被害防止対策、暴力団対策、少年非行の概況、生活経済事犯の取締り状況、サイバー犯罪の取締り状況、交通事故の発生状況につきましては、縦長の総務委員会関係議案説明資料に記載しておりとなっております。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【麻生委員】第31号議案の関係であります、長崎市の警察、長崎署と稲佐署が合併するというので。

その前の大編成がありましたね。平成17年ぐらいたったと思います。その時に東長崎署も廃止になりましたし、県民市民の安心・安全を守るということで広域行政が徹底されている状況で、一部、結構不安もあったんですね。

今日お尋ねしたいのは、こういう形で新長崎署ができると以前から長崎市民に対しては説明があっていると思うんですけども、東長崎署がなくなる時に要望があって、そこに機動隊が、東長崎交番ということで設置をされました。

併せて、市民から青パトの設置が結構多くなって犯罪率が減ってきたという状況で、自主防衛という形で動いた状況があると思います。

そういった中で、今回、広域になるんですけども、お尋ねは、新長崎署の所管管内の対象世帯数、併せて住民の数の状況を教えていただきたいということ。

東長崎署がなくなった時と同じように、稲佐署の管内はこの近くだから大丈夫と思うんですけども、長崎市内の約半分以上が対象外となるんですね。そういった中で、勤務する職員の数とか体制もぜひ教えてもらいたいと思っています。その点をお尋ねしたいと思います。

【山口警務課長】長崎警察署管内の人口につきましては、16万3,180人になる予定です。一方、浦上警察署管内の人口につきましては14万6,142人になる予定ということで、長崎警察署管内の人口は、現在の人口を100としますと125.4%になるということです。浦上警察署管内

の人口につきましては、現在の人口を100とした場合に109%になるということでありまして。

勤務員の数につきましては、長崎警察署が約50人増加になりまして約310人、浦上警察署につきましては約10人増加で約195人になる予定であります。

【麻生委員】今ありましたように新長崎署が16万3,180人ということですから、3分の1強ですね、5分の2ぐらいになると思いますけれども、結構エリアが広くてですね。今回の長崎署が、茂木の千々あたりまでになっていますね。管内が広がっているんです。結構、状況的には多くなります。

機動体制です。パトカーの配置だとか、50人増えているわけですけれども、初動態勢として犯罪が起きた時の展開力とか、そういったことで住民の安心・安全をどう守っていけるかということが観点だと思っているんです。

平成17年の改革があった時に、交番も相当の見直しがありましたね。数が減りました。長崎市内は何カ所もなくなって、そこに住民の皆さんの自主防衛と、警察のOBの方たちが自ら配置されるといった状況がありましたね。

今回、この合併に伴って、交番の設置が一部変わりますけれども、廃止する交番はないと考えていいんですね。

【山口警務課長】今回の警察署の統合、廃止に関しまして、交番、駐在所については統合、廃止等はございません。

【麻生委員】改めて今、安心・安全を守るということで、稲佐署と長崎署、2カ所が近くにあって、統合されることについては私たちも了として進めてもらったんですけれども、地域の安心を守る形のネットワークができることによって、住民の青パト関係の防犯体制も含めて、そ

ういったものの構築をお願いしたいと思っています。

併せて青パトも、私たちも展開されているところでさせてもらっているんですけども、結構ご高齢の方が頑張っておられますので、そこは全部自主関係の財源でやっていきますし、連携しながらやってもらいたいと思っています。

特に、稲佐署あたりから変わるわけですけれども、変わったとしても500メートルも変わっていないから、状況的にはあれでしょうけれども、ぜひ、そういった安心・安全の連携をとりながら、住民の不安がないように展開をお願いしたいと思いますので、その件については要望しておきたいと思います。よろしくお願ひします。

【山口(経)委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】しばらく休憩します。

-----  
午前10時58分 休憩

-----  
午前11時 0分 再開  
-----

【山口(経)委員長】委員会を再開します。

ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第31号議案及び第57号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

換気のために、しばらく休憩します。

-----  
午前11時 1分 休憩

-----  
午前11時 9分 再開  
-----

【山口(経)委員長】 委員会を再開します。

次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明をお願いいたします。

【菅谷警務部長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしました警察本部関係の資料についてご説明申し上げます。

ご説明すべき事項は2点ございまして、1点目は1,000万円以上の契約状況でございますが、これにつきましては、昨年11月から本年1月までの実績を資料1ページ以下に記載してありますので、ご覧いただければと。全体で24件ということになっております。

また、資料の26ページですが、陳情・要望に対する回答でございます。

今回、陳情・要望で回答するものは、令和2年離島・過疎地域の振興施策に対する要望書のうち「自動車運転免許試験の受験機会の回数増について」の1件でございまして、ご要望に対する回答につきましては、お手元の資料に記載のとおりでございます。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)委員長】 以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は3番でございます。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はありませんか。

【前田委員】 1点だけ確認ですけれども、政策等決定過程の資料に長崎県警察機動隊給食業務委託の入札の結果が出ていますけれども、県内事業者と県外事業者の2者になっていて、県外事業者が取っています。

これは、県の本庁で言うような入札の条件というか、ルールに合わせてやっているんでしょうけれども、なぜ全国で入札になっているんですか。

【佐藤会計課長】 機動隊調理業務委託につきましては一般競争入札で、条件としては、知事部局も行っているとおり、県内に本支店を有するという条件をつけております。

株式会社ホーユーは、本社が広島市にございますが、県内にも営業所があるということで入札に参加しているところでございます。

【前田委員】 そういう場合は、長崎支店とか長崎営業所という形で入札に参加してきますよね。でも、これは所在地が広島市になっているから、県内には何も無いんだという見方しかないんですけれども、実態というか、実績が長崎にあるんですか。

ほかにもものも全部そうですよね。県外業者であつても長崎に支店もしくは営業所を持っていればいいというルールですけれども、これだけ見たらホーユーは広島市としかなっていないので、そういう判断をしなかったんですけれども、いかがですか。

【佐藤会計課長】例えば三菱電機長崎支店につきましては、本社から委任状を取って長崎支店が入札に参加しています。ホーユーは、本社が広島市にあつて直接本社が入札に参加している。要は営業所に委任行為を行わず、直接本社と契約する場合もございます、今回のホーユーにつきましては本社と契約をしているところであります。

なお、このホーユーにつきましては、これまで機動隊調理業務委託の実績もございます。（「休憩してください」と呼ぶ者あり）

【山口(経)委員長】 暫時休憩します。

-----  
午前 11時 14分 休憩

-----  
午前 11時 15分 再開  
-----

【山口(経)委員長】 委員会を再開します。

ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、質問はありませんか。

【小林委員】 お尋ねをいたしますが、昨年7月に施行された参議院選挙において、車上運動員といわれる方々に対して、法定の金額を上回る、上限を超える報酬を支払ったとして、広島地検は公選法違反、いわゆる買収の容疑で当該現職議員の公設秘書、あるいは政策秘書らが逮捕されたことが大きく報道されているところであります。

公選法は、基本的には原則、無報酬で運動を行うということになっていて、例外的に車上運動員等への支払いは認め、これを日当1万5,000円と定めていますが、今回広島の記事については、車上運動員14人に対して1万5,000円の倍の3万円を渡したという容疑、疑いがもたれているところがございます。しかも、この受取りの領収書につきましては2回にわたって書かされているという状況から見ましても、かなり違法性の認識が高くあつたのではないかと、こんなようなことも推測をされているところであります。

ところで、我が長崎県において、全くこれと類似する事案が発生していることはご案内のとおりだと思います。

この内容につきましては、さきの第48回の衆議院総選挙で、その陣営の会計を長い間担当していた人が、車上運動員に法定金額の上限を超える報酬を支払っているというようなことを、記者会見をしながら内部で告発をして、しかも、その証拠らしき領収書も添付して県警へ、2人の選挙運動の総括主催者を告発をしていると、このような案件であります。

告発された日時はいつごろだったかと新聞報道によって調べてみますと、昨年、令和元年7月25日ごろとなっているかと思うわけであり、あれから約8カ月が経過をしているところでありますけれども、この案件についてはその後どのようなようになっているのかと。

つまり、広島県においてこのような事案が発生し、大きく報道されていることも相まって、かなり県民の皆様方の関心も高まっているのではないかと、このように推測、仄聞をされるところであります。

そこで、告発状を県警に提出をしたと、これについて正式に県警当局として受理をされたの

かどうか、この辺についてお尋ねをしたいと思います。

【柴原捜査第二課長】告発状に関しては、正式に受理をしております。昨年7月、正式に受理をしております。

【小林委員】県警捜査第二課長から、受理をしたと明らかにされたところであります。

受理をされた以上、刑事訴訟法でそれぞれの規定があるかと思うわけでありまして。受理をした以上は、どうしなければならないのかと。

新聞紙上でも、粛々と捜査をやらなければならないと、こんなようなことをコメントされているかと思うわけでありましてけれども、現状において、粛々と捜査を継続して行われているかどうか、この点についても差しさわりのない範囲でお答えいただければありがたいと思います。

【柴原捜査第二課長】刑事訴訟法の規定によりまして、告発、告訴を受理した場合は、検察官に送致、もしくは捜査をしなければならないということでありまして。そういうことで、捜査の中身についてはお答えできませんけれども、捜査は粛々と進めております。

【小林委員】捜査は粛々と進められていると、刑事訴訟法上で、受理した以上は、地検に書類送致といいますか、そういうようなことをやらなければならないんだと、こういうようなご見解の中で粛々と進められていると、このような認識でよいのか、改めてお答えをいただきたいと思います。

【柴原捜査第二課長】現在、捜査はずっと行っております。それで、時効までには、関係書類と証拠品をそろえて送付することになると思います。

【山口(経)委員長】暫時休憩します。

-----  
午前11時22分 休憩

-----  
午前11時24分 再開  
-----

【山口(経)委員長】委員会を再開します。

【小林委員】ちょっとマイクの調子がよくないということで、この間に確認をしたいと思います。受理をされたと。受理をした以上は、刑事訴訟法の規定に基づいて、ちゃんとした捜査を終了させ、それを地検に送らなければならないんだと、これがいわゆる規定なんだということで粛々とやっているということでありまして。

しかも、時効という一つの規定もありますので、この辺のことも考慮しながら捜査を続けていただいていると、こういうようなご答弁ではなかったかと思うわけでありまして。

そこで、今お話に出ました時効の成立。時効がいつまでかというところが非常に我々の、県民の皆様方の関心の高いところではないかと、そういうように仄聞をいたすわけでありまして。

そこで、我々の認識では、公選法違反の時効期間は3年間ではなかったかと思うわけでありまして。そうしますと、第48回の衆議院総選挙、平成29年10月ごろに告示並びに執行されているところから計算をしてみますと、今年がその3年目を迎える時期ではなからうかと思うわけでありまして。

そこでお尋ねしたいのでありますが、この時効の成立というのは、いつからスタートして3年間経過したと、時効の成立という日にちになるのかと。例えば、第48回衆議院選挙の告示の時を言うのか、あるいは投票日のことを言うのか、それともまた別の視点でスタートラインがあるのか。この3年間というのは、どこの時点を開始とするのかについて、お答えをいただければありがたいと思います。

【柴原捜査第二課長】時効の起点に関しましては、その犯罪事実の認知、これが時効の起点になるかと思えます。

【小林委員】 そうしますと、いわゆる犯罪が、言葉を選んで言うことができないのでお許しをいただきたいと思いますが、ざっくりぱらんにわかりやすいことと言うならば、上限を超える、買収資金に当たる金品が相手に渡ったところからスタートをするのではなからうかと、こういう受け止め方をいたしました。

新聞で報道されているところによりますと、金品を渡したのが平成29年12月20日以降ではないかと、このような記事が載っておりましたが、そこからスタートして約3年というような受け止め方でいいのかどうか、この辺のところをさらに確認したいと思います。

【柴原捜査第二課長】 この事案の中身については、ちょっと答弁しかねますけれども、先ほどお答えしたとおり、犯罪の事実、その日にちが起点になるということは間違いのないことです。

【小林委員】 そういうことであるならば、もう最後にいたしますけれども、大体あと8カ月か9カ月ぐらいと、こういうような形になるのではないかと思えます。

お話があったように、粛々と捜査を進めなければならぬという県警当局の立場、そして、その捜査された内容については地検に書類を送致しなければならないと。

県警で捜査された内容を地検が受け止めて、当然地検も同じように捜査をしなければならない、その期間が必要になってくるのではないかと、このように考えるわけであります。その辺のところを十分考慮いただいて、粛々と進められているのではないかと、このように理解をいたしております。

今後とも、いろいろの刑事事件というか、いろんな事案が山積する中において、一つだけをやるということは捜査当局の皆様方は大変ではないかと、このような考え方を持つものでありますけれども、時効とか時間に追われているような状況でもございますので、大変でございますけれども、ひとつご健闘をお願いをし、県民の皆様方の期待に応えるというか、県警の権威を損なわしめないようにするということが一番大事なことはないかと、私はこのようにかねてから認識をし、県警の皆様方のご苦勞に感謝をいたしているところでございますので、今後ともひとつよろしく頑張ってくださいようお願いをしたいと思います。

次に、あおり運転についてお尋ねをしたいと思います。あおり運転については、実はこれも新聞報道で大きく取り扱っていますけれども、いわゆるあおり運転の道路交通法の改正案が閣議決定されたということが報道されているところでございます。

その改正案の内容を見ておきますと、あおり運転の罰則が強化されていると、懲役3年以下、もしくは罰金50万円以下と。改正案は、これまでよりもある程度強化されて、内容が大きく変化していると。その内容の一つが懲役3年以下、そして50万円以下の罰金ということでございます。

また、高速道路等において車を停止させるとか、そういう危険極まりないような事案については懲役5年以下、罰金100万円以下と、こういうようなことが改正案の主たる内容になっているようであります。

今、全国では1万5,000件ぐらいを摘発したと、このような状況が報道されているところでございますが、長崎県においては、昨年、どれくら



いの摘発というか検挙をされているのか。

これまで日本全体においては、あおり運転については増加の一途をたどっているというか増加していると。1万5,000件というのは、前年比で2,040件くらい増加していると、こんなようなことが言われているところでございますが、本県においてのあおり運転は、前年比でどういふふうな形になっているのか、お尋ねをしたいと思います。

【植木交通指導課長】委員の質問にございました1万5,000件の摘発というのは、あおり運転と感じがしやすい、いわゆる車間距離不保持の違反の件数です。

これにつきましては、長崎県は令和元年が83件、前年比プラス75件でした。令和2年1月末現在で1月が5件ということで、前年比ではマイナス3件という状況です。

【小林委員】本県におけるあおり運転の状況等がどうなっているかについてのご説明を求めて、ご答弁をいただいたところでございます。今は令和になって、平成とごちゃごちゃして、あなたも間違っておられました、我々も間違えます。そういうようなことで申し上げるわけでありませぬけれども。

車間距離不保持の違反が、去年は83件であったと、その前がわずか8件であったと。8件であったものが、去年において83件の摘発を行っているということ、それは75件の増加だというご説明であったと思います。8件が83件に増加するということは、これはやっぱり何だかんだ言っても、あおり運転というのがこんなに発生をしているのかというような受け止め方ができるかと思えます。

しかし、また一方において県警が、あおり運転が起きないようにと体制を強化された。あ

り運転は絶対に見逃さないというようなことで、それだけの取組を行われた結果が83件、75件の増加になったのではないかと、こういうような考え方を持つわけでありませぬ。

こういう急増した要因は、あおり運転が大きく発生しているんだという捉え方と、県警当局がしっかり取締りを明確にやってくださっている結果がこういう数字になっているのか、この辺の考え方、分析はどのように受け止めておられるか、お尋ねをいたします。

【植木交通指導課長】委員の言われるとおり、あおり運転が話題になりまして取締りを強化しております。ヘリを使った取締りとか、佐賀県との取締りとか、そういう工夫をこらした取締りも実施している状況です。

車間距離不保持が、すぐにあおり運転ということで通報されるわけではないですけど、あおり運転として通報がありまして両当事者が判明して確認できたものについては、令和元年度が24件で、前年比でマイナス26件でした。減った状況です。

ただ、令和2年1月は7件ということで、件数が去年は減ったんですが、今年は若干増えているような状況です。ということで取締りを強化しているような状況です。

【小林委員】私の個人的な認識でありますけれども、今のお答えのように、8件であったものが83件になったと、75件が増加したことについては、あおり運転について警察当局の取締りの強化から、こういう摘発件数になっているのではないかと、このような受け止め方をしているところでありませぬ。

あおり運転について、今まで何が問題であったかということ、あおり運転とは何ぞやと、あまり定義がなかったわけですよ。あおり運転の定義がなかった。危険なものでありながら、それ

くらい正直に言っとうとんじられてきたと、こういうように言っても差支えがないのではないかと、このような受け止め方をいたしているところであります。

しかしながら、こういう生死に関わるような危険運転、しかも高速道路で大変な事案が発生していることを考えていけば、今回の道路法改正によって厳罰化するとか、悲惨な事故を絶対に許さんという警察当局の強い姿勢が、こういうような結果になっているんじゃないかと私は思います。

今回、閣議決定され、今国会においてこれが通過するならば、夏ごろには今回の道路交通法の改正案が正式に法律となって施行されるということですので、私は、国民の皆様方の意識、認識が相当変わり高まってくるのではないかと、こういうような考え方をもっているわけであります。

そういう意味で、あおり運転に対して当局の皆様方がしっかりやっただいて、県警の強い姿勢は、まさに県民の安全・安心の生活を、暮らしを守っていただく、とても大事な分野でありますので、今後とも、県警の皆様方には大変でございますけれども、ぜひとも発生率が下から2~3番目、検挙率が上から2~3番目と、このような状況の中でしっかりやってもらって、新しい長崎警察署長もできるし、また佐世保署長もできるし、そういうようなことでしっかりと皆さん方のご活躍をお祈り申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

【山口(経)委員長】 しばらく休憩します。

-----  
午前 11時40分 休憩

-----  
午前 11時41分 再開

-----  
【山口(経)委員長】 委員会を再開します。

ほかに質問はありませんか。

【堤委員】 よろしくお願ひします。日頃より県民生活の安心・安全を確保するためにご尽力いただいていることに対し、心から敬意を表するものです。

幾つか、基本的なところをお聞ひしたいと思ひます。

ストーカー事案のことで、件数は前年よりも減少しているということですが、重大事案が発生すれば、本当に人命に関わる凶悪事件になります。7年ぐらい前になりますか、西海市でストーカー被害者の母親と祖母が殺害されるという事件がありました。その時に、あちこちの警察署に相談に行ったけれども、なかなかうまくつながらなくて重大な事件になってしまいました。

各県警との連携とか、現状はどういうふうになっているのか、お尋ねしたいと思ひます。(「休憩をお願ひします」と呼ぶ者あり)

【山口(経)委員長】 しばらく休憩します。

-----  
午前 11時42分 休憩

-----  
午前 11時42分 再開

-----  
【山口(経)委員長】 再開します。

【平田生活安全企画課長】 平成23年に西海市でストーカー殺人事件が発生しております。

これ以降、複数の都道府県にまたがる事案に関しましては、日ごろから各都道府県警察との連携をとっているところであります。警察庁の指示により、警察本部生活安全企画課の担当幹部2名を連絡担当者に指定し、各都道府県警察の連絡担当者との緊密な連絡、情報共有を図りながら迅速に対応をしております。

また、夜間、閉庁日であっても警察本部内に、他の都道府県警察との連絡調整をはじめ、この種事案の対応を専属的に行う当直員を配置し、

その対応に間隙が生じないような体制を構築しております。

【堤委員】連絡担当の方を2名配置して、夜間や閉庁の時も対応ができるようにされているということで、それは本当に心強いことだと思います。

他県ということになりますと、被害者の関係先とか、あるいは加害者の方の関係先のところと連絡をとるということでしょうか。県内もそういうことをされているのでしょうか。

【平田生活安全企画課長】ストーカー事案につきましては、いつどこで発生するかということとは予測が付きませんが、例えば県内のある警察署でこういう事案が発生したと、関係者が県内のどこどこに住んでいるということであれば、その警察署から、こういう事案があった、相談を受けたと県警本部に即時に報告がまいります。そして、それについては関係警察署に、全署にすぐ連絡がいくと。そして、その関係警察署と相談を受けた警察署が連携を図りながら事案処理をするというふうな連絡体制が整っております。

これが県外で発生して、長崎県内に関係者が居住している場合につきましては、県外の発生した警察署からその県の警察本部に連絡がいき、その警察本部から本県の警察本部に連絡があります。そして警察本部から、実際にその関係者が居住する警察署の方に、また連絡がいくというふうな仕組みができております。

逆に長崎県でそういうふうな相談を受けて、他県に関係者が居住しているということであれば、長崎県の警察本部から担当する県の警察本部に連絡をし、そこからまた関係者が居住している警察署に連絡がいくと、そして双方が連絡を取り合うというふうなことで、漏れがないように体制は構築されております。

【堤委員】そういった連携が以前からされていれば、西海市の事件のような悲惨なことはなかったのではないかと思います。本当にきめ細やかに対応されているということで心強く思います。

相手の住所などを問い合わせて、伏せていた住所が加害者の方に知られて、また被害が及ぶというようなこともありますので、プライバシーの保護ということについても十分やっていただきたいと思います。

次のDV、配偶者等暴力事案に関しても同じようなことが言えると思うんですけども、そういうプライバシーの保護ということをしっかりお願いしたいと思います。

配偶者等暴力事案は増加傾向にあるようですが、今の増加の中身とか特徴的なことがありましたら、お願いします。

【平田生活安全企画課長】ただいまご質問がありましたDV関係につきましては、個人のプライバシーというところで、関係者に絶対にそういう情報が漏れないようにということは細心の注意を払って取り扱っているところでございますし、また、過去の他県で発生しましたDV事案関係者が、そういう情報を収集して、漏らしたりとか、市の住民票関係の閲覧制限についても制度化されております。

そういうふうな状況の中、本県のDV事案がどのような要因で増加しているのかにつきましては、令和元年中におけるDV事案の認知件数は354件です。前年比プラス19件であります。過去5年間の認知件数は、平成27年が349件、平成28年が354件、平成29年が371件、平成30年が335件ということで、毎年若干の増減が認められますが、大体年間350件前後で推移しており、高止まりの状態にあると見ております。

認知件数の増加の要因につきましては、さま

ざまな相談機関との連携が図られていることや、警察におきましてもいろいろな相談に積極的に対応していくという方針で臨んでおりますので、DV関係についても積極的に処理するということができないかというふうに考えております。

【堤委員】今までは、なかなかその被害を訴えることができなかったのが、相談機関との連携であったり、警察の方で積極的に対応していただくことで件数が今は高止まりしているというような状況であるとお聞きしました。

最近の傾向といったようなことはないのでしょうか。

【平田生活安全企画課長】DV対応としましては、DVは夫婦間、内縁関係、また事実婚などといった間柄における密室での行為であるために、その把握が困難であることと、また、それぐらい深い関係性から、どうしても積極的に被害届を出すとか、警察の関与を望むとか、こういうふうなところをなかなか言いづらい。警察に積極的に取り扱ってほしいという申出がないところが難しいところです。

警察としましては、そういう状況を把握した上で、実際の内容によって関係機関・団体と緊密な連携をとっていくというふうな対応をしているところでございます。

【堤委員】傾向はなかなか捉えにくいということですかね。わかりました。

次に、交通安全のことでお尋ねしたいんですが、長崎県は運転席、助手席のシートベルトの着用が全国で一番きちんとしていると言われておりますけれども、今、後部座席のシートベルト着用も義務化されていると思うんですが、その現状はいかがでしょうか。（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

【山口(経)委員長】 暫時休憩します。

午前11時53分 休憩

午前11時53分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開します。

【松岡交通企画課長】 令和元年11月に、長崎県におけるシートベルト着用率の調査をJAFと警察で実施した結果、一般道路では後部座席は29.6%、前年比マイナス2.6%という結果でございます。高速道路では、後部座席は63.9%、前年比プラス2.3%という結果でございます。

【堤委員】これは、全国的な順位でいうと、どのくらいになるのでしょうか。

【松岡交通企画課長】 一般道では、全国で42位と下の方でございます。また、高速道路におきましても39位という結果でございます。

【堤委員】前の座席に比べると後部座席は非常に順位が低いということで、これはやはり改善をしていかなければいけないと思いますが、これに対しての啓発などについて、何かありましたらお願いします。

【松岡交通企画課長】 一般道もですけれども、高速道路におきましては、後部座席でシートベルトを着用していれば死亡事故につながらない可能性も懸念されることから、現在のところ、関係機関・団体と連携をしながら、高速隊や各警察署において、後部座席のシートベルトを着用するように重点的にキャンペーン、広報啓発に取り組んでいるところでございますので、今後とも引き続き広報啓発に努めていきたいと考えております。

【堤委員】ぜひ着用率がアップするような取り組みを、頑張っていたいただきたいと思います。

あと1点。信号機のない横断歩道で車が停止するのが、外国人から見て、日本では横断歩道に歩行者がいるのに止まってくれない、信号機がないところで止まってくれないと聞いたことがあるわけです。

今、外国人の観光客なども増えていますし、そうでなくても横断歩道に歩行者がいる時は停止するということをもっと徹底していくべきではないかと思っているんですが、それについてはどういう取組をされているのでしょうか。

【松岡交通企画課長】横断歩道の直前で車が止まらないということに対する対策ですが、現在、横断歩道の直近にも法定外表示であります、歩行者に対して、危ないので歩行者の保護のための「止まって渡りましょう」という対策とか、運転者に対しましては、各種講習とかを活用しながら、横断歩行者の保護を昨年も重点的に取り組んできているところでございます。

また、それに伴いまして、運転者に関しまして横断歩行者妨害の取締りも引き続き強化していこうと考えております。

【堤委員】交通死亡事故はどんどん減少して、車の性能も大変よくなっていますけれども、ドライバーのマナーはまだまだ改善をしていく必要があると思いますので、これからもぜひ、マナー向上のための取組を進めていただきたいと思います。

【山口(経)委員長】午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き警察本部関係の審査を行います。

しばらく休憩します。

-----  
午前 11時57分 休憩

午後 1時30分 再開  
-----

【山口(経)委員長】委員会を再開します。

午前中に引き続き、警察本部関係の審査を行います。

議案外所管事項一般について、ご質問はありますか。

【山口(初)委員】皆様方におかれましては、県民の皆さんの安心・安全のために日々ご苦労い

ただいておりますことに、感謝と敬意を申し上げます。

2~3、質問させていただきますが、まず、今、全世界に脅威を与えている新型コロナウイルスの関係です。昨日付で、全世界で11万人の感染者が出たと言っていますし、日本でも今日付で502名の感染が確認されているようであります。長崎県としては、幸いにも今は感染者が出ていない状況でありますけれども、新型コロナウイルスの関係で小・中・高校が今は休校になっている状況にあります。突然の休校、学校が休みになったことで、保護者の皆さん方も大きく戸惑われて、その対応に苦慮をされている状況もあるところであります。

まず、子どもをどう保護していくかということですが、親の立場から言うと、学校に行けないのであれば学童保育なり、あるいは託児サービスなりを利用したいということでもありますけれども、十分に対応ができない部分もあって家に留守番をさせている状況もあるわけでもあります。子どもを家に置いておくということにも、かなりのリスクといえますが、危険を伴うわけでもありますけれども。

新聞報道によりますと、子どもの留守番時の注意点としては、戸締りを徹底する、来客があっても出ない、電話に出ない、親の連絡先や約束事を書き置く、会員制交流サイト、要するにSNSなどに個人情報を書き込まないようにする、あるいは食事は火を使わない、煮炊きをせずに済むものを用意しておくというようなことでもあります。

十分に子どもが自覚をして、きちり家にいるうちはそれでいい部分があるんですが、どうしても長く1人で家にいると外にも出たくなります。外に出ることについては、いろいろな予測をしない犯罪に関わったり、あるいは犯罪を

犯すおそれもあるんじゃないかというふうに思っております。

子どもの安全あるいは安心を確保するという意味において、県警として、今時事案に対して特別な取組がなされているのかどうか、このことについてお尋ねをいたします。

【平田生活安全企画課長】委員ご指摘のとおり、県内の小・中学校などの休校の機会を利用して、子どもを狙った各種犯罪などの発生も懸念されるところでございます。

警察といたしましては、県民向けに、学校休校に伴う子どもの安全確保と題した「もってこいネットワーク通信」というものを発出し、先ほど委員がおっしゃいましたように、子どものみの在宅時における戸締りの確認とか、来客における身の安全の確保、やむを得ず外出する場合の安全行動の徹底とか、インターネット及びSNSの適切な利用などについて呼びかけたところでございます。

また、長崎県警察ホームページへの掲載、長崎県警察フェイスブックページへの掲載、安心メール「キャッチ君」への配信などの対策を実施しております。

引き続き情勢を勘案した上、関係機関・団体と連携し、子どもたちが犯罪の被害に遭わないように取り組んでまいりたいと考えております。

【山口(初)委員】長崎県は、まだ感染者が出ていない状況は幸いであります。

各県県警も、それぞれの立場から、ウイルス感染予防のための一斉休校に伴う子どもの安全対策というものがつくられて、それぞれにネットを通じて配信をされているようです。我々としても、これを見られるようになっているのであります。

長崎県としても、保護者の皆さん、地域の皆さん、あるいは事例に合うケース等々について

ですね。これは千葉県警の出したものです。若干発信をされているということはお伺いしましたが、いまいし具体的に教えていただけますか。

【平田生活安全企画課長】先ほど説明いたしました「もってこいネットワーク通信」というものを発出しております。これは令和2年3月6日付で発行しております。

学校休校に伴う子どもの安全確保につきまして、「小・中学校などで臨時休校となっておりますが、子どもが犯罪の被害に遭わないように、次の注意点を意識した生活を送らせて子どもの安全を確保しましょう」ということで、子どもの安全確保上の注意点、先ほど申しました4点と、「いかのおすし」知らない人について「行かない」、知らない人の車に「乗らない」、危ないと思ったら「大きな声を出す」、その場から「すぐに逃げる」、大人に「知らせる」という「いかのおすし」の標語。それに、インターネットやSNSを利用させる際はフィルタリング機能を付加したり、適切な利用を心がけるといふうなことでネットワーク通信を発出しております。

この第6号を3月6日に発出をして、県民に対して、被害に遭わないようにというふうな呼びかけを実施しております。

【山口(初)委員】前例のない長い期間、春休みが子どもに与えられますので、子どもたちもストレスがたまってきますし、外に出たがると思うんです。ここ1週間ほどたちましたけど、県警として、そういう部分での補導なり指導をしたりという部分について事例が発生していますか。

【田川少年課長】政府が小学校、中学校、高校の休業を決定した翌日に、県の教育委員会も同様の方針を決めたわけですが、その決定をすると同時に、県の教育庁の機関と少年課

と連携、打ち合わせをいたしまして、子どもが家にいることが多くなると、場合によっては子どもが外に出て、もしかしたら非行を起こすかもしれないということで、そういった場合の警察と教育庁との連携について打ち合わせをしたところでございます。

本日までの期間において、少年課におきまして、少年の非行事案については一元管理といたしますが、事案があった時にはすぐに報告を求めているところでございますけれども、大きな非行事案等の発生はあっておりません。

【山口(初)委員】 そういうことで、やはり子どもたちを安心して安全に地域で見守っていかねばならないと思っておりますので、その先頭に立って、しっかりご指導をいただきたいと思っております。

それからもう1点です。今度は高齢者にかかわる関係で、特殊詐欺の被害状況についてお尋ねをいたします。

特殊詐欺は、オレオレ詐欺とか、架空請求とか、融資保証金とか、還付金詐欺等々、県警の方で実績、事例を取りまとめられていますが、令和元年12月までの特殊詐欺、それぞれ1件当たり168万7,000円というふうになっていますね。

その中で架空請求は1件当たり299万3,000円のようなようです。架空請求の中でも、高齢者は1件当たり1,730万3,000円という昨年の実績のようです。著しく高額でありますけれども、このことについて、県警としてどう捉えられているのか、まずお尋ねをいたしたいと思っております。

【柴原捜査第二課長】 委員がおっしゃるとおり、本県の場合は、昨年は被害者のうち6割が高齢者の被害となっております。全国と比べてそう多いというわけではないんですけれども、昨年は1人9,800万円という大きな被害額が発生し

ております。それは高齢者の方でしたので、そういう関係で被害額が上がってきております。ですから、全国的に比べて本県が高齢者の被害が多いということではありません。

【山口(初)委員】 皆さんの周りにも、私たちの周りにも、それぞれに高齢者の皆さんがたくさんいらっしゃるわけでありまして。架空請求などいろいろな手口があって、皆さん方も対処に苦慮されているだろうとは思いますが、これから被害を出さない、被害に遭わせないために、心得なり、ノウハウをそれぞれに発信をされていると思っておりますが、少し教えていただきたいと思っております。

【平田生活安全企画課長】 県警におきましては、現在、自動通話録音機を949台保有しており、高齢者世帯を対象に、特殊詐欺被害防止及び同機器の効果の実感を目的として、原則1年間、無償で貸出しを行い、貸出期間終了後も実質的な購入等を推奨しております。

また、自動通話録音機については、広報資料等による機器の有効性の紹介、特殊詐欺被害防止キャンペーン、防犯講話における機器のデモンストレーションなど、あらゆる機会を通じて機器の有効性の周知を図り、機器の設置促進に努めているところであります。

最近の報道等によりますと、市町による機器の貸出しとか、機器の購入者に対する補助金の交付とか、防犯ボランティア団体等から各自治体等への機器の寄贈がなされており、県警の設置促進に係る活動により一定の効果があらわれていると理解しております。

この特殊詐欺の関係につきましては、犯人側からのコンタクトに対して電話に出ない、これが一番の有効な手立てだというふうに理解しておりますし、その際に自動通話録音機は非常に効果があるものとして、県警としては、この設

置を呼び掛けているところでございます。

このほかにもあらゆる機会を通じまして、高齢者の方が被害に遭わないように、各種会合、関係団体との連携、それと警察から発出するさまざまな呼びかけの防犯関係の文書で、特殊詐欺被害防止に向けて呼びかけを行っているところでございます。

【山口(初)委員】 要は、犯人側から長崎県内の高齢者への呼びかけを止めさせれば犯罪は起きないわけですから、これは極論なんですけど、犯人側に諦めさせる手法が、元を断つという意味では極めて大事なことではないかなと思います。

どうしてもお年寄りになりますと、そここのところの感性が甘くなってきますので、逆に犯人側に「長崎県はとてもしゃないぞ」と思わせるように、皆さん方はいろんな意味での発信をして、その防止に努めていただきたいと思います。

それぞれ見てみますと1件当たりの額が違いますので、一度かかると、お年寄りの方は思い込んでしまいますので、元の部分をきちっと断てるような施策を考えて、今後しっかり対応していただきたいと思います。

【山口(経)委員長】 ほかに質問はありませんか。

【大久保委員】 私も、犯罪の取締り状況について、1点お尋ねしたいと思います。

サイバー犯罪の取締り状況についてです。年々増加傾向にあるような報告ですけれども、ここらあたりの状況を簡単に教えていただければと思います。

【中村サイバー犯罪対策課長】 サイバー犯罪の取締りに関しましては、昨年中の検挙数が109件、前年度プラス14件と過去最高となっております。そちらの資料にもございますが、昨年は検挙人員に関しましては31人、前年比マイナス20人という状況になっております。

【大久保委員】 サイバー犯罪もいろいろ種類が

あると思うんですが、こういった内容のものが多かったのか、どういう傾向にあるのかということも含めてお示しいただきたいと思います。検挙数は増えているけれども、検挙人員は減っているあたりも一緒に含めてですね。

【中村サイバー犯罪対策課長】 まず、検挙数が増えて人員が減ったということですが、これは年でも違うと思いますが、仮に1人が10件の犯罪を起こしたとなれば、人員は1人、件数は10という形になりますので、若干件数が増える場合も出てくるかとは思いますが。

また、最近の状況というか傾向でございますが、昨年は不正アクセス禁止法違反が63件と多うございました。これにつきましては新聞報道に出ておりますが、県庁職員が県庁のサーバーに不正アクセスをしたという形でございます。あとは、その他のネットワークを利用した犯罪が若干減少したということで。

ただ、私たちサイバー犯罪対策課といたしましては、不正アクセス禁止法違反、コンピュータ・電磁的記録犯罪と書いていますけど、それら高度といわれるサイバー犯罪の検挙を今後も進めていきたいと考えております。

【大久保委員】 県庁職員が不正にアクセスをしたということでありまして、一番足元の身内から犯罪が出ているということで非常にこれはゆゆしき問題であります。もちろんそれは担当部署の方で厳罰な処分をなされたものだと思いますけれども、なぜ県庁でそういう問題が起きたのか、不正アクセスをしやすい状況にあるのかということも含めて、一番身近なところですから、そこらあたりはしっかり努めていただきたいと思います。

それから、不正アクセス禁止法の違反以外に、サイバー犯罪というのはこういったものが増えているのか、また、今後こういったものが懸念



をされるのかといったことも含めて教えていただきたいと思います。

【中村サイバー犯罪対策課長】昨年状況を見まして、不正アクセス絡みといいますか、例えば企業を装って、偽のメールをショートメッセージで送るフィッシングがございます。信じ込ませてIDとかパスワードを入れて、次の不正アクセスにつながっていくというところでございます。そういうものが多くなっていますし、この手口は今後も続いていくのではないかと考えられるところでございます。

私どもとしまして、そういう部分で去年は中国人の女性を1名、不正アクセス、詐欺というふうなことで検挙しております。そういう形で検挙も推進していかなばならないと思っております。

また、県民の被害防止に関しても、さまざまな情報を継続して発信していきたいと考えております。

【大久保委員】サイバー犯罪によって被害を受ける県民の皆さん、オレオレ詐欺の犯罪の件数、被害総額が出ていますが、サイバーでも金銭的な被害とそれ以外の被害もあろうかと思うんです。そこらあたりもしっかり状況を把握していただいて。

そして、県内で県民の皆さんが被害に遭われたけれども、結局検挙まで至らなかったといった部分があるのかどうか、そこらあたりを教えてくださいいただければと思います。

【中村サイバー犯罪対策課長】被害に遭っても検挙に至らないというお話が今ございましたが、法律的に不正アクセスに関しましては、IDとかパスワードを使われて品物を買われましても、実際に不正アクセスを受けた被害者が企業側となっております。そこでいろいろと教示などした上で、適切な対応を県民の皆さんにもとっ

ていただくようにしております。

また、企業側の方も、新聞に出ておりましたが、補償なども考えてやっているところで、そういう部分では金銭的被害の補償なども今はできているような状況ではないかと考えているところでございます。

【大久保委員】もちろん県民一人ひとり、企業の皆さんも、自分たちで自らを守るという意味でそういうセキュリティ対策は必要かと思えます。

先ほどは予算の審議があって、私は質問しそびれましたけれども、長崎県もサイバー犯罪対策推進事業費ということで1,550万円程度計上されております。対策費用として、もちろんその機器に対する費用と、サイバー犯罪にしっかり対応できる人材の育成に対する事業費も必要になってこようかと思えます。そういう中で、非常にこの予算は少ないかなという感じもするんですけれども、ここらあたりの事業の内容を教えてくださいいただければと思います。

【中村サイバー犯罪対策課長】あくまでサイバー犯罪対策課として考えておりますところは、やはり人的基盤の強化というところで、人材の育成、研修の旅費とか、あとは解析用資器材の充実ということで、今使っておりますパソコンのリース料とかもございますけど、例えば令和2年度の要求では、新たに高性能のパソコンを2台、そういうところをやっていこうかと考えているところでございます。

【大久保委員】長崎県の大きな方針として、ソサエティ5.0に対応するとかと挙げてありますね。ソサエティ5.0というのは、仮想の空間と現実の空間が融合していく社会でしょうから、そうなるまさに仮想、サイバーの空間は増えてくるわけですし、そこに犯罪者が入り込んできて県民が巻き込まれていくということは容易に推測できるので、そこらあたりもしっかり見据

えて、将来、県民の皆さんがそういうサイバー的な空間から被害を受けないように、しっかり対応していただきたいと思います。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

【中島(浩)委員】目の前にある新しい長崎警察署についてです。免許センターが併設されているということで、私も見に行ったんですけども、そこを利用される側の駐車場がないとお聞きしました。

計画時点から、敷地の関係もあって確保できなかったのか、そもそも駐車場自体が計画されていなかったのか、お伺いします。

【塩崎装備施設課長】新庁舎となりました長崎警察署の駐車場の関係でございます。

これにつきましては免許センターを併設するという計画はございました。敷地面積3,950平方メートルございますが、事件・事故等で来庁をされる警察署の来庁者の方を優先する形で、免許センターの駐車場は当初から計画はしておりませんでした。公共の交通機関をご利用くださいと、現在もお知らせしているところでございます。

【中島(浩)委員】実際問題として、今、都市計画に沿って敷地を整備されているわけで、近くに民間のパーキングスペースとかがあれば、そちらを利用されると思うんですけども、実際に車で来られる方はどういう形ですか、今後利用される場合は。

【塩崎装備施設課長】車で免許センターを目的として来られる方につきましては、現在のところ周辺に有料の駐車場等はございません。一番近いのはアミュプラザでございますので、JRに併設されています駐車場をご利用ください、近くの有料駐車場等をご利用くださいと案内しております。

ただ、新しく隣接されますNBCの東側に、

3百数十台が入る駐車場が建設されます。それができますと、すぐ隣に駐車場ができる形になりますので、そこを併せてお知らせする予定としております。

【中島(浩)委員】そこは、NBCにも了解をとって、一緒に使えるような形になってくるということですか。有料なんですか。

【塩崎装備施設課長】今のところ、無料化については考えておりませんので、有償ということになります。

【中島(浩)委員】車で来られる方もいらっしゃると思うので、その辺は詰めてやっていただきたいと思っております。

あともう1点です。総務委員会議案説明資料の2ページの中段のちょっと下ですけども、警察、知事部局、県教育委員会と一緒に、「カギかけんば」、「ひと声かけんば」、「見守りせんば」をサブタイトルとする「犯罪なく3ば運動」の県民への浸透、定着を図ると書いてあるんです。

実際問題、先ほど子どもの話もありましたけど、特に農家の家庭などは鍵を掛けないところが多いものですから、非常に気になってはいるんです。

こういった啓発活動に対して、以前、交通課で手のひら運動を推進されている中で、なかなか県民の皆さんに浸透していないのかなと個人的には思うわけです。

「カギかけんば」は、特に防犯の意味もありますし、今後、県民の皆さんに徹底しなければいけないかなと思っているんです。例えば学校であったり職場であったり、老人クラブとか、いろんな形での広報活動があると思うんですけども、具体的にこういった取組をなさっているのでしょうか。

【平田生活安全企画課長】「犯罪なく3ば運動」

につきましては、平成25年から長崎県警察と長崎県、平成28年からはこれに長崎県教育委員会も入っていただきまして、県民総ぐるみの運動をしていくと。

実際に外出をする際に鍵を掛けないということで、鍵を掛けましょうという鍵掛け運動です。それと自転車もそうでございます。乗り物にも鍵を掛ける鍵掛け運動。県内の中学校、高校には自転車盗難防止モデル校を指定して施錠意識の浸透を図るなど、地域住民、学校、事業者、自治体等と連携した取組をしております。

次に「ひと声かけんば」運動につきましては、地域における連帯感や絆の醸成、規範意識の向上を目的に、子どもたちへ「おはよう」とか「お帰り」とかの挨拶運動、民生委員等と連携した高齢者宅への訪問活動を通じた声かけ、少年非行、子ども対象の凶悪事件、高齢者被害の特殊詐欺防止を図るなど、地域住民、自治体関係機関・団体と連携した取組を進めているところでございます。

「見守りせんば」運動につきましては、警察、県、防犯協会等による犯罪情報の提供、物品等の支援を通じた青色回転灯装備車両による防犯パトロールをはじめ、防犯ボランティア団体や自治会等による子どもの見守り活動、防犯パトロールを促進させるとともに、防犯カメラの普及など犯罪の起きにくい社会づくりを目的に、行政、地域一体となって取り組んでいるところでございます。

【中島(浩)委員】 例えば回覧板で回ってきているのかどうか分からないですけど、なかなか浸透していないなというのがあるものですから、平成28年からだったですかね、大分年数もたっている中で、特に鍵掛けに関しては、私が知る限りでは、なかなか改善されてないのかなという思いがありますので、こういった形にしる啓

発活動を研究していただいて、もうちょっと浸透できればと思っておりますので、その辺は強く要望しておきます。以上です。

【山口(経)委員長】 ほかに質問はありませんか。

【麻生委員】 何点かお尋ねしたいと思います。一部、山口(初)委員とダブっている可能性もあるので、ご了承いただきたいと思います。

高齢者の詐欺に対する自動通話録音機の貸出しの件ですけれども、949台を原則1年貸出しをされているという話がありました。

2018年、県は911台購入して、県下に開放しておられるということで、一部マスコミの報道の中では、配布をしたけど、市役所の倉庫で眠っていると、なかなか使ってもらっていないという事案がありました。

その後、各市町でそれぞれキャンペーンをはっておりますけれども、実際の稼働率はどういう形になっているのか、把握されているんでしょうか。（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

【山口(経)委員長】 しばらく休憩します。

午後 2時 3分 休憩

午後 2時 4分 再開

【山口(経)委員長】 再開します。

【平田生活安全企画課長】 警察の方で予算措置をしました分については、先ほど申しましたように949台でございます。現在、そのうち771台を貸し出しております。残数はうちの方に今、178台があります。

これについては県下23署に配分をいたしまして、各警察署を通じまして、高齢者世帯とか高齢者単独の家庭、そういうところに貸し出しをしております。

県とか市が予算措置をして購入して貸し出している分の稼働率につきましては、警察の方では

確認がとれておりません。

【麻生委員】貸出しをして、まだ178台残っているということであれば、もっと活用すべきじゃないかということですね。

あと1点は、高齢者世帯がこれだけ増えてきているわけですから、有効性があるのであれば、これについてももっとPRをして、具体的に老人会だとか自治会、今は高齢者ふれあいサロンとか、そういったところにお出かけをして、きちんと説明をするなり取り組んでいただくことも大事なかと。地域のボランティアの方々は多いんです。警察OBもおられますね。連携してやるとか、そういう今後の取組をですよ。

被害があって初めて、こういう実態があるということじゃなくて、事前に対策をしながら、もっと防犯をするという考えはないのかどうか、その2点をお尋ねしたいと思います。

【平田生活安全企画課長】特殊詐欺被害防止に自動通話録音機を貸出したところが被害に遭っていないというのは結果として出ております。委員がご指摘のように、各警察署は、いろんな会合におきまして、特殊詐欺の防止に役立っているということについては、各種機会を通じまして広報も行っております。

警察としては、これを貸出してありますし、一生懸命にやっていますけれども、中には、効果があるけれども、これを付けたことによって、友達からかかってきた時に録音されるから嫌だということで外される方もいらっしゃるんです。そういう方に対しては、効果はこういうふうにあるんですよという説明をして、またお願いをしているところでございまして。

警察としましては、効果があることを前提に、防犯団体、いろんな機会を通じまして広報はしているところでございます。今後とも、広報啓発を強化していきたいと考えております。

【麻生委員】皆さんの大事な財産を狙われている状況があるものですから、大変だと思いますけれども、高齢者に対して指導方をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、これはもしかしたら前回の委員会とダブルしているかもしれませんが、新しい委員会としてお尋ねしたいと思いますので、お願ひします。

高齢者の運転免許証の返納の実態です。昨年、都内の足立区で高齢者の事件が起きて、相当な高齢者の運転免許証返納の実態が出てきたんじゃないかと思うんです。

県内において、高齢者の免許返納の状況は、前年比でどのくらい上がってきたのか、教えてくださいいただけます。

【黒崎運転免許管理課長】これまでの自主返納の数についてお答えします。

令和元年12月現在で、年齢を問わず返納した数は6,012件でございます。平成30年は4,239件ですから、2,000弱の大きなプラスになっているところでございます。

一方、65歳以上の高齢者の免許返納件数は、令和元年12月末現在で5,736件、ちなみに前年の平成30年は4,041件ということで、これも1,700件ほど増加という形になっております。

【麻生委員】大きな事件でしたから、家族の人たちが、危ないから返納せんねという状況があるろうかと思ひます。

一番心配なのは交通弱者といひますかね。電車とかバスが通っているところはいいんですけど、なかなかバスが通っていない地域は、運転免許証がなくなると買い物にも行けないと、病院にも行けないというのが多いんですよ。そういう人たちに対して、公共交通サービスをどうするかということは別の次元ですけども。

県内で免許を持っていらっしゃる方の最高齢

の方は何歳の方がおられるか、掌握されていますか。85歳とか、90歳とかおられるでしょうけど。

【黒崎運転免許管理課長】申しわけございません、最高齢が何歳かというところについては把握しておりません。

【麻生委員】交通弱者もおられますので、自主返納の実態、もっともっと広げていっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次にお尋ねしたいのが、長崎市にローマ教皇が来られて、長崎には38年振りということで、大々的な警備実態をしいていただきました。無事、災害もなく、事件もなく終わったわけでありませう。

その時に、各都道府県から応援部隊が相当来られましたね。その時は、ちょうど11月の一番の観光シーズンで、長崎市内に機動隊の派遣された人たちの泊まる場所がないということで、宿泊先が大村とか諫早だったんですよという話を聞いたんです。

今回の警備に対して、総数何名の体制で取り組まれたのか。そして、県警等応援部隊で県外から何名の方が来られたのか、お尋ねしたいと思います。（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

【山口(経)委員長】しばらく休憩します。

-----  
午後 2時12分 休憩

-----  
午後 2時12分 再開  
-----

【山口(経)委員長】再開します。

【多田警備課長】ローマ教皇の警備に関しましては、全体で約2,800の体制で行っております。そのうち約1,300名の特派、県外部隊の応援をいただいて警備を行っております。

【麻生委員】長崎県警が4,000名弱であります

から、1,500名ということで3分の1近くは今回の任に当たられたのかなと、また、県外から1,300名と。大変な方が来られて、事故がなくて、大変ご苦労さまだったと思っております。

長崎は毎年、8月9日の原爆祈念式典で、セレモニーのそういった体制をやっているから、あまり不安はなかったのかと思いますけれども、今回の38年振りに来られた件について、特に県警で一番注意された点、そして今回の案件で次に引き継ごうと思われたことがなかったのかどうか、その2点をお尋ねしたいと思います。

【多田警備課長】今回の警備につきましては、事前の情報から、期間が短かったこともありまして、警察庁等関係上層の機関、及び関係機関と緊密な連携を図りながら、事前の対策等を行ってまいりました。

特にドローンに関しましては、県の方とも連携をしましてドローン関係の条例を成立していただきまして、ドローン取締り等を行っております。期間中のドローンに関する検挙等はございませんでしたけれども、今後の警備につきましては、ドローン対策も一つの重要な案件だと考えておりますので、今後の警備に役立てたいと考えております。

【麻生委員】世界的に情報発信をいただいて、被爆地長崎の平和に対する思いを発信してもらって、大きな影響があったと思っております。

特に、その日は午前中は雨がどしゃ降りだ、警備されている方たちも大変だったろうと思っております。

県外から1,300人來られたということでありませうが、この人たちの宿泊先だとか、実態がどのような配備になったのかという点も教えてもらえませうか。聞くところによりますと、一部長崎市に泊まれたんだけど、泊まるところが

なくて、諫早とか大村とか分散して泊まったんですよと、県警に詳しい方からお聞きしましたので、そういう実態がどうだったのか、参考までに教えていただきたいと思います。

【多田警備課長】県外からの応援の部隊につきましては1,300人ということで、長崎市内には到底、宿泊施設はございません。諫早、大村、雲仙等、長崎市外近郊のところを当たりまして、宿泊が可能な場所を調達しまして宿泊をさせていただいたということでございます。

【麻生委員】事故があっては絶対にならないという中で、2,800名という多くの人たちでやっていただいて、大きな成功になったと思っていますので、大変ご苦労さまでしたということで感謝したいと思います。

今後また、長崎では8月9日、総理を迎えて式典があると思いますけれども、こういったことにも活かしながら取り組んでいただければと思っておりまして、よろしく願いしまして、私からの質問はこれで終わります。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

【吉村委員】せんでおこうかなと思っておったんですが、事件事故の推移という、よくできた資料が出ておりますので、これから質問させていただこうかと思うんですが。

その前に、今、質問があった自動通話録音機について資料を請求させていただきたいんです。今、771台をどの自治体に何台貸しているかということ。それと、その自治体に聞いていただいて、それが全部貸し出してあるか。

何年か前に、これが必要だということで自動通話録音機を準備した。それで今のような答弁をされると、その必要性の根拠が薄らいできてしまうわけです。ですから、もう少しそこら辺をきちっとやっていただきたいということで、資料を請求させていただきたいと思います。よ

ろしいですかね。

【山口(経)委員長】しばらく休憩します。

午後 2時17分 休憩

午後 2時18分 再開

【山口(経)委員長】再開します。

【吉村委員】県警が貸出した分について、その貸出地域、個別にはできんとでしょう、そういう資料を出していただければ助かると思います。

それと、広報啓発をやっていると、さっき答弁がありました。

私も何回となく敬老会に行くんですが、敬老会で劇があったりしますね。あの劇は大変楽しくて、年寄りの方も、敬老会に参加された方もご覧になっているのでいいんですけど、その中の説明で、こういう電話がありますから、ただで借りられますから借りてくださいよというような説明は一回も聞いたことがないです。ですから、そういった意味での広報啓発は、もっとやっていただきたい。

それと、これは県警独自でやっておられる事業ですが、行政が同じようなことをやっている、二重にやっているのは無駄があるんじゃないかなと、そういう意味で行政と連携をしてやれんのかなと思うんですが、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

【平田生活安全企画課長】委員がおっしゃいました広報啓発につきまして、寸劇という話が出ました。これは、各警察署の警察官とか職員で小さな劇をやったりして、老人会に行って皆さんに、特殊詐欺はこういう手口がありますと、こういうところに注意をして引っかからないようにしてくださいというふうなことをしております。これにつきましては、警察官が勤務中にというわけにはいきませんので、勤務時間外に練習をしたり、そういう中でっております。

それと、二重行政じゃないかと、無駄じゃないかということでございますが、警察の方で949台を貸出しております。この効果があるというのは今までの委員会でもご報告をさせていただいているんです。実際にそれを各警察署で配って効果が出ていると、そして防犯協会にもそういうふうな話をして、各世帯に行きわたるようというところで、市役所も予算化をして貸出しているところもございます。そういうところにつきましては各市町で配っていただいております。一部の市町では、県から要請を受けて、各警察署からの機器の貸出し期間が終了する世帯に、市町の方から回していただくということもやっております。

広報が足りないというご指摘もございましたが、量販店とか電気店に行って場所を借りて、警察の方でデモンストレーションを、店に来られる高齢者の方に対して、こういうふうにやれば被害に遭わないんですよということもいたしております。なかかな行き届いていないというご指摘もございますが、引き続きやっていきたいと考えております。

【吉村委員】わかりました。ずっと聞いたら、これが出てき、これが出てきというんじゃなくて、最初からぱきっと出てくれば、なるほどと思うんですよ。

その関係で、次年度は対前年度比で4億3,200万円増えているんですよ、予算がね。当初のような答弁があると、さっき言うた必要性の根拠が薄らいでいくところが出てくるわけですよ。だから、聞きよるとだんだんわかってくるんですけど、聞かないと出てこないというののもいかなものかと思っておりますので、その点は指摘させていただきます。

それから、事件事故の推移です。犯罪の一般概況で、刑法犯総数の認知件数は減ってきてお

りますね。改良されて立派な資料になったので、3年間比較ができるんです。途中から改良されて、せっかくい資料ができておりますので。

ただ、問題は検挙率です。トータルして1.2%減少していることについては問題があるんじゃないかと。認知件数が減ってくれば、検挙件数とか検挙人員が減ってくるのは相対的にそうなるのかなということはあるんですけど、検挙率が下がるのは問題かなと思うんですが、この点についてどのような所見をもっておられるか、お伺いしたいと思います。（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

【山口(経)委員長】しばらく休憩します。

午後 2時24分 休憩

午後 2時25分 再開

【山口(経)委員長】委員会を再開します。

【宮原刑事総務課長】委員のご指摘は、認知件数が下がっていけば、検挙対策に力を上げて検挙が上がるべきじゃないかということで、おっしゃるとおりだと私たちも思っております。

残念ながら、2年連続で検挙率が下がってきている。全国と比べると、また言い訳みたいになるんですけども、健闘はしているんですが、実際に下がってきていることは事実でございます。

それで、刑事部総力を挙げて検挙対策、今年は頑張っ、胸を張って検挙率が上がりましたというご報告ができるように頑張っていきたいと思っております。知能犯の件数とか、個別のところでも下がったり上がったりというのがございますけれども、トータルして上がりましたと言えるように頑張っていきたいと思っております。

【吉村委員】総体的に見たらそうですけど、これを犯罪別に見ると、いろいろ流れが、動きが

あるんだろうと思います。その他の刑法犯というのが増えておりますから、犯罪の多様化というのもあるので対応は大変だろうと思います。

今の「検挙率を上げていくように頑張ります」という答弁はいいんですが、予算を見ると1,300万円減っているわけです。これの因果関係がどうかというのは、ここで聞くことはよしにしますが、必要であれば予算もつけながら、そういうところに力を入れていただくようお願いしたいと思います。

もう1点、次のページの薬物情勢で、右側の「覚醒剤押収量（グラム）」というところが非常に見にくいので、これも苦労してつくられたんだろうなと、キログラムにすると真ん中が書きづらいんだろうと思うし。

平成29年は約30キ口、令和元年は約70キ口、その間の平成30年は3グラムなんですね。これはどういうことかよくわからない。

この量とは関係ないんでしょうけど、令和元年の検挙人員が増えている、そして減っていた少年の検挙数が増えていることについて、どのような所見をお持ちか、お伺いをしたいと思います。

【平井組織犯罪対策課長】委員のご指摘に説明をしたいと思います。

元年12月に70キ口となっております。これは、昨年12月に海外からの590キ口の密輸事件を、警察庁をはじめとした西日本の各県警察と合同で検挙して、その590キ口を分配した数です。検挙に参加した県で計算したところ、概ね70キ口程度になっている次第です。

同じく平成29年は30キ口とありますが、これも茨城の沖合で474キ口の覚醒剤を摘発しておりまして、分配ということで数字が上がっている次第であります。

押収量のうち30年の3というのは、分析いた

しましたところ、この年は譲渡しの被疑者の検挙はなしということです。譲渡し、つまり密売者の検挙がなかったことで、この年は激しく落ち込んでいる傾向にあります。

なお、年齢別のところですがけれども、元年は23人検挙しており、20代が3人、30代が5人、40代が6人、50代が8人、60代が1人となっております。前年の平成30年は20代が3人、30代が7人、40代が4人、50代が3人、60代が2人と、そう大きな変化は見られないところであります。

なお、それ以前の多いところは、三菱造船所等で大量の県外からの労働者が入ってきておまして、その方々の中に乱用する方が多数いて、その時は検挙が上がった状況であります。

なお、関連して大麻で申し上げますと、大麻はやや購入価格が安いので、未成年の傾向が見られます。元年12月で未成年が3人、20代が8人、30代が10人、40代が1人、50代が1人、計23人です。平成30年は未成年1人、20代が6人、30代が12人、50代が1人、計20人という形になっている次第です。

大麻については、購入価格が安い、それとSNS等で乱用の中毒傾向が少ないみたいな誤った情報が氾濫していることから、やや大麻については年少者の数字が高くなっていると分析しております。

【吉村委員】平成29年だったですか、中学生が大麻を使用して検挙されたというニュースがあって、低年齢化ということが大麻は往々にしてあるような感じが、このごろの全国的な流れの中で見受けられるので、長崎県もそういうことになりつつあるのではなかろうかと、この数字から感じるものですから、そういう面について低年齢化、中学生とか高校生で始まるということがないようにですね。そういうところで始まると後に続いていくとか、そういうことが二



ユースでもよく流れて、今ごろ、一般の何でもない普通の人やったとかということが出るので、それにまた触発されてなるという連鎖があったらいけないので、そういう意味では、今後とも力を入れてやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】ほかに質問がないようですので、警察本部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 2時32分 休憩

-----  
午後 2時32分 再開  
-----

【山口(経)委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、警察本部関係の審査を終了いたします。

なお、今年度、退職される方が、警察本部で6名と伺っております。

羽田刑事部長、土井交通部長、佐藤会計課長、久保教養課長、矢竹厚生課長、柴原捜査第二課長、この6名の方に関しましては、これまで長年にわたり県民の安全・安心をつかさどる警察行政に従事いただきまして、なおかつ県の発展に尽力していただきまして、まことにありがとうございました。

私からも労をねぎらいたと思います。ありがとうございました。（拍手）

理事者入替えのために、しばらく休憩いたします。

-----  
午後 2時33分 休憩

-----  
午後 2時49分 再開  
-----

【山口(経)委員長】 **委員会を再開いたします。**

これより、出納局及び各種委員会事務局関係

の審査を行います。

【山口(経)分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

会計管理者より、予算議案説明をお願いいたします。

【野嶋会計管理者】出納局関係の議案について、ご説明をいたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の出納局・各種委員会事務局の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

まず、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算総額は、19億7,088万円で、主なものは証紙売払収入であります。

歳出予算総額は4億3,508万1,000円で、主なものは出納局職員の給与と費及び会計事務の管理運営に要する経費であります。

2ページをお開きください。

債務負担行為につきましては、事務用消耗品の集中調達にかかる経費及び出納局所管の各システムの保守業務にかかる経費であります。

次に、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算の主なものは、歳計現金の預金利子収入の減によるものであります。

歳出予算の主なものは、物品管理事務の運営及び会計事務の管理運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

最後に、令和元年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和元年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって令和元年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)分科会長】次に、監査事務局長より予算議案説明をお願いいたします。

【下田監査事務局長】同じ資料の4ページをお開きください。

監査事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

まず、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算総額は、1億7,554万2,000円で、その主なものは、監査委員や事務局職員の人件費並びに事務局運営に要する経費であります。

次に、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算補正の主なものは、事務局運営費の執行見込額の減によるものであります。

最後に、令和元年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和元年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって令和元年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)分科会長】次に、人事委員会事務局長より予算議案説明をお願いいたします。

【大崎人事委員会事務局長】人事委員会事務局関係の議案についてご説明をいたします。

議案説明資料の6ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

まず、令和2年度当初予算についてですが、歳入予算総額は184万8,000円ですが、主なものは、警察官採用共同試験受託に伴う収入であります。

歳出予算総額は1億3,561万4,000円です。主なものは職員給与及び事務局運営に要する経費であります。

次に、令和元年度の補正予算（第6号）についてご説明いたします。

歳出予算につきましては、主なものは職員給与及び事務局運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

最後に、令和元年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和元年度の予算につきましては、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要

が生じるため、3月末をもって令和元年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)分科会長】次に、労働委員会事務局長より予算議案説明をお願いいたします。

【大崎労働委員会事務局長】労働委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じ資料の8ページでございます。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

まず、令和2年度当初予算についてですが、歳出予算総額は7,827万4,000円です。主なものは、委員会業務の活動に要する経費、職員給与費及び事務局運営に要する経費であります。

次に、令和元年の補正予算（第6号）についてご説明いたします。

歳出予算につきまして、その主なものは、委員会及び事務局の運営に要する経費の執行見込額の減や、職員給与費の過不足調整に要する経費であります。

最後に、令和元年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和元年度の予算につきましては、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって令和元年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願い

いたします。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)分科会長】次に、議会事務局長より予算議案説明をお願いいたします。

【木下議会事務局長】議会事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じく分科会資料の10ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

第1号議案、令和2年度当初予算の歳出予算総額は12億7,906万9,000円です。その主なものにつきましては、議員報酬及び議会運営に要する経費であります。

債務負担行為につきましては、県議会テレビ広報番組の制作及び放映委託にかかる経費などを計上いたしております。

次に、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」の主なものにつきましては、議員の費用弁償に要する経費並びに議会運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。その他の内容につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

最後に、令和元年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和元年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって令和元年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願い

たします。

以上をもちまして、議会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分及び第77号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【山口(経)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、監査事務局長より総括説明をお願いいたします。

【下田監査事務局長】 監査事務局関係の議案についてご説明いたします。

総務委員会関係議案説明資料、出納局・各種委員会事務局の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第30号議案「長崎県監査委員条例の一部を改正する条例」であります。

はじめに議案についてご説明いたします。

第30号議案「長崎県監査委員条例の一部を改正する条例」。

この条例は、地方自治法の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めたものでありますが、地方自治法等の一部を改正する法律が平成29年6月9日に公布されたことに伴い、引用する地方自治法の条文の条ずれ等が生じたことにより、所要の改正を行うものであります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

監査基準の策定及び公表について。

平成29年の地方自治法改正により、監査委員が監査等の実施に際し、従うべき監査基準を監査委員自らが策定し、本年4月までに公表することが義務付けられております。

これを受け、監査の質を全国的に一定水準に保つとともに、監査結果の比較可能性を担保する等の目的で、国において、各地方公共団体が監査基準の策定に際して準拠すべき監査基準案が示されましたので、本県においてもそれに沿った形で監査基準を策定しており、今年度中に公表することとしております。

今後は、今回策定した監査基準の趣旨を踏まえながら、引き続き監査内容の充実に努めてまいります。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山口(経)委員長】 次に、会計管理者より所管事項説明をお願いいたします。

【野嶋会計管理者】 資料は1ページをお開きください。

出納局関係の所管事項についてご説明をいたします。

組織改正について。

出納局につきましては、出納室で行っている会計事務の審査と会計課で行っている財務会計事務の指導及び会計監督検査等を一体的に実施し、一層連携を深めていくため、出納室を会計課に統合することとしております。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。よろしく申し上げます。

【山口(経)委員長】次に、人事委員会事務局長より所管事項説明をお願いいたします。

【大崎人事委員会事務局長】人事委員会事務局関係の所管事項についてご説明をいたします。議案説明資料の4ページでございます。

令和元年度県職員採用試験についてですが、障害者を対象とした選考試験、警察官類（男性、女性）〔第2回〕及び警察官類（男性・女性）の採用試験を実施し、最終合格者を発表いたしました。受験者数、合格者数及び競争倍率につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

【山口(経)委員長】次に、労働委員会事務局長より、所管事項説明をお願いいたします。

【大崎労働委員会事務局長】労働委員会事務局関係の所管事項についてご説明をいたします。

同じ資料の5ページでございます。

調整事件について。

これは、労働組合と使用者との間に生じた紛争に関する事件についてでございますが、平成31年4月1日以降、現在までに取り扱いました調整事件は1件で、現在調整中でございます。

審査事件について。

これは、不当労働行為に関する事件でありま

すが、審査事件は3件であり、うち1件は命令書交付により終結しており、現在審査中の事件は2件であります。

個別的労使紛争について。

これは、労働者個人と使用者との間で生じた紛争に関する事件であり、これに関するあっせん事件は3件であり、2件は解決、1件は打ち切りにより全て終結いたしております。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

【山口(経)委員長】次に、監査課長より補足説明をお願いいたします。

【田尾監査課長】私の方から、長崎県監査委員条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明をさせていただきます。

資料としまして、横長の総務委員会説明資料をご用意いただきたいと思います。これの1ページをお開きいただきたいと思います。

1ページをお開きいただきまして、1の要旨と2の改正の背景でございますが、これは先ほど監査事務局長がご説明いたしましたので、「3改正の内容」からご覧いただきたいと思います。

改正する条文は2つございます。

1つ目が（1）の第2条関係でございます。これは、議員のうちから選任する監査委員の数について2人とすると規定した条文でございます。この条文の根拠の条文としまして、地方自治法第196条第1項を規定しておりましたが、これが地方自治法改正によりまして第1項と第6項に分かれて規定されたことから、引用個所の追加、第6項を追加しようとするものでございます。

次に（2）でございます。これは第5条関係でございます。この条文は、長による議員の賠償責任に関する監査とか、住民監査請求に基づく監査など、請求や要求に基づく監査につきまして、請求等があった日から10日以内に監査に着

手しなければならないと規定した条文でございます。

そのうち、職員の賠償責任に関する条文の根拠条文であります地方自治法第243条の2が、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に係る条項が新設されたことに伴いまして、第243条の2 - 2に繰り下げられたことから、引用条文の改正を行おうとするものでございます。

4の施行日は、令和2年4月1日でございます。

なお、ご参考までに、この次の2ページに、関係する地方自治法の新旧対照表を添付いたしております。

第30号議案の補足説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山口(経)委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了します。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第30号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求

めます。

【福田会計課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました出納局・各種委員会事務局関係の資料について、ご説明申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

1,000万円以上の契約について、昨年11月から本年1月までの実績は、記載のとおり5件となっております。また、それぞれの入札結果の状況につきましては、2ページから6ページに記載のとおりでございます。

以上でございます。

【山口(経)委員長】 次に、監査課長より補足説明をお願いいたします。

【田尾監査課長】 それでは、私の方から、長崎県監査基準の策定及び公表につきまして、補足してご説明をさせていただきます。

総務委員会課長補足説明資料をご用意いただきたいと存じます。これの1ページをお開きください。

「1. 新たな監査基準策定の背景及び目的」のところをご覧いただきたいと思いますが、これの1つ目の丸でございます。

今回の地方自治法改正によりまして、都道府県知事等に対して「内部統制制度」の導入が義務づけられ、と同時に監査委員に対して監査基準の策定が義務づけられたところでございます。

同じ1の3つ目の丸をご覧いただきたいんですが、そういった義務づけがなされまして、平成31年3月に国から監査基準案というものが示されました。それを踏まえまして、昨年1月に策定をしたところでございます。

次に、「2. 本県の監査基準の内容」をご覧いただきたいんですが、今申しましたように、

基本的に国から通知された基準案に基づき策定しておりまして、その内容は から の内容でございました。

その中で内部統制に関する部分をご説明をさせていただきたいと思いますが、 監査等の範囲（内部統制評価報告書審査）というのがございます。これは、知事部局において作成される内部統制評価報告書につきまして、知事による評価が適切に実施されているか等について、監査委員が審査をするものであります。実際の審査は令和3年度からとなります。

次に、 監査実施における留意事項（リスクの識別、内部統制に依拠した監査等）という部分でございますが、監査実施に際しまして、リスクが高い事務事業に監査資源を厚く配分する、逆にリスクが低い部分については監査範囲を狭くするなど考えられます。

そのため今後は、内部統制の運用状況を注視し、内部統制が有効に機能しているかどうかを十分に把握した上で、より効率的かつ効果的な監査等に努めてまいります。

3の監査基準の施行日は令和2年4月1日でございます。

4の公表方法は、記載のとおり3月下旬に長崎県公報及び県のホームページに登載し、公表する予定としておりますが、その公表前に本委員会に報告をさせていただいたところでございます。

次の2ページに、関係する地方自治法の条文をお付けしていただきまして、3ページからが監査基準の本体でございます。何点か見ていただきたいところがございます。

3ページに第4条、監査等の範囲及び目的がございます。これが4ページにわたりまして、4ページの中ほどから少し上の「八 内部統制評価報告書審査」というところをご覧いただきたい

と思います。これは、先ほど申しました内部統制評価報告書審査をここで規定しております。

それから、同じ4ページの第7条、守秘義務でございますが、守秘義務につきましては、もともと地方自治法に規定はございます。ただ、国から示された基準案にはございません。ございませんが、県民の皆様公表する基準にも規定した方がよいと考えまして、ここに規定がされたものでございます。

それから、5ページの第10条、情報管理、これも国の基準案にはございませんが、監査委員は個人情報に接する機会がございますので、情報管理を徹底するというので、ここに規定をしております。

それから、最後でございますが、5ページの第12条、第13条、リスクの識別、内部統制に依拠した監査は、先ほど申し上げた部分でございます。

以上で監査基準についての補足説明を終わらせていただきます。

【山口(経)委員長】 以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は8と12でございます。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【前田委員】 陳情番号の8番、長崎文化財保護調査研究会から出されています。内容は、もう見てのとおりだと思いますので、このことに対する出納局としての見解をお尋ねしたいと思います。

【福田会計課長】 建設土木以外の全ての発注、契約は、入札参加者の選定に当たり、県内企業と、県外企業で県内に支店等を有し常勤の従業員を雇用している企業は、同列で扱っていると

ころです。

これは、平成24年3月における入札制度等県の発注方式の改善に関する決議、及び平成25年2月に開かれました県政改革特別委員会におけるご指摘、確認を踏まえ、現行の取り扱いを行っている次第でございます。

【前田委員】ということであれば、陳情者から出されている具体の共同企業体の条件、現行と改正案、こういうふうに変更してほしいということを出されていますが、この点については、どういう対応というか見解をお持ちですか。

【福田会計課長】先ほどご説明したとおり、この県議会の意見決議を重く受け止めておりまして、今のところ見直す考えはございません。

【前田委員】この陳情は文教厚生委員会でも審査されると聞いておりますので、特段こちらの方で深く議論するつもりはないんですが、陳情されている方々に、ルールとしては今おっしゃったようなこととわかりつつ、なぜこういうふうに出しているのかとお聞きしたところ、特にこの中にある業務内容に関する条件のところ、現行法が2行あって、調査員は代表構成員、その他構成員とともに1名以上は配置すること、これは今答弁があったような内容だと思うんですが、改正案の中で、なお、現場代理人及び調査員は直接的かつ恒常的な雇用関係にあることとカッコ書きも付記しているんです。実態として、発掘調査という特殊な業務の入札の場合は、そういう案件が出る時に県外の業者が、調査員、要はそういう専門的な知識のある方が長崎の方に来て、雇用されて、入札に参加しているという話を聞きます。

ただ、ここに、本県の会員企業でも十分、ある程度調査ができますよというふうに書いてあるように、県内の企業は、仕事のあるなしにかかわらず、調査員は当然正規職員として年間を

通してずっと雇用しているんです。県内企業を守っていくということを考えた時に、仕事があるがなかろうが調査員をしっかり抱えながら、その中で仕事を差配している県内企業と、ルール上は合っているかもしれないけれども、実態としては共同企業体という形で、仕事があった時にぽっと県外から調査員が入ってきて入札に参加しているという実態を考えた時に、そこにこういったことを追記することを検討してもらいたいという要望になっているんですが、そういう実態についてはいかがですか。

【福田会計課長】要望に出されております調査員ですが、文化財の保護調査に、作業員10～15人当たり調査員が1人必要だと学芸文化課からお聞きしております。

この要望書にあるとおり、その方が常に雇用されている常勤であるかどうかというところは、学芸文化課の方で仕様書において条件をす部分になりますので、前田委員からのご指摘も踏まえ、そのところの改善の余地がないのかどうかは、学芸文化課と協議してまいりたいと思います。

【前田委員】ぜひ協議していただきたい。

もしそこを庁内の統一的なルールのもとにやるということであれば、現行の「業務実績に関する条件」の後段の方で、その他の構成員は「条件なし」となっています。ここのところで、県内企業、または県外企業で県内に支店を有する企業、または県外企業というところで案件ごとに調整がつくと思いますので、業務実績に関する条件の「条件なし」というところも含めて、学芸文化課とよく協議しながら結論を出してほしいということを要望して終わります。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】ほかに質問がないようです



ので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、質問はありませんか。

【小林委員】 総務委員会課長補足説明資料の4ページです。「四 決算審査」ということで、法第233条第2項及び公企法第30条第2項の件ですが、「決算その他関係書類は法令に適合し、かつ正確であるかについて審査するとともに、公企法が適用される経営に係る事業の決算審査においては、常に企業の経済性を発揮し、本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されているかについても審査すること」と、監査の目的の中で明確に記してある。これはどういう意味のことを言っているんですか。

【田尾監査課長】 決算は普通会計、企業会計でございますが、特に公営企業法が適用される場合は企業の経済性を発揮ということでございます。効率的な企業運営が行われているかという視点も併せて決算の審査を行っているということでございます。

【小林委員】 だから、今ここで言われている決算審査については、長崎県の県民の税金とか、一般会計並びに国の会計等々から、長崎県を通じてそれぞれの企業に補助を行うと。その補助を行うについて申請があり、その申請に添付する決算書等々についても、今の決算審査というようなことで、本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されているかについても審査することと、こういうことでありますから、多

額の補助金の申請を出す場合において、申請に添付する決算書についても、いわゆる決算書を審査するような、そういう立場に監査課長はあるのではないかと推測しますが、どうですか。

【田尾監査課長】 小林委員のご質問でございますが、県がいろんな団体に補助金を出している、その補助金を受けている団体から提出される決算書等についての審査というお尋ねでございます。第一義的には、それはそれぞれの補助金等担当の所管課において確認をしているというふうに思っております。

小林委員のご質問でしたら、今見ていただきました資料の3ページの「三 財政援助団体等監査」が当てはまるのではないかと考えておりますけれども、（「第何条か」と呼ぶ者あり）3ページでございます。第4条の「三 財政援助団体等監査」、ちょっと読み上げます。

「補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金または利子の支払を保証している団体」等々の監査。次のページに移りますが、「当該財政的援助等に係る資金の出納状況及び団体の事業活動が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること」ということでございますので、補助を受けている団体に対しての監査ということになりますと、その補助金が、その補助の本課で定めています補助金の規則であるとか要綱等に沿った形で申請がなされている、実績報告がなされているというところが、まず我々の監査の方で見べきところと考えております。

そもそもその補助金の必要性云々というお話までになりますと、これはそれぞれの所管課が事業評価等々、財政課等々の協議、それから一番大事なのは議会での審議を経た上で決定された事業、補助金ということになるかと思いま

すので、私どもでまず見ておりますのは、補助要綱等に沿った補助金交付等がなされているか、そういったところを確認しているということでございます。

【小林委員】あなたの説明は、いつもね、これだけの監査としての役割、責任を明らかにしながら、いざというたらそうやって横に振ってしまうんだよ。

当然のことながら、補助金等々の申請について、いわゆる公のお金を多額に補助するというこの中で、まず入り口の段階においては、当該の所管課がその辺のチェックは当然やるわけです。

しかし、四の決算審査ということについては、補助金をいただくに当たっての決算書、それから補助金をいただいた後、その補助金をもってどういう目的に沿った経済活動等々を行い、県民の皆さん方の多大なる福祉に貢献しているかと、こういうようなことになっていくわけよ。

だから、添付された決算書について、現場でそれをチェックすることは当然だけれども、例えばそこにおいていろいろと不祥事が生じた場合に、あなた方は、いわゆる公金を支出したという経過と同時に、その添付された決算書がその目的に沿っているかどうかということについて、当然あなた方も監査する必要があるのではないかということを今言っているわけだけれども、どうですか。

【田尾監査課長】お答えになるかどうかわかりません。ちょっと仮定の話、（発言する者あり）申し訳ございません、仮定の話になっては恐縮でございますが、例えば、補助金の申請書とか実績報告書に添付されている決算書、補助金を受けた団体の決算書を我々が見せていただいて、その決算書が虚偽であると、もしそういった確証等がありましたら、それはその補助金を受け

た団体なり補助を行った県の所管課なりに対して事情を聞くというようなことをすることはあり得ると思います。

ただ、今までにそういった例が実際にございませんので、何とも答えるのが難しいんですけども、明らかにその補助金の要綱に反していると我々の監査の中で確証を持ったとしましたら、まずはその所管課に対して詳しく事情を聞くことから始めたいということになるかと思っております。

【小林委員】あなたの話を聞いてみると、全くこれは監査課長としては大丈夫かと。本来の監査のあるべき姿を、きちんとした長崎県の監査基準として令和2年4月1日から新たに施行すると、このくらいの勢いの中であなたも今日、これを説明しているわけだよ。

私はこの間、若干のあなたの説明を聞いた時に、幾らかは聞いたけれども、今日も率直に言ってあまり聞いていなかった。聞いていなかったが、この決算審査というところ、ここだけが実は気になって、ちょっと資料を横から借りてこれを読んでみた時に、監査のあり方というのが、監査課長としてあなた方が県民の負託に応えられるような監査指導というものをやっているのかどうかと、こんなようなことを非常に危惧するわけだよ。

今言われたように、所管課とあなた方の役割は当然違いがあるわけだよ。何か知らぬけれども、所管の入り口の監査のあるべき姿と、あなた方が監査としての役割の、まさに負担のね、そういう権限というものは当然のことながら違うわけだよ。

そこに問題が発生したならば、添付する資料、決算書が虚偽の決算書であるかどうかというようなことについて問題があるならば、あなた方監査の立場で、決算書が虚偽か、あるいは虚偽

ではないのかと、そういうきちんとした整理をあなた方がやるべきであって、虚偽だということがわかって初めて乗り出すとか、そういうようなことでなくて。

例えば補助金等々を多額に振り込んだ、県民の税金をそれだけ振り込んでいるわけだ。それが目的に達するそういう活動であったかと。

しかし、残念ながら破綻をしたり、うまくいかなかったという場合において、一体どこに問題があったのかと。決算の資料がすべからず整理されて、それが正しい本当のものであったかどうか、こういうようなことをあなた方は調べる権限と責任があるのではないですかということを探しているわけで。

この「四 決算審査」に書かれているとおりのことをやられていますかと、やるべきではないかということをおは指摘しているんだけれども、どうですかと、こう言っているんです。

【田尾監査課長】委員ご指摘の決算審査、これは、知事部局とか公営企業の決算の数値が間違いがないか確認をするということでございます。第一義的には数値の確認でございます。

小林委員がおっしゃったのは、特定の補助金の交付を受けている団体の決算書というようなお話でございましたので、それを我々が監査の中で見ないのか、しっかり監査すべきではないかというご指摘に対しましては、これは補助金の交付申請の事務の一環の中で、必要な添付書類として決算書を付けるということになっておりますれば、それが付いているかどうかという形で確認をいたします。

そして、虚偽という言葉をおは使いましたが、それは虚偽といえますか、決算書がおかしいと思うような事情がありましたら、書類を見ただけで私どもが虚偽の決算と断定をできることはまず不可能に近いと思いますので、疑問がござ

いましたら、まずは所管課等にお尋ねをすると、そこから始まりますということをおは申し上げた次第でございます。繰り返して恐縮でございます。

【小林委員】あなたのおは言っていることは当たり前のことじゃないか。いろはのイの話なんだよ、それは。小学生でもわかるような話を君はやっているわけだよ。あまり我々をおはばかにするなよ。何年、この仕事をやっているんだ。何という話をしようとか。

だから、具体的に言うけれども、五島産業汽船が公金12億3,000万円ぐらいをおは使って破綻をした。島民の足が奪われた。島民の足を奪わないように、そういう意味合いの中でリフレッシュ、リプレース、いろんな支援をおはやってきて、残念ながら破綻したではないかと。

そうおはなってきた時に、平成21年ぐらいから平成28年、平成27年ぐらいまでにかけて、ずっといろいろ交付申請をおはやっておはしたし、エンジンも5年間ぐらいで換装をおはしている。リフレッシュ、リプレース、公金をおは使っての12億3,000万円ぐらいをおは実はおはいただいていたわけだよ。にもかかわらず残念ながら破綻をした。ある日突然に島民の足は奪われて、そして新会社がおは設立するという経緯になった。

私が今おは言っていることは、破綻した旧五島産業汽船は、申請をおは受けるために、また申請をおは受けたものについては申請をおは受けた後に、どういう会社経営をおはしているかということおは継続して毎年毎年の決算書をきちんと添付して県の担当課におは出さなければならないということおはなっている。

そういうものをチェックしたことがあるのかどうかということおは、今改めて聞きたい。

【田尾監査課長】五島産業汽船の決算書を、我々監査の方でチェックしたということおはございません。

【小林委員】あなたはその時に監査課長をやっておったかどうかわからないけれども、基本的にここであっていることは、破綻をしたとか、まさに県民の税金、国民の税金をどぶに捨てたという状況の中で、当然窓口の所管課がそれなりの役割、責任を負うべきであると同時に、そこに監査のあなた方の役割があるんじゃないんですかと。

そういう決算書を見ながら、本当に正しい運営がなされておったのか、決算書を見ながら、いろいろと指導監督をしなければならない立場であるところの県の役割が、果たして十二分に機能しておったかどうかと、こんなようなことは当然あなた方、監査のあるべき役割ではないかと、こう言っている。

それが、破綻してそれだけの公金がどぶに捨てられても、決算書を見たことがないということは一体どういうことかと。それは監査課としての役割を十二分に果たしていないと言われても仕方がないかということを描しているけれども、そこについてはどうですか。

【田尾監査課長】五島産業汽船の決算書につきまして、私どもが今まで監査で見ていないとお答えいたしました。

それをもし見る機会があったとしますれば、県から補助金を受けている財政援助団体の監査の対象といたしまして監査をしたとすれば、それは可能性があったと思いますが、今までそういった監査はいたしておりません。

監査していなかった理由は、これは交通関係の所管課の方で補助金関係の検査等を行っているということがわかっておりましたので、あえて私どもの方で財政援助団体の監査という対象にしていなかったという事実が今までございました。

そして、この五島産業汽船の問題につきまし

ては、昨年度からでございますが、私ども監査事務局に対しまして、監査すべきではないかというご指摘もいただいております。そういったご指摘をいただいたことを踏まえまして、県の新幹線・総合交通対策課といろいろと意見交換といたしますか情報交換をしております。

この五島産業汽船の過去の補助金に関しまして疑問に思われている、疑問点がある、総務委員会の委員の方々から疑問の声が寄せられているということでございますので、そこら辺はしっかりと所管課の方で説明してもらいたいというふうに、私どもの方からも要請をしているところでございます。

【小林委員】監査課長、あなたは気は確かか。今みたいな答弁をやっておって、気は確かか。後で自分で議事録を見てごらん。去年やったあなたの発言と、今の発言がどういうふうになっているか。

去年の総務委員会において、あなた方の担当する委員会のその審議の中において、五島産業汽船については、あなた方はまさに担当課からいろいろと資料を集め、そして監査した結果を我々の前に出されたんだよ。その記録はちゃんとあるよ。

それを今みたいな、何か全然監査には関係がないように、我々が見る機会があったならばとか、何かこう非常に距離感があるような、いわゆる聞き取り等をやったぐらいの、そんな生っちょろい話じゃなかったはずだし、そんな内容にはなっていないわけだよ。しかるべき内容がきちっと書かれている。そういう際に当然決算書は見るべきことであって、「見る機会があったならば見たでしょう」なんて、どういう発言をあなたはしているんですかと。

監査課長、特別あなたを、何か個人的に好きだとか好きだとかというような個人感情でし

やべっているわけではないんだよ。あなたみたいな名行政官が、行政マンが、なんでこんなつじつまの合わないような話ばかりやっているんだと、実にそのことが理解できないということだよ。

あなた方は、ここの決算審査という第4項で、破綻したとか、公の金がどぶに捨てられたとするならば、どういう内容であるかと実際に調べて、担当課の意見聴取等々はしっかりやられて、その内容を我々のこの委員会に提出をされているわけだから。

その時に我々もまだ勉強がうまくいってなくて、決算書等々についてはまだそこまで議論をしなかったけれども、今改めて、こういう決算審査というものが出たから、果たしてあの時に決算書は見られたんだろうかと、こういうような疑問の中で質問をやっているわけなんです。

あなた方のうまい、さももっともらしい言葉だけが並んで、実際やっていることがそうではないという、この現実と理想のギャップはやめてもらいたい。我々が監査に期待するものは、まさにあなた方が言っているような正しい判断をしっかりやっていただかなければいけない。しかも、誰にも偏らずにして公正で公明にやっていく、こういうようなあなた方の使命感をもっともときちんと出していただかなくちやいかんということだよ。

私はこの問題は保留しておきたい。もう少し、我々の議論の進みぐあいと、我々の勉強の深掘りによって、また新たな問題が出てくると思うので、留保して、また意見の交換をしたいと思えます。以上です。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】ほかに質問がないようですので、出納局及び各種委員会事務局関係の審査

結果について整理いたしたいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 3時41分 休憩

午後 3時41分 再開

【山口(経)委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を終了いたします。（発言する者あり）

しばらく休憩します。

午後 3時42分 休憩

午後 3時43分 再開

【山口(経)委員長】再開します。

それでは、皆様のご協力もありますので、文化観光国際部の審査を15分後に始めたいと思います。

今回、出納局及び各種委員会事務局関係では、木下議会事務局長及び野嶋会計管理者、三田職員課長、それから齋藤調査審査課長、以上の4名が退職ということであります。

長年にわたり長崎県勢の浮揚、発展にご尽力いただきまして、まことにありがとうございました。今回は慰労の機会がございましたけれども、私からもねぎらいの言葉をかけたいと思います。

どうもお疲れさまでした。（拍手）

しばらく休憩します。

午後 3時45分 休憩

午後 4時 5分 再開

【山口(経)委員長】委員会を再開いたします。

これより、文化観光国際部関係の審査を行います。

【山口(経)分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

文化観光国際部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【中崎文化観光国際部長】 それでは、お手元に予算決算委員会の文化観光国際部の議案説明資料をお願いいたします。

文化観光国際部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

議案の説明に先立ちまして、文化観光国際部の来年度の取組の方向性についてご説明いたします。

本県観光の動向につきましては、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の登録効果により観光客が大きく増加した地域がある一方で、韓国人観光客の激減により対馬市が深刻な影響を受けるなど厳しい状況もございます。また、県全体の宿泊数や観光消費額は、目標とする数値の達成には至っていない状況であります。

このため、観光産業のさらなる発展のために「いかに良質な雇用を拡大してもらうか」の視点を持って、観光事業者の成長に欠かせない「生産性の向上」や「人材育成」などの取組に引き続き注力するとともに、それぞれの地域において、行政はもとより、これら観光事業者を含む多様な関係者が一体となって、本県ならではの魅力を付加した官民一体の「観光まちづくり」に取り組み、県政の最重要課題である人口減少対策を進めてまいりたいと考えております。

また、文化・観光・国際・物産各部門の緊密な連携により、2つの世界遺産をはじめとする本県の多様で魅力ある地域資源の価値を発信し、

歴史文化を活かした交流促進やブランド力の強化によって、国内外からの観光客や観光消費額の増加、県産品の販路拡大など実需の創出を図ってまいります。

具体的には、ホテルスタッフなど観光のプロがお勧めする飲食店を掲載した「グルメセレクション」等により、長崎ならではの多様な「食」の魅力を発信するとともに、県内宿泊施設等と連携して、県産食材の魅力を堪能いただけるフェアを開催するほか、各地域主体で「食と観光」の連携による観光まちづくりを推進する市町等を支援するなど、観光客が旅先で期待する主要コンテンツである「食」の取組を強化してまいります。

また、高齢者や障害者の方々にも安心して旅行を楽しんでいただくため、ユニバーサルツーリズムの受入体制を構築するほか、潜伏キリシタン関連遺産への来訪者に向けた現地ガイドの育成・充実により世界遺産の価値をしっかりと実感いただけるような環境整備など、観光客の受入態勢を充実させ、満足度の向上とリピーター化を一層促進してまいります。

アジア・国際戦略については、本県との歴史的ゆかりが深く、地理的に近いという優位性のある中国、韓国や、経済成長著しい東南アジアなどに対し、それぞれの国における本県の強みを活かしながら、本県のプレゼンス及び認知度の向上を図るとともに、戦略的なプロモーション展開による観光客誘致や県産品の輸出拡大など、経済的実利の創出・拡大に向けた取組を推進してまいります。

それでは、まず、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算の総額は4億255万9,000円で、内訳は記載のとおりでございます。

文化観光国際部所管の歳出予算額は43億799万3,000円で、これを平成31年度当初予算額39億8,634万6,000円と比較いたしますと、3億2,164万7,000円、8.1%の増となっております。

令和2年度長崎県一般会計の歳出予算の内訳は記載のとおりであります。

歳出予算の主なものについては記載のとおりでございます。

5ページの中ほどでございます。

令和3年度以降の債務負担行為を行うものについては、記載のとおりでございます。

6ページでございます。

次に、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、合計785万7,000円の増であります。

歳出予算は、合計2億1,189万8,000円の減であります。

歳出予算の主な内容については記載のとおりでございます。

7ページ中ほどでございます。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

県が黒島天主堂の保存修理工事に対して助成している世界遺産保存・活用等整備補助事業において、遺構保存のための設計見直しにかかる専門委員会の承認に不測の日数を要したことにより、事業の年度内完了が困難であることから、繰越明許費を設定しようとするものであります。

この結果、令和元年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は40億5,952万4,000円となります。

最後に、令和元年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和元年度の予算につきましては、今議会に補正をお願いしておりますが、今後、年間の執

行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますので、3月末をもって令和元年度の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)分科会長】 次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料（政策的新規事業）について、説明を求めます。

【村田文化振興課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本分科会に提出しております資料につきましてご説明いたします。

資料は、表紙に「総務分科会提出資料、総務部、企画振興部、文化観光国際部」と記載があるものでございます。

1ページをお開きください。

この資料につきましては、決議第5の3に基づきまして、政策的新規事業に関わる令和2年度の予算要求の内容について査定結果を提出するもので、文化観光国際部の事業につきましては1ページの下から3行目、「インバウンド向け戦略的プロモーション強化事業費」から、2ページ最後の「中華人民共和国駐長崎総領事館開設35周年記念事業費」までの7事業についての計上状況について記載しております。

各事業の要求額につきまして、それぞれ予算編成過程の中で事業内容等を精査した上で、予算案として計上した額を要求額の横に計上額として記載しております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)分科会長】 審査の途中ですが、本日

の審査はこれにてとどめ、明日は10時より分科会を再開し、引き続き、文化観光国際部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午後 4時14分 散会  
-----



## 第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年3月10日

自 午前10時 0分  
至 午後 3時54分  
於 委員会室 1

国際観光振興室長  
（参事監） 佐々野一義 君  
物産ブランド推進課長 宮本 智美 君  
国際課長 永橋 勝巳 君  
国際課企画監  
（アジア・国際戦略担当） 小川 昭博 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	山口 経正 君
副委員長(副会長)	北村 貴寿 君
委員	小林 克敏 君
”	山口 初實 君
”	前田 哲也 君
”	中島 浩介 君
”	山本 啓介 君
”	大久保潔重 君
”	吉村 洋 君
”	麻生 隆 君
”	堤 典子 君
”	浦川 基継 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

文化観光国際部長	中崎 謙司 君
文化観光国際部政策監 （国際戦略担当）	浦 真樹 君
文化観光国際部次長	岩田 正嗣 君
文化振興課長	村田 利博 君
世界遺産課長	栞原 恵 君
観光振興課長	佐古 竜二 君

6、審査の経過次のとおり

-----  
午前10時 0分 開議  
-----

【山口(経)分科会長】 おはようございます。  
委員会を再開いたします。

なお、麻生委員から午前中欠席する旨の届が  
出されておりますので、ご了承をお願いいたし  
ます。

昨日に引き続き、文化観光国際部関係の審査  
を行います。

説明が終わっておりますので、分科会による  
審査を行います。

予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

しばらく休憩します。

-----  
午前10時01分 休憩  
-----

午前10時01分 再開  
-----

【山口(経)分科会長】 再開します。

【北村副会長】 よろしく申し上げます。

予算議案で、補足説明資料のほうでよろしい  
でしょうか。当初予算のほうです。ここにいろ  
いろ当初の予算で、新たな事業、拡大する事業  
やら記載をさせていただいておりますけれども、  
一般質問の中でもありましたが、台湾関係とか、  
いわゆるインバウンドを増やそうということで、  
WEB、SNSを通じたプロモーションを拡充  
されるというようなお話でありましたが、いろ  
いろお話を伺っておりますと、ユーチューブと  
かの活用もされていくというようなことで、タ

レントの起用などというのがあるのかなと思っておりますが、そのWEBのプロモーションの詳細をご説明いただけませんか。

【佐々野国際観光振興室長】ご質問のありましたインバウンド向け戦略的プロモーション強化事業ですけれども、補足説明資料の12ページになります。予算としましては、調査分析型WEBプロモーションということで、これは動画等を 유튜브 とか、WEB、SNSを通じて広告配信をすることで、長崎県の観光素材が、ターゲットごとに何が訴求をして、どのタイミングで出すことが効果的なのかといったところを調査する形でのWEBプロモーションをやるのが1つでございます。

それと、もう一つ、現地メディア等とのタイアッププロモーションということで、これは現地の旅行社、メディアとタイアップしまして、現地でのプロモーション、それから先ほど申し上げましたようなWEB、SNSを使ったプロモーションということで、この中には、副会長がおっしゃいましたようなKOL、影響力のある方を活用したようなプロモーションもこの中で検討をいたしております。

もう一つは、外国語版観光WEBサイトのリニューアルということで、これはいろんな情報発信をした後に、県が持っております観光WEBサイトのほうに呼び込みといいますか、情報をここで一元的に発信をして、長崎の観光地の魅力を知っていただく、加えて、今まで、スマートフォンで見れることは見れたんですけれども、スマートフォン専用のサイトというのがありませんでしたので、そこが見やすくなるようなリニューアルも含めて今回改修をするということで、特に、今、旅行形態が団体旅行から個人旅行に移行してきているということで、旅前

だけではなくて、旅中でも情報を見たいといった場合に、やはりスマートフォンでアクセスできるといった環境も必要だろうということで、今回、老朽化ということもありましたので、あわせて改修をするということで考えております。

【北村副会長】わかりました。

さまざまインバウンド向けにWEBの整備というか、強化をしていくんだというふうなお話だったろうと思いますけれども、ご承知のとおり、インターネット上には情報があふれまくっております。玉石混合というようなところもあります。幾ら質のいい情報を提供しても、見ていただかなければ全く意味がないわけでありまして、先ほど答弁の中にありました影響力のある人、いわゆるインフルエンサーといいますが、ここを見てください、というような非常に知名度の高い方に、その情報に誘導してもらうようなプロモーションというのは必要かなと思いますけれども、そういったところについては、もう少々詳しいご説明をいただけるところはございますか。

【佐々野国際観光振興室長】KOL、インフルエンサーでして、これは昨年度も同じような形で幾つか招聘事業という形でお呼びして、現地でのプロモーションをさせていただいたんですけれども、例えば、香港で活躍をされていますSOKOさんという俳優の方をお呼びしまして、雲仙温泉を巡っていただいて、その様子をSOKOさんが持っておられるSNSで発信していただくとともに、長崎県が香港エクスプレスの1周年に合わせて、香港で1月に開催しました旅行説明会にも出席をいただいて、実際に来ていただいた長崎の情報を交えながらプレゼンテーションをしていただいたということがありま

す。

それと、もう一つは、大村出身の台湾とか中国で活躍をされておりました、ねんど大介さんを県内、離島も含めて動画を作っていたいて、それを台湾の旅行説明会で活用させていただいたということもありますので、そういった現地で影響力のある方をお呼びして、プロモーションを強化しながら来年度、取り組んでいきたいと考えております。

【北村副会長】わかりました。しっかりインフルエンサーを活用して、繰り返しになりますが、せっかくいいサイトをつくっても、見ていただかなければ意味がないので、そこに誘導できるようにしていただきたいと思います。

また、ねんど大介さんのお名前が出ましたけれども、大村でも観光大使などを務めていただきまして、日本のテレビにもご出演をされているようでございますので、しっかりとPRに頑張らせていただけるようお願いをいたします。

同じ資料の10ページに、ユニバーサルツーリズム受入体制整備促進ということで、長崎県UTセンター、ユニバーサルツーリズムセンターの設置とございますけれども、このセンターの概要について、詳しいところをお聞かせいただければと思います。

【佐古観光振興課長】ユニバーサルツーリズムセンターの概要でございますけれども、まず場所としましては、長崎空港内、こちらは現状では総合案内所がございますけれども、あそことは別に、同じようなイメージでのブースと申しますか、そういったエリアをつくらうと思っております。

基本的に、空港の開館時間全てという対応はできませんけれども、できるだけお客様が多い時間帯をコアにして、原則、常時2名そのセン

ターに配置をして、これを実質的に3名で回していく形にはなりますけれども、そういった2名の体制をとって、県内外からの旅行される前のいろんなご相談、県内のさまざまな宿泊施設、観光地含めたバリアフリー情報の提供とか、それから県内のいろんなユニバーサルツーリズムに積極的に取り組まれている団体がビジネスベースで実施されている各種サービスもございまして、そういったものもしっかりご紹介しながら、長崎県の旅行の中の情報提供もしていくと、そういうことに取り組むことで、高齢者の方ですとか、障害者の方々に、安心して旅行ができる長崎県というものをつくってまいりたいと考えております。

【北村副会長】わかりました。

常時2名体制で、3名で回していくということで、この2名というのは県の職員でしょうか、それともどちらかに委託をされるというようなことでしょうか。

【佐古観光振興課長】本事業につきましては、補助事業という形で予算を計上しております。ですから、しかるべきタイミングで県内の民間のユニバーサルツーリズム団体の方に運営主体を公募するという形で進めてまいろうと思っております。ですから、雇用する職員については、県の職員ということではなくて、民間の方が雇用される方、ただ1点、その準備期間等もございまして、これはまだ決定してはおりませんが、例えば、3名のうち1名を県のいろんな福祉行政にも熟知したOBの方が、もし適当な人材がいらっしゃれば、そういう方を雇用して、立ち上げにしっかり関与していただくというようなことも今、検討しているところでございます。

【北村副会長】公募されるということで、やは

りその道のプロにさせていただいたほうがいいのかなと思います。常時2名体制で、県職員が入ったとしても3名体制で回していくというところで、この予算額で足りるのかなというような気がいたしますが、これは人件費も含めての公募をするというようなことでしょうか。どれぐらいの金額で公募されるか、お願いします。

【佐古観光振興課長】基本的に、人件費につきましては月額18万円、これは県の嘱託職員に準じたような月額になりますけれども、それで予算計上しております。1人は県職員というよりも、県のOBになりますので、同様の月額18万円ということで募集をする予定にしております。

【北村副会長】わかりました。

正直、2名3名で18万円というの、高いのか、安いのかというところは評価が分かれるところだろうと思いますが、少し心もとないという感じはいたしますけれども、まずは頑張ってもらいたいということと、あと、これは手前みその話で恐縮ですが、私も介護事業に携わっているところもあって、高齢になって、親に旅行をプレゼントしたいというような、最後に旅行と一緒にいきたいというようなニーズが結構相談があっただけで、こういったユニバーサルツーリズムセンターを設置しても、やっぱり使っていただかなければ意味がないわけでありまして、介護施設であるとか、そういったところにも、こういったセンターができたので、というような周知をしていただきたいと思います。そういった利用を促すような周知の関係というのは、どうお考えでしょうか。

【佐古観光振興課長】もちろん設置をしても、知っていただかなければ、その先につながりま

せんので、そこには力を入れてまいりたいと思っております。この事業全体、先ほど、補助事業とは申しましたけれども、補助して、県は後、知りませんという形ではなくて、これは二人三脚で進めていく必要があると思っております。そうした中で、県の観光連盟が私ども観光振興課とさまざまな観光関係の仕事を一緒に進めておりますので、主に県外のいろんな旅行会社ですとかに強い人脈を持っておりますので、県外向けのセールスの時ですとか、あるいは旅行会社とは別の障害者団体、高齢者クラブなども含めて、もちろん県内も含めて、需要の掘り起こしというところは県としてしっかりやってまいりたいと考えております。

【北村副会長】わかりました。

あと1点だけ、同資料の3ページであります。文化振興課の文化芸術ながさきステップアップ事業の下の「描いてみんな！長崎」事業費、これは拡大をするということで240万円、マンガ、小説などの創作支援を行うというようなことでありますが、こういった支援を行われるのか、対象というのが絞り込まれているのかという詳しいところをご答弁いただければと思います。

【村田文化振興課長】「描いてみんな！長崎」事業と申しますのは、出版社でありますとか、作家の皆さんを長崎に招聘いたしまして、長崎の独特の歴史、文化、私どもが誇っております美しい景観でありますとか、そういったものを実際に見たり、調査をしていただきまして、作品につなげていただきたいと思います。事業化をしているところでございます。

来年度、こういった方々に来ていただくかというのはまだ決まっておりませんが、平成28年度からこの事業を実施しておりますけれども、これまでの間、19件の招聘が実現し

ておりまして、実際に12件が作品化されている状況でございます。

【北村副会長】わかりました。私も情報の感度が低いのかどうか、その「描いてみんね！長崎」で12件の成果があったというようなことで理解していいのでしょうか。これはかなり売れたなというような作品があったかどうか、教えていただければと思います。

【村田文化振興課長】これまでに、その12件のうち、ほとんどが漫画でございまして、どの程度、世の中で広く知られているかというのはありますけれども、例えば、「会長島耕作」で、五島市をご覧いただきまして、そちらが舞台となった漫画があったとか、大手出版社で掲載がされております「戦争めし」というのがございまして、こちらは長崎市内、あと川棚町のほうで取材をされまして、戦争時の食事の状況を舞台とした漫画なんですけれども、そういった中でご紹介をいただいているというふうなことでございます。

【北村副会長】わかりました。私、全く漫画を読まないものですから、今度読んでみようかなと思っております。漫画というのも日本の海外に発信できる文化だと思っておりますので、力を入れてやっていただければと思います。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【堤委員】おはようございます。

「長崎は、美味しい。」食のブランド化推進事業というものは新規事業として予算化されていますけれども、一方で、食の魅力発信機能調査事業費というのが事業の見送りということになっていますが、「長崎は、美味しい。」のほうは、スーパーや百貨店、ホテルなどの長崎フェアなどで食の魅力の発信を強化するというこ

とで、この見送られたほうは、食の拠点についての調査研究ということだったようではございますけれども、この辺の見送られた経緯とか、それからこの2つ、関連といえば関連なんですけれども、どういふことで事業の計画をされたのか、そこから辺の関係性などをお聞きしたいと思います。

【宮本物産ブランド推進課長】「長崎は、美味しい。」食のブランド化推進事業と食の魅力発信機能調査事業費の違いでございますが、「長崎は、美味しい。」食のブランド化推進事業は、首都圏、関西向けの消費者に対しまして県産品の魅力を総合的に発信するといった県外向けの食材をPRするといったもので、平成23年度から事業自体は行っており、今年、また新たな取組を追加して事業を行おうとするものでございます。

基本的に、長崎の農水産物加工品、そういったものを水産部、農林部と産業労働部と連携いたしまして、首都圏、関西圏での長崎フェアであったり、ホテルのフェア、商談会、そういったものを推進する事業でございます。

一方、食の魅力発信機能調査事業費といいましますものは、今現在、長崎地域では、さまざまな大きなプロジェクトが動いていて、まちのたたくまいが変わりゆく時期を迎えているところでございます。そのような中で、長崎の食の魅力、特に、魚とか、そういったものを発信するような一堂に会した拠点的なところがないというような声も多く聞かれる中で、民間や経済団体の中でも、食の受け手をめぐるさまざまな動きがあると認識していたところでございますが、現在のところ、まだ実現には至っていないところでございます。

この事業の内容といたしましては、県、市、民間等が連携をして、1カ月程度の食のトライ

アルイベント及び食の拠点に関する機能に関する可能性の調査事業費を想定しておりましたが、トライアルを行うことで、潜在化しているいろんな取組を顕在化させたいという思いの中での予算要求でしたが、見送りの理由といたしましては、予算計上の時には、あくまでもトライアル的な事業を想定したところですが、市や民間等と事業の具体的な協議を詰めていく中で、長崎サミットをはじめ、民間主体の動きが進んでおまして、また食の魅力を発信していく機能というものにつきましても、それぞれに考えや思いが違うということがわかってきたことから、県としては、予算計上を見送り、引き続き、市や関係団体と、長崎にどのようなものがふさわしいのか、どのような機能がふさわしいのかというのを協議し、熟度を高めていくことといたしました。

今後、終了ではなくて、長崎市や長崎サミット等と十分に継続的に協議を重ねて、県としても、必要な支援を行っていきたいと考えているところでございます。

【堤委員】 ありがとうございます。

「長崎は、美味しい。」のほうは、首都圏、関西などで食材のPRをしていくということで、それから見送られたほうは、民間の動きなどがいろいろ進んでいて、そういうところとの協議や調整というのが今後必要だということで見送られたのかなと受けとめたんですけども、長崎の食というのは、独特なものがあったり、それから農産物であったり、水産物、大変おいしい食材、魅力的なものがたくさんあるということで、もっともっと発信していく必要はあると思います。ヨーロッパなどでは、ガストロノミツリズム、私も余りなじまない言葉ですけども、食をテーマとする観光が盛んであると

いうことで、単に食べるだけではなくて、地域の食材とか、食にまつわる歴史であったり、食文化に触れることを目的とするようなガストロノミツリズムというものがあるとお聞きをしています。これが農水産業や食関連の産業など、地元に基づいたビジネスに効果が波及するというので、地域の持続可能ないわゆるSDGsにも合致するというので、そういうことが進められているというのを聞いていますので、食の魅力発信というのは、いろんなところ、機会を通じて進めていただきたいと思っておりますし、他県に比べて本当に長崎の食の魅力を体感することができるような場所というのはまだまだ足りていないのではないかと思いますので、今後も、民間のさまざまな経済団体との協議とか連携も進めていただきたいと思っています。

質問は以上です。

【山口(経)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【山本(啓)委員】 おはようございます。

インバウンド向け戦略的プロモーション強化事業費についてお尋ねをします。この内容は、調査分析型WEBプロモーションと、現地メディア等とのタイアップ、さらには外国語版観光WEBサイトのリニューアルと、3本の説明で伺っておりますが、まずWEBプロモーション、誰が主体的に、どのような展開をされるのか、概略をお尋ねします。

【佐々野国際観光振興室長】 こちらの調査型のWEBプロモーション、デジタルマーケティングにつきましては、観光連盟のほうに補助金という形で支出をしまして、観光連盟のほうで、そういったマーケティングを実施できるような事業者へ委託をする形で実施をしたいと考えております。

【山本(啓)委員】先ほど副委員長の質問で、そこまでは伺ったんですけども、どういったカテゴリー、どういったジャンルの事業者がそういった部分を受け持つのか、また本県は、そういった事業者とのこれまでのかかわりがあって、どういった効果を上げているのか、ご説明を求めます。

【佐々野国際観光振興室長】事業者としましては、事業そのものは、動画を広告配信する形で旅行を考えておられる方の行動を分析調査していくというものなんですけれども、航空会社それから宿泊施設、いろんなサイトがありますけれども、そういったところの情報と提携をしている事業者がありまして、その事業者に委託をする形で、旅行を考えておられる方が実際の旅行に至るところの行動を分析とするといった形を今、想定しております。

WEBプロモーションにつきましては、国境離島法の事業を活用して動画を作成しまして、同じようにユーチューブで広告配信をしまして、本県の認知度を高めるといった取組を2年ほど前に実施しております。

【山本(啓)委員】この分析のほうは、どこか他県や他自治体で、そういった成果を上げられている取組があって、それらを本県にもというような展開なのか、そういった事例があるのか、あれば説明をお願いします。

【佐々野国際観光振興室長】この調査型のWEBプロモーションにつきましては、既にいろんな自治体がされておりまして、九州の県でいきますと、福岡とか熊本も実施されておりまして、来年度は、九州観光推進機構でも、九州全体でやられるとお聞きしております。それで、長崎県としても、先行しております県の調査ということで、福井県が昨年実施されておりまして、

効果があったとお聞きしております。既にたくさんほかの県も実施をされているという状況でございます。

【山本(啓)委員】福井県の事例、もう少し詳しくお伝えいただきたいというのと、そのことによつて、本県の目標の部分に明確に示していただきたいと思ひます。

【佐々野国際観光振興室長】福井県につきましては、永平寺というお寺があるかと思ひますけれども、こういった発信をすることで、1つ禅をテーマとした形で今後進めていくというような成果と申ひますが、そういったふうにつながつたとお聞きしております。

長崎県としましては、今回の調査を行うことで、それぞれの国、地域によつて訴求するテーマというのはJNTOでも調査はされているんですけども、長崎県の素材が、国ごとに、こういったテーマが訴求をして、こういったタイミングで流せばいいかといったところが精度が高まってくるということがありますので、今後のWEBプロモーション、現地でのプロモーションに、そういった結果を活かしていく形で、さらに本県への誘客を図っていきたくて思ひます。

【山本(啓)委員】外国語版観光WEBサイトのリニューアルとあります。リニューアルですから、もともとあったものを新しく変えたんだと思ひますが、その部分の改善点、もしくは、こういった部分が有効であると判断して今回のリニューアルに至つたのか、説明を求めます。

【佐々野国際観光振興室長】多言語のWEBサイトにつきましては、導入してから一定年数がたつているということと、言語が英語、中国語でいきますと繁体字、簡体字、それから韓国語、幾つものサイトがあるんですけども、これを



順次追加していったこともありまして、サーバーが少し分かれていたり、管理会社が分かれていたりということで、内容を変更するのに事業者にも頼まなければいけないということで、即時性とか、情報の量が少なかったということもありますので、一元的にできるようにリニューアルをするというのが1つと、もう一つは、先ほどちょっと申し上げたんですけれども、もともとがスマートフォンで見るということを前提とした構成になっておりませんでしたので、スマートフォンでも見れるんですけれども、なかなか見づらいという形になっておりましたので、そこは専用のスマートフォンサイトで見れるような形にすることで、旅行前だけではなくて、旅行中でも情報を得られるという形に持っていきたいと考えております。それと、更新をすることで、九州観光推進機構だったり、市町のサイトとのデータの連携といったことも進めたいと考えております。

【山本(啓)委員】 そういったリニューアルによって、そのほかのさまざまな団体とか、取組とつながっていくということで理解をいたします。

ただ、これまでのアクセス数がどれくらいであったのか、また今後、こういったところを狙ってこういったものを訴求していくのか、説明をお願いしたいと思います。

【山口(経)委員長】 しばらく休憩します。

-----  
午前10時31分 休憩

-----  
午前10時31分 再開  
-----

【山口(経)委員長】 再開します。

【佐々野国際観光振興室長】 WEBサイトにつきましては、平成30年度の例でいきますと、ページビューで、英語が約25万件、韓国語で約13万件、中国語の簡体字で約8万件、繁体字で約

50万件ということになっております。

【山本(啓)委員】 その数字というのは、どのように評価されているんですか。これは多いということですか。また、問い合わせのメッセージとかそういうものがあるのか、そういった部分について、補足して説明いただけますか。

【佐々野国際観光振興室長】 アクセス数、ページビュー数については、この間、伸びが余らないということもありますので、今回のリニューアルを行うことで、さらに伸ばしていきたいと考えております。

【山本(啓)委員】 ぜひ、誰が見るのかというのを考えて、そして誰を狙うのかというのを考えてこういったものをされていると思いますので、やはりその目安というのは当然アクセス数であろうと思いますし、そういった部分を少し目標としても意識をされて、その先にある、長崎県に来ていただける、来ていただいた方が利便性が上がるといったところにつなげていただきたいと思います。

次に、あわせて国際課の多文化共生推進事業費についてお尋ねします。これは令和元年度もあるものなんですけれども、増額をされて今回もでございます。在留外国人が地域社会の一員として本県で安心して生活していけるよう多言語によるワンストップ相談窓口を運営するとともに、地域における多文化共生の取組を支援ということでありますけれども、この窓口、現状どのような形になっているのか、ご説明を求めます。

【永橋国際課長】 総合相談ワンストップセンター窓口につきましては、出島交流会館1階にございます国際交流協会に委託をさせていただいております。昨年7月にオープンしまして、2月末現在まで175件のご相談をいただいております。

す。

ご相談の内容といたしましては、生活関係とか、病院への通院関係、子どもさんの学校関係、各種手当関係、そのほか在留資格などのいろいろご相談等がっております。

我々としましては、相談件数につきましては、もっと増えるのではないかと想定しておりますので、関係団体、市町と連携しながら、これからも周知を図りながら、このセンターの活用に取り組んでまいりたいと考えております。

【山本(啓)委員】主に、この地域というのは長崎市中心を指しておいて、出島交流会館にその窓口を設置して展開していると。

この予算の中身について、少し説明いただけますか。

【永橋国際課長】1,081万4,000円の内訳でございますけれども、まずセンターに英語とベトナム語の話せる方を置いております。その人件費、そのほかにも通勤旅費であるとか、旅費等がありまして、そういったものも含めまして、この運営の人件費が613万1,506円、それと事業費といたしまして、専門相談のいろいろな、これは相談員だけではなくて、行政相談でありますとか、多言語コールセンター等と連携を行っており、この翻訳機の使用料等も含めまして、こういったものが331万2,026円。そのほか国際交流協会の一般管理費ということで、トータル1,000万円を超える予算を計上させていただいております。

【山本(啓)委員】これは県として、こういった方向性というものを示した上で、その団体が人材も採用して展開をしていると。その人材についても、今後増やしていく、言語を増やしていく、人員を増やしていくとか、そういった部分の評価、1年終わっているわけですから、そう

いった部分について何かありますか。

【永橋国際課長】この相談窓口の設置につきましては、国が進めております多文化共生の取組ということで、県としても取り組んでおります。この運営費の2分の1につきましては国庫等も充当されますので、そういったものを含めて、県として推進しているところでございます。

英語とベトナム語を配置しているという話ですけれども、それ以外の言語につきましても、先ほど一部申し上げました多言語コールセンターと連携を図ることによりまして、18言語までに対応できるということです。現状では、長崎に一番多いのは中国の方ですけれども、この方は日本語を話せる方が多い。それで、ベトナムの方が2番目に多いということで、ベトナム語と英語で基本的に相談窓口は対応できていますとお聞きしております。その他の言語につきましては、多言語コールセンターを有効に活用しながら、状況を見て、また今後の運営体制については検討を進めてまいりたいと考えております。

【山本(啓)委員】最後に、もう一度、観光のほうに戻りたいんですけども、ディスカバーNAGASAKIグローバルキャンペーン事業費というのがあります。ターゲット市場ごとの特性に応じた観光コンテンツを市町一体となってインバウンドに向けカスタマイズして情報発信するとともに、ワークショップ等を開催して地域の自主的な取組を促進するというのであります。

先ほどから3つ質問をしているわけですけれども、インバウンドの取組において、観光庁が、日本を訪れた外国人が何が不便だったかということアンケートをとったところ、3位、2位が多分Wi-Fi関係のことだと思っております。LAN設備と、もう一つ、2位が施設の方、スタッ

フとのコミュニケーション、要は、言葉だと思  
います。1位が、不便なことはなかったとい  
うのが3割以上を占める。要するに、外国人にと  
っては、日本というのは非常に歩きやすい環境  
にあるということが、そのアンケート結果に出  
ています。

長崎県を訪れた外国人のアンケートとかをと  
られていて、その内容はどうか、またそう  
いった取組をこれらの事業について、どのよう  
に活かしているのか、説明を求めたいと思いま  
す。

【佐々野国際観光振興室長】外国人の方が日本  
に来られて困った点というのは、今、委員がお  
っしゃったような内容で、1番としては、問題  
なく周遊できるといったことだったんですけれ  
ども、今年度、長崎県としまして、長崎空港で  
2度、アンケートではなくて、直接、対面でヒ  
アリングを行う形で調査を行っております。そ  
の中でも、問題なく周遊ができたという意見が  
最も多かったというところ です。

その中で、お困りになったという内容でいき  
ますと、長崎空港が国際線のところが少し小さ  
いということもありまして、空港の施設に関す  
ること、それとこれは長崎だけではないという  
ことで、飲食店、買い物をする場所の閉店する  
時間が早いということで、特に、東南アジアの  
方、あと香港、台湾の方は夜も食事とか買い物  
に出られるということで、そういった場所の時  
間が、早く閉まってしまう。あともう一つは、  
県内が広く観光施設もありますので、2次交通  
が十分でないといった意見をいただいております。

それと、このヒアリングの結果につきまして  
は、県内の市町それから観光団体、情報共有を  
して、それぞれ改善につなげていきたいと考え

ております。

【山本(啓)委員】 ありがとうございます。情  
報発信ばかりでなくて、アンケートを受けとめ  
る側、そういった部分についても、ワークショ  
ップ等を開催して地域の自主的な取組を促進と  
ありますので、その中に落とし込むような展開  
があるのかどうか、その部分を説明いただけま  
すか。

【佐々野国際観光振興室長】今年度についま  
しては、雲仙市と五島市でこういった取組を行っ  
ております。その中で、受け入れ環境というこ  
とで、既存の観光施設につきまして、外国人の  
方も楽しめるという形で取組を進めるというこ  
とで、例えば、雲仙市でいきますと、プレミア  
ムナイトという普段は入れないところに夜間、  
仁田峠のほうに入れるということなんですね  
けれども、外国人の方も楽しめるような、例えば、  
英語のガイドブックを作るとか、そういった取  
組とあわせて、雲仙一帯を楽しめるような形で  
地域の方とワークショップを開いて取組を進め  
ていますし、五島市においても、世界遺産を活  
用した誘客ということで、ワークショップを開  
きながら、受け入れ環境の整備につなげていく  
ような取組を行っております。

【山口(経)委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【永橋国際課長】 先ほど、山本(啓)委員のご答  
弁の中で、相談件数、2月末で175件と申し上げ  
ましたけれども、195件でございましたので、  
おわびして訂正させていただきたいと思いま  
す。申しわけございませんでした。

【山口(経)分科会長】 ほかに質疑はありません  
か。

【山口(初)委員】 おはようございます。

お尋ねをさせてもらいますが、予算決算委員  
会総務分科会の補足説明資料の 17 ページの関

係です。国際交流・協力費として、県単独事業として989万4,000円の予算が計上されているのですが、中華人民共和国駐長崎総領事館の開設35周年の記念事業の関係です。それぞれ4項目の事業内容が掲載をされているところがありますが、記念祝賀会を開催する、記念訪中団を派遣する、長崎総領事館の見学会を開催する、それから35周年記念の日中の絵画展をやるということです。

そういうことで、この事業について、コロナの関係もあるんですけれども、今、計画されている日程といいますか、予定について教えていただけますでしょうか。

【永橋国際課長】ご質問の日程の件でございますけれども、まず総領事館が開設されたのが1985年5月4日ということで、基本的には、5月4日を中心に考えております。ただ、祝賀会の開催につきましては、できますればこの周辺というふうに考えておりましたけれども、現状、コロナウイルス関係がございますので、そこについては総領事館、関係者の皆様と協議しながら、今後詰めてまいりたいと思っております。

それと、訪中団の派遣でございますけれども、これにつきましては今、秋頃を想定しております。関係先であります中国の機関等のスケジュールを調整しながら、また長崎側からご参加いただける方々の日程を調整しながら、秋をめどに調整をさせていただければと考えております。

総領事館の見学会につきましても、できれば5月周辺と考えておりますけれども、これはまた今後、調整をさせていただきたいと思っております。

最後の35周年記念日中絵画展につきまして

は、今、文化振興課で計画をしていただいております。中国の有名画家を招聘して、長崎の画家との交流等をやっていただくということで、この日程につきましては、文化振興課のほうからご説明いただければと思います。

【村田文化振興課長】お尋ねの4点目の日中絵画展につきましては、令和2年の秋、10月から11月頃の開催に向けて調整をしているところでございます。

【山口(初)委員】多少影響があるというふうなことで、概略、日程は今、お聞きをしました。祝賀会の関係ですが、受け入れ側、長崎県としては、どういう規模で計画されているのか、お尋ねします。

【永橋国際課長】35周年につきましては、これまでの30周年、25周年等を参考に計画をさせていただいておりますけれども、中国外交部の方、それと中国駐日本国大使館の方、中日友好協会の関係者の皆様、歴代総領事、それと長崎側の各界の皆様方にお集まりいただいて祝賀会を開催したいと思っております。今、想定しておりますのは、前回までの例を見て、300名程度を考えております。

【山口(初)委員】3番目の見学会の関係なんです。これも特に、子どもたち、保護者とかをご案内する形になっているようですが、これも影響を受けるんじゃないかと思いますが、これももう少し教えていただけますか。どこの小学校あるいは保護者の皆さんにご案内をするのか。もうぼちぼち動かないと間に合わないのじゃないかと思っておりますけれども、教えてください。

【永橋国際課長】時期については、まだ検討中でございますので、公募等についても、まだ検討させていただいております。

前回5年前は、高校生に集まっていたいて

おります。ただ、その時の話とか、いろんな話を聞いていく中で、まず周辺にいらっしゃる小学校の方々、それと学校単位ではなくて、公募をかけて広く集まっていたらどうかということで、ゴールデンウィーク期間であるとか、夏休みあたりを今、考えているんですけども、そのやり方につきましては、総領事のほうとも話をしながら検討させていただければと考えております。

【山口(初)委員】 わかりました。

せっかくの35周年記念事業ですから、コロナもしっかりおさまって、きちとこういう日中友好が推進されていくように期待をして、質問を終わります。

【山口(経)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【前田委員】 よろしくお願ひします。

新年度の予算については半年ぐらいかけて、また新年度から「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」が始まりますから、そのこの長期的というか、6年先を目指した目標値も定めながら、整合性を整えながら予算化しているのかなと思います。そのことには敬意を表しますが、KPIの数字についていえば、もう少し挑戦的な数字を入れてほしかったという気がいたしております。

それで、お聞きしたいのは、まず、漠然とした質問なのですが、新年度の予算を見る中で、特に、先ほどから質問が上がっているインバウンド向け戦略的プロモーション強化事業等、交流人口の中でも、インバウンドにかなり力を入れた観光客誘致対策事業費含めたところで施策が羅列されておりますけれども、こういうコロナウイルスの状況になった時に、なかなかそれが思い描いていたような施策とか事業が展開で

きるのかということについては、かなり先行きが見えないのかなと思っています。

そうした中で、そうは言いながらも、予算を執行する中で、長期化した時に、どうやってそこをカバーする、結論からいえば、もっと国内に向けた施策を拡充すべきだと私は思っているのですが、そういった現場が走りながらの判断を受けての例えば予算の編成を入れ替えるとか、現時点で、そういうことも含めて新年度に向けてはお考えになられてはいますか。

【中崎文化観光国際部長】 新型コロナウイルスは、我々も想定しなかったような状況で、非常に今後の先行きを心配しているところでございます。

今後の予算のお尋ねでございませうけれども、まずは、幸いにも今、長崎に感染者は出ておりませんので、感染症予防対策を関係事業者に注意喚起あるいは情報提供して、まずそこはしっかりやりたいと思っております。

そして、適切な時期、終息に備えて、なかなか今、情報発信というのは難しいと思っておりますので、観光コンテンツの磨き上げ、あるいは受け入れ体制の整備であったり、そしてまたエアライン関係、できれば関係航空会社との関係構築、そういったものをしっかりやりたいと思っております。

ただ、この終息の時期が見えておりませんので、現時点で予算の組み替えまでは想定しておりませんが、今後の状況に応じて、実際効果的な予算執行になるような形ということを検討していかなければいけない状況になれば、そこはまた議会の皆さんともご相談しながら考えてまいりたいと思っております。

【前田委員】 予算の審査なので、予算前提を崩すことはいかがかと思いますが、こういう状況

になって、長期化も懸念される中で、思っていることは、議案外でもコロナの地元の観光業界への影響をまた確認させてもらおうと思っけていますけれども、インバウンドでやるということよりも、国内の地元の観光業を中心とした業者の方が求めているものは、もしかすると違ったニーズが出てくるのかなと思っけていて、外国人観光客を受け入れるよりも、国内客をしっかりと取り込みたい。対馬の事例もそうでありますが、そうなった時に、もっともっけて今回の予算では計上されていないというか、考えられていないような予算というものをもしかすると考える必要があるのかなと思っけていますので、組んだからということ走っけていただくのは結構ですけれども、その成果とか進捗状況を見ながら、より地元のほう、より国内から長崎に観光客を寄せることに、どんな施策とか事業があっけていうかがいいかということ、絶えず各所とも今年には特に連携をとりながら臨んでほしいということ、そして場合によっては、今、文化観光国際部長が言っけていうように、どこかで予算を少し変更するようなことも含めて、議会側とも協議しながら進めていっけてほしいということをお望しけておきます。

それと、先ほども質問があっけていましたけれども、新規事業ということで、「『長崎は、美味しい。』食のブランド化推進事業」ということで先ほど説明があっけています。資料による主な事業内容を見ても、その1つ1つが特に目新しい事業という意識を私はちょっと持てないんです。今までも同じようなことをやっけているのですが、そういうことを考えた時に、新年度もそうですけれども、食を視点として観光を推進する、もしくは産業を発展させるというコンセプトは常々あっけて、施策が毎年いろいろ

リニューアルしながら出てくるんですけれども、食を中心として産業を短期的、中期的にどう発展させていくかというような指針というか、基本的な計画が全く見えてこないんですけれども、そのあたりは、進捗の管理も含めて、どういっけてふうにしてやっけておられるのか、ご答弁いただきたいと思っけていますし、あわせて「『長崎は、美味しい。』食のブランド化推進事業」という意味でいっけてえば、この1、2、3というところの予算を立てたことによる成果の目標値というものを答弁いただきたいと思っけています。

【宮本物産ブランド推進課長】「長崎は、美味しい。」食のブランド化推進事業でございませけれども、食のブランド化の事業につきましては、先ほど申しあげましたように、平成23年ぐらいから、戦略本部を立ちあげまして、各部連携のもと、推進を行っけてきているところでございませ。

それで、昨年度からの変更点、今年度、新規事業として主に重点的に行おうとしているところが基本的に情報発信の部分で、今まで、SNSのキャンペーンといっけてものを重点的に行っけていたんですけれども、なかなか効果も見えにくいということもございませして、今年度は少しプロポーザルの視点を入れまして、ユーチューブによって食のレシピ等の公開みたいところで、著名人を活用したPRに変えておりますとともに、情報発信につきましては、今年度は編集者の産地招聘も取組を進めていっけてるところでございませ。

それと、今まで、長崎フェアとかで食材のプロモーション、食材の売り込みといっけてものを重点的に行っけてきたところもございませますが、それを、なかなか食材では訴求しにくい部分もございませるので、業界向けの長崎フェアというこ

とで、高級なホテルに発信を強化いたしまして、大阪で言うとウェスティンホテル、ANAクラウンプラザホテル東京とか、そういった各主要なところでの長崎フェアがだんだん功を奏してきておりまして、各料理人の方々が横の連携のもと、長崎の食材を広めていただくというようなものも継続的な取組の中で今回は見せているところでございます。

KPIでございますけれども、ブランド化の事業の中で、数値的な目標がなかなか難しいところではございますけれども、目標といたしましては、今、パートナー企業というものを提携してつくっております。関西で言うと阪急オアシス様、関東で言うと京北スーパーとパートナーシップ契約を結んでおりまして、その中での販売額というものを目標として推進しているところでございます。成果といたしましては、販路拡大や流通対策につきましては、生産部局もそれぞれ事業を行っているということもございまして、本事業のみの効果ではございませんけれども、農産物においては、市場、特に大阪におきましては、いちごの占有の率が上昇したり、みかんの単価が向上したり、水産物においては、関西の大手量販店でのPB化の取引によって、それがだんだん売上が伸びていっているとか、そういった状況を捉えて行っているところでございます。

先ほど、県内向けの食のご提案ということで堤委員からもございましたけれども、今年、少し視点を変えて、県内向けの食のフェアということで、長崎のブランド食材を県外向けにずっと発信していたのですが、県内向けに、長崎の和牛であったり、トラフグ、種とり野菜といったものをまとめて発信していただけるようなホテル、レストランでのフェアを2月に行ってお

りまして、その成果はまだきちんとは報告を受けていないんですけれども、出ているところでございますが、来年度も、そういうふうに県内向けのフェアとかも中心にやっていきたいと思っておりますので、取組の内容は少しずつ変わっているところでございます。

【前田委員】ありがとうございました。しっかりそこは取り組んでほしいと思います。

それと、前段で質問した、毎年毎年、食を切り口としたいろんな施策や事業が出てきていますけれども、食全体、食を起点として観光を推進する、産業を振興するというような意味でも、大きな計画とかが何もないですねという指摘をしているんですけれども、もっと言えば、観光が食を切り口にするならば、それが地域振興であったり、1次産業であったり、もしくは製造業であったり、そこにもフィードバックする話だと思えるんですけれども、そういうつながりとかイメージも何もない中で、観光の中だけで食を切り口にして、そして今のような答弁も含めてあってはいますけれども、それが全体の中でどこに位置しているかとか、このことで何を指していくかというのが私はよくわからないし、食に関して、そういった総合的な戦略というものを私は見たことないんですけれども、そういう点をどんなふうに考えておられるかという質問を前段でしたつもりです。

【佐古観光振興課長】食を切り口にしました観光ですけれども、大きな戦略というご説明にはならないかと思っておりますけれども、私どもとしてぜひ実現したいと思っておりますのが、観光消費額を上げるというのが観光サイドの最大のミッションだと思っております。

まず、県内の宿泊施設のお話でいきますと、いろんなところで地域の食材を使って魅力のあ

るメニューを提供したりされています。ですから、私どもとしては、そういうものをどんどん広げていって、地域の1次産業にも効果を波及させていきたいというような思いでありまして、従来、21世紀まちづくり推進総合補助金という市町の取組を支援する制度がございますけれども、これにつきましても来年度からは少し補助率の嵩上げをいたしまして、もちろん私どもも、それぞれの地域に入って行って、いま一步、地域の食材をしっかりと活用して、これはもちろんホテルで提供している食材だけではないと思いますけれども、周辺の飲食店ですとか、あるいは今、観光客に強く求められている体験の部分、そういったところでも食を活用して、できるだけ地域にお金が回っていくような状態を実現したいと思っていますところでございます。

【前田委員】私が言った質問に対する答えにはなっていないような気がするのですが、そういうことであれば、個々の事業については何の異を唱えることはありませんが、過去何カ年間も通じて食に対する切り口でやってきた事業の成果とか、目指すべき方向が本当に着実に進んでいるのかということについては甚だ疑問を持っていますので、私のような意見もあったということで、文化観光国際部長のほうでも、他部局等含めて検討して、また考えてみてください。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【浦川委員】「長崎島の国際芸術祭」についてお尋ねしたいんですけども、これは地元の大学との連携、Uターンの増加とか、若者の定着ということで、関係人口の増加とか、いろいろな拡大を図ることで目標とされていますけれども、まず1つ、観光としての経済効果と交流人口の増加というのは、どのように把握されて

いるのでしょうか。

【村田文化振興課長】この事業は、委員からご説明がありましたように、文化芸術による地域づくりというものを推進するものでありまして、さまざまなイベントを実施する中で、交流人口の拡大を図ろうというものでございます。

その経済効果という観点では、まだ精査した実績はございませんけれども、年々そこに参加していただける人数というのが増加傾向にはございます。今年度につきましても、全体として約1万4,000人を超える方々に参加していただいております。

「長崎島の国際芸術祭」については、今年度、6市町で8事業、音楽のイベントでありますとか、アートの専門家を招聘して展示会を開く、そういうことを実施しているところでございます。

【浦川委員】6市町でされているということ、離島・半島のほうに人を寄せるということは、すばらしい取組かなと評価できるんですけども、「国際芸術祭」とついているものですから、私が想像したのは、瀬戸内国際芸術祭、3カ月間で100万人を呼ぶイベントですけれども、予算的にも今回2,500万円ぐらい使っておられますけれども、これは毎年2,500万円になるんですか。瀬戸内国際芸術祭では、3年ぐらいで周期を繰り返してするようなイベントで、監修も、観光庁、文化庁だったり、いろんなそういった人を入れたりして、こちらのほうは東京大学とも連携しているというふうには書いてあるんですけども、1万4,000人が増加したということだったですけれども、3カ月で、片や100万人の瀬戸内のいろんなしまに芸術のオブジェをついたり、作品を展示することで、呼び込み方が全く違うんですよね。でも、予算のかけ方とし



ては、これは3年しても7,500万円ですけれども、そういった形ですれば、まだまだ効果がうまく図れていないのかなと思うんです。だから、こちらの分の意味合い、先ほど、文化振興課では余り把握されていないということですが、これはあくまでも観光でするのであれば、もっとPRというか、もっとテーマというか、しま全体というか、長崎県全体でやっていかなければいけないんじゃないかと思うんですけれども、その点については、この今後の方向性とかは、どういうふうに考えていらっしゃるんですか。

【村田文化振興課長】 この事業は大きく2つの事業がございます、「長崎しまの国際芸術祭」と、もう一つが「若者アート創造プロジェクト」ということで、将来を担う若い世代の方々に、企画、運営面も含めた人材育成と、あとは各種イベントを通じた交流人口の拡大を図るようなものでございまして、先ほど私が申し上げましたのは、両事業で約1万4,000人というふうなことでございます。

「若者アート創造プロジェクト」のほうは本土地域で実施をしております、こちらのほうは現在のところ、4市で6事業を実施しているところでございます。

こういった取組は、まだまだ大きな事業とは言えないところがございますけれども、少しずつ県内全域に広がるような取組を関係の自治体の皆さんとも相談しながら取り組んでいきたいと考えております。

【浦川委員】 2,500万円使う、3年使えば7,500万円ですから、瀬戸内国際芸術祭でも3年に1度、1億円使うというのを聞いていますし、そうなってくれば小さな予算のかけ方じゃないと思うんです。だから、先ほど、大きなイベントじゃないということですが、大きくしてい

ないと、先ほどもインバウンドとかいろいろ言いましたけれども、瀬戸内国際芸術祭では、外国人観光客も入り込みもすごいですし、地域との交流というか、こえび隊とって、地域の人たちもみんな協力してそれに集中する、逆に言ったら、交流人口としたら、それを手伝える人たちも日本各地から集まってその3カ月間手伝えるというような交流人口も含めて、そういうふうな形をしていますので、だからやり方というか、芸術の部分で入れれば同じことをしているんじゃないかと思えます。しかも、これで若い力ということでやっているなら、もっと効果的に観光を産業とするなら、やり方をちょっと変える必要もあるのかなと思えますし、今度2度目と書いてありましたから、そういったところを考えれば、もっと発展していくような形とか、作品が増えていって、しまに交流を深めるとか、そういったふうにしていただかないと、今のままでは、予算に対してどうなのかなというふうにも感じます。

それと、先ほど、具体的に数とか余り把握していないようですけれども、やっぱり分析をしないと、先ほどもWEBサイトの件もいろいろありましたけれども、こういったアクセスが来ているのかというのは、それは国内でも海外でも注目、ニーズというか、そういったところを調査しないと、今後、やるだけで活性化につながらない可能性もありますので、しっかりとさせていただきたいと思えますし、あともう一つは、見せ方とかには、県としてのプロデューサー的なものもしていけないと、全体引っ張っていくには統一感が欠けるのかなと思えますので、そこは頑張ってくださいと思います。

もう一つお尋ねしたいんですけれども、「住んでよし・訪れてよしの観光まちづくり」とい

うことで、補足説明資料の8ページなんですけれども、まちづくり団体が、「観光まちづくり構想」を募集ということで、これは市町じゃなく、各まちづくり団体がいろんなことをしたいという中で、それを支援するような形のものになっているのでしょうか。

【佐古観光振興課長】それぞれの地域のいろんな事業者の方が集まって構成する民間のまちづくりの団体を支援するという事業です。もちろん地元の市町も、いろんな相談には乗っていくという形で進めております。

【浦川委員】そうすると、市町で構想するのを選定するのか。これで見たら、県が、まちづくり団体等の構想を審査するような形になっているんですけれども、そうすると市町で考えていることと、団体が考えていることと、県が考えていることと、方向性が全部一緒なのかどうかわからなかったものですから。これは例えば、上位計画とかいうのは、どういうふうな形になっているんですか。

【佐古観光振興課長】流れで申し上げますと、まず地域のまちづくり団体が県に対して、こういう構想をつくりたいというエントリーをされます。その時には、地元の市町も推薦をするという形で関与をしていただきます。ですから、上位構想という意味でいえば、地元それぞれの市町が観光地づくり実施計画というのをつくっておりますので、それとも照らしながら、それぞれのエントリーが地元の市町としても応援できるものかどうかというのをまずワンチェックしていただきます。その上で、県に応募がございまして、その応募のあったものについて、まず初年度は、この事業の中で、複数の団体になりますけれども、それぞれの団体、構想をつくっていくところにアドバイザーを派遣する、あ

るいは県の私どもの担当職員、また市町の担当職員も一緒に入って、3者で練り上げていくという流れになっております。

【浦川委員】わかりました。最初、「まちづくり団体」となっていたものですから、県の方向性とどう合ってくるのかなと思ったものですからお尋ねしました。

こういった地域の団体の人たちが活動を活発にしていくことはいいことだと思いますけれども、これからそういったまちづくり、イベントをすると。こっち側に何百万円支援する。観光イベントができ上がっても、10年ぐらいたたないと全国から呼ぶというのはやっぱり難しいと思うんです。ランタンフェスティバルにおいても、やっぱり段階的にそういったところはあったと思います。最初は新地中華街の華僑の人たちが取り組んだイベントでしょうけれども、それがランタンフェスティバルのようになって、10年たって、多い時で100万人呼ぶようなイベントになりましたけれども、そういったイベントをこれで育てていかれるというふうに考えてよろしいのですか。

【佐古観光振興課長】この事業につきましては、イベントを考えてくださいということではなくて、その地域に外からのお客さんに来ていただいて、できるだけ長く滞在、滞在型観光を進めていきたいという思いで、いわゆるまちづくりというイメージで進めております。例えば、今年度取り組んでいただいている佐世保市の江迎町におきましては、できるだけ観光客の方にその地域をそぞろ歩きという形で歩いていただいて、そこで消費をしていただくとか、そういうことを目的にしながら、町並みの景観整備であるとか、あるいはこれはまだ今後の話になりますけれども、例えば、屋形船の事業をして、そ

こちら外のお客さんに来ていただけないかとか、そういういろんなまちづくりの構想を練っていただいているというのがこの事業の趣旨でございます。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分、及び第77号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【山口(経)委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

文化観光国際部長より総括説明をお願いいたします。

【中崎文化観光国際部長】それでは、総務委員会関係の議案説明資料で、最初、追加2でございます。

議案説明に入ります前に、中国で発生した新型コロナウイルスの感染拡大により、我が国のみならず世界各国でも尊い命が失われ、日常生活にも大きな影響が生じております。お亡くな

りになられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、治療を受けている皆様に心からお見舞い申し上げます。

県としては、引き続き関係機関と連携しながら、感染予防対策の徹底と情報把握に努めるとともに、事態が収束に向かう際には、1人でも多くの観光客に本県にお出でいただけるよう、旅行会社との連携や情報発信など、効果的な観光対策を講じてまいります。

それでは、本文のほうにお戻りいただいて、1ページでございます。

文化観光国際部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第74号議案「長崎県観光振興基本計画の変更について」であります。

第74号議案「長崎県観光振興基本計画の変更について」は、長崎県観光振興条例第10条第5項で準用する同条第3項の規定に基づき、長崎県観光振興基本計画の数値目標について、長崎県観光統計の統計手法の見直しに伴い、関係部分を変更しようとするものであります。

次に、議案外の所管事項について、主なものについてご説明いたします。

（バチカン市国及びフランスへの訪問について）

去る1月21日から22日にかけて、知事と県議会議長がバチカン市国を訪問し、ローマ教皇や法王庁要人の方々に、昨年11月のご来県及びこれまでの世界遺産登録支援に対する御礼を申し上げました。教皇台下からは、「これからも共に平和の道を歩み続けていきましょう」と、大変心強いお言葉をいただきました。

また、バチカン市国訪問に先立ち、1月20日には、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連

遺産」の世界遺産登録1周年を記念し、ユネスコ本部があり、本遺産と縁の深いフランス・パリ市において、本県の歴史・文化、自然や食など多彩な魅力を発信してまいりました。会場が込み合うほど、多くの方に興味を持ってご来場いただき、「次はぜひ長崎県を訪れたい」などの声が聞かれました。

今後は、九州各県とも連携しながら、引き続き本県の魅力を世界に向けて発信し、誘客へつなげてまいります。

（文化の振興について）

2月14日には、我が国唯一の国立総合芸術大学として、我が国の芸術文化の継承・発展に寄与されている東京藝術大学と連携協定を締結いたしました。東京藝術大学は、これまでも「長崎島の芸術祭」などで、一流の芸術鑑賞機会の提供や文化芸術分野の人材育成にご協力いただいておりますが、この協定を一つの契機として連携を更に深めることにより、本県の特色ある歴史や文化芸術などを活かした地域の活性化に取り組んでまいります。

このほか、マンガや小説の作家と出版社を取材旅行に招聘し、作品の舞台として長崎県を描いていただく「描いてみんな！長崎」事業では、第162回直木賞の受賞作家である川越宗一さんをはじめ、今年度も5名の作家を本県に招聘する予定で、3件の作品化が実現する見込みです。

（世界遺産の保存活用について）

これは追加1をお願いいたします。

去る2月18日、世界遺産登録1周年記念事業の一環として、県民や民間の皆様の世界遺産に関わる意識の醸成と機運の盛り上げをあらためて図るため、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」長崎県世界遺産保存活用県民会議の主催によるイベントを県庁エントランスにて開

催いたしました。地域や学校、大学、企業が取り組んでいる集落活性化やふるさと教育等の事例が元気に発表され、世界遺産関連の土産品販売などブース出展によるPRも行われました。

今後も官民一体となって、世界遺産の保存活用や次世代継承に向けた活動を活発化していきけるよう、啓発してまいります。

本文の3ページ下の「観光振興について」でございます。

（観光振興について）

昨年7月以降の対馬市における韓国人観光客の減少について、本年1月の同市における韓国人入国者数は前年比81%の減となっており、依然として厳しい状況が続いております。このため、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業を活用した「しま旅旅行商品」を拡充し、旅行会社に対して対馬を旅先とする商品の販売期間の延長や新たな商品造成を働きかけた結果、昨年度実績1,807人泊を大幅に上回る年間8,000人泊以上の送客実績となる見込みとなっております。

今後も、対馬市や関係者と連携しながら、さらなる誘客拡大に取り組んでまいります。

国境離島地域全体に関して、市町や旅行会社と連携して地元の体験プログラムなどを組み合わせた旅行商品等の企画・販売に取り組み、昨年12月末現在で昨年度の約2倍の4万人泊以上の実績となっております。新年度においても、国や地元と協議しながら、販売期間の拡充などを通じてしまを訪れる観光客の拡大を図ってまいります。

本県観光の振興を図っていくうえで重要な施策となる魅力あるまちづくりを進めていくため、地域住民自らによる主体的な取組をソフト・ハードの両面から実現するため、「住んでよし・

訪れてよしの観光まちづくり構想」の策定を支援しており、対馬市佐護地区の“いのち環る郷の学び舎”佐護観光まちづくり構想を選定いたしました。今後は、既存の補助制度などを活用し、この構想の実現に向けて積極的な支援を講じてまいります。

ユニバーサルツーリズムの推進に関しては、長崎空港内へのユニバーサルツーリズムセンターの開設を支援することにより、県内バリアフリー情報の提供、各種サービスの紹介、車椅子等の貸出、入浴介助支援など、高齢者や障害者等から選ばれる観光地となるよう、市町とも連携しながら、持続可能な受入体制の構築に向け取り組んでまいります。

観光人材の確保・育成については、県内の高校2年生を主な対象とした「観光の『ミライニナイ』塾」を8月から長崎、佐世保の両地区で月1回のペースで開催したところであります。新年度以降も、働くうえでの心構えや現場の厳しさ、働くことで得られる喜びなど、良い面も厳しい面もしっかりと学んでいただき、1人でも多くの生徒の皆さんに観光産業を目指していただきたいと考えております。

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」につきましては、新年度においては、複数の構成資産において、定点ガイドによる説明等を実施し、観光客満足度への効果を計る「定点ガイド実証事業」を行うこととしており、こうした取組を通して世界遺産の価値の共感による満足度の向上、リピーターの獲得につなげてまいりたいと考えております。

インバウンドにつきましては、延べ宿泊者数が九州各県と比較して低い伸び率にとどまっていることから、プロモーションを強化し、情報発信や認知度向上対策など戦略的に取り組んで

まいります。具体的には、訪日外国人旅行者の行動をWEBプロモーションを通して調査分析し、現地メディアや旅行社とのタイアップ、動画広告による発信等を戦略的に実施いたします。（食と観光の連携について）

魅力ある観光地づくりを推進するため、宿泊客の満足度を高める重要なコンテンツとなる食の魅力発信に取り組んでおります。

新年度においては、引き続きブランド食材を使ったメニューを提供する県内ホテルフェアの開催に加え、歴史文化資源を活用した伝統料理等の体験コンテンツによる食文化の魅力発信のほか、市町や地域住民による観光まちづくりについても、地域の伝統的な食材の掘り起こしや、文化と郷土料理の融合を図る取組などの「食と観光」の連携を図る市町等に対し、21世紀まちづくり推進総合補助金による支援を強化し、本県ならではの魅力ある「観光まちづくり」を推進してまいります。

（国際航空路線の取組について）

こちらの項目に関しましては、すみません、時点修正すべき内容がありますので、一部修正しながら説明させていただきます。

国際定期航空路線については、上海線が2月12日から水曜日に1便増便され、既存の月曜日、金曜日と合わせて週3便体制となりましたが、昨年12月以降発生している新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、2月7日から、これは「3月」になっていますけれども、「4月」に訂正いただきたいと思います。4月27日までの間、増便を含む全便の欠航が決定されたところであります。

香港線については、昨年1月の就航以来8月までの搭乗率は好調に推移していましたが、昨年6月以降香港各地で起きたデモの影響を受け、

昨年9月以降搭乗率が低迷し、その後回復傾向にあるものの、昨年8月までの水準には至っておりません。

また、2月20日から、これは「3月5日」になっていますけれども、3月10日にかけての一部運航について、運航上の理由により欠航することが決定され、さらに新型コロナウイルス感染症の影響で3月末まで全便欠航されることになりました。引き続き、新型コロナウイルスの状況把握とあわせて、今後の運航再開に向けて航空会社と情報共有に努めてまいります。

昨年6月から10月まで連続チャーターが運航されておりました台湾線について、定期化や連続チャーターの実現に向けて、航空会社や旅行会社に対し継続して働きかけを行っているところであり、運休中の韓国線については、日韓関係の状況を踏まえながら、引き続き航空会社との協議を図ってまいります。

今後とも、国際航空路線の維持・拡大を図りながら、インバウンドの誘客や県内への経済効果の増大に努めてまいります。

（県産品のブランド化と販路拡大について）

県産品の愛用については、去る1月31日に長崎県特産品新作展の審査会を開催し、応募総数74点の中から、4つの部門ごとに最優秀賞、優秀賞を選定し、今年から各部門の最優秀賞の中から最も優れた商品を県知事賞に選定したほか、長崎らしい観光土産、手土産品として「ながさき手みやげ大賞」を選定いたしました。入賞商品については、4月に長崎市で行われる春の県産品まつりや「日本橋長崎館」等で展示するほか、各種メディアを使ったPRを実施することとしております。今後も創意と工夫にあふれた特産品の検証とPRを行うことで、県内事業者の新商品開発意欲の向上に取り組んでまいりま

す。

このほか、新年度においては、海外での総フェアの開催に加え、国内輸出商社との商談会の開催、海外バイヤーの招聘のほか海外展示商談会への出展などにより、県産品の輸出促進の取組を進めてまいります。今後とも、市町や生産者団体等と協議しながら、県産品のブランド化や販路拡大に取り組んでまいります。

（アジア・国際戦略の推進について）

中国については、本年9月に福建省廈門市で開催される中国国際投資貿易商談会へブース出展し、隠元禅師をはじめとした偉人の足跡や本県と中国のゆかりについての紹介や、長崎県産酒、五島手延べうどん、陶磁器などの県産品や本県の観光の魅力を来場者や中国メディア等へ発信することとしております。

韓国においても、釜山広域市では、韓国の国立海洋文化財研究所により復元された朝鮮通信使船の来航イベントにあわせ、日韓両国の文化団体との協働による写真パネル点等を開催するなど、本県のプレゼンス向上、相互理解の深化並びに友好交流の促進に取り組んでまいります。

東南アジアにおいては、ベトナムでは、本年、長崎くんちで御朱印船が奉納される機会を捉え、クアンナム省から訪問団をお迎えした上で様々な交流事業を実施するなど、地域間交流の拡大にも取り組むこととしております。また、タイでは、日系企業と連携の上、長崎県フェアを開催し、本県の観光や食のPRを行い、県産品の輸出拡大や誘客促進に努めてまいります。

引き続き、それぞれの国・地域の特徴等に応じた施策を、民間の方々や関係部局間で連携し展開することで経済的実利の獲得を図り、本県経済の活性化につなげてまいります。

（地方創生の推進について）

地方創生の推進に向けて策定を進めております第2期総合戦略については、去る11月定例会において素案をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県においては、素案に対する県議会でのご議論や有識者による懇話会等からのご意見に加え、12月からパブリックコメントを実施するなど、広く県民のご意見をお伺いした上で、市町と緊密な連携を図りながら、最終案をとりまとめ、今定例会にお示ししております。

今後、今定例会のご意見を十分に踏まえた上で、3月までに策定し、公表してまいります。

（令和2年度の組織改正について）

令和2年4月1日付けで組織改正を行うこととしておりますので、その概要についてご説明いたします。

文化観光国際部については、スポーツを通じた交流人口の拡大を進め、観光分野との一体的・総合的な推進を図るため、企画振興部の「スポーツ振興課」を文化観光国際部に移管することとしております。

今後とも新たな組織体制のもと、より効率的、効果的な県政運営の実現に努めてまいります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【山口(経)委員長】次に、観光振興課長より、補足説明をお願いいたします。

【佐古観光振興課長】それでは、議案としてご提出申し上げております「長崎県観光振興基本計画の変更について」、縦長の総務委員会補足説明資料に基づきましてご説明をいたします。

まず、表紙をめくっていただきまして、今回の議案につきましては、観光振興基本計画の数

値目標の変更を行うというものですけれども、これのきっかけとなりましたのが平成30年分の長崎県観光統計、こちらは毎年、県のほうで取りまとめを行っておりますけれども、この統計手法の見直しを行いましたものですから、まず先に、昨年11月の定例会におきまして、県の総合計画で用いております観光関係の指標について変更し、議決をいただいたところです。今回につきましては、これを受けまして、個別の計画でございます観光振興基本計画の数値目標、ほぼ同様の数値目標になりますけれども、これにつきましてあわせて変更を行うものでございます。

最初に、1ページ目で、県の観光統計の見直しの概要を記載しております。

まず、見直しの目的ですけれども、県が取りまとめを行う前に、県内の各市町から数字をいただいて、それを集計するわけなんですけれども、この市町単位での統計の部分で一部手法が異なるところがございましたものですから、これを県内で統一をしまして、より実態を反映させるということを目的に見直しを行っております。

見直しの概要につきましては(2)に記載のとおりでございますけれども、観光客数で申し上げますと、従来は、例えば、観光地のA地点で数えられた方とB地点で数えられた方というのが重複でカウントするという可能性が否定できなかったんですけれども、そこをできるだけ重複を排除するという意味で見直しを行っております。

それから、(b)の宿泊客数につきましては、こちらもそれぞれの市町内の宿泊施設、一部の市町についてはサンプル調査という形で行ってございましたけれども、基本的に、全宿泊施設に

照会をし、場合によって、未回答施設については一定のルールで集計をするという形に見直しております。

それから、最後、（c）の経年変化の部分、こちらは数値目標とも関連してまいりますけれども、今回、平成30年の観光統計を見直す際に、同じ新しいルールで平成29年までを再計算いたしまして、平成28年以前の数字につきましては、既に公表をしている各年の伸び率を使いまして逆算をするという形で経年変化を補足しているところでございます。

具体的には、2ページ目から、それぞれの数値目標の見直しの内容になります。

まず、2ページにつきましては、観光消費総額、日帰り客、宿泊客合わせたところでの消費総額ですけれども、この見直しの算出の仕方を下の「変更後の目標値の設定根拠」というところでご説明をいたします。

まず、実績値の推計というところで、この表の一番右下、平成30年、3,778億円という数字がございますが、これが新しいルールに基づいた数字でございます。その左側の平成29年の3,765億円、こちらも平成29年の数値を新しいルールで再算定をした数字になります。それ以前の平成28年、それから表には出てまいりませんが、平成27年、ここは先ほど申し上げましたように、それぞれ各年の伸び率を使って逆算をして、平成26年の基準値である3,251億円という数字を出します。そこで一旦出したところで、その下の「目標値の推計」というところですが、ここでも、ここで申し上げますと、変更後の平成26年の基準値が3,251億円です。これを各年度、平成32年まで引っ張ってまいりますけれども、これは変更前のそれぞれの伸び率をストレートに3,251億円という基準値に掛けまし

て、最終的に平成32年の4,312億円という目標値を導き出すという形で計算をしております。

次に、3ページでございますけれども、こちらは宿泊者の観光消費総額で、それぞれの実績値の推計、の目標値の推計、先ほどご説明しましたものと同様の手法で計算をいたしまして、最終目標の平成32年、2,581億円という数字を算出しております。

それから、4ページになりますけれども、こちらは観光客延べ数。観光客延べ数といいますが、数字の構成は、日帰り客それから宿泊客の延べ滞在数、延べ滞在数と申しますと、長崎県内に何日滞在されたかという数字になりますので、例えば、2泊3日であれば、3とカウントするのが延べ滞在数ですけれども、それと日帰り客を合わせた数字が観光客延べ数ということになります。こちらも同様の手法で基準値それから目標値を算出いたしまして、平成32年、最終目標3,993万人というものを掲げております。

次の5ページでございますけれども、こちらは延べ宿泊者数でございます。こちらは先ほどの延べ滞在数と違まして、何日泊まったかという数字になりますので、2泊3日の場合は2とカウントをする数字になります。これも同様に見直しを行いまして、平成32年、1,004万人という最終目標を掲げております。

それから、次の6ページでございます。こちらは外国人の延べ宿泊者数でございます。これも同様の手法でございまして、最終目標を平成32年、117万9,000人という数字を目標に掲げております。

それから、7ページ以降は、議案外にはなりませんけれども、「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」でも観光関係の手法をKPIとして設定しておりますので、簡単にですが、ご説



明します。

8ページから10ページに掲げております数値目標については、先ほどご説明したものと内容は同じです。ただ、計画期間が観光振興基本計画の場合は平成28年から平成32年の5年間ですけれども、総合戦略につきましては、最終の期間が平成31年になりますので、その分、最終目標の数字がずれているという状況になります。

飛ばしまして、10ページまでは、推計の仕方は同様のものがございます。

それから、11ページが総合戦略にだけ出てくるKPIですけれども、しまへの観光客延べ数ということで、国境離島地域への観光客の延べ数を目標として設定しているものがございます。これも実績値それから目標値につきましては、先ほどと同様の見直しを行いまして、最終目標としまして、平成31年の198万人という数字に置き換えるものがございます。

以上でご説明を終わりますけれども、昨年後半の韓国人観光客の激減、それから現在の新型コロナウイルスの問題等ございまして、数値目標の達成というのは非常に厳しい状況だと認識はしておりますけれども、魅力ある観光まちづくりをはじめ、我々が持ち得る施策それぞれ1つ1つ力を入れて、少しでも目標に近づける数字の上積みというところに努力をしてみたいと考えております。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

【山口(経)委員長】 以上で説明が終わりました。午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩します。

午後は、1時30分から再開いたします。

-----  
午前 1 1 時 4 3 分 休憩

-----  
午後 1 時 3 0 分 再開  
-----

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。午前中に引き続き、委員会審査を行います。これより議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第74号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【村田文化振興課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして本委員会に提出しております文化観光国際部関係の資料についてご説明いたします。

お手元の総務委員会提出資料をご覧ください。資料は、いずれも令和元年11月から令和2年1月までの実績について記載しております。

資料1ページをお開きください。

補助金の内示について、県が箇所付けを行っ

て実施する個別事業に関し、市町及び間接、直接の補助事業者に対し内示を行った補助金の実績を記載しております。これは間接補助金でありまして、長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金の1件でございます。

次に、資料の2ページをお開きください。

1,000万円以上の契約案件でございます。1,000万円以上の契約件数は1件でございます。長崎歴史文化博物館の企画展示室内の壁面展示ケースの改修工事に係るものでございます。契約方法は、一般競争入札で実施しております。

資料3ページに入札結果を掲載しております。

次に、資料の4ページをお開きください。

こちらは物品管理室及び営繕課で実施しております集中契約のうち、文化観光国際部関係で1,000万円以上の契約案件を掲載しております。なお、集中契約分につきましては、各契約担当部局、今回で言いますと物品管理室と営繕課でございますので、出納局と土木部から報告することとなっておりますので、参考として添付しております。

次に、資料の5ページをお開きください。

陳情・要望に対する対応状況でございます。知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、令和元年11月から令和2年1月までに県議会議長宛にも同様の要望が行われたものは、島原半島振興対策協議会、長崎県離島振興協議会、対馬市からの要望で、計4件でございます。それぞれに対する県の対応をお示ししているところでございます。

島原半島振興対策協議会からの要望といたしまして、資料5ページから8ページに記載しております。九州オルレの認定に向けた協力・支援及び認定後における周知及び維持管理に関する協力等2件でございます。

長崎県離島振興協議会からの要望といたしまして、資料9ページに記載しております。「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づく政策の推進の1件でございます。

対馬市からの要望といたしまして、資料10ページに記載しております観光客激減対策に向けた継続的な支援についての1件でございます。

最後に、資料13ページをご覧ください。附属機関等の会議結果でございます。

令和元年11月から令和2年1月までの実績といたしまして、第2回観光審議会が開催され、その概要を記載しております。

以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)委員長】 次に、国際課企画監より、補足説明をお願いいたします。

【小川国際課企画監】 私から、長崎県「アジア・国際戦略」令和2年度行動計画につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元に配付させていただいております総務委員会補足説明資料の「長崎県『アジア・国際戦略』令和2年度行動計画について」をご覧ください。

表紙を1枚めくっていただきまして、目次をご覧ください。

令和2年度行動計画につきましては、長崎県「アジア・国際戦略」について、国・地域別の取組の方向性、戦略プロジェクトの大きく3つの項目で構成をしております。

2ページをご覧ください。

「アジア・国際戦略」は、本県の海外との歴史的な交流の積み重ねや地理的優位性を活かしながら、アジアをはじめとした海外の活力を取

り込み、本県の経済活性化につなげることを目的とし、国・地域別の取組の方向性や各戦略プロジェクトを毎年度、行動計画として取りまとめをしております。令和2年度の行動計画におきましては、資料中段にお示しをしております「施策展開の視点」で、新たに、「SDGsの推進」の項目を追加いたしました。

3ページをご覧ください。

「アジア・国際戦略」の組み立てでございますけれども、第一層として、ソフトパワーを強化し、第二層で、専門的な知識・情報によるサポート体制を強化、第三層で、経済的実利の創出・拡大に取り組むこととしております。この3層構造による施策展開という考え方に変更はございません。

4ページは余白となっておりますので、5ページをお開きください。

令和2年度における中国、香港・台湾、韓国、東南アジア全体、ベトナム、欧州・米国の6つの国・地域につきまして、ソフトパワーの強化、観光客誘致、県産品輸出促進などの項目における現状・課題、市町・民間における動きを踏まえ、令和2年度の取組の方向性、さらには当該国・地域における目指す姿をお示ししております。

6ページをご覧ください。

現在、中国では、新型コロナウイルスの感染拡大による影響が見通せない状況ではありますけれども、本戦略におきましては、その点には具体的には言及せず、基本的な県の考え方をお示ししております。

中国におきましては、本県と中国との歴史的なつながりの顕在化や隠元禅師と黄檗文化、孫文と梅屋庄吉といった本県ゆかりの偉人の功績顕彰などにより、本県のプレゼンス向上と交流

拡大を図るとともに、観光客誘致では、観光地としての認知度向上などが課題としてある中、本年2月からは、長崎～上海便の週3便化が実現し、中国発着のクルーズも人気が高くなってきております。また、県産品輸出促進におきましても、県産品の認知度が低いといった課題はあるものの、水産物は他県に先んじて輸出を展開しており、さらなる拡大が見込まれるところであります。

令和2年度は、習近平国家主席の国賓としての来日などが予定されており、さまざまな機会を捉え、1ページにお示ししております歴史・文化を活かした交流・情報発信による本県のプレゼンス向上やWEB等を活用した戦略的なプロモーションや定期航空路線の利用促進などによる誘客促進、新たな輸出企業や輸出品目の掘り起こしと販路拡大による県産品の輸出促進を図ることとしております。

これらの取組を着実に推進するとともに、中国における本県の特別感の維持・拡大を図ることで、誘客と県内消費の拡大、県産品の輸出拡大を目指してまいります。

また、9ページに、令和2年度の中国に関する主な事業をお示ししております。

次に、10ページをお開きください。

こちらでは、香港及び台湾における取組をお示ししております。

観光客誘致について、香港・台湾から九州全体での訪日観光客数は増加傾向にあるものの、本県では横ばいまたは減少傾向である中、香港におきましては、昨年1月から長崎～香港線が就航し、台湾におきましても、昨年6月から10月にかけて長崎～台湾線チャーター便を運航し、高い搭乗率を維持いたしました。

県産品輸出促進につきましては、香港は、輸

入規制のハードルは低く、関税もかからないため、本県においても重要な市場の1つではありますが、他の自治体との競争も激しく、商品の付加価値向上や競争力強化、知名度の向上が課題となっております。

これらの状況を踏まえ、12ページに記載のとおり、令和2年におきましては、地元県人会やゆかりのある方々との人的ネットワークの強化と本県の認知度向上のためのプロモーションの強化、定期航空路線を活かした誘客、新たな商流創出、新たな輸出商品の掘り起こしによる県産品の輸出拡大に取り組みます。

これらの取組を着実に推進するとともに、一層の経済発展が見込まれる香港・マカオ・広東省地域の経済活力を取り込むことで、国際定期航空路線開設効果の最大化、経済的実利の創出拡大を目指してまいります。

14ページをご覧ください。

韓国につきましては、中国同様新型コロナウイルスの感染拡大による影響が見通せない上、日韓両国政府の関係は厳しい状況にあります。このような時だからこそ、民間交流・地域間交流を推進することが大変重要だと考えております。

交流においては、両国の友好交流の象徴である朝鮮通信使を切り口とした相互交流などの取組を展開しており、観光客誘致については、日韓関係の悪化の影響により観光客が大幅に減少しており、定期航空路線の長崎～ソウル線も昨年3月から運休となっております一方で、韓国国民の約3割がキリスト教徒であることから、巡礼ツアーに対する潜在需要は高いと思われます。

県産品の輸出促進については、動植物検疫などの輸入規制が多いものの、ECサイトでの新

商品の取引開始や民間におきましては、韓国の民間企業が県産品を活用し、長崎をテーマとした店舗展開を進められております。

これらの現状を踏まえ、令和2年度においては、朝鮮通信使を切り口として、民間地域間交流を推進するとともに、ローマ教皇フランシスコ台下のご来崎により残されたレガシーを活かした巡礼ツアーによる観光客誘致や民間における動きなどをしっかりと捕捉し、関係強化を図り、県産品の輸出促進につなげてまいります。

これらの取組を着実に推進し、政府間の関係に影響されない友好交流関係の確立、本県の強みである世界遺産などを活かした交流創出などにより、本県のプレゼンス向上や交流拡大、経済的実利の創出・拡大を目指してまいります。

18ページをお開きください。

東南アジアにつきましては、18ページから22ページにお示しをしておりますけれども、人口や市場規模、所得水準などがそれぞれの国で異なることから、国ごとの特性に応じた取組を進めることとしており、所得の高い国に対しましては、観光客誘致や県産品輸出促進の取組を中心に実施し、まだ所得の低い国に対しましては、企業展開支援や外国人材の活用、将来を見据えた人脈構築、認知度向上に努めてまいります。

東南アジアにおきましては、本県とゆかりの深い国を中心に、地方政府や大学等と受入体制の構築に向けた協議を進めるなど、外国人材の受入促進も取り組むこととしております。

23ページをご覧ください。

東南アジアの中でも、本県とのゆかりが深く、官民においてさまざまな相互交流が活発化しているベトナムにつきましてお示しをしております。

交流においては、県議会、県におきまして、

ベトナム・クアンナム省と友好交流関係に関する同意書を締結するなど、交流が深まっており、これらを活用し、経済的実利へつなげていくことが重要となります。

観光客誘致における観光地としての長崎の認知度向上や外国人労働者受入促進における安定的な労働者の確保に向けた取組の推進が重要となります。

また、令和2年度には、長崎くんちで御朱印船が奉納されることや、ベトナム・ホイアン市における日本の情報発信拠点「日本文化館」の整備計画などの動きを捉え、歴史・文化を活かした交流、認知度向上による観光客の誘致、外国人材の安定的な確保などに努めてまいります。

これらの取組を着実に推進し、さらなる本県のプレゼンス向上と交流拡大、技能実習生や留学生を含む誘客促進を目指してまいります。

26ページをお開きください。

欧州・米国につきましては、本年、日本で開催される東京2020オリンピック・パラリンピックや2つの世界遺産、ローマ教皇フランシスコ台下のご来崎による本県の認知度向上を図り、観光客誘致、県産品輸出拡大を目指すこととしております。

観光誘客における平和都市としてのイメージから観光地としてのイメージへの転換に向けた魅力発信や米国への長崎鮮魚、長崎和牛などの県産品の輸出促進に向け、新たな取扱い店舗の開拓や輸出ルートの確保に取り組みます。

29ページをご覧ください。

「アジア・国際戦略」におきましては、国・地域別の取組の方向性とあわせ、重要なテーマごとの取組を10の戦略プロジェクトとしてお示しをしております。令和2年度行動計画における戦略プロジェクトの項目につきまして変更

はございませんが、第三層の経済的実利の創出・拡大の取組としまして、30から31ページに「外国人観光客誘致強化」プロジェクト、32から33ページに「クルーズ客船受入・消費拡大」プロジェクト、34から35ページに「新規航空路線・国際チャーター便誘致」プロジェクト、36ページに「アジアとの物流拡大」プロジェクト、さらには37から39ページに「県産品の輸出拡大」プロジェクトを位置づけております。

また、第二層のサポート体制の強化としまして、40ページに「県内企業等の海外展開支援」プロジェクト、また第一層のソフトパワーの強化としまして、41ページに「スポーツを活用した交流・地域づくり」プロジェクト、42から43ページに「『歴史・文化』発信・交流発展」プロジェクト、44から46ページで「外国人材受入促進・国際人材育成」プロジェクトをお示ししております。

最後に、第一層から第三層にかかわるものとして、47ページに「アジアの環境問題への貢献」プロジェクトを記載しております。

プロジェクトごとの詳細なご説明につきましては省略させていただきたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

【山口(経)委員長】次に、議案外所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【堤委員】1点だけ、島原半島振興対策協議会からの要望書の対応のところ、オルレの認定というのがありますけれども、勉強不足で申しわけないですが、このオルレについての観光客増加とか、経済面での波及効果はどういったふ

うになっているのか、お聞きしたいと思います。

【佐々野国際観光振興室長】島原半島のほうから要望がっておりますオルレの島原コースにつきましては、本年、認定を受けたということで、2月23日にオープニングイベントを開催する予定になっておりましたけれども、今般のコロナウイルスの関係で、イベントそのものは中止になっておりますけれども、認定を受けているところです。

観光客といえますか、オルレを利用された数としましては、既に先行しております平戸と南島原にコースがありまして、これまで平戸が2万6,500人程度、それから南島原が9,500人程度、オルレコースを訪れているという状況でございます。

【堤委員】他県でも、九州オルレということで展開をされていると思いますけれども、他県の実況というのはいかがでしょうか。

【佐々野国際観光振興室長】本県につきましては、先ほど、島原コースが本年認定を受けたということで、3コースございますけれども、九州全体では23コースございます。ちなみに、隣の佐賀県が3コース、福岡県が6コース、大分県が3コース、熊本県が3コースで、宮崎県2コース、鹿児島県3コースということになっております。

【堤委員】コースの数以外には、わかることはありませんか。

【佐々野国際観光振興室長】本県の利用者は把握しているんですけれども、他県のコースの利用者までは、申しわけありません、把握しておりません。

【堤委員】この認定に向けて、例えば、松浦もずっと継続審査中と書かれていますけれども、認定には、どういったことが必要なのでしょう

か。

【佐々野国際観光振興室長】認定に当たりましては、もともと韓国の済州島がオルレの発祥ということになりますので、済州にオルレの認定をする機関がありまして、最終的には、そちらのほうで認定をするということになります。

【堤委員】その認定機関は韓国にあるというのはわかりますけれども、こういったことで認定を受けられるのかというのはわかりませんか。何か条件とかがあるのでしょうか。

【佐々野国際観光振興室長】済州オルレというのが基本的にはウォーキングといえますか、ハイキングに適したコースということを認定することになっておまして、例えば、海岸線、山とか、そういった自然を感じられるようなコースということで、一次選定、二次選定を踏まえて、最終的に、先ほど申しました認定機関のほうで認定をするという形になっております。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【小林委員】午前中からもいろいろご指摘もあっておりますけれども、新型コロナウイルスの感染を防止するためのさまざまな対策が講じられております。新聞報道でもわかるように、一時的であるにせよ中国あるいは韓国等々の入国が制限をされていると、こんな状態になってまいりまして、本県の観光にとりまして、中国あるいは韓国、こういうお客様は大変大事な、いわゆる貢献度を考えてまいりますと、相当高いと思うわけです。そういうところの流れから、一体長崎県の経済あるいは観光業界にどれだけの影響が生じているかということは、とても県民の関心の高いところであると思いますし、ま

た我々も承知をしておかなければならないと思っています。今、流れを見ておきますと、例えば、国際定期航空路線がいよいよ欠航に迫られているという状況、あるいは一番頼りにするところのクルーズ船が欠航というか、キャンセルが相次いでいるというような状態でございます。

そこでお尋ねをしますが、上海線あるいは香港線、クルーズ船の今のキャンセルの状況、これが大体どの程度になっているのかということ、それから後でいいのですが、これはコロナウイルスとは直接関係がないかもしれないが、去年の3月から、ソウル線がずっと休航しております。私は、この影響もかなりあるものではなからうかと思っております。したがって、コロナウイルスで、上海線と香港線、またクルーズ船の現状、どういうふうになっているのかと、そのところからまずご答弁をいただき、そこから影響額がどの程度と考えられるのかについても、お尋ねをしたいと思います。

【佐々野国際観光振興室長】新型コロナウイルスの影響に伴う定期航空路線、クルーズ船の影響でございますけれども、まず上海線につきましては、コロナウイルスの感染拡大を防止するという観点から、中国のほうで、国外への団体ツアーを1月27日から全面的に禁止されたということがありまして、これを受けて、上海線を運航しております中国東方航空のほうで、2月7日から4月27日までの35便の欠航を決定されております。それから、香港線につきましては、3月5日に政府のほうで、水際対策の抜本的強化に向けた新たな措置ということで、香港、マカオを含む中国、それから韓国について、旅客便の到着空港を成田国際空港と関西国際空港に限定するという措置がありましたので、こ

れを受けて、香港線についても3月末までの欠航が決定をいたしております。ただ、香港線につきましては、2月20日から一部の便も欠航してございましたので、3月末までと合わせまして、トータルで14便の欠航ということになっております。

クルーズ船につきましては、本年、444隻の予約が入ってございましたけれども、3月6日、先週までに予約取り消しの連絡があったものが合計で71回ということになっております。

影響額につきましては、まず上海線でございますけれども、搭乗率それからインバウンド比率を過去のデータから割り出しをしまして、実際に1便当たりに乗ってくる人数を58人ぐらいということで算定しまして、35便にこれに乗じて、大体2,030人ぐらいが入ってこられる予定だったんだということで計算をしまして、これに1人当たりの観光消費額を乗じて、おおよそ1億2,400万円ぐらいの影響があったのではないかと考えております。香港線につきましても同じように搭乗率、インバウンド比率、それから実際に見込まれる人数を乗じて、大体1,932名、これに同じように観光消費額を乗じて、約1億2,500万円ぐらいの影響があったのではないかと考えております。

それから、クルーズ船ですけれども、船によって大きさが違いますので、一律に幾らということにはなりませんけれども、過去のデータを見ますと、1隻当たり6,000万円ぐらいの消費があるということで、これを71回の取り消しの回数に乗じて、42億6,000万円ぐらいの影響があるのではないかと考えております。

それから、もう一つ、ソウル線につきましては、昨年3月末から運休をしておりますけれども、仮に、このソウル線が運航していたと仮定

して、3月一月欠航したと考えますと、先ほどの上海線、香港線と同じように算定をいたしますと、約1億円ぐらいの影響が出たのではないかと考えております。

【小林委員】ご答弁を聞いて事の重大さがさらに広がってくるという受けとめ方をいたしているわけでありまして。今のご答弁等々については、ある程度、限定された何月までというふうになっておりますけれども、これがさらに拡大をしていきますと、その影響額は上積みになっていくことが考えられます。

今、ご答弁の中にありましたけれども、上海線についても香港線についても、本来来るべき観光客というような計算の中で、大体1億2,400万円とか、トータル合わせて1億5,000万円とかいうのは、1人1泊2日か2泊3日ぐらいの計算の中でそれだけのものが出るのか、その点はどうか。

【佐々野国際観光振興室長】国のほうで観光消費額というのを出されております。例えば、上海線でいきますと、1人当たり1泊2万3,182円というのがございます。過去のデータを見ますと、大体2泊ぐらいされているということで、2泊3日ぐらいのデータで算出をさせていただいております。

【小林委員】そうすると、クルーズ船だけでも、これも聞いてびっくりするんですけども、トータルで71回で、6,000万円を掛けて42億6,000万円と、これぐらいの影響額が生じるというお話であります。特に、長崎港と佐世保港の影響額がどのようになっているのか。今の計算の中で、この42億円の中に、長崎港あるいは佐世保港の状態が明らかになっているだろうと。長崎と佐世保の両港について、どのような動きになっているか、お願いします。

【佐々野国際観光振興室長】予約取り消しの71回の内訳でございますけれども、長崎港が56回、佐世保港が15回となっております。それぞれに先ほど申し上げました観光消費額の金額を乗じまして、長崎港で33億6,000万円、佐世保港で9億円程度の影響があったのではないかと考えております。

【小林委員】長崎港で33億6,000万円、あるいは佐世保港で9億円とか、こういう状態でございます。これも今、71回ということになっているけれども、444回というようなことを考えてまいりますと、これは言うてはいけないことかもしれないが、キャンセルが71回では終わらないのではなかろうかと、こんなようなことも考えられますので、長崎、佐世保の港については、さらに広がる可能性もあるという認識の中で、改めて、こういう計算をいただいたことに対して、しっかり受けとめ、これからどういう対策を講じていかなければいけないのかということも考えていかなければいけないのではないかと思います。

それから、ソウル線は、残念ながら、昨年3月からずっと運休をしているということでありまして。佐賀県のソウル線については4月からまたオープンすると、こんなようなことも新聞記事で見ましたけれども、もともと佐賀とソウルの運航については、かなりよい成績を上げています。長崎県よりは佐世保のほうが便数も多いし、また今回のこういう状況の中にもかわらず、4月の中旬頃には、これが再開するのではないかという記事が載っておりまして、佐賀県のソウル線に対するところの取組、またLCCの相手の会社との連携が実にうまくいっているのではないかと、こういう考え方も持つわけですね。



それで、先ほどからお話がありますけれども、ソウル線の経済波及のいわゆるマイナス面については、どのような数字になるのか、そしてこれは1年間分合わせた数字なのか、一月の経済の波及効果がどの程度マイナスになっているのか、その点についても、コロナウイルスの影響はないけれども、当然、長崎県の我々としても、ソウル便が今のような状況の中に置かれているということ、これは全く国と国の問題、そういうところから全てスタートいたしておりますので、長崎県の対策が遅れていると、しかし、佐賀県は頑張っている、長崎県も頑張る余地はひょっとしたらあるんじゃないかと、こんなことを言いながら、1年もたつ運休についての全体的なこの1年間のいわゆる経済に波及するマイナス論はどのようなことを考えているか、どのくらいになっているかということを重ねてお尋ねしたいと思います。

【佐々野国際観光振興室長】先ほど、ソウル線が仮に運航していた場合ということで、昨年3月の搭乗率をもとに算定させていただいた金額が、一月分として、およそ1億円ぐらいとなりますので、仮に、3月と同じ搭乗率で1年通して運航されたとすれば、約12億円ぐらいの影響が出ていたのではないかと考えております。

ただ、ソウル線につきましては、昨年3月末に運休になった後も、韓国の複数の航空会社と継続して協議を重ねておりましたけれども、コロナウイルスの影響もありまして、今、少し厳しい状況にあるのかなと考えております。ただ、こういった状況も見極めながら、引き続き、韓国の航空会社と協議を重ねていきたいと考えております。

【小林委員】そこで、新年度の予算の中で、そ

ういう予算を計上して対策を講じるというような形でやっていたと思うんですけれども、今回のコロナウイルスの影響のもとにおいて、予算がきちんと執行されることができるとか。もう既に執行したものの、これから未執行で終わるかもしれないと、こういう流れが当然出てくるとは思います。おたくの国際線についての影響、未執行とか、そういうところはどのようなふうになっているか、お尋ねをします。

【佐々野国際観光振興室長】先ほど、上海線と香港線が欠航になったとご報告させていただきましたけれども、運航しないということになりますと、その間の航空会社に対する助成、それから団体旅行等で長崎に送客していただける旅行会社、アウトバウンドの旅行会社、そういったところとのタイアップ、助成金、そこが今後、執行しないということになりまして、上海線とソウル線と合わせまして、およそ2,900万円ぐらいは予算が執行できないということになるかと考えております。

あともう一つは、クルーズ船につきましても、港で歓迎の式典もしくは見送りの式典、それからインセンティブといったところもありますので、そこが3月末までのキャンセル分で行きますと、約350万円ぐらいの未執行が出ると考えております。

もう一つは、2月12日から上海線が増便になるということで、そこを見越して、事前に航空会社、旅行会社と連携をしてプロモーションを行っておりましたので、ここにつきましては路線の周知、それから増便の周知という意味で一定効果はあったと思いますけれども、結果として運航に至らなかったということで、直接的な効果にはつながっていないと考えております。

【小林委員】上海線が2月12日から週3便になるということで大変期待が持たれておりました。上海線は本来ならば、浦文化観光国際部政策監のところ、もっと早く週3便の体制とか、観光客は相当来るぞと、この間も一般質問の中で、かなり力強い人数と、それから波及効果まできちっと言っておった。これが今のような状況になってしまって、あなたの答弁がきちんと活かされなかったというようなことで、残念であります。

それで、予算の未執行につきましては、今ご答弁のとおりでありまして、上海線について、その予算がどのような活躍で、いい結果につながるかと、こんなことも期待をしておったわけでありまして、この辺のところは、何せコロナウイルスのこういう感染の状況がおさまらないと、その先は考えることはできないというようなことになろうかと思っておりますので、この間をどうやって中国の関係者、またソウルとの関係者、そしてクルーズとの関係者、こういう方々と連携を密にしながら、今後とも継続して長崎県に立ち寄っていただくような状況をしっかり考えていかなければいけないのではないかと考えますので、今こういう時期で何とも言えないが、しかし、何もしないというわけにはいかないと思っております。むしろ、こういう時期に、いろいろとかねてから対策が遅れているところ、また再開した時に、こんなことをやっていくぞと、こんな希望につながるような取組をぜひとも相手の会社等々関係者の皆様方と意見の交換をしながら、晴れて、マイナス部分がこれだけプラスになったと、こう言えるようなひとつお願いをしておきたいと思っておりますので、ぜひとも取組をお願いしておきたいと思っております。

それから、観光振興課長、新型コロナウイルスの感染

によって、業界が実に困っていると。昨日も関係者から聞きまして、本当にみんな困っている。キャンセルが相次いでいるということで、それは旅館とかホテルだけではないわけで、会合を主としてなりわいを求めておられるところが大変な状況になっているわけです。現在、長崎県にどんな影響があるのかと、これもひとつ我々も今、国際線、クルーズ船等々の状況を聞かせていただきましたが、いわゆる人呼んで栄えるまち長崎が、まさに今、大変な状況になっている。どういういわゆるマイナス分として、影響額として挙げられるのか、この辺のところをひとつご答弁いただきたいと思っております。

【佐古観光振興課長】まず、宿泊のキャンセルですけれども、本会議でも文化観光国際部長からご答弁申し上げたとおり、2月末時点で、県の観光連盟の会員でございます宿泊施設115施設に聞き取りを行いまして、その結果として、その時点で判明しているキャンセル数、今後のものも含みますけれども、約7万人泊、延べ7万人という数字でございました。これをもとに平成30年の観光統計上の観光消費単価ですとか、幾つかのデータを使いながら影響額を試算いたしますと、約17億6,000万円という数字になろうかと思っております。ただ、これも申し上げましたように2月末時点であること、それから県内の宿泊施設全部に照会をかけているわけではございません、主な施設ということになりますので、またその後、3月に入りましてからのキャンセル等を勘案すれば、これ以上の非常に厳しい状況になっているものと認識はしております。

【小林委員】今の内容について、もう一度申し上げて終わりたいと思っておりますけれども、要するに、キャンセルの影響がどのくらいになってい

るかという、今のご答弁で、現時点で17億6,200万円、こんな大きな金額になっているんですか。これは正直言って、そんな話をするわけにはいかないだろうけれども、17億6,200万円ぐらいで済まないという感じがしますね。

7万人という数字がどれくらいの数字かというのがよく理解ができないわけです。例えば、長崎県に宿泊客はどれくらい来ているかと、この7万人というのは、どれくらいの規模のキャンセルにつながっているのかと。例えば、1年の何カ月分だとか、全体の何割ぐらいとか。これは当然、7万人というのは、これからもう少し拡大をする可能性としては高いということでございますが、現時点における7万人というのは、大体全体のどんな状況に置かれているかと、そこだけを聞いて、質問を終わりたいと思います。

【佐古観光振興課長】平成30年の本県の延べ宿泊者数が836万人でございます。これを単純に12月で割りますと約70万人程度になりますので、7万人と申しますと、1月の1割、ただ、それとどまっている状況ではないというのは先ほど申し上げたとおりで、これからも拡大していく懸念というのは、十分私どもとしても持っております。

【小林委員】ありがとうございました。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

【前田委員】引き続き、コロナウイルスの影響について質問しますが、今、インバウンドのほうの数字も、かなり大きな数字としてご報告がありましたけれども、国内のほうも多分、影響が出ていると思うので、国内とインバウンド、それから観光産業は裾野が広いわけですから、それぞれの業種ごとの影響とかをわかる範囲で教えていただきたいのと、先ほど、小林委員が

らもご指摘がございましたが、各業界との、今困ったというか、意見交換等をされている中で、どういう課題があって、どういう対応を考えているのか、まず総括的にご答弁をいただきたいと思います。

【佐古観光振興課長】先ほど、7万人というキャンセルの数字をご紹介いたしましたけれども、このうち国内客が75%を占めております。今、全国的に、人が多く集まるところに行くことを避けるという状況にございますので、国内客についても非常に大きな影響を受けていると考えております。

それから、各事業者の皆様の声も、現時点で私どもが照会をいたしましたのは、キャンセルの数かどの程度出ているかというのがメインでございましたので、修学旅行も含めてキャンセルが出てきていると、それから今後も出てくる、そういう危機感を非常に強く持たれているというのは認識をしております。

それから、これは窓口が産業労働部にはなりますけれども、こういった影響が原因で資金繰りの部分とかに影響が出てきて、経営によくないインパクトを与えているという話も聞いております。

【山口(経)委員長】影響業種を尋ねておられます。

【佐古観光振興課長】宿泊施設以外の状況につきましては、申しわけございませんけれども、観光振興課としては把握ができていないのが現状でございます。

今後につきましてはのお話ですけれども、当面の分は、先ほど申し上げました資金繰りの部分、そういった経営の部分を支えていくというのがまず一義的なものかと思っております。私どもとしましては、この事態が終息をしていくその

タイミングをうまく見極めながら、集中的なプロモーションを講じて、長崎県にすぐお客様を復活できるような取組は進めてまいりたいと考えております。

【前田委員】全般的な説明を求めたわけですが、今のような答弁しか出ないということは、危機意識というか、そういう面では、情報の収集、現状の状況の把握というのが遅れているのかなという気がしますけれども、それは県だけということではなくて、各市町も含めての話なので、もう少しそこは組織固めて情報収集を早急にやるのが大事だと思うのと、さっき話したように、観光産業は裾野が広いですから、言えば切りなく、いろんな経済的な打撃の状況というのは見えてくるわけですよ。そこに対しては、やっぱりいち早くそれぞれ対策を打っていかないと、今後のことを含めた時に、取りかえしが見つからない状況になろうかと思うんですが、そういった認識とか、今後の取組については、総括的に文化観光国際部長から答弁をいただいて、一旦、私はそこで質問を終えようと思っています。

【中崎文化観光国際部長】先ほど観光振興課長が答弁しましたとおり、終息の時期に向けてというプロモーション等の事業もごさいすけれども、それまでに係るいろんな事業者のお悩みであったり、その間に対する資金繰りに対する支援だったりという声は、しっかり私どもも受けとめていかなければいけないと思っています。施策としては産業労働部かもしれませんが、我々、宿泊事業者と日々接しているわけですから、そこは十分に聞き取って、我々ができること、あるいは産業労働部につないでいくということもしっかりやっていかなければいけないと思っています。今週、観光連盟の理事会が

ごさいす。本来であれば決算等の説明でございすけれども、観光連盟の宮脇会長とも相談して、今はそういった事業の説明ではないだろうと。ちょうど連盟の理事会には理事の皆さん、観光協会の方、宿泊事業者の代表の方、交通事業者の方、そういったさまざまな業界の団体の方がおられるので、そこはしっかり意見交換をする時間にしようということにしております。そういった地域の生の声を拾い上げて、また我々として、あるいは県全体として何ができるかということのをこれからしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

【山本(啓)委員】同じように私のほうからも、コロナウイルスの状況について、観光関係の質問をしていきたいと思ひます。

7万人、75%が国内ということでしたね。それで、今、総括的な話があったんですけども、例えば、観光関係で一番というと宿泊とすぐ私は思いつくんですけども、宿泊業者の方々も、今、産業労働部のほうで取り組んでいる国の支援、資金繰り等々、4号と5号とあります。それは前年月から続けて何%減とか、そういった部分を参考に資金の提供を受けるという流れですから、皆さんも当然、各地域のお宿さんの前年同月何%減とか、予約のキャンセル状況から、今後、3月はどうだ、4月はどうだと、そういった部分の聞き取りも幾らかあろうかと思ひますが、平均的な話というのがまだできるまでなければ、例えば、どういったお宿であれば何%減だとか、そういったものが何か説明できるものがあれば、具体的な説明を求めたいと思ひます。

【佐古観光振興課長】これは例年のことでごさいすけれども、県内の主要155宿泊施設に対して、前年比の数字というのは恒常的に拾って

おります。今回は、時期的にその数字の集約まではまだ至っておりません。ですから、全体的なお話がちょっと厳しいのですが、最近お伺いした情報としまして、大手の宿泊予約サイトの事業者にお聞きしたところ、長崎県内の宿泊施設の予約の状況が、3月で前年比20%減で、4月で49%減といった数字をいただいておりますので、これは状況的には、あらわしている数字かなと認識をしております。

【山本(啓)委員】 今後、それらが精査されて、観光連盟の話もございましたので、より具体的な数字として出てきて、そしてそれらに対応していくという流れになろうかと思っておりますけれども、もう少し掘り下げていきたいと思うんです。例えば、そういったお宿と連携して、貸切バス等々を展開されている事業者もありますね。我々は、こういう状態というのは確かに昨年7月、対馬で経験しています。急な展開で、こういった事業者が困って、こういった人材が雇用から離れていくのかということを確認しました。そういった観点でいえば、貸切バスまたはツアーの数、国内旅行においても、何社で、何名といったところが大きな数字として出てきたと思うんですけれども、今回のコロナウイルスの影響において、そういった部分については、何か情報はありますか。

【佐古観光振興課長】 ツアーの情報につきましては、修学旅行の関係は、大手の幾つかの事業者に聞き取っておりますけれども、貸切バスの情報とか、全般的に観光に関連します事業者の状況というのは、現状把握ができていないということでございます。申しわけございません。

【佐々野国際観光振興室長】 貸切バスのお話がありましたけれども、クルーズ船で県内を周遊していただく時に、当然、貸切バスということ

になるんですけれども、クルーズで貸切バスを利用されている事業者にお尋ねすると、クルーズが入ってきていないということで、大幅に売上が減少しているということで、そういった相談をお受けする機会がありますので、その際には、今、県の資金支援の相談窓口をご紹介させていただいておりますけれども、貸切バスにおいても、同じように影響が大きく広がっているという状況でございます。

【山本(啓)委員】 地元に帰れば、お宿の方とやりとりをすると、明確に、前年同月何十%減と、3月はそうだけれども、4月にいけば70%までいくんじゃないかとか、その後も考えると非常に恐怖だというような声が上がります。さらには、旅行関係という形でいえば、今の貸切バスとか、またレンタカー、タクシー、そういった方々に対しても当然影響が出ていると。今やりとりをさせていただくと、あまり数字について把握がされていない。全国的な統計でも、一般社団法人全国旅行業協会資料という形でネットで拾えば、何十社、何百何十社、何万人、何十何万人のキャンセルが出ているとか、そういった数字が出ていますよね。そういったものから我々がそれを長崎県に落とし込むというのは少し大きなものがあるので、ぜひ地元にしかりとした度数を合わせて数字を把握した上で、対策を打っていかなければならない。

国は3月5日に、総理を議長にする未来投資会議というものを開かれていまして、その中で、今回のコロナウイルス対策はもとより、今後、その感染拡大防止に全力を挙げる一方、終息後にはということの展開まで今やろうとしています。今、まずは防止対策をしなければならない。しかし、その後は、すぐ取り戻す作業をやらなければならないと思うんです。その時に、そう

いった関係者の方々が体力がない状態というのは非常に危機的状況であろうかと思えます。ぜひ、具体的な数字の把握、そしてそれらに対する対策をしていただきたいと思うんですが、ご答弁いただけますか。

【中崎文化観光国際部長】 すみません、今ご指摘の把握のところは、急ぎたいと思っております。まずは、先ほど申しましたとおり、感染症の防止対策というのがございまして、いろんな関係者にいわゆる危機意識の周知徹底であったり、情報提供というところに注力しておりました。ただ、今、委員からご指摘あったようにそれはそれとして一方ではと、いわゆる先を見据えた対策も必要ではないかというようなことでございます。そういうことであれば、まず実態なり、そういった事業者の声も必要だと思っております。これはうちの部局だけではなくて、例えば、交通事業者であれば企画振興部であったり、あるいはそういった支援の窓口であれば産業労働部であったり、そこは、県庁横断的にしっかりと情報を把握しながら、効果ある施策の組み立てに向けて、関係部局連携していかなければいけないと思っておりますので、そういうことを肝に銘じて、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

【山本(啓)委員】 資金繰り、経営支援等々は産業労働部のほうで国からのもの、また保証協会、銀行、ここでやられると思うんですが、今やりとりしている具体的な観光業に対する影響の数値、現状を把握するという作業は、直ちにされるということでしたけれども、それは文化観光国際部で行われるものなんですか。そういったことで今後やっていくということですか。

【中崎文化観光国際部長】 すみません、そこを具体的に産業労働部とまだ話しておりません。

多分、向こうのネットワークであったり、いろんな情報がありますので、できるだけそこは効率的にやりたいと思っています。今後、しっかり相談をしてまいりたいと思っています。

【山本(啓)委員】 ぜひ、今のやりとりのように、防止の部分と現状を把握する部分、これからそれを巻き返していく部分と、いろいろとやるのが段取りがあると思いますけれども、それが持ち場、持ち場で的確にやるべき人がやっていくというところで、全庁的な横断的な取組を指揮する形をやっていただきたいということを要望して、終わります。

【山口(経)委員長】 ほかに質問はありませんか。

【大久保委員】 新型コロナの関係で、いろいろ県内の観光面でも随分マイナス面が出ているということでありましたけれども、物産の関係で言うと、物産は非常に幅広いのでありますけれども、やはり新型コロナの関係で、特に、物産の販売とか、あるいは販路拡大、そういったところに支障を来しているということが今の時点で何かわかっておられたら、教えていただきたいと思えます。

【宮本物産ブランド推進課長】 新型コロナウイルス感染症による物産関係の影響についてでございます。国内の関係でいきますと、食のPR事業をいろいろ展開している関係で、長崎フェアの規模縮小というのが聞こえてきております。また、バイヤー等の産地招聘の中止でありますとか、今、長崎フェア等々の中で、マネキンさんを立ててプロモーション事業を行っているのですが、年間を上げて600回程度なのですが、そういうものが66回の中止となっております。あと、個別商談会の中止でございますとか、先般、2月26日から日本橋三越長崎フェアを開催したのですが、売上が20%減と見込まれている

と聞いております。あと、日本橋長崎館でございますけれども、今、4周年記念のイベントをずっとやっているところでございますが、来館者数に関しましては対前年比85%ということで、25%の減と聞いております。今、営業時間の縮小ということで、7日間、15日までではあります。営業時間も2時間程度縮小して営業しているところでございます。

海外につきましては、輸出の関係でございますが、香港のイオンのフェアを開催しましたけれども、そこでも試食等ができないというような状況がございます。あと、シンガポール、タイからのバイヤーさんの招聘が延期になったり、中止したりということで、新型コロナウイルス関係だけではなく、今年1年間、韓国での不買運動でございますとか、香港のデモ、中国のコロナウイルスの今回の件とかで、たび重なるいろいろな海外の事情がございます。今年度の輸出額への影響は非常に大きいのではないかと考えておりますが、まだ詳細な実績はつかんでおりませんので、でき次第、ご報告をさしあげたいと考えております。

【大久保委員】何もかもマイナスのご報告でした。それで、コロナに関しては、きちっと国、県、それぞれ各機関が総力で終息に向かっていくと、我々もそれを願うばかりでありますし、損失した分をどうやって取り戻すか、経済を立て直すかということにもなっております。特に、今回の議会というのは、新年度の予算ということで、さあ、これから事業をやるぞという時でしたので、非常にそこらあたりが心配材料がありながらも、しかし、淡々と県の政策は実行して、盛り上げていかなければいけないと思います。

そこで、通告しておりました質問をさせてい

ただきたいと思っておりますけれども、今、目の前に新幹線の工事は着々と進んでおりまして、令和4年には開業ということになります。そこで、駅の周辺の再開発も重要になってくる、そのことがいわゆる観光面で、あるいは物産を拡大するという面でも大きな一つの要素になるかと思うんです。

そこで、長崎県交通産業ビル、それで物産ブランド推進課もワンフロアを区分所有で持っておりますけれども、今現在、ビルの状況とか、教えていただければと思います。

【宮本物産ブランド推進課長】駅前の交通産業ビルの2階の部分を当課が区分所有をしております。当課が区分所有しているものが7団体入っております。貿易公社でありますとか、県の物産振興協会というものが入っております。現状でございますが、長崎県物産振興協会に関しましては、物産館という物販部門を持っておりますので、そちらのほうが交通局の移転の方針を受けて、交通産業ビル全体の管理組合から説明を受けて、当課が区分所有している2階部分の7団体に新幹線開業に伴う交通局の移転の方針というものをお伝えして、許可の申請期限を今、お伝えしているところでございます。それで、今、令和4年度末にはということがございましたけれども、長崎県の対面販売を擁している物産館を有する物産振興協会の移転に関しては、県としても特に重要な課題と考えて、協会内に昨年度、検討委員会をつくって、その移転についても協議を行ってきているところでございます。

【大久保委員】このビルの2階に、物産ブランド推進課が所有をしているところに7団体があって、今、物産ブランド推進課長の説明に、物産館を所有している物産振興協会、実は、この

中には中崎文化観光国際部長それから宮本物産ブランド推進課長も理事として入っておられます。いわば、まさに県の政策を実行する上でエンジンの存在なのかなと私なりに思っているんですけども、長崎県物産振興協会の最近の業績、実績といえますか、経年的なものかわかれば教えていただきたいと思えます。

【宮本物産ブランド推進課長】一般社団法人長崎県物産振興協会でございますが、今、会員数が593名ということで、たくさんの会員の中で運営しているものでございます。主な事業といたしましては、物産展とか見本市の開催というもの、先ほど申し上げたように、店頭での物産館での販売、それと中元、お歳暮等のギフトの販売と、あとインターネット販売というものがございます。平成28年度の総取扱高といたしましては約20億円、平成29年度が約19億円、平成30年度が約19億円というふうに、基本的には、大体19億円から20億円の間で推移しているようでございます。

先ほど、物産振興協会にもコロナウイルスの関係を確認いたしましたけれども、本年度、2月に入ってから、特に、首都圏、関西圏での長崎フェア、物産展が中止になったり、規模を縮小したりという影響がございまして、そこが少し落ちてくるのではないかとこの見込みの連絡を受けているところでございます。特に、2月、3月というのは中止ということなのですが、来年度の物産展の4月、5月が軒並みもうやらないという方向が決まっているところも多うございまして、コロナウイルスの影響が心配されるところでございます。

物産館の店頭では今、約5,000品目、2万点というような商品を扱っている状況でございます。

【大久保委員】一生懸命頑張られていますけれ

ども、物産展、見本市、物産館、それから即売催事、実績が横ばいということでもあります。ですから、今後、長崎県のブランド化を推進して販路を拡大していこうと思えば、何か大きなきっかけが要るかなと思えます。そういう中で、駅の開発、新幹線開業というのはやっぱり大きなポイントになるのではないかと考えています。そういう中で、先ほどありましたように、ビルの中で非常に重要な役割をしているので、このビル自体がどうなるのかということが非常に大きな鍵を握っているのかなと思うんです。

そういう中で、先般、長崎新聞にも長崎市中心部の交通結節等検討会議の状況が記事になりましたけれども、ここらあたりを含めて、今後、今のビル、それから物産振興協会がどのようにハード的に動いていくのかというあたりの見込みを教えていただければと思えます。

【宮本物産ブランド推進課長】委員がおっしゃるように、駅前の開発について、現時点では、交通局が移転するという方針を受けて、物産館及び7団体も出て、使用許可を数年後にはという期限を切ってお話をしていたところなんですけれども、今、土木部が所管しておりますが、長崎市中心部の交通結節等検討会議というものが開催されて、委員もその記事をお読みになってのご発言だと考えております。それで、確認をいたしましたところ、その会議自体が、今度第3回目の検討会議を開催して、交通結節の基本的な方向性や実施すべき対応策を取りまとめるとお聞きしておりますので、これを取りまとめて、管理組合なり、そういうところからご連絡があり、うちのほうもその7団体の区分所有者にご連絡するというような運びになるかと思えます。

いずれにしても、この取りまとめから、具体



的な対応策が決まった後に、整備スケジュールとかということについては、完成の時期とか、まだわからない部分がたくさんございますので、すぐすぐというわけにはいきませんが、今後とも、情報共有に努めて、物産館、物産振興協会にも、わかる情報をお伝えして、支援策を考えてまいりたいと考えております。

【大久保委員】新聞の記事では、ターミナルが、当初計画していた新駅北側の案というのは白紙に戻すということで、正直、私は個人的にほっとして、そしてこの記事で言うところの検討会議の内容は、今のところにきちっと建て替えて、そしてデッキで駅等をつなぐ。そうすれば、このビル自体も新しく生まれ変わって、その中に入る物産もろもろの機能もまた活性化するのではないかと期待したわけでありませう。

交通結節等検討会議の今後の議論の行方次第ということでありませうけれども、今、物産ブランド推進課長からありましたように、これはどうしても土木部主体というか、平田副知事がトップで、県の土木部都市政策課、それから、交通関係者、あと有識者ということで大学の先生も入っておりますが、この中に物産とか観光の方が入っておられないので、この検討会議になかなか皆さん方の思いというのが反映しにくいのかなと私たちは正直思っております、そこらあたりはどんなでしょうか。何かする方法がありますか。

【中崎文化観光国際部長】今、駅前の再開発での動きは、委員ご指摘のとおりでございます。

確かに我々、その委員会には入っておりませうけれども、今の物産館の問題も含めて、今後のまちづくりの中に観光分野あるいは物産分野という、果たす役割は非常に大きいと思っております。それで、土木部あるいは企画振興部とも

話をしまして、しっかりそこは情報共有しようということで、定例的に今、土木部参事監等にも入っていただいて意見交換をさせていただいております。その時に、今の動きの図面であるとか、あるいは土木部、企画振興部の情報提供を受けた中で、我々の部としては、こんなことをしていただけるとありがたいと、そういう中に、今の物産館、もし今の再開発どおりになれば、よそに行くことなく、持ち分所有という形でその権利が担保されます。そして、今、食の魅力という中では、物産振興協会の果たす役割も大きいと思っております。そういった場所で観光客の皆様にも物産の魅力を提供できるというようなことは我々も非常にありがたいので、そういったお話も土木部のほうにもお伝えしております。しっかりそこは意見交換しながら、連携してまいりたいと思っております。

【大久保委員】文化観光国際部長また物産ブランド推進課長から力強いお言葉もいただきましたので、ぜひ連携をしていただいて、我々も長崎県の物産をしっかり振興するという立場で応援をさせていただきますので、頑張ってくださいと思います。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

【麻生委員】2点ほどお尋ねをしたいんですけども、1つは、アジア・国際戦略がありましたけれども、この中で、台湾との関係について、今後伸ばしていこうということで言われておりました。長崎は、総領事もあって、中国との関係が密接な状況にありますけれども、これに関して、もちろん台湾は熊本、鹿児島とか直行便が結構あってありますけれども、台湾についてはものすごく親日家が多いということもありますけれども、今後、この分野については、どの程度力を入れていかれるのか、目標とかがあり

ましたら教えていただきたいと思っています。

【佐々野国際観光振興室長】台湾線につきましては、昨年6月から10月まで、連続チャーターということで実現しております、引き続き、その後も運航していただいた航空会社、旅行会社と協議を行っております、来年度の予算につきましても、台湾線の誘致と運航に係る費用ということで今回、予算を計上させていただいております、長崎空港における具体的な課題等について、できれば今年の夏ぐらいを目標に、連続チャーターもしくは定期ということで実現できればということで今、協議を行っております。ただ、先ほどから、コロナウイルスの影響がありますけれども、実をいいますと、運航していただく予定の航空会社が3月末に就航予定をしていた新潟の便が、2カ月ほど就航が遅れるという情報もありますので、コロナの影響によっては、少し時期が遅れる可能性はあるかと思っておりますけれども、できるだけ早い段階で実現できるように、引き続き協議を行ってまいりたいと考えております。

【麻生委員】中国との関係ですけれども、これについての配慮と申しますか、前、田中議長の時、田中愛国議長が、なかなか中国の状況もあって、配慮して、台湾の関係についての訪問ができなかったとか、これを言ってもなかなか正式に会ってもらえなかったとかいう話をされておった時期があったんですけれども、県としても、台湾という一つの大きな集客をとることができる、また親日家も多いということで、そこにかじを切ったということで考えていいわけですね。

【佐々野国際観光振興室長】今回の台湾からの連続チャーターもしくは定期化につきましては、運航する航空会社は民間の事業者でございます

ので、民間との間での取組というのは、これまでも観光連盟による台湾でのセールスといった形で行っておりますので、今回、台湾の航空会社を誘致するというので、大きく何か県の考え方が変わったということではないと考えております。

【麻生委員】そういうことであれば、ぜひ、インバウンドもありますけれども、アウトバウンドの関係で、県内から多くの方が台湾に行ってもらって、友好状況ができればいいと思います。長崎市内でも台湾料理をやっている関係もありますし、ぜひお願いしたいと思います。

次いで、世界遺産関係についてお尋ねをしたいと思うんですけれども、軍艦島の件で、この所管は長崎市がやっている状況ですけれども、ご存じのとおり、軍艦島が今年の台風で5カ月間上陸できなかったということで、今日、新聞に掲載されておりましたように、県と市が協議をして、いち早く取り組まなくてはいけないということで、相当の観光業界、また運航業界の皆さんで話をしながら、なかなか取りまとめができなかった関係もあるので、一概には言えないんですけれども、その前に、県が世界遺産関係の文化庁と話をした時に、軍艦島の補修のあり方について、早期にやる案を出していたのに、それがなかなか実行できなかったということで、今後は、市が対策をとるということで、壊れやすい一体型の手すりを取り外し式にするとか、石が飛散してくるのを防ぐネットを張るなど言っておりますけれども、今回の問題について、県として、どこまで掌握をされておったのか、長崎市とどういう協議をしながら、そして文化庁との関係もつないでいってもらったのか、その点を教えてもらえませんか。

【栗原世界遺産課長】昨年度、約4カ月の長期

上陸禁止という経験がございました。観光客を受け入れる見学施設、通路や、転落防止柵、そして今回はクルーズ船をつける栈橋の船とのクッションになっている防舷材が被害を受けたことで、大変大きな影響が出たわけでございます。去年の長期上陸禁止を受けまして、所有者の長崎市は観光部署が所管をしておりますけれども、私どもも、世界遺産の公開という点から、その改善、要は、復旧工事の短縮を目指す必要性を感じておりまして、国も同様に、「産業革命遺産」の所管は国の内閣官房でございますが、それから国土交通省と、災害復旧事業の活用を想定した協議、それから手続の迅速化について申し合わせをしたところでございました。また、取り替えのための部材などをあらかじめストックするといったような策もとっていたのですが、今回の台風の影響は、先ほど申し上げたとおり、想定をはるかに超えておりまして、台船が必要な状況でもございました。

県といたしましては、長期化しないように、市からは被害状況の把握、設計、関係者との調整や、入札の手続などに時間を要するというところは随時間いておりましたけれども、例えば、台風のために事後的に復旧を行うということではなく、今回、麻生委員からもありましたけれども、あらかじめ台風の進路は予想できますので、台風の通過前に取り外しをする方式でできないのか、こういった提案をいたしながら、今後のことも含めて、やりとりをしてきたところでございます。

まだ瓦れきなどが見学通路などに来てしまっ、それを取り除くといった作業も出ますので、瓦れきの飛散防止につきましては文化庁の補助金の対象になるということですので、来年度は、目立ちにくいネットを張るなどの対策を講じて

いけるようにやっております。

世界遺産の価値となっている遺構につきましては、今回、幸いにも台風による被害はなかったのですが、当課といたしましては、昨年度は4カ月、今年度は5カ月と2年続けて上陸禁止が長期化したことの影響を重く受けとめておりますので、改善されるように、今後も国それから長崎市と調整それから協議がスムーズにいくように、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

【麻生委員】 この前から話を聞くと、通常は30万人が上陸をするということですが、この5カ月間で9万人以上が上陸されなかった。あわせて、軍艦島というのは前泊をしないとなかなか行けない状況ですので、宿泊も相当落ちているということで、旅館業界の皆さんからも声が上がっておりますことは、ご存じのとおりだと思います。ぜひ、今日の新聞に書いてありましたけれども、この世界遺産にかかわった、内閣官房の加藤女史も、改めてこういう事前の打ち合わせをしていたのに遅れたことについての厳しいご指摘もあっていました。また、運航会社の関係の皆さんも、それなりに投資をされておりますけれども、これだけタイミングを逃すと、コロナの関係もあるかもしれませんけれども、観光シーズンに動かせない、上陸できないということについては、極力、一回の経験を、台風からの影響を事前に予定して対策をとりながら、しっかり指導していくということをお願いしたいと思っております。市も入札の不落によって1カ月2カ月延びたということで、聞けば台船の設置が遅れたのも、イセエビ関係の漁との関係もあって、なかなか出せないんですよ。また、潮の関係など、限られた日数の中でやらなくてはいけないということで聞

いているんですけれども、これはちゃんとした指導をしてもらいながら、観光業の皆さんの影響が大きいものですから、しっかりと対策をお願いしたいと思いますので、いま一度、取組の決意をお願いしたいと思います。

【乗原世界遺産課長】 端島に関しましては、日々の風化の状況についての文化財保存の観点からも、日々苦慮しながら、その対策について国、長崎市と一緒にやっております。観光客の受け入れの施設につきましても、所管管理をしております長崎市の観光部局も交えまして、国をはじめ、私ども県、それから長崎市、今ご指摘のような関係者もたくさんいると思いますので、意見交換もしながら、より改善できるように努めてまいりたいと思います。

【麻生委員】 世界遺産の軍艦島については、所管を含めて長崎市ですので、改めて長崎のほうにもぜひお願いをしたいと思っております。

あわせて、キリスト教関連資産で、五島の関係について、この前、五島に行く機会があったら、九州商船のジェットfoilも満杯で、なかなか1月の便がとれなかったこともあったんですけれども、今回、クルーズ船、コロナ関係の影響はあると思いますけれども、昨年から、キリスト教関連含めて、五島また新上五島町あたりに、どの程度集客できたのか、前年対比、伸び率含めて、あれば教えていただきたいんです。

【山口(経)委員長】 しばらく休憩します。

-----  
午後 2時59分 休憩

-----  
午後 2時59分 再開

【山口(経)委員長】 再開します。

【麻生委員】 例えば、キリスト教関連含めて、あわせて五島の関係でも、この前、お邪魔した

時に、民泊をつくったり、そういうことで本当に世界遺産関係ということもあわせて、国境離島新法の関係もあるのかなと思いましたが、多くの方が来られているということもありましたので、今後、ぜひこれに関しては、現場の皆さんの意見と、運送業者関係の九州商船を含めてフェリー関係の業者の皆さんとも連携して取組をしてもらえればと思っておりますけれども、今後、県として、キリスト教関連についてのさらなる取組で、もうちょっと集客を図っていくんだという施策があるのかどうか、それについてのお尋ねをしたいと思います。

【佐古観光振興課長】 申しわけございません、先ほどの五島の観光客の方の動きですけれども、これは構成資産だけではなくて、五島市内にどの程度島民以外の方が訪れたかというデータがございます。2018年と2019年比べますと、6%伸びております。ですから、これにつきましては世界遺産登録効果、それから特に、首都圏、全国ネットのテレビ番組でも五島市が非常に取り上げられたというのもございました。それから、今、取り組んでおります国境離島交付金を活用した滞在型観光の推進、こういったものがトータルとして一定の成果に結び付いているものと考えております。

それから、世界遺産を活用して今後の誘客ですけれども、ずっと時期を見ますと、確かに登録した直後というのは、かなりの数が増えて、現状で申し上げますと、少し落ちつきが出てきているという状況ではございますので、観光セクションとしましては、県外の旅行会社に対して、世界遺産を絡めた旅行商品をつくっていただくというタイアップもやっておりますし、それからウェブ等を通じた情報発信にも取り組んで、それからもう一つ、新年度に私どもとしてぜひ

進めたいと思っておりますのが、定点ガイドです。現状で申し上げますと、ツアーで来ていただくお客さんというのは9割弱ぐらいはガイドを使っていただいていますけれども、個人の方がガイドの利用が全体の12%程度にとどまっております。見ていただくだけではなくて、しっかり全体の世界遺産のストーリーを直接聞いていただくというのが満足度の向上、それからまた来たい、あるいは友人、知人を連れてきたいとか、そういうところにつながると思っていますので、来年度におきましては、定点ガイドの実証というのをやってみて、個人の方に、どういういい影響があるのか、こういったところを見極めたいと思っております。

【麻生委員】五島については、この前、五島市長含めて、吉永小百合さんが出た、「樁」という大きなインパクトあるプロモーションを含めて展開されているので、ああいったものと一緒に一緒に展開してもらえればと思っておりますので、この点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、国際交流関係のNPT再検討会議が今年開催されますね。5月にあると思ひますけれども、これについて、本会議でも話が出ていましたし、私も昨年取り上げて、この流れを、特に、NPT再検討の協議が始まってから50年という大きな節目でありますし、県としても、今回こういう事業をされているんですけども、県としては、今回何名のそういう関係者を派遣して取組をしていくのか、具体的な取組の内容がわかったら教えていただきたいと思ひます。

【永橋国際課長】4月の末から5月にかけて開催されますNPT運用検討会議は、過去50年の節目の年ということで、また本会議でもご答弁させていただきましたとおり、被爆者が高齢化

する中で、75年目の節目の年として県としても取り組んでいくということで考えております。

今、予算の中では、NPT検討会議の中には、長崎市、被爆者の方々、それと被爆団体、県が一体となってつくって運用する市民会議の中で職員派遣をした上で、現地でのいろいろな情報発信をしていこうと思っております。

内容としましては、フォーラムの開催でありましたり、NPT運用検討会議に出席されているの方々に対して、被爆の現状、核兵器の悲惨さを伝えるような取組、それとローマ教皇がご来県いただきましたので、発信された平和のメッセージ等につきまして、そこに来られた方々に対し被爆の実相を発信していく。それと周辺のサイドイベント等で参加される多くの方々に発信をしてまいりたいと思っております。

県のほうもそこに職員として参加するということで、3名分の予算を計上させていただいており、関係団体等と一緒に現地で情報発信に努めてまいりたいと考えております。内容については、今から関係者の皆様と検討を進めてまいります。

【麻生委員】コロナウイルス関係で規制がかかればいかなと思ひしているところですけども、ぜひ長崎の被爆の惨状を訴えてもらうということで、あわせて私のほうとしては、もっとインターネットで発信をしてくださいということで話をしましたし、予算にも入っていますけれども、ぜひ展開をしてもらって、実り多い成果を上げていただきたいと思ひますので、お願ひをして、質問を終わりたいと思ひます。

【山口(経)委員長】しばらく休憩します。15時20分から再開します。

-----  
午後 3時 4分 休憩  
-----

午後 3時19分 再開

【山口(経)委員長】 再開します。

ほかに質問はありませんか。

【山本(啓)委員】 先ほど、予算の中でも項目として上がっております。しかしながら、中身を少し掘り下げたいために議案外でやらせていただきます。

文化芸術ながさきステップアップ事業費ということで新規の扱いになっておりますが、これは例年、県展の移動展の開催、そして県内文化団体の活動支援、この双方をあわせて1つの事業として取組に新たに加わったと理解をしております。県内どこにいても良質な芸術に触れられる機会を提供し、本県文化芸術による地域づくり、ソフトパワーの底上げ、運営体制の確立を推進というふうに事業の目的があります。

この質問の趣旨は、スポーツ等々の活動に対して、幾分、若年層や、または幼少期の文化芸術にアプローチする機会が少ないのかなど。特に、プロと言われる方々や本物と言われる方々と触れ合う機会が離島や半島では少し少ないと。社会資源としても、塾や学ぶ場所というのが少ないと。しかしながら、少ないながらもあわせて、県はそういった地域に対して、本物をとか、オーケストラをとか、技術指導をと、そういうアプローチをしていただいています。その上で、もう少しその機会が増えないのかなど、そういった趣旨で質問をしていきたいと思っておりますので、まずは事業の中身を、こういった趣旨でそのところを取り組むのか、展開のスケジュール等々をお示しく下さい。

【村田文化振興課長】 文化芸術ながさきステップアップ事業につきましては、ご指摘のとおり、2つの事業からなっております。県内文化団体

の活動支援ということで、県内74団体加盟されておりますけれども、県で文化団体協議会というものを組織しておりまして、そちらに加盟いただいている団体の各地域での活動に対して支援をさせていただいているところがまず1点ございます。加えて、その文化団体協議会においては、県内の作家の皆さんによる作品展を県の選抜作家作品展という形で開催しているところでございます。

もう一点でございますけれども、県の美術展覧会、いわゆる県展でございます。これまでに64回の県展、歴史ある展覧会でございます。県内最大の公募展ということで、県内各地から毎年たくさん応募をいただいて、その中から入選作品、入賞作品を選ばせていただいています。それによって文化、美術の振興等に寄与するものと考えているところであります。

この美術展覧会については、ご指摘いただきましたとおり、長崎だけではなくて、佐世保それから諫早で本展という形で開催をしておりますとともに、移動展ということで毎年2カ所、離島地域と、もう1カ所開催をしております。来年度については、まだこれから調整をしていく形になるんですけれども、概ね秋口に開催することとしております。今年度については、西海市と五島市において開催をしているところでございます。

今、特に、離島地域においては、なかなか機会が難しいんじゃないかというご指摘がありましたけれども、この移動展のほかにも、私ども、美術館とか博物館を持っておりますけれども、そちらのほうでも移動美術展でありますとか、あるいは小中学生向けに遠隔授業といったものもあわせて開催をしているところでございます。

【山本(啓)委員】 ありがとうございます。

74団体、文化団体協議会への活動の支援というところの説明がありました。これらに対して支援を行っているということですが、この団体の中に、小中高生や小学生になる前の方々、そういった方々が所属をされているかどうかというのは把握されていますか。

【村田文化振興課長】概ねこれは保護者の皆さんといいますか、社会人の方々に組織をされている団体ばかりだと思いますので、そういった小中学生の団体というのは入っておりません。

【山本(啓)委員】生涯教育という観点で、そういった趣味や文化活動を生涯続けられる方も多数いらっしゃる中で、その部分について否定するものではありませんが、今お話しいただいた流れの中で、もちろん教育のほうにもこういった同じような事業があって、当然、離島・半島地域にとどまらず、県下全域に文化芸術の指導や本物に触れさせる場面というのをつくっていただいていることは理解しているんですけども、ただ、この内容において、遠隔指導とか、具体的な取組をされていますね。ですから、ぜひそういったものをもっとこの事業の中でボリュームを膨らませていただければありがたいなと。例えば、吹奏楽等々を小中学生から行うのは非常にいいと言われてはいますが、そこは楽器は非常に高額であったり、またレッスンを受ける場所というのがさほどなかったり、または絵画や芸術の分野においても、道具が必要であったり、陶芸においても、当然そういった環境が必要になったりと、要するに、その場所ではなかなかやりにくいものや事柄について、今回のこの事業の取組の中であれば、少しのまとまりの中に支援ができるのですから、そこに支援の形、さらには遠隔の形。遠隔指導というのは、どういうやり方をやるのか、重ねて質問

したいと思います。

【村田文化振興課長】いわゆるテレビ会議システムを使いまして、美術館や博物館の学芸員が、まさに遠隔で生徒さんに対して、いろいろと美術だったり、歴史について教えるという事業でございます。

【山本(啓)委員】そういった形は可能であるならば、既に実践をして効果を得ているのであれば、ぜひその部分についても若年層に対しての指導や実演とか、そういった部分についても活かしていただきたいと思います。

最後に、こういった取組を、スポーツ等々と比べるわけではないんですけども、なかなか目に見えて多くの方たちがそれに参加するとかいう場面を見ません。都市部であれば、そういった場所があるとか、参加されている、さらにはその分野で伸ばそうとする周りの方々がいらっしゃると。離島や半島であれば、賞に入った時に表彰を受けて、あっ、となるんですけども、やはりそういった表彰を受けるような場面も多数あればいいのかなと。ぜひ、文化振興の観点で若年層を育てると、さらには、それらを育てるように取り組んでいる方々が、そういう教育やスクールが継続的に運営できるような形もあわせてその観点からも支援をしていただきたいと思いますけれども、何か最後、まとめの言葉をいただければ。

【村田文化振興課長】若年層に対する育成という観点であろうかと思いますが、今ご議論させていただいている文化芸術ながさきステップアップ事業のほか、この委員会でも先ほどご議論ありました「長崎しまの国際芸術祭」では、中央、海外からプロの方々を招聘して、地域の小学生、中学生と一緒に学んで、教えて、ワークショップのような形でやって、その後、

発表会を市民の皆さんの前でご披露するという取組もしておりますので、そういった部分も含めて、積極的に対応をしてみたいと考えております。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

【小林委員】世界遺産について、お尋ねをしたいと思います。世界遺産が登録をされて1年が過ぎ、やがて1年半になろうという時期を迎えております。この1年経過をする中において、部並びに対象課の皆さん方が非常によく頑張っていたという点については、率直に評価をしたいと思います。

世界文化遺産という形で一昨年の6月頃、県庁のロビーで現地から流れる放映を見ておりました時に、本当に世界から選考委員会の皆様方が賞賛の声を次々に発せられると。本来、委員長は、満場一致で決まるから発言は要らないと言いながらも、次々に各国の選考委員の代表的な方が、みんな賞賛の声をされると。あの感動的なことは、やっぱり脳裏に残って忘れがたいものであります。

信徒発見150年とか、隠れて一つの信仰をずっと守り続けるという、これが200年、300年と、考えられないような長い長い年数を、しっかり一つの信仰を守られたということ、しかも、教える人がいない中で、自分たちで守っていくという、こんなドラマは世界にも例を見ないということで、潜伏キリシタン関連遺産は、永遠に長崎県の財産として、宝物として継承していかなければいけないという考え方を持っているわけでありませう。

この1年半ぐらいの取組を見ておられますと、これが登録をされてから、まず何といたっても誘客、交流人口の拡大といったことに相当な力を入れてこられ、一定の成果を見ているのではな

いかと思います。2つ目には、保存して活用するという点、それから3つ目には、若い方々を含め、この歴史を継承していかなければいけないということ、それから最も大事な集落の維持と活用、このようなことを中心として、関係皆様方がこの1年半、取り組んできていただいたわけでありませう。

そういうような観点からお尋ねをしますけれども、観光振興課長、新型コロナウイルス等の関係抜きに、この世界遺産の集客とか、観光客、これだけを目当てにして来られた1年間の数字がわかりますか。後で教えてもらいたいと思ひます。

それで、世界遺産課長にお尋ねしますが、その保存、活用という言葉が非常に上等に聞こえるけれども、現実には生易しくないと思ひます。この保存するという点については、何だかんだ言っても相当な年数がたっておりますので、これを修復しなければならないこと、あるいは耐震工事をやらなければいけないこと、工事の内容はたくさんあるのではないかと思ひます。構成資産の保存をしなければならない件数とか、個人の所有のものもあれば、市町がしっかり管理するもの、いろいろあるかと思ひますけれども、総体的にどれぐらいの保存をしなければならないという時に、その修復あるいは耐震その他で、トータルどれぐらいの箇所になっているか、どれぐらいの金額になっているか、その辺のところはおわかりでございますか。

【栗原世界遺産課長】「潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産につきましては、国指定の史跡、国選定の重要文化的景観という集落、それから国指定の重要文化財、いわゆる建造物等もござひます。こういった文化財につきましては、それぞれに個別の保存管理計画というものがござ



いまして、その保存の方針に従って、文化庁の補助、あるいは県では教育庁の学芸文化課が所管しておりますが、その補助金を使いながら、適切な保護のための修理を行っているところでございます。

特に建造物につきましては、今、委員ご指摘のとおり、100年以上の年数がたっているものがございまして、所有者でありますカトリック長崎大司教区、いわゆる教会堂になりますけれども、今後、修復予定のものが、ほぼ30年スパンぐらいでの見通しとしまして、約60億円ほどかかるのではないかと見込んでおります。今お話にございましたように、修復の方法は、特に、文化財の場合は、実際に修理をしながら見ていくという、ある意味、調査そのものというような形になりますので、これはあくまで類似の、例えば、れんが造りや石造りなど、過去の事例を参考にしましての積算でございまして、この60億円という数字を参考にいたしまして、先ほど申し上げました国からの補助金、それから県の文化財所管からの補助金に加えまして、所有者の負担軽減のために、私ども世界遺産課のほうで一般財源、それから基金ということで皆様からの寄附を募りまして、上乘せをして補助しながら、所有者の方の軽減を図って、修復に取り組んでいるところでございます。

【小林委員】今の説明で、よく理解をすることができました。大体30年間スパンで、60億円ぐらい必要だろうと、こういう見通しも既に立てていただいているということ、ここのところがとても大事でした。計画はあるということでありましたけれども、トータル的に今のお答えのとおりだと思えます。

ここの国の補助金とか、県の補助金、あるいは世界遺産課の補助金、いろんな支援の形があ

るけれども、果たして、そこで十分なのかと。したがって、基金などをつくっていただいて民間からも寄附をいただくと。要するに、お金を出していただくということは、それだけ関心が高まるということにもつながると。無手勝で頑張れ、頑張れと言うだけは誰だってできる。やっぱり人間の心理としては、率直に言って、寄附金を出す、それだけの具体的な行動を起こすと、それがすなわち世界遺産に対するさらに関心を高める一つの手だて、それがまさに継承につながり、また本当に世界遺産の真なる目的に県民が立ち上がるということにつながりますから、基金をこれから大いに広めていただくような方策をとっていただいて、この保存の必要性、そしてそれを活用する必要性。世界文化遺産は長崎県には2つありますけれども、潜伏キリシタンの流れは、世界に数ある世界遺産の中でも、これだけは相当な歴史と重みのあるものであるという認識の中で、長崎県の大なる宝として、これを本当に持ち腐れにならないようにひとつやっていただくことを重ねて強調しておきたいと思うんです。

それから最後に、集落の維持については、どのような形を考えているのかと。集落を維持すること、これは人口減少対策の一環になってきますけれども、世界遺産を育てた町、その地域の皆さん方が1人1人去っていくような状況の中で、集落は持ちこたえることができないということは、極めて残念なことになります。どうやって維持するのか、どうやって活性化につなげていくのか、この辺のところは基金と同じように大事なところではないかと、保存とともに大事なことはないかと思うわけですが、その点についての考え方もまた取組をお尋ねしたいと思います。

【楽原世界遺産課長】「潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産を見ますと、離島・半島に所在をしている集落がほとんどでございます。そういう意味では、世界遺産の保存と集落の活性化、これはまさに政策的に結びつくべきものであると思っております。

そうした中で、世界遺産で全てが解決できるわけではないと思っておりますけれども、今、委員からおっしゃっていただいたような世界遺産のすばらしい歴史と文化を育んできた方たちがいる集落だからこそ取り組めることというのがあると思っております。そういう意味では、地元の方たちが取り組んでいるいろんな活動の活発化ということを私どもも支援すべきと思っております。今年度から、こういった集落の取組に対して支援をしているところでございます。

なかなか集落の方たちだけでは難しいことがございまして、県の職員も、それぞれ地区担当を決めて現場にも入っておりますし、当然、地元の市町、それから県外から来られている観光客の方ですとか、あるいは県外に住んでいて、応援をしたいと思っております方たち、いわゆる関係人口の取り込み、そういった視点で、いろんな取組を始めたところでございます。3カ年計画として、今、地元と一緒に取り組んでおりますので、成果が出せるように頑張っていきたいと思っております。

【佐古観光振興課長】県内の構成資産への来訪者数でございますけれども、登録前の1年間で約51万3,000人、登録後の1年間で約75万9,000人ということで、登録後に24万人を超える方が純増をしているという状況でございます。

【小林委員】ありがとうございました。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

【浦川委員】1つお尋ねしたいんですけれども、

今度、スポーツ振興課が文化観光国際部へ移管されるということで、昨年のワールドカップの盛り上がりとかを考えると、スポーツでの交流人口の拡大とかには今後期待するところですが、民間の企画ですけれども、2023年に幸町のほうでスタジアムシティができるという形で今、進んでいると思っております。その中で、県として、具体的な連携とか、今後、取組、2023年にはどのように想定しているのか、お尋ねしたいんです。

【山口(経)委員長】浦川委員、県の組織は4月1日から変わるんですけれども、観光面からのごとですか。

【浦川委員】すみません、では別のことを。

JR九州とか、ディステーションキャンペーンというのをしておったりしますけれども、そういった協働、連携とかは、空港会社とは、空港の減免とか、いろんな形で対策されているんですけれども、そういったJRとの取組は何かあるのでしょうか。

【佐古観光振興課長】JRグループとは、JR九州はもちろんですけれども、JR西日本も含めまして連携して、例えば、JR九州であれば、女子旅というようなイメージでのキャンペーンを行ったり、あるいはJR西日本ですと「リメンバー九州」というような形で、一度訪ねた九州に、もう一度行ってくださいというような建てつけのキャンペーンを展開したりということを毎年度進めております。

【浦川委員】それは補助とかいう形で取り組んでいると。

【佐古観光振興課長】県の立場からしますと、観光連盟に補助をしまして、観光連盟のほうからJR各社とタイアップをする、協賛をするというような形で実際にやっております。もちろん

ん」Rが独自に持っていらっしゃる各種の媒体、プロモーションツールというのをおあわせて使っていただきながらキャンペーンを展開しているという状況でございます。

【浦川委員】わかりました。ありがとうございます。

もう一つお尋ねしたいんですけれども、「描いてみんな！長崎」ということで、先ほど、副委員長からも質問がありましたけれども、2名を特化して、アニメとか、作家を呼んでとかいうような形で長崎を題材にした取組ということでしたけれども、最近では、荒木飛呂彦原画展「J〇J〇 - 冒険の波紋 - 」というような形で取り組んでおられますけれども、そういった今後、オタク文化というんでしょうか、はっきりとはわかりませんが、そういったアニメを活かした聖地化という形での観光客、新たな客層、そういった部分に関してのアクションというのはどのようにされているのでしょうか。

【村田文化振興課長】日本のアニメといえますのは、もう世界的にもかなり行き渡っておりまして、インバウンドにおいても重要なコンテンツであると私どもも認識しておりまして、アニメツーリズムという意味では、なかなかまだそこまでできていないのですが、今ご指摘がありました「描いてみんな！長崎」事業において作家の皆さんに長崎に来ていただき、実際に作品化をしていただくと、たくさんの方々にご覧いただいて、そうしていく中で、いわゆる聖地化が図られればと思っております、私どもとしては、まず作品化をするというところに力を注いでいるところでございます。

【佐古観光振興課長】こちら観光連盟の中に長崎県フィルムコミッションという組織をつくっておりますけれども、長崎が舞台のアニメで

すとか、ゆかりのアニメ等につきましては、「旅ネット」という観光のWEBサイトがございますが、その中でモデルコースをご紹介しますとかそういう形で、アニメを見た方が、長崎に実際に来て、アニメで取り上げられた場所を訪ねていただくと、そういうような取組も観光セクションとしては進めているところでございます。

【浦川委員】わかりました。

アニメは、どういったものが盛り上がっていくかわからない分野でもあるんですけれども、ただ、爆発的に、映画でもそうでしょうけれども、どこの風景を描いた絵が、ここでこういうシーンが描かれたという中で、若者であったり、それに共感した人たちが聖地巡礼という形で結構来られたりしていますので、そういったところをまた逆にインスタグラムとか、フェイスブック、いろんな形でのSNSで発信することで、結構どんどん広がっていくと思いますので、そういったふうに関係人口を増やしていくとか、いろんな形で取組をしていただきたいと思います。

もう一つお尋ねしたいんですけれども、大村市で最近松尾伴内さんが観光大使になられたようなんですけれども、県のほうでも、そういった芸能人を活用した観光大使、今、「麒麟がくる」ということで川口春奈さんがヒロイン役をされておりますけれども、そういった芸能人を活用して長崎の情報をやったり、観光、食べ物、また五島出身とかいう形で家にいる風景を出しただけでも10万人とかいうような形でフォロワーが増えたりとかいうふうに聞いておりますので、そういった活用というか、お願いのほうはどうでしょうか。

【佐古観光振興課長】現状で申し上げますと、観光大使というような称号といえますか、そう

いう形での著名人の活用というのは行っておりませんが、例えば、総務部にはなりませんけれども、福山雅治さんを活用して離島のプロモーション、認知度向上対策を進めているとか、そういった事例はございます。

現在、私ども観光の立場からしますと、観光客の方が旅先を決めるのに何を重視するかというのが各種アンケートがございまして、基本的には、名所とか、いわゆる観光地、それからその地域独特の食、温泉、そういったものが重視される傾向にあるものですから、もし今後、単純に著名人を観光に活用するとした場合も、やはりこちらに来ていただいて観光地の魅力を紹介していただくという形が適切かと思っております。ですから、すぐすぐ著名人の方に長崎県の観光のPRを委嘱するというよりも、まずは来ていただくための観光地の魅力を上げていくということに現状、優先して取り組んでおりますので、今のところ、すぐ著名人の方に何かお願いしてということは考えていないという状況でございます。

【浦川委員】あと一つ、最後、食と言われましたけれども、長崎の場合は、食べたり、平戸のほうで狩漁したりという形の鯨文化というのをよく聞くんです。食べる文化というのはいろんな地域であったりしますけれども、例えば、イルカをとって食べたりするところもありました。ウミガメをとって食べているところもあります。しかし、食べる文化というだけじゃ、今、世界から見た時に、自然のそういった生態系を崩すか、自然のものをとって食べるという部分に関しては理解ができない部分があります。そういった中で、守る文化、例えば、私が行ったところでは、亀を食べる文化があったんですけども、それを世界に認めてもらうためには、亀を

保護する地域の取組、そういった部分をしていたんです。それで、世界としては、亀を食べる文化も認められた地域がございました。

その中で、長崎の場合は、食べる文化としては、鯨の部分、とる文化としてもあると思いますけれども、それを守る文化を今後何か考えていかなければいけないと思うんですけども、そういった守る文化の取組とかは考えていらっしゃいますか。

【山口(経)委員長】水産関係になりはしませんか。食としてでしたら観光ですけども、保護となれば水産のほうでしょう。

【浦川委員】そうしたら、結構です。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】ほかに質問がないようですので、文化観光国際部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 3時53分 休憩

午後 3時53分 再開

【山口(経)委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、文化観光国際部関係の審査を終了いたします。

終わる前に、文化観光国際部関係で、岩田文化観光国際部次長が今度定年を迎えられます。慰労の機会はございませんでしたけれども、長年にわたり県の振興、発展に寄与していただきました。特に、世界遺産の登録に関しましてはご尽力いただきまして、こうして世界遺産が2つ登録できております。私からもねぎらいの言葉を申し述べたいと思います。どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。（拍手）

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、企画振興部関係の審

査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午後 3時54分 散会  
-----

# 第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年 3月11日

自 午前10時 0分  
至 午後 5時 6分  
於 委員会室 1

(次期総合計画担当)

I R 推進課長	小宮 健志 君
地域づくり推進課長	浦 亮治 君
スポーツ振興課長	野口 純弘 君
スポーツ振興課企画監 (スポーツ合宿・ 大会誘致担当)	江口 信 君
市町村課長	井手美都子 君
土地対策室長	原田 一城 君
新幹線・総合交通対策課長	小川 雅純 君
新幹線・総合交通対策課企画監 (航路・バス事業担当)	椿谷 博文 君
県庁舎跡地活用室長	苑田 弘継 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	山口 経正 君
副委員長(副会長)	北村 貴寿 君
委員	小林 克敏 君
〃	山口 初實 君
〃	前田 哲也 君
〃	中島 浩介 君
〃	山本 啓介 君
〃	大久保潔重 君
〃	吉村 洋 君
〃	麻生 隆 君
〃	堤 典子 君
〃	浦川 基継 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

企画振興部長	柿本 敏晶 君
企画振興部政策監 (離島・半島・過疎対策担当)	前川 謙介 君
企画振興部政策監 (I R 推進担当)	吉田 慎一 君
企画振興部次長	坂野花菜子 君
企画振興部参事監 (県庁舎跡地活用担当)	村上 真祥 君
政策企画課長	陣野 和弘 君
政策企画課企画監	福田 義道 君

6、審査の経過次のとおり

-----  
午前10時 0分 開議  
-----

【山口(経)委員長】皆様、おはようございます。  
委員会を再開いたします。

なお、地域づくり推進課企画監から欠席する  
旨の届けがなされておりますので、ご了承をお  
願いたします。

これより企画振興部関係の審査を行います。

【山口(経)分科会長】 まず、分科会による審査  
を行います。

予算議案を議題といたします。

企画振興部長より、予算議案の説明をお願い  
いたします。

【柿本企画振興部長】 おはようございます。

企画振興部関係の議案について、ご説明をい  
たします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資  
料」をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、  
第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」の  
うち関係部分、第77号議案「令和元年度長崎県  
一般会計補正予算(第6号)」のうち関係部分  
であります。

初めに、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち企画振興部関係について、ご説明いたします。

予算額は、歳入予算で合計62億6,568万6,000円、歳出予算で合計124億2,901万8,000円を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容は、新たなモビリティサービスの導入を推進するための経費や特定複合観光施設（IR）の区域認定に向けた事業者の公募・選定及び区域整備計画の作成等を実施するための経費、また、関係人口の創出拡大を図るため、都市部企業のワーケーションの誘致や、都市部人材と地域活動等のマッチングを実施するための経費などを計上いたしております。そのほか九州新幹線西九州ルートの開業に向けた推進体制の強化や機運醸成及び二次交通対策に要する経費や、県庁舎跡地の整備に向けた各種調査及び賑わい創出につなげるための検討に要する経費などを計上いたしております。

なお、7ページでございますけれども、債務負担行為につきましては、住民基本台帳ネットワークシステムの県ネットワークシステム管理委託の令和3年度に要する経費などを計上いたしております。

次に、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち企画振興部関係について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入予算で合計2億1,323万2,000円の減、歳出予算で合計12億6,897万5,000円の減を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容は、国境離島創業・事業拡大等支援事業の見込額の減や、県議会議員選挙費の実績に伴う減のほか、国境離島航路における国境離島島民割引利用者数の見込減に伴う国境離島航路運賃軽減事業負担金の減などを計上いたしております。

また、11ページでございますけれども、繰越明許費につきましては、県庁舎跡地の埋蔵文化財調査や県内の交通事業者が全国相互利用の交通系ICカードを導入する経費に対する補助金などを計上しております。

最後に、令和元年度の予算につきましては、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますので、3月末をもって令和元年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)分科会長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保等に関する資料（政策的新規事業）」について、説明を求めます。

【陣野政策企画課長】私のほうから、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本分科会に提出しております政策的新規事業の掲上状況につきまして、ご説明させていただきます。

お手元に配付しております総務委員会提出資料「総務部、企画振興部、文化観光国際部」と書いてあります、提出資料といたしましては「政策的新規事業の掲上状況」と書いてある資料をご用意いただければと存じます。

まず、1ページをご覧ください。

この資料は、決議第5の3に基づきまして、政策的新規事業に係る令和2年度当初予算要求の内容について、査定結果を提出するものでございます。

企画振興部の事業につきましては、1ページ



の2段目からございます新モビリティサービス導入推進事業費から地域公共交通再編成推進事業までの5事業を記載しております。各事業の計上額につきましては、予算編成過程において事業内容等を精査した上で予算案として計上した額を記載しております。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山口(経)分科会長】次に、県庁舎跡地活用室長より、補足説明をお願いいたします。

【苑田県庁舎跡地活用室長】県庁舎跡地活用に関しまして、補足説明をさせていただきます。

お配りしております「総務分科会補足説明資料 県庁舎跡地活用に関する検討状況」の資料をご覧くださいと存じます。

まず、埋蔵文化財調査の状況でございます。

旧庁舎の解体工事が終了しまして、昨年10月から本年1月15日まで予定しておりました範囲確認調査を実施するとともに、確認された遺構等の取り扱いについて、埋蔵文化財の専門家に昨年12月と本年1月に意見聴取を実施したところでございます。

その概要につきまして、箇所ごとに以下記載しておりますが、お開きいただきました2ページに埋蔵文化財調査結果の概要の図をつけさせていただいておりますので、こちらで概要をご説明させていただきたいと存じます。

この図でございますが、上が市役所側、下が出島側になります。図にございますように、赤線の枠で囲んでおります18カ所の試掘坑を設定して調査を行い、中央の枠囲みに記載のとおり、旧県庁の本館が建っておりました部分の中央から右側の東側の大部分につきましては、遺構等を含まない地山が確認されているところでございます。

また、右下の旧立体駐車場付近に として緑

の線を複数書いておりますが、ここでは過去の調査でも一部確認されておりました江戸時代の石垣が確認されております。

また、左上の青の部分の跡地の西側におきましては、 の付近で江戸時代の瓦などを含む複数の土の層が確認されております。

そして、一番下でございますが、旧県庁南門横のピンクの部分でございますが、 といたしまして江戸時代の町屋の礎石などの遺構が確認されているところでございます。

これらの遺構につきまして、委嘱した専門家からは、「こうした層や遺構を壊さないように配慮してほしい」、また、「周辺部分のさらに詳細な調査の実施を検討してほしい」といった意見をいただいたところでございます。

3ページをお願いいたします。

こうした専門家の意見等を踏まえた県と長崎市の対応でございますが、県としましては、これまでも予断を持つことなく調査を実施してきておしまして、出土した遺構付近のさらに詳細な調査を行う必要があると考えております。

また、こうした中で現時点におきまして、「その付近に建物を建てることを決定することは難しい」との認識を有しておるところでございます。

長崎市からは、去る1月31日、専門家の意見や整備スケジュールを考慮し、新たな文化施設については、現市庁舎跡地に整備したいとの考えが示されたところでございます。

これらを踏まえた今後の対応でございますが、まず、詳細な埋蔵文化財調査の実施について、今回確認されました跡地西側の遺構などの周辺について、さらに調査を実施することとしており、記載しておりますように、令和2年度当初予算案として5,961万8,000円を計上させていただいております。

内訳といたしましては、新たに確認された跡地西側の調査分として3,708万3,000円を計上しております。また、その下の石垣等の調査の分の2,253万5,000円につきましては、「 」に記載しておりますように、もともと調査を予定しておりまして、今年度の約1億円と合わせ予算をお認めていただいているところがございます。年度内に着手いたしまして、今年度予算については、繰り越しの上、執行する予定といたしております。

4ページをお願いいたします。

調査のスケジュールといたしましては、調査自体は年内を目途に行う予定といたしております。

その下には、今後の埋蔵文化財調査の内容を記載しておりまして、今回確認されました の石垣付近、また、左側の の跡地西側の遺構周辺、また、下側の の町屋の遺構周辺を青で塗っている部分につきまして、調査を行い、保存状態や遺構の広がりなどを確認することといたしております。

なお、一番下に記載しておりますように、調査の方法といたしましては、広い範囲で調査区域を設定し、遺構のない場所は、さらに下の層を調査するという形で進めていくことといたしております。

5ページをお願いいたします。

今後、さらに活用策の検討を行うに当たっての考え方を記載しております。一般質問でもお答えさせていただきましたとおり、県庁舎跡地の活用につきましては、懇話会の提言を踏まえ、県議会などにおいて、さまざまなお議論をいただいております。具体的には、その下に記載しておりますように、広場につきましては、様々なイベントや、県民・市民の日常的な憩いの場づくりなどにより、新たな賑わいの創出に

つながるものとしてご議論いただき、検討を進めてきております。

また、交流・おもてなしの空間につきましては、経済団体をはじめ、関係者の皆様から、県民、市民や観光客の交流により賑わいを生み出す機能についてご要請をいただき、歴史や観光等の情報発信や飲食機能などについてご議論を賜り、検討を進めてきているところがございます。

県といたしましては、こうしたご議論を踏まえた上で、広場、交流・おもてなしの空間の整備を基本として今後の活用策を検討していく必要があるものと考えております。

なお、ホール機能につきましては、今回、長崎市が現市庁舎跡地に質の高いホールを整備されるのであれば、県において、県庁舎跡地に同様の機能を有するホールを整備する必要はないものと考えているところでございます。

併せまして、新たにどのような機能を付加することができるかにつきましても、専門家に幅広くご意見をお聞きしながら議論を深めてまいりたいと考えております。

6ページをお願いいたします。

このほか、県警本部跡地の活用や第三別館の取り扱い等についても引き続き検討をするとともに、その下に記載しております先行的な賑わいづくりにつきましても、跡地に早期に賑わいを創出するため、県庁第二別館跡地を活用したイベントの実施や、そのためのワークショップの開催などを予定しており、所要経費を令和2年度の当初予算案に計上させていただいております。

最後に、今後の進め方でございますが、年内を目途に埋蔵文化財調査を実施しながら、並行して基本構想策定の中でコンセプトや整備すべき機能、先行的な賑わいづくり等について整理

を進め、なるべく早い段階から県議会や関係者の皆様に広くご意見をいただきながら、活用策の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

【山口(経)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【小林委員】 予算決算委員会総務分科会の補足説明資料の13ページ、新幹線の開業対策事業費として3,900万円ぐらい上がっておりますが、その事業内容について、地域団体や民間団体に対する支援と、こういうことで2,000万円計上されているところでございます。

この2,000万円については、恐らくアクションプランの支援の内容を考えていただいていると、こういうふうを受け止めておるわけでございますけれども、このアクションプランの支援の2,000万円であるか、まずそこを確認したいんですが、どうぞ。

【坂野企画振興部次長】 今、委員からご指摘がありました地域団体や民間団体等に関する支援2,000万円のこちらの予算の計上ですけれども、県の方でもアクションプランを策定いたしまして、それから、県内の各市町でも、今、アクションプラン、行動計画をつくっていただいているところでございます。

この支援につきましては、そういったアクションプランに基づく民間団体の取組を後押しするための支援ということで計上させていただいております。

【小林委員】 要するに、新幹線に対しては、令和4年ですか、開業がリレー方式で見込まれているということで、令和4年度のいつになるか

わからないけれども、令和4年度内にリレー方式の開業と、こういうことになると。

つくづく考えますと、フリーゲージで始まって、それからリレー方式と、固定化してはならないと言いながら、今、まだまだ先の見通しができないと。こういう状況の中で、特に沿線自治体は開業効果を最高に高らしめて、新幹線を生かしたまちづくりと、こういうようなことを懸命に考えていただいているわけです。

したがって、民間団体あるいはいろんな関係グループがアクションプラン、行動計画を策定しながら、そして、地域の生き残りをかけた戦略を練っているわけです。

そういうようなところに対して、どれくらいの支援を県として、また、それぞれ自治体として考えていただいているのか。その辺の2,000万円ということの枠をどういうふうに最高に開業効果をもたらしめるようにしていくかということは、とても大事なことだと思うんです。

そういうところで、この2,000万円でどれくらいの件数を考えておるのか。そして、その割合については、県と市と受益者負担というか、こういう状況の中でどういうふうな割合を考えているのか、その辺のところを併せてお尋ねしたいと思います。

【坂野企画振興部次長】 こちらの支援制度でございまして、令和4年度の開業に向けまして、アクションプランに基づきまして民間団体が行う心のこもったおもてなしや地域資源の磨き上げについての取組について支援するものとなっております。

こちら、2,000万円ということで予算を計上させていただいております。1件当たりの補助金額ですが、最低10万円から最高は100万円ということで考えております。そうしますと、全

て100万円ずつ補助するという場合には、少なくとも20件に対して、県の補助が可能ということとしております。

もう一つ、割合ですが、こちらの支援制度でございますが、県と市町と協調補助という形を取らせていただきたいと思いますと考えております。

こちらの支援制度につきましては、民間団体が実施する事業につきまして、県が3分の1、市町で3分の1、実施団体が3分の1をそれぞれ負担いたしまして事業を実施していただくということを考えております。

これが基本でございますが、補助率につきましては、沿線市につきましては、自ら取り組んでいただきたいと思いますという思いと、あと、開業効果が一番大きいというところもございますので、若干引き下げることとしております。

また、市町からの補助率につきましては、基本は3分の1としておりますが、それ以上に市町の自主的な判断で高めることもできることとさせていただきますとおるところでございます。

【小林委員】説明をいただいてよくわかります。大体2,000万円で、例えば100万円とした時に20件ぐらいの規模を考えているというようなお話でございます。これを沿線3市以外とか、沿線3市と、こういうようなことで結構細かく分類されているわけです。そういうような考え方、そういう知恵は一体誰が出すのかと、こう思うんだけど、先ほど言ったように、フリーゲージからリレー方式に至る過程。そして、こういうことが固定化される状態に、今、見通しがそんな状態になってきた時に、いわゆる民間の投資意欲が正直言って、フリーゲージならフリーゲージでそれなりの投資意欲は、世界でも初めての方式だから、そういう期待感があった。しかし、フリーゲージが駄目になって、フル規格

といいながら、結果はリレー方式の乗り換えです。

こんなような状態でありまして、なかなかそこから誘客、交流人口の拡大、そんなようなことで新幹線開業効果、新幹線を生かしたまちづくり、みんな一生懸命考えるけれども、補助率がこういうような形できめ細かく分けていただいて、もちろん、個人事業主ではだめなので、これはやっぱりグループ、団体と、こういうようなことにもなっているんだろうけれども、もう少し支援の、こんなことを聞くと意欲がなくなってしまうんじゃないかというような感じすらするわけです。

それぞれ沿線自治体とはどういう話し合いで盛り上げていくかと、こういう内容で、アクションプランで地域が本当に盛り上がっていくと考えられるかどうか、その自治体との打ち合わせはどのようにしてしますか。

【坂野企画振興部次長】機運の盛り上げについての沿線自治体との打ち合わせということのお尋ねでございますが、こちらの支援制度をつくる際には、沿線市だけでなく、県内の各市町とも打ち合わせ、会議を実施させていただきまして、ご意見を取り入れさせていただいております。

例えば、民間団体が3分の1を負担するのはなかなか難しいところもあるので、市町が自主的に少し多目に出すことはできないかというようなご意見もいただきまして、そういったところも含めて制度設計をさせていただいたところでございます。

そして、沿線市の大村市、諫早市では、既にアクションプランをつくっていただいておりますし、沿線市以外でも、今、着々とアクションプランの策定を進めていただいているところで

ございます。この市町に作成いただいたアクションプランに基づく取組について支援をしていきたいと考えておるところでございます。

【小林委員】これは第一義的に2,000万円だろうと思うんです。まず、ここから様子を見て、どういう展開になるかということによって、来年度は2,000万円、次の年にこれを3,000万円にするとか、そういうアクションプランに対するところの盛り上がりの中において予算の計上は考えていただくものと期待したいと思います。

そういうことの中で、やっぱりやる気を起こすような、本当に意欲を増すような、また、機運醸成、盛り上げていくためには、やっぱりそれなりの県の取組姿勢をしっかりと考えていただきたいと思うんです。

だから、今の状況の中では、基本的には3分の1、3分の1、3分の1となっているけれども、なんか県営バスの方式みたいで、県営バス出身がその辺におるけれども、もうちょっとこの辺のところについては、県はやっぱり2分の1くらいを出す、そして市は実際は3分の1、そして受益者は4分の1、4分の1というような、それくらいの気持ちの中でやることができるかなと、こういうような考え方もあるわけです。

これは、今年はこういう形でやるということだけれども、成り行きによって制度設計をしっかりと見直して、もう少し上積みして地域の生き残りをかけた考え方に大いにプラス効果が出るようにやってもらうことを強く要望しておきたいと思います。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【堤委員】おはようございます。

来年度予算の調査計画費で特定複合観光施設導入推進事業費1億6,600万円が計上されてい

ますけれども、この中に特別アドバイザー報酬というのがあったと思うんですが、県の実施方針案の長崎県佐世保市アドバイザーの設置というのがありますけれども、そのアドバイザーと考えるとよろしいのでしょうか。

【小宮IR推進課長】今、委員からお尋ねがありました補足説明資料の3ページに事業説明書がございます。予算額1億6,653万9,000円を今回計上させていただいておりまして、その中の区域整備計画認定申請事業費を1億2,000万円程度計上させていただいております。このうち特別アドバイザーにつきましては、委託事業のほかにIR事業全般について、さまざまな助言をいただくためのアドバイザー契約に係る予算でございます。

【堤委員】この実施方針案の22ページに「以下に示すアドバイザーを設置する」ということで3社挙がっていますけれども、この皆さんということなんでしょうか。

【小宮IR推進課長】実施方針案の22ページに記載しているアドバイザーにつきましては、業務委託を行います、今現在、契約をいたしております「KPMG FAS」と「あずさ監査法人」の共同体の、こちらに示しておりますアドバイザーが再委託ができるという状況でありますので、今、委員がご質問いただきました説明書の中にあります特別アドバイザーとは別のものがございます。

【堤委員】そうしますと、別のところに再委託ができると今おっしゃいましたけど、あずさ監査法人は再委託ができるということで、特別アドバイザーにもなることができるということなんでしょうか。

【小宮IR推進課長】実施方針案の22ページに示しておりますアドバイザーの設置につま

しては、現在、業務委託契約を行っております「KPMG FAS」、「あずさ監査法人」の共同体で、この、のそれぞれにつきましては、(2)に示しておりますアドバイザーと同じでありますので、その弁護士でありますとか、建設等の委託ができるということで、予算説明書に記載している特別アドバイザーは、IR事業全般の相談をするためのアドバイザーでありますので、こちらの委託のアドバイザーとは別のものになります。

【堤委員】わかりました。

そうしますと、この特別アドバイザー報酬というのは、幾らぐらいを設定されているんでしょうか。

【小宮IR推進課長】特別アドバイザーの報酬につきましては、県の予算規定に基づいて同額を想定しております、月額で20万円でございます。

【堤委員】ありがとうございます。

別のことをお尋ねします。来年度の予算の鉄道対策費の中に松浦鉄道整備促進事業費8,100万円、島原鉄道整備促進事業費1億700万円が計上されています。そして、補正に先ほどの説明で島原鉄道に対する施設整備補助の減に伴う島原鉄道施設整備助成金ということで1,394万8,000円の減ということが示されているんですけども、補正も、来年度予算も、施設整備補助金ということだと思ってしまうんですけども、補正の施設整備補助の減ということは、どういうことで減になっているのか、説明をお願いしたいと思います。

【小川新幹線・総合交通対策課長】本年度予算の補正分の島原鉄道の施設整備に対する支援の減額の理由をということでございます。

当初予算におきましては、全体の事業費を約

3億1,600万円と予定いたしまして、その3分の1に当たる金額の約1億500万円ほどを予算計上させていただいております。

この分に対しまして、この施設整備補助というのは、鉄道施設の枕木であったりレールだったり、あと車両の検査費用、そういうものを支援するものでございますが、国の補助金につきまして全体枠の関係で、一部、補助対象から外される、もしくは補助率が若干下がるという状況がございまして、今年度、国の補助を当初事業費では約1億500万円、同じように予定しておりましたが、それが6,800万円ほどの国の補助になったということもございまして、国と協議をする中で、国の今回の補助内示に合わせた形で事業計画の変更が可能というお話でございましたので、そういうことを踏まえた形で島原鉄道で事業計画を今年度やる部分、もしくは今年度計画しておったけれども、来年度に先送りをする分、そういう部分を整理しましたところ、事業費として約4,200万円ほどが減額となったということでございまして、その県の負担部分について、今回、減額をさせていただいているところでございます。

【堤委員】わかりました。島原鉄道のほうで計画をされていたものが、国の補助が縮小になったので減額になったということですね。そして、今年度もまた計上して枕木やレールの補修などの補助として計上されているということですね。ありがとうございます。

【山口(経)委員長】ほかに質疑はありませんか。

【山本(啓)委員】おはようございます。

まず、先ほど説明がありました、関係人口創出拡大事業費の取組について質問したいと思います。

ワーケーションマッチングツアーの実施の取

組、または「長崎県との関わり創出フェア（仮称）」の開催などを通じて関係人口の創出を拡大するという、それらのことによって地域活動や担い手確保、新たな事業の創出など地域の活性化を推進というふうなことが記されています。

まず、ワーケーションマッチングツアーについて、その具体的なスケジュールや開催される場所、狙われる場所、そういったものについて説明をお願いします。

【浦地域づくり推進課長】ワーケーションマッチング事業についてのお尋ねでございます。

まず、スケジュール感でございますが、都市部の企業の人事担当者を県内にご案内してツアーを行う時期を、現時点では秋頃を予定しております。現在のところ、それまでの間に県内で3カ所程度の市町を対象に実施しようと思っておりますので、そういう3カ所の市町を決めるような手続を年度前半にやっていくと同時に、都市部からご招待する企業の掘り起こしといたしますが、営業活動のようなものを、こちらから東京、あるいは福岡等の都市部に出向きまして行っていくというスケジュール感でございます。

県内3カ所程度を予定しているんですけども、今回の事業の目的としまして、テレワークの環境整備が一定進んでいるような地域を対象に呼び込みまして、長崎県におけるワーケーションのよさというものを、ほかの都市部の企業の皆さん方にも周知、PRをしていくという狙いもございますので、そういう観点から既にワーケーション等に取り組んでいる市町を想定はしておりますけれども、実際の市町の選定に当たりますと、まず、21市町に幅広く照会させていただいて、ご意向を確認させていただきながら決定していきたいと考えております。

【山本(啓)委員】スケジュール感を説明いただいて、秋頃ということ、また、年度当初に県内3カ所程度のそういう場所、市町を決定すると。そういうことで環境が整っているところを優先して、また、既にワーケーションの取組をしているところというような話でありました。

ただ、その説明の中で、都市部は東京、福岡という地名が出てきましたけれども、都市部の企業、もちろん、ワーケーションができる事業形態でなければだめだと思うんですけども、東京、福岡以外にもあるのか、または具体的に企業の形態はどのようなものを想定しているのか、説明を求めます。

【浦地域づくり推進課長】この事業のポイントとしましては、今、委員からお尋ねがありました、どういう企業を、いかに声をかけて呼び込むかということが1つポイントだろうと思っております。特に、首都圏の企業においては、オリンピックを契機にテレワーク導入の機運が非常に高まっておりますので、まずは首都圏の企業が優先されるのかなと思います。あと、本県の地理的な特性から、都市部から来ていただく旅費等を考えた場合には、福岡というのも一つのターゲットになり得るのかなというふうに思っております。

そういった企業の働きかけにつきましては、現在、日本テレワーク協会に私ども加入させていただいております。その協会の会員が300社程度ということですので、そういった協会に加入することで協会からの情報提供でありますとか、あるいは話を聞きますと、ワーケーションの実施に当たって都市部の企業の紹介なんかもしていただけるようなお話も聞いておりますので、そういった形の中で本県に呼び込むような都市部企業の掘り起こしに努めていきたいと考

えております。

【山本(啓)委員】 また、連動するかのように、ほかの事業で、ながさき暮らし魅力発信事業費、ながさきUIターン促進事業費というものがございまして。今のワーケーションの取組で、長崎を知ったとか、またはそれらの取組を通じて長崎に目を向けられた方が長崎で暮らそうというような展開があればありがたい話です。

今回の事業について、事業の目的を見れば、既存のながさき移住サポートや「Nナビ」、または賃貸物件情報の提供及びマッチングですから、既存の情報ですね。さらには、ながさき移住コンシェルジュ等、既存の取組を連動させる、連携させることによって、さらなる呼び込みをというようなことが見えるんですけれども、そもそもながさき移住ナビ、またはながさき移住コンシェルジュは、今、どのぐらいのアクセスがあって、どのぐらいの注目を浴びているのか、何かそういったものを表わすものがありますか。

【浦地域づくり推進課長】 移住ナビ等のお尋ねでございましたけれども、本県の移住を進める際に核となるながさき移住サポートセンターが活動していく中で、情報発信の、まさに核となるところは、今お話がありました移住専用サイトであるながさき移住ナビというものを設けております。

このアクセスにつきましては...、ちょっと休憩をお願いします。

【山口(経)分科会長】 しばらく休憩します。

-----  
午前10時38分 休憩

-----  
午前10時38分 再開  
-----

【山口(経)分科会長】 分科会を再開します。

【浦地域づくり推進課長】 移住ナビのアクセス数については、年々増加をしております。

開設したのは平成28年でございますけれども、平成28年の1日平均のアクセス数が434件でございました。1年後の平成29年度の1日当たり平均が737件、平成30年度の同じく1日平均が832件となっております。今年度の現時点での1日当たりのアクセス数というのは1,000件を超えている状況であります。

【山本(啓)委員】 「ながさき移住コンシェルジュとの連携」と書いてありますけれども、既存の取組はいかがですか。

【浦地域づくり推進課長】 ながさき移住コンシェルジュにつきましては、移住の検討段階から定着までをサポートするという事で、行政だけではなかなか手の届かないサポートを先輩移住者や地域おこし協力隊などと連携して取り組む登録制度でございまして、平成30年度から開始いたしております。現時点で移住コンシェルジュに登録している人数としては、15市町ありまして、67名が登録いたしております。

今年度は、この移住コンシェルジュの意見交換をやって、人と人とのつながりを地域でつくっていくことが大事だというふうな考えで、今年度、各地域で移住コンシェルジュの意見交換会を実施いたしております。

【山本(啓)委員】 地道な取組であることは理解しますが、しかしながら、今、行政ではKPI、そして、費用対効果も含めて目標数値を掲げてますよね。説明には、アクセス増、そしてそういった移住コンシェルジュ同士の連携や意見交換などを深めていって精度を上げていく、さらには移住者の増というふうに掲げていますので、そういった部分について、この事業における目標のところをご説明いただきたいと思います。

【浦地域づくり推進課長】 ながさきUIターン促進事業費ということで、情報発信から、今ご



指摘になりました定着までということで一貫して行うようにする事業でございます。

現在のところ、移住者の実績の推移は順調にきておりますけれども、今後、私どもが考えておりますのは、Uターンが伸びていく中で、いかに就業対策でありますとか、あるいは定着に結びつけていくかということが非常に大事になってくると思っております。

そういった意味で、さらに今後も就業対策に力を入れるとともに、移住コンシェルジュや地域おこし協力隊、あるいは先輩移住者との関係を密にしながら、移住者のさらなる拡大に努めていきたいと思っております。新たな総合戦略での目標としては、令和7年度に3,200名の移住者を獲得するように取り組んでまいりたいと考えております。

【山本(啓)委員】ぜひ目標達成に向けて取組を、途中途中、見直ししながらでもいいので方法を考えながら取り組んでいただきたいと思います。

最後に、新しい取組のしまの産品振興による地域活性化プロジェクト推進事業費についてお尋ねします。

「しまの産品振興による地域活性化を図るため、食品流通専門の団体と連携しながら、消費者視点を重視した官民一体となったプロジェクトを展開するほか、しまの地域商社による販路拡大の取組などを支援」ということで、それぞれ離島においては、今、地域商社という形で、それぞれのしまの産品を都市部へというようなことを取り組んでますね。そこに「食品流通専門の団体と連携しながら」とか、「消費者視点を重視した」というような書きぶりがあるわけですが、その中身について具体的にどういった専門の団体と連携するのか。さらには、新たな切り口として「消費者視点を重視した」

という部分はどのようなものなのか、説明を求めます。

【浦地域づくり推進課長】地域商社の関係の取組でございますけれども、これまで県としては、各島に地域商社を設置していただいて、その島の産品を売上げを拡大していくということで、これまでは主に島の強みを生かした鮮魚等、生鮮品を中心に販路拡大を行ってきた経過がございます。

一方で、こうした生鮮品につきましては、出荷時期が限られることや、相場による価格が安定しないなどの課題もありますため、今後につきましては、加工食品の販路拡大が特に重要になると考えております。

そういった中で、今回、「しまの産品振興による地域活性化プロジェクト」ということで、専門の団体と連携して取り組むというふうなことでやっていきたいと考えております。

一般社団法人離島振興地方創生協会というのが今年の4月頃、東京で設立される予定になっております。こちらにつきましては全国規模で事業を展開する大手食品関連企業が多数参加しております。これは物流もございまして、あと、大手スーパーやセレクトショップなども中に入っておりますので、こういったところと連携することにより、先ほど申し上げた加工食品の販路拡大、あるいは商品開発に取り組んでまいりたいと考えております。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【前田委員】よろしくお願ひします。

地域振興対策費の中で地域産業雇用創出チャレンジ支援事業費というものが予算額として2億2,578万7,000円上がっていますが、前年度は2億2,329万8,000円というふうに、ほぼ同額上

がっています。それぞれ事業として4項目ありますけれども、件数が載っていますので、現在3月ですので、まず、今年度実績をお知らせいただきたいと思います。

【浦地域づくり推進課長】地域産業雇用創出チャレンジ事業の今年度の実績の見込みでございます。

まず、移住支援事業ということで、東京から本県に移住する場合に支援する事業につきましては、現在のところ、5件程度を見込んでおります。

また、創業支援事業につきましては、本年度の実績見込みとして14件を見込んでおります。

また、事業拡充支援事業につきましては、今年度の実績見込みとして、こちらも同数の14件を見込んでおります。

最後に、事業承継事業につきましては、今年度の実績見込みとして1件を見込んでいるところでございます。

【前田委員】実績というか、今年度の実績数ということで今ご答弁がありました。

そしたら、ちょっと遡りますけれども、昨年度組んでいる2億2,329万8,000円のうち、実際にかかったコストは幾らになるんですか。

【浦地域づくり推進課長】今年度の実績の見込みでございますけれども、2月補正予算でも計上させていただいておりますけれども、今回のチャレンジ事業につきましては、補助金として約1億1,800万円ほどの減額というふうにさせていただいております。

主な内訳を申し上げますと、移住支援事業が約2,900万円の減、事業拡充事業が約6,400万円の減となっております。

今年度、執行が少なかった理由につきましてご説明させていただきますと、まず、今申し上げた移住支援事業につきましては、もともと当

初予算で東京からの移住実績をもとに60名程度を見込んでおりました。先ほど申し上げたように、結果的には5件程度となっておりますが、これまでも東京での周知でありますとか努めてまいりましたが、国の求人広告サイトでの公表につきましても、10月末からの運用というふうなこともありまして、全体的なスケジュール感が後ろ倒しになったことで実績が少なくなったと考えております。

なお、全国の実績でございますけれども、全国につきましてもそういう状況でありまして、全国のこの事業でも実績見込みとしては51件となっております。九州の中では12月末時点で計上が予定されているのは長崎県のみという状況もございました。

もう1点、事業拡充事業でございますけれども、こちらにつきましては、もともと国の類似の補助金の実績の件数を参考にしまして50件を見込んでおりました。先ほど申し上げたように、結果的には14件程度の採択件数となっております。本事業は、市町の予算計上が前提となっております。今年度は事業の初年度ということでありまして、活用事業者の見通しが立てづらいことであるとか、実績がない中で事業者の売り込みが手探りとなったことから、市町の予算計上も29件程度ということで十分に確保できなかったというところがあると考えております。

さらに、県及び市町における要綱等の作成に時間を要したということもございまして、市町のこの事業の公募時期が遅れたことや、あるいは分散したことから、市町や商工団体等への事業の十分な周知や事業者による事業期間の確保が十分に取れなかったということが要因と考えておりまして、こういった点を踏まえまして、令和2年度については、改善を図りながら、予

算の適切な執行に努めてまいりたいと思っております。

【前田委員】ありがとうございました。分けて答弁せずに一遍にそこまで話してくれてよかったなと思います。そういう意味でいけば、私は件数の妥当性について確認したかったので、今のような説明でわかりますので、しっかりと取り組んでいただきたいということを要望します。

この4項目あるうちの移住支援と創業支援の事業というのは、全国的にどの県もやっているとお聞きしています。それと事業拡充支援と事業承継支援事業というのは、長崎県独自の支援事業だというふうなことも聞いていますので、特に、事業拡充と事業承継については、これを本当にきちんと実行させるためのサポート体制がすごく大事だと思うんですけども、そういうところは創業支援事業執行団体の経費が660万円上がっておりまして、商工会連合会と聞いています。事業拡充や事業承継についても商工会連合会が組み立てるところから実際にお金を取りに行くところまで、要は、やろうとしていることの磨きをかけるところに直接的にサポートしていくと理解していいのか、それともそこは県がサポートするということになるんですか。

【浦地域づくり推進課長】今、委員からお話がありました創業支援事業の執行団体につきましては、商工会連合会ということでございます。ここでお願いしている事務自体は、創業支援事業に係るものでございます。

ただ一方で、この事業拡充支援でありますとか事業承継支援につきましては、それぞれの地域の商工会等と、あるいは県の出先である振興局、あるいは市町が連携しながら、事業の掘り起こしでありますとか、内容の磨き上げを実施する必要があると思っております。今年度の当初から商工会連合会、あるいは各地域の商工

会とも意見交換を行いながら、事業のそういった掘り起こし等にも努めておるところでございます。

来年度につきましては、そういったところをさらに強めていくとともに、実は、農林水産業、一次産業分野のかかわりが弱いのではないかという思いもございますので、例えば、振興局の農業普及員でありますとか、そういった専門の職員とか、あるいは農協団体、漁協団体、そういったところにも来年度については働きかけを強めながら、幅広い事業の掘り起こしに努めていきたいと考えております。

【前田委員】そういうことで、願わくば、振興局とか各市町の自治体のどこかにしっかりと窓口をつくっていただきたいということを要望しておきたいと思えます。

続いて、長崎空港24時間化推進事業費について質問いたしたいと思えます。

令和2年度4,359万6,000円ということで、令和元年度も4,359万1,000円ですから、ほぼ同額、予算が計上されています。

私の記憶違いだったら訂正していただきたいんですが、そもそも、以前から議会も含めたところで24時間化を推進すべきだというような話の中で、多分、一昨年だったと思うんですが、3年か4年をめどに24時間化したいというようなご答弁があったと記憶していて、間違いだったら正してください。その時に私が言ったのは、時間がないから3カ年でどこまでやっていくのかという工程を示してくれということに対しては、ご答弁が多分あんまりなかったと思うんですね。

今回、数値目標、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」のK P Iの数値目標を見ていたら、空港の24時間化、完全な24時間化については、段階的に時間を設定しながら、令和

6年度に24時間化ということになっているんですが、そういうことを考えた時に方針が変わったのかということと併せて、令和元年度で執行された予算の内容、それと今年度やろうとしていることの予算計上の事業の内容の違いを教えてくださいたいと思います。

【小川新幹線・総合交通対策課長】長崎空港の24時間化推進事業費についてのご質問でございますが、平成29年度時点の3～4年後というようなお話というのは、多分、総合計画の中で3～4年後を目指して24時間化したいということに記載していたものでございますので、それに基づく答弁であつたらうと思っております。

現状の状況でございますが、昨年の9月定例会でご説明させていただいておりますが、長崎空港につきましては、国と協議をする中で、一部リモート化という形で、現在、長崎空港の運用時間は7時から22時でございますが、そこに一部リモート化を入れることで、7時から22時の運用時間帯を、朝は少し早く、夜は22時より遅くという格好で対応できないかということで進めております。現在、国のほうで、そのリモート化に関する設計等に着手していただいているところでございます。

今の予定でまいりますと、一部リモート化の供用開始につきましては、令和3年の12月ぐらいには供用開始ができるのではないかというお話をお聞きしております。

県としては、通常、航空路線については、夏ダイヤ、冬ダイヤということでございますので、冬ダイヤの開始が10月末でございますので、ぜひ令和3年の冬ダイヤに合わせたところでの供用開始をお願いしたいという要請を今しているところでございます。

運用時間の延長につきましては、当然、そこに飛んでいただく定期航空路等の分は必要にな

りますので、すぐすぐに、いわゆる定期便が24時間運航するという状況にはならないと思っておりますが、定期便とか、季節運航便とかチャーター便を含めて、今の7時から22時の運用時間帯を少しでも広げていきたいと。最終的には令和6年度を目指して、実質の定期便とかチャーター便等を含めた運用時間帯というのは一定時間に限られるかもしれませんが、24時間いつでも受入れができますよというような状況にもっていきたいということで今進めているところでございます。

それに伴いまして、私どもとしては、空港施設の、例えば、地上のハンドリングのスタッフの体制だとか、空港ビルの売店等の対応、あと二次交通対策とか、今後実際に深夜・早朝帯の飛行機の運航が仮に出てまいりますと、そういう対応が必要になってくると考えておりますので、そういうところにつきましては24時間化の推進委員会の下に各プロジェクトチームをつくりまして、令和2年度からそういうことに向けた取組を一つ一つ課題を洗い出しながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、航空会社につきましては、既に誘致活動等をしておりまして、定期便が一番いいんですが、それ以外に季節運航便とか臨時便とかチャーター便の運航も含めてご検討いただきたいということで、各航空会社に今要請をさせていただいているところでございます。

本年度の予算と来年度の予算の違いということでございますが、基本的に内容としては、運用時間延長支援の対策費ということで、実際に検討する段階での運航進出への支援という部分、あと運用時間延長支援対策費ということで、実際の運航の具体化支援というものが中心でございます。それで約4,200万円ほど計上しております。この部分については、予算の枠組みは変

わっておりません。具体的には航空会社の意向も踏まえながら対応していきたいと考えております。

【前田委員】ありがとうございました。総合戦略のKPIの目標値の設定根拠の中に、現在、15時間というのを令和3年度に長崎空港一部時間帯リモート開始及びMICE施設の開業に合わせて運用時間を2時間延長、具体的に言えば終了時間の22時を24時にすると、令和4年度は新幹線開業に合わせ運用時間をさらに2時間延長で、これは開始時間の7時を5時に前倒しするというので、最終的には令和6年度にIR開業に合わせ、長崎空港の運航可能時間の24時間化ということになっていますので、これに向けてしっかりと取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思っております。

最後に、予算の審査でありますので、予算があることが前提なんでしょうが、これまでついていた予算で、ちょっと見つけきれないので、1～2点質問させてください。

地域の魅力を生かした高齢者移住の促進ということで、CCRCを推進するという県の基本方針があったわけですが、KPIの指標の実績を見ると、平成29年度1カ所1事業、平成30年度2事業、平成31年度3事業としていたのが、結果的には事業化がゼロだったということですが、これも、これまでCCRCの事業化のために計上していた予算は、令和2年度は幾らになっているかということと、今回の第2期の総合戦略の中での目標の設定について、ご答弁いただきたいと思っております。

【浦地域づくり推進課長】予算については、後ほどご説明します。

CCRCにつきましても、もともと国の総合戦略を踏まえまして取組を進めてきたわけでございますけれども、国の総合戦略におきまして

も、今般、CCRCという表現ではなくて、「生涯活躍のまち」という使い方をしていて、高齢者に特化するというよりは、多世代、いろいろな世代が地域に移り住むことによって地域の活性化を目指すというふうな基本的な方針を少し変えてきているような状況がございます。

これまで県の総合戦略におきまして目標を掲げて、先ほどご説明があった3件を掲げて取り組んできたわけですが、私ども、国の会議に出たり、あるいはより積極的な意向のある市町に対して出向いて意見を交換するようなこともやってきてはおるんですけれども、今のところ、民間事業者との意見交換がうまくいかない等の理由によりまして、実際は進んでいないという状況でございます。

他方、先ほど申し上げましたように、国の全体的な方針が少し変わってきておりますので、次期総合戦略におきましては、CCRCの目標は掲げずに、移住者の拡大と、先ほどご答弁させていただきまされたけど、そういったことで包含する形で取り組んでまいりたいと考えております。

【前田委員】経過はわかりました。私の選挙区の長崎市でも、CCRCについては考えていないということを過去に言われていたこともあるので、確かに、今、課長がおっしゃるように、国としての方針は定めたけれども、自治体に落とし込んだ時に、希望する自治体があるのかということと、実態として、それを事業化するために積み上げていく作業が非常に難しかったんだらうなと思っております。

ただし、CCRCの考え方自体は移住の中にも当然生かされる話なので、ぜひその視点だけはどこかに位置づけながら取り組んでほしいということを要望しておきます。

最後にしますけれども、知事の説明の中でも、

「SDGsについて積極的に推進していく」ということをご発言がございましたけれども、まち・ひと・しごとの戦略の中でも、一番最後のページに総合戦略に掲げる取組とSDGsの関係ということで、表・裏1枚の資料があって、関係する事業であったり、部署であったり、そういうことが示されています。

この推進に対しては、そもそもどんな予算を組みながら新年度は取り組んでいこうとしているのか、まず基本的なことをご答弁いただきたいと思います。

【陣野政策企画課長】SDGsの取組につきましては、委員からご紹介がございましたように、総合戦略並びに今策定作業をしております総合計画の中でも、県が取り組んでおりますさまざまな施策がSDGsにどういった関係があるのかということで、まずはそれぞれの施策について、どういった分野がSDGsの17の目標に対しまして関係しているのかということをお示したところでございます。

また、SDGsにつきましては、さまざまな普及を行っていく必要があると考えておりますので、まず、今回、特別に予算は組んでおりませんが、一般質問等でもご説明いたしましたように、まずは職員の研修という形で庁内の職員の研修の中でもSDGsの視点という形で研修を行ってきております。

また、現在、普及啓発をどうするのかという形の中では、民間で積極的に取り組んでいらっしゃる団体の皆様とも、県はどういった関わり方でSDGsの普及を行っていくのかというのは、今、意見交換をしている状況でございます。

特別にSDGsの予算ということを組みたいというわけではございませんが、各部局に対しましても、今後、総合計画の策定を企画振興部で所管しておりますが、それぞれの分野の計画の策

定もございますので、そういったところでもSDGsの視点をしっかり持ちながら計画を策定するということと併せまして、普及啓発につきましても、それぞれの分野でのイベント等においても普及啓発を行ったり、そういった形で特別に予算は組んでおりませんが、各部局の施策の中でSDGsの普及につきましても行っていきたくて考えているところでございます。

【前田委員】政策企画課が所管というか、窓口になるのかなと今の答弁を聞いて思いますけれども、特別に予算を組んでないということは何度も答弁されておりますけれども、予算を組まずに推進できるんですかね。検討するような会議も設置、今、意見を聞きながらという話でしたけれども、そういう会議の、よくあるような推進会議みたいなものも設置されないし、予算もないし。このことを理解して、各部署でいろんな区分けをしますよね。各部、各課が意識して計画をつくったとしても、その計画の進行のための予算もないし、進捗管理をそもそもどこでするのかということもこの後に出てきますよね。

そんなことを考えた時に、この状況でいいのかなということと併せて、もちろん、全国的な取組の目標でありますし、県下では壱岐市等が未来都市に指定されて進んでいく中で、県としての取組をもっと加速化させていかなきゃいけないと思う中で、予算がないというのは、何もしないとは言わないけども、検討、協議を進めていこうという話になるので、ぜひ、今から組み立てていく作業ではあるでしょうけれども、他県のSDGsの取組の内容とかも確認しながら、願わくば6月の補正とか9月とか、そういう形できちんと事業化して責任を持ってやっていただくことを要望しておきたいと思いますが、これについて答弁があられたら答弁をい

ただきたいと思います。

【陣野政策企画課長】SDGsの17の目標がございますけれども、行政といたしましても、国においても、SDGsの目標に対して、日本としてもしっかり取り組むということでございますし、地方団体につきましても、SDGsの視点をもってさまざまな施策を展開していただきたいということでの要請がされているところでございます。

私ども、まずは行政としてできることと申しますと、総合戦略並びに総合計画の中でさまざまな目標を掲げまして、SDGsの目標も十分認識した上で施策を展開していくという中では、私どもの行政の施策を推進することがSDGsにも貢献するという認識しておりますので、まずは私どもが総合計画並びに総合戦略で掲げる目標を達成することがSDGsの推進にもつながるという形で施策を推進していきたいと考えております。

また、そういった施策の、それぞれKPIに掲げている進捗が、とりもなおさずSDGsの推進にもつながるという認識はございますけれども、一方で、SDGsというのが、まだまだ一般の認識が薄いということも十分認識しているところでございます。そういった形で、県がSDGsの認識を持って施策をしっかり推進していくということをきちんとご説明していくことも重要かと考えております。

そういった形で、先ほど申し上げましたように、県がさまざまな施策を推進する中でも、これはSDGsの分野を意識して政策を推進しているということもPRしていきたいと思っております。

私ども、これまでも様々な、例えば、企画振興部が所管しております市町の連携会議の中でも、SDGsの視点ということもお話しさせていただいておりますし、委員からご紹介がござ

いました吉岐市の取組についてもご紹介させていただいているところがございますので、さまざまな機会を捉えて県並びに市町においても推進を図っていきたくと考えております。

また、普及啓発につきましては、意見交換も行っているところがございますけれども、今年度から民間のセミナー等も県が後援したりとか、県庁の場所をお貸ししまして共同でセミナーを開催する等の取組も行っておりますので、改めてそういった施策もしっかりやっていきたいと考えております。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【麻生委員】何点かお尋ねしたいと思います。

予算の説明の中で12ページの土地対策費です。地籍調査費10億590万円、約10億600万円ですが、長崎県の進捗状況は68.7%ということが書いてあります。特に密集地であります長崎市、佐世保市がまだ低いと思っております。体系的には国が10分の5、あと県と市が5%ずつですから有利な財源だと思っております。今年度の割り振りを含めて状況的にどういう形で割り振りをしようと考えておられるのか、その内訳を教えてくださいたいと思っております。

【原田土地対策室長】今、計上しております予算額は国に対する要望額をベースにしておりまして、大体92%程度つくのであろうという予測のもと、上げております。

このとおりに予算がつきますと、例えば、長崎市でいきますと今年度末で41.2%の進捗率が41.6%になる予定です。佐世保市は42.6%の進捗率が42.8%になる予定と考えております。

【麻生委員】縮図に関してのお尋ねですけれども、県としては250分の1ないしは100分の1の対応で予算化されているんでしょうか。

【原田土地対策室長】特に宅地が占める地域が多いところにつきましては、国土調査法施行令というのがございまして、原則として500分の1の縮図となっておりますので、そちらで考えております。

【麻生委員】間違いじゃないですね、500分の1じゃないですね。状況的にまちの中、地籍調査を含めて展開するという事で状況的に250分の1を適用するという事でいいですね。

【原田土地対策室長】基本的に500分の1でございしますが、国が特に必要と認める場合は250分の1となっております。現時点では500分の1の縮尺で考えているところでございます。

【麻生委員】長崎市の密集地は、境界地の問題を含めて計測の状況が大変厳しいということで、再三申し入れているんですけども、県は一貫して500分の1の状況を崩さないという状況でありますけれども、国は250分の1を認める場合もあるわけでしょう。ぜひこの機会に、有利な財源でもありますのでぜひ検討していただいて、進捗率が伸びるように、そしてまた、業界の皆さんは大変苦勞されながら計測をされているわけですので、ぜひ250分の1の対応を図ってもらうようお願いしたいなと思っております。

併せて、今後、予算的にはまちづくりの基本になるわけですから、毎年度、このような予算を計上されて、公共事業についても、この地籍調査が大きく影響する場所がありますので、展開をお願いしたいと思います。

再度、250分の1か500分の1かの答弁を求めたいと思います。

【原田土地対策室長】地籍調査の事業主体は各市でございまして。現時点では長崎市から250分の1にしたいという要望は上がってきておりませんが、今後、市が調査を進めるに当た

りまして、どうしても500分の1の地図では地図の体をなさないと、真っ黒になってわからないという状況が仮に生じた場合、市からそういったお話がありましたら、そこは協議をして対応してまいりたいと考えております。

【麻生委員】この問題は大きいので予算措置がされるわけです。だから、密集地、斜面地の中で、急傾斜地もありますので、そのエリアを指定して徹底すると。また、佐世保市も同じような状況がありますので、ぜひ縮図の問題については、予算が倍になりますが検討してもらって協議をお願いしたいと思います。

次に、住基システムの予算、部長説明の7ページですが、住基ネットワークシステムの債務負担行為があります。今、長崎県の進捗状況は何%ですか。

【井手市町村課長】住基ネットシステムというのは、もう既に全国がネットワークで結ばれているというものでありまして、何%というものはございません。

【麻生委員】住基ネットのシステムですね。住基カードの進捗とつながっているわけではないんですね。

【井手市町村課長】委員のご質問の関係はマイナンバーカードのことでよろしいでしょうか。

マイナンバーカードにつきましては、2月末の段階になりますけれども、長崎県全体で16.51%となっております。2月23日までの申請数、交付数に基づくパーセンテージでございませぬ。

【麻生委員】住民基本台帳ネットワークシステムとマイナンバーカードはリンクしてるんでしょうか。

【井手市町村課長】マイナンバー制度というのは、全ての住民に個人番号として振られている



番号ということになります。その個人番号を使って行政機関同士で情報連携をするということが可能になるんですけども、その連携をする時に住民基本台帳ネットワークシステムというのが前提としてあって、住民票コードと住基ネットシステムから符号をつくるというような形で情報連携しますので、そういう意味で関連しております。あと、マイナンバーの生成に当たっても住基ネットワークのほうの11桁から、それを活用して12桁がつくられているというようになっています。

【麻生委員】リンクしているということでありまして、また、マイナンバーカードの普及についても大変遅れているという状況の認識でいいでしょうか。

【井手市町村課長】国としては、全ての国民に持っていただくということで、今、取組を進めておりまして、我々も市町の皆さんにそういうご助言を申し上げているところでございます。

そういう意味では、先ほど、県が16.51%と申し上げて全国民というところにはまだほど遠いという状況でございます。全国ではこれが14.48%、そこは長崎県は少しは上回っているものの、まだまだ取組を進めていく必要があると感じております。

【麻生委員】マイナンバーカードを含めて住基ネットシステムについては、いろいろ議論はありますけれども、IT時代になって今後必要になってくると思いますので、普及活動も、これは市町村が窓口だと思いますけれども、徹底をお願いして上げていただきたいなと思っております。

ちなみに、質問ですけど、突然ですけど、この中でマイナンバーカードを持っている方は何名おられますか、手を挙げてもらっていいでし

ょうか。 半分以下ですね。ありがとうございました。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【浦川委員】確認ですけど、県庁舎跡地についてお尋ねします。

県庁舎跡地については、かつて森崎神社とか岬の教会、また、奉行所とか海軍伝習所、そういった歴史的なものが重層的にあったというふうに聞いております。この追加資料の2ページに、1630年代、1660年代、またさらに古い層が残っているということで専門家からの意見が出ておるんですけども、今後、調査していく上で、そういったふうに歴史が重なっている中で、どこの時代のところで調査を、どこの層とやめるのか、ちょっとよくわからないんですけども、どういうところまで調査されるのか、教えていただきたいと思えます。

【苑田県庁舎跡地活用室長】調査の進め方でございますが、お話がございましたように、さまざまな歴史があるわけでございますけれども、今回実施しようとしております調査のやり方としましては、まず、掘っていった一定の、今回も確認されておりますような1630年代とか1640年代の層で遺物、遺構が確認されたとしますと、その遺物をよける形で、その下の層にまたどういったものが確認されているかといったところを調査する、そういった形で確認された遺物に影響のないところを、さらに下に下にといった形で調査を行う形で、どういった時代の層などの状況が確認されるかといったことを調べることといたしております。最終的には、今回、県庁が建っていた中央部で確認されておりますような遺構等を含まない地山といったところまで掘り進める形で進めていければと考え

ているところでございます。

【浦川委員】わかりました。大体、町屋のあった時代というか、その時代だと森崎神社とかあった時代まで確認するという形で期待をしたいと思えます。

あと、そういった発見した遺構等を、県民の皆様はいろいろ関心があると思うんですけども、そういった見学とか調査段階の定期的な見学ツアーというのはされるような予定になっているんでしょうか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】こちらは調査を実際に実施いたします学芸文化課との調整になりますけれども、今回、10月から1月まで実施いたしました範囲確認調査におきましても、現地見学会を、1度は悪天候のため中止になりましたけれども、2度、予定をいたしておりましたし、そういった調査の状況につきましても、随時、学芸文化課のホームページを更新する形で状況については周知といたしますが、発信を行わせていただいているところでございます。

このようなことも含めて今後の調査の状況につきましても、そういった対応を含めて学芸文化課とも連携して検討してまいりたいと考えております。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【吉村委員】2～3点質問させていただきます。

まず、しま振興対策ですが、先ほども質問があっておりましたが、島の製品の振興のために食品流通専門の団体と連携しながらということですが、これは地域的にはどこら辺に展開していこうとしておられますか。

【浦地域づくり推進課長】今回、先ほどもご答弁しましたが、「一般社団法人 離島振興地方創生協会」が東京に新しく設立されるとい

うことで、主に首都圏の関連企業が協力していただくような形になっております。現在考えておりますのは、大手の協力企業の中で九州でも展開している企業でありますとか、関西で展開している企業も協力いただけるような話がきておりますので、東京圏を中心としながらも、関西、あるいは九州といったところを幅広く対象に進めていきたいと思っております。

【吉村委員】去年、同じことで聞いて、海なし県の埼玉県と連携しているんだという話があったんですよ。そこら辺の話は今どうなっているんですか、この1年で。

【浦地域づくり推進課長】海なし県との連携につきましては、平成28年度頃から埼玉県とも意見交換をしながら、特に秩父に入り込みまして、例えば、秩父で開催するイベントの中で本県の離島の食材を紹介、あるいは販売するようなことをやってきております。

今年度も、今年に入ってからそのフェアに参加させていただきまして、地元の方との交流にも努めてきたところでございます。

私も昨年行きましたけれども、秩父の商店街の皆様からすると、「今年もまた長崎県、来たんですね」というふうに温かい心でおもてなしを受けまして、ぜひ今後とも関係づくりをしていきたいというご意向もございますので、来年度以降も引き続きそういう取組を続けていきたいと思っております。

私の課の関係人口の創出・拡大という意味でも、本県とそういった形で継続的に関わるということは、今後非常に大事になってきますし、場合によっては埼玉県とのつながりから移住・定住の促進につながる可能性も秘めていますので、引き続き、こういった連携に取り組んでいきたいと思っております。

【吉村委員】 この1年、埼玉県、秩父市ともやってきました、これからもやるんだということです。去年、一般質問でも言いましたが、埼玉といたら「埼玉ながさき屋」があります。これは食品流通専門の団体とみなすことはできるんじゃないかと。

それで、そういう関東圏に広げるに当たって連携を図れるんじゃないかということを行ったんですが、その点について進展があったかどうか、お聞きいたします。

【浦地域づくり推進課長】 「埼玉ながさき屋」を運営されている商工会連合会様とは、実は先日、埼玉県に行く中で事前に話をさせていただきました。「埼玉ながさき屋」自身も営業をいろいろ埼玉県周辺地域でやりたいということ、秩父にもどういった形で営業活動をしていくかということで私どもにご相談いただいているようなこともあります。私ども、長年培ってきた関係者との人脈等もございますので、そういった中で意見交換をして、少しでも本県の産品の販路拡大につなげていければという思いで、現在、連携を深めているところでございます。

【吉村委員】 「埼玉ながさき屋」も商工会の長崎県連がやっていて、同じようなベクトルを持っているわけですから、そういうところと密接に連携して相乗効果を出していただくようお願いしたいと思います。

あと1点、生活航路改善対策事業費20億3,100万円ですが、これと離島航空路線確保対策事業費11億8,200万円の中身について詳細をお知らせいただきたいと思います。

それと、補正で生活航路改善事業費は6,100万円追加になっております。離島航空路対策は1億900万円マイナスになっております。これがどういった関係かということもお知らせいた

できればありがたいと思います。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 まず、生活航路改善対策事業費20億3,118万3,000円の内訳でございますけれども、中身といたしましては、大きく2つございます。

一つは、離島航路の欠損補助の補助金になっております。離島航路につきましては、国と県、それから市町で離島航路への支援策としまして欠損補助航路を支援しております。その中で欠損補助費として含まれている金額でございます。

もう一つは、額的には小さくなるんですけれども、貸付金が含まれております。

内容としましては、離島航路事業対策費補助金の内訳としまして、基幹的補助航路、これは10航路ございまして、それに対して9億7,345万5,000円、市町内の航路、これは15航路ございまして、これが3億511万5,000円となっております。

それから、補正予算の補正額6,114万3,000円ということで増額しておりますが、今回の増額の主な理由といたしましては、離島航路対策費補助金でございますが、これは燃料費の増額によって、当初、国が出しました事前算定の額から大きく増額したといったことになっております。

そのほか減価償却費等の増がございまして、先ほど言いました欠損補助航路につきましては、使用する船舶の減価償却費についても補助いたしますが、この分について新規の船舶が入ってきたということもございまして、合計としまして6,114万3,000円が増額になっているところでございます。

【小川新幹線・総合交通対策課長】 離島航空路に係る予算のご質問でございます。

まず、令和2年度の離島航空路線の11億8,200

万円の予算でございますが、主に運航費関係の補助金について1億5,400万円ほどを予定しております。それと機材整備関係の補助、これは中古機を購入する予定になっておりますので、この分の減価償却費の補助を8,500万円ほど予定しております。

それと、離島航空路線の利用率保証補助を380万円ほど予定しております。

あと、機体の安全整備関係で、3,800万円ほど予定しております。

あと、航空機購入に対する支援といたしまして、貸付金として5億円を計上いたしております。

それと、令和元年度の補正予算案でございますが、今回、1億900万円ほどの減額をお願いしております。この一番大きなものは、今年度予定しておりました中古機の機材の購入でございますが、この納入が、今の予定でいきますと3月末になるということで、今年度発生する予定でありました減価償却費に対する支援について、この分が小さくなるという部分でございます、その分を減額補正させていただいているところでございます。

それと航空機の運航費に係る補助といたしまして、国の内示に伴い実績と当初の予算要求との差額がございまして、その分で約2,600万円ほどの減を予定しているということで、合わせて約1億900万円の減ということでお願いしているところでございます。

【吉村委員】それぞれお答えをいただきましたが、それは説明の欄に書いてあるので、その金額を言ってもらったんですが、今言われた分のもう少し詳しいことをペーパーで出させていただきたいと思うんですが、委員長、よろしいですか。それをお願いして終わります。

【山口(経)分科会】資料の要求があっていますが、出ますか。（発言する者あり）後日、配付をお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

【山口(初)委員】お尋ねしますが、予算決算委員会の総括質疑でもいろいろとご質問しましたが、土地対策の関係で少し質問します。麻生委員の質問とかぶるんですけども、単純質問です。

要は、今回、10億594万円の予算が着いていきます。そういうことで実施主体は11市ということで、2市8町は完了ということで、2市はどかなと思って調べましたところ、壱岐市、西海市はもう完了なんですね、それと8町。

こういう中で、先ほどの質問にもあったように、町なかはどうしても遅れておるといようなことですが、ちなみに、11市で進捗が進んでいる上位の3市、なかなか進まない下位の3市を教えてくださいませんか。

【原田土地対策室長】まず、進んでいるほうの順番でございますけれども、令和元年度末時点の見込みですけれども、1番目が雲仙市で97.9%、2番目が諫早市で95.8%、3番目が南島原市で91.6%でございます。下位のほうでは、平戸市が39.7%、長崎市が41.2%、佐世保市が42.6%という状況でございます。

【山口(初)委員】ありがとうございます。どうしてもこの地籍調査、傾向からいうと田舎のほうが進んでいる。田舎と言ったら失礼ですけども、そういうふうに見えます。

そういう中であって、平戸市はいま少し進んでいてもいいような気がしますけれども、何か要因があるのでしょうか。

【原田土地対策室長】実は、平戸市は合併前の旧平戸市の事業のスタートが平成18年度でござ

ざいまして、もともと地籍調査の長崎県全体のスタートが一番早いところで昭和33年でしたので、かなり遅いスタートであったということがかなり大きいのではないかなと考えております。

【山口(初)委員】 やりかかったというか、時間的な差なんですか。いずれにしても、しっかり頑張ってもらわなければいけませんね。先ほどおっしゃったように、ちゃんと補助金があるわけですから。

そういうことで、今回、予算からいうと10億円を予算計上していますが、これが今68.7%ですが、この予算を使って各市町に頑張ってもらって、最終的には何%ぐらいまで次年度に進む予定ですか。

【原田土地対策室長】 令和2年度の当初予算を用いまして69.4%まで進む見込みでございます。

【山口(初)委員】 10億円かけても69.4%ということで、なかなか厳しい状況なんですね。

この予算の組み方で私がいわからなかったので単純に質問しますが、その他の特記事項の中で、令和2年度の全体の事業費は13億3,500万円、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1ということになっておるんですが、県・市負担分のうち8割については特別交付税の措置でいきますよ。そして、県市の実質負担額はともに5%ですとなっているわけですね。それとこの10億円との整合性といいますか、ちょっとわかりづらくて、何かの手法があるのかなとは思いますが、実質6,700万円ぐらいでいいのかなというようなことも思うんですが、そのところ、もう少し明確に教えていただけますか。

【原田土地対策室長】 全体事業費の13億3,500万円といいますのは、地元の市が負担をする分を含んだ額でございます、そのうち県が4分

の1の負担でいきますと、これが3億3,400万円程度になります。この8割について国の特別交付税措置がございますので、県の実質の出し分は約6,670万円程度でございます。

【山口(初)委員】 そこまでは私もわかったんですが、それとこの10億円との関係がどうなるのかということがちょっと読みとりきらなかったもので教えてください。

【原田土地対策室長】 10億円というのが補助率4分の3で市に対する補助金でございますので、それに対して、10億円の財源に対して国が補助率3分の2で県にお金がまわりますという関係でございます。

【山口(初)委員】 きちっと理解できなかったんで、後で教えてください。すみせん。

【山口(経)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【大久保委員】 山口(初)委員が質問されましたことに関連して土地対策室長に質問をさせていただきたいと思っております。

県内でもこの地籍調査が進んでいる市町と遅れている市町という地域の差があって、そこにはいろんな要因があるということでもありますけれども、これから県内もダイナミックに開発等が進められる、新幹線とか道路とかですね。そういうところで地籍調査が進んでないところというのは、今後、事業がなかなかやりづらくなるのではないかというふうに私は懸念するわけでございます。先ほどそのデータを示されましたけれども、開発がありそうな地域で進んでないところは、これはぜひ県のほうからもその市町に対して、しっかり取り組むように進めさせていただきたいと思っておりますが、そこはいかがですか。

【原田土地対策室長】 現在、国が優先配分している地区は、まず、社会インフラの整備に資す

るところ、2番目が防災対策に資するところ、次に都市整備、あと森林保全ですとか林業の施業に資するところです。

毎年度初めに国からは九地整とか、あと県庁の中の土木部、農林部、それと各市の担当等呼んで、各市の地籍調査を新たに始めるところの情報と社会資本整備の情報をマッチングさせながら、今後の事業計画を立てるように、そういう調整をやっているところでございます。

【大久保委員】国でいうところの国土強靱化、防災対応というのも非常に必要でありますけれども、長崎県でいうと、社会資本のインフラの整備というところがあれば、県は特に調整をしながらでも、市町に対してしっかりと進めるようにですね。

財源を見ますと、県あるいは市負担のうちの8割は特別交付税ですので、そういう意味では負担は大分やりやすくなるような財源の内容でございますので、しっかり進めていただきたいと思えます。

それから、その進捗ですね。今年度が68.7%、そして新年度の予算を組んだところでまだ69.4%ということではありますが、県内、100%いくためにはどれぐらいかかりそうですか。

【原田土地対策室長】あと何年ということで、いろいろ考え方はあろうかと思えますけれども、一つの考え方としまして、令和元年度末時点での残りの面積があって、過去3年間平均の調査面積があって、それを割り込みますと大体40年程度という試算。今後とも同じ事業量だけ進んでいくという前提でございますけれども、約40年程度という試算でございます。

【大久保委員】まだまだ大分かかりそうな計算ですね。

それから、この地籍調査の内容については、

この予算書の補足説明の中にありますけれども、大体こういう内容だと思うんですけども、いずれにしても、かなり専門性を有する作業になるのかなと思うんですけども、大体どういう人たちがこの作業に取り組むんでしょうか。

【原田土地対策室長】市は、主に測量会社に委託をしておるところでございます。

【大久保委員】作業の内容を見ますと、もちろんこれは測量をしますが、この後、登記という作業があるわけですね。そうした時に、果たして測量会社に委託をして、はい、それでやりましょうでいいのかどうかという懸念を私は持つわけでありまして、そこらあたりは、私が言っていることがわかりますか。登記までするということですね。そこを踏まえると、例えば、土地家屋調査士とか専門性を非常に有しておりまして、彼らは彼らの責任でもって登記までやるわけですね。測量会社に頼んだら、登記は、じゃ誰がするんですか。

【原田土地対策室長】まず、市が地籍調査を行って、その成果物といたしまして地図とか帳簿をつくります。あとは県が検査をして、国の基準に即した内容になっているかどうか検査をして、国に申請を上げて認証ということをしていただきます。その後は県が市を通じて登記所に送付して、最終的には登記所の登記官のほうで今ある登記簿を差し替えてもらうとか、そういうした手続をしております。

【大久保委員】登記の作業、例えば、測量士さんが測量してもるもるの手続をして登記する時というのは、行政の職員が登記をするという形になるんですかね。

【原田土地対策室長】行政が行うのは登記所に対して地籍図と地籍簿を送って、あとは登記所

の登記官でされるというふうに考えております。

【大久保委員】やっぱり測量をして登記まで一貫した流れの中で責任を持って専門性を有する方々がしたほうが望ましいのではないかというふうに私は思うんですね。ご承知のように、測量士さんの免許は、たしか国交省ですかね、土地家屋調査士さんは法務省ということでありまして、かなり責任を持つわけですね。

そういう意味では、確実な地籍調査を進めていくという上では、そういう皆さんたちにしっかりと頼んでやっていったほうが、いろんな意味で望ましいというか、ふさわしいのかなというふうに思いますので、できればそういったあたりもぜひ意見交換をしながら、そういう指導的な立場で進めていただきたいと思います。

【山口(経)分科会長】しばらく休憩します。

-----  
午前 11時48分 休憩

-----  
午前 11時48分 再開

-----  
【山口(経)分科会長】分科会を再開します。

しばらく休憩します。

午後は、1時30分から再開いたします。

-----  
午前 11時49分 休憩

-----  
午後 1時30分 再開

-----  
【山口(経)分科会長】分科会を再開いたします。

引き続き、予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【北村副委員長】新モビリティサービス導入推進事業、いわゆるM a a Sについてお尋ねをいたします。

M a a Sは、Mobility as a serviceの略で、近年よく聞く言葉になってまいりました。まだなかなか馴染みがないというのが実際のところかなと。国内は昨年10月に関東の一部でやっと実

証実験が始まったということだろうと認識しております。ヨーロッパが進んでいて、フィンランドが先進地だと私は存じ上げております。

このサービスを長崎県でも導入をしていくんだというような中で、M a a S、まだ定義があやふやで定まっていないということがあるんだろうと思います。中には、M a a Sのサブカテゴリーとしてライドシェアというか、自転車のシェアリングサービスもM a a Sだというような話もあります。フィンランドの先進事例としては決済までやるのがM a a Sだということです。

このM a a Sを長崎県で推進するということではありますが、スマートフォンを利用して検索や決済を一括して進めるサービスとここに書いてありますけれども、これはいわゆるスマートフォンのアプリケーションのサービスということだろうと思うんですが、それについて明確な定義があるのかどうか、お答えいただければと思います。

【陣野政策企画課長】M a a Sの定義につきましては、委員からご説明がありましたように、Mobility as a serviceという形で、さまざまな交通手段を一つのサービスとして提供するという形で理解しております。

M a a Sにつきましては、委員からお話がありましたように、さまざまな形態がございます。私どもがイメージしているM a a Sにつきましては、まずはさまざまな、複数の交通手段のところを一つのサービスといたしまして、現在地から目的地に至るまで交通手段を検索し、さらに予約し、そして決済をするという形の、まずはそのシステムを考えております。ただ、このシステムにつきましては、国内の事例ではアプリでされている事例もございますけれども、

一方でウェブサービスという形で違う手段もございまして、こういった手法がいいのかも含めて来年度の予算にかけて協議会をつくって検討していきたいと思っております。私どもが目指している一つのM a a Sの形態といたしましては、今申し上げました検索予約、決済までのシステムのところを想定しております。

【北村副委員長】スマートフォンのアプリケーションサービスかウェブサービスかというようなところで、その検討からやっていくんだというようなお話でありましたが、どちらかということ、スマートフォンのアプリケーションサービスを本筋でもっていくべきなんだろうなと思います。M a a Sグローバル社の「Whim」というのが非常に世界的には、イギリスも先般、導入をしているという話で、たしかトヨタもそこには出資をしているはずで。

そのモビリティサービスを九州新幹線西九州ルートの開業に合わせてということになりますけれども、来年から協議会を立ち上げて導入というような、ざっくりとしたスケジュールというか、何年度の導入を目指しているのか、お聞かせ願えますか。

【陣野政策企画課長】委員お話がありましたように、私からも先ほどご説明させていただきましたが、まずは県内の交通事業者等関係者を含めて協議会を来年度設置いたしまして、本県はどういったM a a Sの手法の導入がいいのか。基本的には私ども、民間事業者の自発的な取組を促したいと考えておりますが、なかなか個々の事業者では検討しにくいという面もあると思ひまして、県でまず協議会の場を設けさせていただきますまして、様々な関係事業者に入ってくださいまして、長崎県でM a a Sを導入する場合の課題、さらには事業手法、当然、開発コスト、

さらには導入した場合のランニングコスト、維持管理のコストも含めて、さまざまな事例を研究した上で、来年度に導入の指針という形で一定まとめたいと考えております。

その後、令和2年度で導入指針を策定いたしまして、その指針に基づきまして、令和3年度、令和4年度にかけて各事業者において実証していただき、最終的には令和5年度の導入を目指してまいりたいと考えております。もちろん、早めの導入が望ましいと考えておりますので、今、計画上は令和5年度の導入を目指しておりますけど、そこはできるだけ前倒しで取り組んでまいりたいと考えております。

【北村副委員長】前倒しを検討しているということで、ちょっと安心したというか、新幹線の開業が令和4年度なので、ぜひそこに一緒にスタートできるような体制が必要かなと考えます。

ということを鑑みれば、令和2年度で協議会をやって、令和3年度で実証実験をやって、できれば令和4年度から新幹線の開業に合わせてスタートということになるかと思いますが、令和3年度の実証実験の地域とか、そういったざっくりとした、例えば大村でやるんだとか、そういった実証実験をやる地域というところの構想があらればご教示いただければと思います。

【陣野政策企画課長】具体的にどこの地域でということはまだ想定はしていないところでございますが、そこは交通事業者のご意向も踏まえた上で展開していくことになるかと考えております。

また、委員からもお話がありましたように、既にほかの地域でもアプリによるM a a Sという取組が行われておりまして、例えば、福岡市におきましても、昨年12月から実際に導入され



ているところもございますので、そういった国内外の事例も踏まえた上で、さらにできるだけ費用がかからないということが早めに導入することにもつながるかと思っておりますので、そういったところも含めて先進事例もよく踏まえて、さらに、長崎県においてどう取り組んでいくのか。例えば、想定していますのは、バス・鉄道事業者もそうですが、本県の場合、特に二次交通という問題もございまして、タクシーとかレンタカーの協会にも少しお声かけさせていただいているところもございまして、そういったところの展開。さらには、一般質問でもございましたが、自転車の活用であったりとか、観光の関係者にも入っていただいて、さらに体験まで含めていけないかということも含めて、様々な事例を収集しながら検討してまいりたいと考えております。

【北村副委員長】承知しました。事業内容のところでは県内の交通関係者や有識者と協議を実施するというようなことで、来年度、4月からスタートされるんですが、有識者はどのような方々かということをお決めになっていけばご教示いただけますか。

【陣野政策企画課長】まずは交通事業者ということを考えておまして、バス、鉄道、本県は離島も抱えておりますので航路関係者、タクシー、レンタカー、さらには観光関係者ということを考えております。専門的なシステムの開発等の知識も必要と思っておりますので、そこはコンサルタントに委託いたしまして、国内外の先進事例であったり、開発にこういった手法があって、こういったコストがあるのかというのは、委託でそういったところを調査しながら協議してまいりたいと考えております。

【北村副委員長】わかりました。MaaSが実

現すれば、交通弱者を救う非常に有効な手だてになるかと思っておりますので、前倒しできれば令和4年度に導入ということを目指してやっていただければと思います。

あと1点、補足説明資料の9ページ、ながさき暮らし魅力発信事業ですが、新しい事業で、よか・ひと・しごと・くらし魅力発信事業で情報発信員を配置するというような記載がございまして。この情報発信員は何名とか、どこにとか、こういった体制で配置されるのか、ご教示いただけますか。

【浦地域づくり推進課長】よか・ひと・しごと・くらし魅力発信事業についてのお尋ねでございます。

今後、移住対策を進めるに当たりまして、Uターン対策の強化がポイントだというふうに見える一方で、東京等の大都市圏からの移住者はIターンのほうが増えております。こうした背景を受けまして、今、ご案内にありました情報発信員を配置するというところで考えております。

こちらのほう、東京の移住の窓口の方に話を聞きますと、実際、移住された方が情報発信をすると、今後、移住を考えられているIターン希望者に非常に響きやすいというふうな発想もございまして、この情報発信については、基本的には地域おこし協力隊ということで、移住して来られる方を1名、配置することを考えております。配置場所につきましては、午前中も答弁いたしましたが、移住の核となる移住サポートセンターと一体的に情報発信を進める必要がございまして、私どもが今執務しております県庁に配置を考えております。

【北村副委員長】承知しました。

Uターン促進プロモーション事業も新規事業ということで上がっておりますけれども、この

事業の目的の中に、「移住者視点や女性視点」というような表記がありまして、この女性視点というのは、どういったことを考えられているのかということ。

あと、「各種媒体にPRを集中的に実施する」ということが書いてありますが、時期とか媒体のものが決まっていればご教示いただけますか。【浦地域づくり推進課長】まず、女性視点への対応についてでございますけれども、移住者の実績を見ますと、男性よりも女性のほうが若干少ないような状況でございますし、総合戦略を今後進めるに当たりまして、女性の県外転出という課題に対応するために、女性視点での移住促進にしっかり取り組む必要があると考えております。

今考えておりますのは、先ほどの情報発信員の発信の内容自体に、まず女性視点の考え方を入れられないかと考えております。具体的に言いますと、例えば、子育てに関する施設でありますとか学校、女性、特に働く女性、子どもがいらっしゃる女性に、こういったところに住みたいと思わせるような、そういう情報を発信していきたいということ。併せまして、私ども、都市部で相談会を多数開催しておりますけれども、その中で女性向けの相談会というのも検討してまいりたいと思っております。

例えば、過去にもカフェ形式で気楽に女性が立ち寄って相談できるような環境づくりを進めて相談会をやった経過がございますので、そういう相談会の工夫をしながら、女性に少し特化するような相談会のありようというものを考えていきたいと思っております。

それと、Uターンの集中的なプロモーションにつきましては、Uターンに力を入れていくということは、本県から多数転出をしている福岡

県にターゲットを絞るとというのが効果的だと思っております。来年度につきましては、特に福岡からのUターン者の獲得のために、帰省時期に合わせまして、例えば、福岡からのJRでありますとか高速バス、あるいは離島へのジェットfoilの中とか、あるいは主要な交通結節点、例えば駅とかターミナルとか、そういうところへの広告等の貼り出しとか、あと、帰省時期を捉まえまして新聞広告、これは全面広告を思い切って打ちたいなと思っております。これは夏と冬、1回ずつですね。あと、広報誌ということで、移住を検討されている方に多く読まれている雑誌がございますので、こういったところにも、少し費用はかかりますけれども、少しインパクトのあるような発信を行いながらUターンの獲得に結びつけてまいりたいと思っております。

【北村副委員長】わかりました。女性視点というのは、やっぱりいいのかなと思っておりますので、移住者が長崎に定住していただけるような取組をしていただきたいと思っております。

先ほど、新聞とか雑誌の紙媒体ということですが、スマートフォンですね、SNSというのが情報の拡散量が非常に強いものですから、ただ、紙の力というのは必ずあると思いますので、そこからウェブサイトとかに誘導するような仕掛けを検討していただきながら、しっかりPRをしていただければなと思っております。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堤委員】 企画振興部提出の予算は、全体としては地域振興に資するものと考えますけれども、I R推進課の調査計画費、特定複合観光施設導入推進事業費について、反対の意見を述べたいと思います。

昨年、私は、I R・観光振興対策特別委員会に所属させていただいて、長崎県の観光振興の現状と課題、また、県の担当課や県内各地の関係の皆さんの並々ならぬご努力を知ることができて多くのことを学ばせていただきました。

しかし、I R誘致については、全国各地、県内でも反対の声があります。世論調査の結果も反対が賛成を上回っています。昨年12月にはI Rを担当する内閣府副大臣、国交省副大臣を務めた秋元司議員が収賄容疑で逮捕される事件が起きました。贈賄側の中国企業は、ほかにも5人の国会議員に賄賂を渡したと言っています。

カジノは、一度に使う金額が、ほかのギャンブルとは桁違いに大きく、影響も大きいものがあります。ギャンブル依存症が引き起こす多重債務、貧困、虐待、家庭崩壊、犯罪、自殺といった当事者の深刻な状況は、なかなか表に出ることはなく、本人の意思の弱さ、自己責任とされて、治療の必要な、そして治癒が困難な病気であることは、余り認識されていません。

カジノの収益は入場料とギャンブルをした人が投じた金銭であり、事業者の納付金や入場料納付金を観光振興や地域経済の振興などの施策に活用していくことが正しい行政のあり方なのか、よりよい県政の推進につながるのか、大きな疑問があります。

ギャンブル依存症だけでなく、カジノ事業には、治安の悪化や反社会的勢力の関与、マネーロンダリングや横領、脱税などの犯罪の発生、青少年への悪影響など、幾つもの懸念事項があ

ります。

そういった負の側面を認識しながら、行政が後押しをしていくということはどうなのか。県は、ギャンブル等依存症対策推進計画を策定されました。愛媛県に次いで2番目、I R誘致を推進している自治体では初めてとなりますが、カジノ解禁とならずとも、国がもっと早く十分な依存症対策を行うべきであったし、現状では専門の医師も医療機関も不十分で必要な対策が講じられるとは到底思えません。

県当局には、カジノのない観光振興、地域振興策を推進していただきたいと思います。

以上の理由から、調査計画費、特定複合観光施設導入推進事業費の予算計上議案には反対をいたします。

【山口(経)分科会長】 ほかに討論はありませんか。

【前田委員】 第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

令和2年度は、総合計画の最終年度を迎え、また、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の初年度に当たります。本日は、予算案に対し、種々質疑を交わしましたが、第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPI指標もほぼ達成できており、企画振興部に関する予算も、財政厳しき折、国の有利な財源措置を積極的に活用され、さまざまな分野において、打ち込む場所を見極め、きめ細かく施策を構築、かつ選択と集中に努めたバランスと合理性を感じられる予算であると評価します。

各委員のご賛同を賜りますよう、お願いいたします。

【山口(経)分科会長】 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

まず、第1号議案について、採決いたします。

第1号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【山口(経)分科会長】起立多数。

よって、第1号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、第77号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【山口(経)委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

企画振興部長より、総括説明をお願いいたします。

【柿本企画振興部長】企画振興部関係の議案について、ご説明をいたします。

お手元の「総務委員会関係議案説明資料」をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第29号議案「長崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例」、第58号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」であります。

第29号議案「長崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例」については、法別表に定める事務以外の事務の、住民基本台帳ネットワーク利用を可能とするため及び農薬取締法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするも

のであります。

第58号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」は、平成25年、島原市内の駐車場において、県央振興局の職員が公用車を駐車させる際、前方に駐車していた車から降り、歩き出した相手方に接触し、負傷させたものであり、県側の過失100%、賠償金1,175万1,552円として、和解及び損害賠償の額を決定しようとするものであります。

なお、この損害賠償金のうち保険補償額を超えた部分の55万1,552円が県費から支払われることになっております。

次に、議案外の所管事項について、ご説明いたします。

地方創生の推進について。

地方創生の推進に向けて策定を進めております第2期総合戦略については、前定例会において素案をお示しし、県議会のご議論や有識者による懇話会などからのご意見に加え、12月からパブリックコメントを実施するなど、広く県民のご意見をお伺いした上で、市長と緊密な連携を図りながら最終案を取りまとめ、今定例会にお示ししております。

第2期総合戦略では、「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」、「力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」、「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」の3つ施策体系のもと、第1期総合戦略で残された課題や新たに生じた課題に対応するための視点を積極的に取り入れ、施策の深化と施策体系のステップアップを図り、各施策をより効果が得られるよう、関係機関と連携し推進してまいります。

今後、本定例会でのご意見を十分踏まえた上で、3月までに策定し、公表してまいります。

3ページをご覧ください。

特定複合観光施設（IR）区域整備の推進に

ついて。

I R区域の整備については、本県におけるI R整備の意義や目標、民間事業者の選定方法等を定める実施方針の策定を進めており、前定例会において素案を報告したところであります。

その後、パブリックコメントを行い、広く意見を公募するとともに、去る2月17日、九州・長崎I R区域整備推進有識者会議を開催し、専門的見地からのご意見をいただいたところであります。

県としては、国の基本方針決定後、速やかに実施方針を策定・公表したいと考えており、引き続き、県議会のご意見を賜りながら、策定作業を進めてまいります。

移住施策等の推進について。

UIターンの推進については、ながさき移住サポートセンターを核に、県内市町と連携しながら、移住の検討段階から地域への定着まで、きめ細かな取組を進めているところであり、本年度は、都市部の移住希望者の利便性向上のため、相談会や相談窓口の充実を図るとともに、住宅支援員を配置し、不動産業者とのマッチングに取り組むほか、SNSによる情報発信の強化等にも努めてきた結果、県及び市町の窓口を介した移住者数は、前年度を上回るペースで推移しております。

新年度においては、移住者のさらなる拡大に向けて、地域の魅力や暮らしに関する情報のほか、子育て・教育など女性視点も踏まえた情報発信の強化を図るため、新たに情報発信員の配置や移住専用ホームページのリニューアルを行うとともに、引き続き、国の政策パッケージを活用し、UIターン者等による就業や創業、事業承継を一層推進していくこととしております。

また、地域を支える担い手不足が深刻化し、地域活力の低下が懸念される中、都市部住民な

どが継続的に多様な形で地域に関わる関係人口の創出拡大に向けて、さまざまな分野で取組を推進することとしており、その一環として、市町と連携しながら、地方において仕事と休暇を組み合わせた滞在型テレワーク（ワーケーション）を推進する都市部企業とのマッチングツアーなどに積極的に取り組んでまいります。

5ページをご覧ください。

国境離島地域の振興について。

国境離島地域の振興については、平成29年の有人国境離島法施行以降、新設された国の交付金を有効に活用しながら、雇用機会の拡充をはじめ、航路・航空路の運賃低廉化や輸送コストの支援、滞在型観光の促進など、市町と一体となって積極的に取り組んでまいりました。

その結果、国境離島地域の人口の社会減については、計画を上回る改善が図られており、特に、五島市においては、市町村合併後初となる社会増が実現されるなど、これまでの取組の成果が着実に現われているものと考えております。

来年度においては、雇用機会拡充事業に係る採択事業者のフォローアップなどの取組に加え、新たに求人広告会社と連携し、各しまで事業者の採用力向上を目的としたセミナーを実施するなど、島外からの人材確保策の強化を図ってまいります。

併せて、しまの産品の振興による地域活性化を図るため、食品流通専門の団体と連携しながら、消費者視点を重視した商品開発やブランド化の推進並びに販路拡大を見据えた生産力の向上など、官民一体となったプロジェクトを推進してまいります。

引き続き、国の関連施策を最大限に活用し、関係市町と連携しつつ、国境離島地域の維持・振興に全力を注いでまいります。

特定地域づくり事業推進法について。

国においては、地域人口の急減に直面している過疎地域などを対象に、地域社会・経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境を整備し、地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することを目的として、新たに「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律を制定し、昨年12月に交付されたところであります。

人口急減地域においては、地域の事業者単位で見ると年間を通じた仕事がないことから、一定の給与水準を確保できず、安定的な雇用環境を創出できないという実情を踏まえ、県が認定を行う特定地域づくり事業協同組合が地域全体の仕事を組み合わせ、年間を通じた仕事を創出するとともに、移住希望者や元地域おこし協力隊員、地域の若者などを雇用し、繁忙期など事業者の労働需要に応じて派遣する制度となっており、運営費を国及び市町で支援するものであります。

県としても、離島・半島地域など県土面積の7割が過疎地域であり、農林水産業、商工業などの地域産業の担い手不足が深刻化してきていることから、今後、市町に対し、制度の周知を徹底し、連携を密にしながら、同法を活用した地域社会の維持、地域経済の活性化を推進してまいります。

V・ファーレン長崎2020シーズン開幕について。

今季、J1昇格を目指して闘うV・ファーレン長崎は、去る2月23日、ホームに「栃木SC」を迎え、開幕戦を行い、2020年シーズンのスタートを切りました。

V・ファーレン長崎の活躍は、県民に夢や感動を与えるとともに、本県の知名度向上やイメージアップ、また、県外から多数の感染者も来県されるなど、地域の活性化にも大きく寄与す

るものであります。

県としては、引き続き、V・ファーレン長崎に対する関心をさらに高めるため、県の広報媒体を活用したチームのPRや、県庁においてアウェイ戦のパブリックビューイングを実施するなど、県議会をはじめ、市町や経済界・関係団体、県民の皆様と一体となって、チームのJ1昇格を力強く後押ししてまいります。

九州新幹線西九州ルート of 整備促進について。

九州新幹線西九州ルートについては、昨年8月に与党プロジェクトチーム九州新幹線（西九州ルート）検討委員会から、整備のあり方等に関する基本方針が示され、フル規格により整備することが適当とされるとともに、関係者間での協議の実施が求められたことを受けて調整が行われてまいりました。

昨年12月には、国土交通大臣と佐賀県知事との会談において、新鳥栖 武雄温泉間の整備に係る協議のあり方について、事務的な確認を行うことで意見が一致し、これを受け、去る1月16日に国土交通省鉄道局幹線鉄道課長が佐賀県庁に出向き、佐賀県地域交流部長との面談が行われたところであります。

この際、国土交通省からは、「九州新幹線西九州ルート（新鳥栖 武雄温泉間）の協議の進め方について」として、協議の内容について、5つの整備方式に関し、論点を整理した上で真摯に協議するなどの文案が示され、現在、両者による確認・調整が続けられているところでありますが、いまだ協議の開始には至っておりません。

県としては、両者の調整が進展し、早期に協議が開始されることを期待しており、その状況について情報収集を行うとともに、今後、関係者間の協議の中で本県の考え方をしっかりとお示しし、議論の進展に努めるなど、全線フル規

格による整備の早期実現に向けて積極的に対応してまいりたいと考えております。

一方、令和4年度の開業に向けては、アクションプランに基づき、開業効果を最大限に高め、その効果を県全体に波及させるため、開業PRのためのキャッチコピーとロゴマークを決定し、去る2月16日には発表イベントを行ったところであります。

今後は、このロゴマークなどを活用しながら、開業に向けた県民の機運を高めてまいりたいと考えております。

JR長崎本線の上下分離について。

JR長崎本線肥前山口 諫早間の上下分離の実施に向けては、鉄道事業許可申請やJR九州から譲渡を受ける鉄道施設の現場確認、鉄道施設の所有や維持管理の主体となる法人の設立に向けた準備作業などの様々な業務を効果的・効率的に行うため、本年4月に佐賀県とともに、「共同作業所」を鹿島駅周辺に設置することとしております。

令和4年度の上限分離の円滑な実施に向けて、今後とも、佐賀県及びJR九州との協議・調整を重ねてまいります。

「総務委員会関係議案説明資料」の9ページと「追加1」の1ページを併せてご覧をお願いいたします。

県庁舎の跡地活用について。

県庁舎の跡地活用については、この地の歴史を生かしながら、新たな賑わいの場を創出するため、「広場」、「交流・おもてなしの空間」、「質の高い文化芸術ホール」をはじめとする活用策の検討を進めてきております。

旧県庁舎の解体工事終了後、昨年10月からは、予定した埋蔵文化財調査を実施し、江戸時代の瓦などを含む土の層や石垣のほか、町屋の礎石などの遺構を確認し、委嘱した専門家からは、

「確認された遺構を壊さないよう配慮する必要がある。さらに詳細な調査の実施を検討してほしい」といった意見をいただきました。

県としては、今回出土した遺構周辺について、さらに詳細な調査を行う必要があることに加え、今後、調査を予定している中で出土した遺構付近に建物を建てることを決定することは難しいと考えているところであります。

また、長崎市からは、専門家の意見や今後の整備スケジュールを考慮し、文化芸術ホールについて、県庁舎跡地ではなく、現市庁舎跡地に整備したいとの考えが示されました。

文化芸術ホールについては、県市双方のニーズを満たすようなホールの整備を目指して協議してきたところですが、今回、長崎市が現市庁舎跡地に質の高いホールを整備されるのであれば、県において、県庁舎跡地に同じような機能のホールを整備する必要はないものと考えております。

県庁舎跡地活用については、これまでも県議会や懇話会などにおいて、さまざまなご議論をいただき検討を進めてきており、今後の埋蔵文化財調査の状況や幅広いご意見を踏まえて、歴史を活かし、賑わいの創出につながるような活用策の検討を進めてまいります。

令和2年度の組織改正について。

令和2年4月1日付で重要施策の企画立案及び連携体制並びにその推進体制を強化することを目的として、「企画振興部」を「企画部」と「地域振興部」に再編することとしております。

今後とも、新たな組織体制の下、より効率的・効果的な県政運営の実現に努めてまいります。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)委員長】 以上で説明が終わりました

ので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第29号議案及び第58号議案については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【陣野政策企画課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出しております企画振興部関係の資料について、ご説明させていただきます。

お手元に配付しております「総務委員会提出資料 企画振興部」、提出資料が補助金内示一覧表、陳情・要望に対する対応状況、附属機関等会議結果報告という表示の資料をご覧ください。

まず、1ページをご覧ください。

市町等の補助事業者に対し、内示を行った補助金につきまして、11月から1月までの実績を記載しております。長崎県集落維持対策推進事業補助金に関し、佐世保市分の1件となっております。

ます。

続きまして、3ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、11月から1月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきまして、3ページから42ページまで、島原半島振興対策協議会、長崎県離島振興協議会、過疎地域自立促進協議会、対馬市、対馬市市議会、養生所を考える会、全日本海員組合からの要望、26件となっております。

最後に、43ページでございますが、附属機関等会議結果報告でございます。

11月から1月までの実績は、スポーツ推進審議会、長崎県まち・ひと・しごと創生対策懇話会、長崎県離島航空路線協議会の3件でございます。議事概要につきましては、44ページから46ページにお示ししているところでございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

【山口(経)委員長】 次に、IR推進課長より補足説明をお願いいたします。

【小宮IR推進課長】 IR区域整備の推進について、補足説明をさせていただきます。

お手元のカラーのA3横、「総務委員会補足説明資料（IR推進課）資料1」、それから資料2が基本構想(案)の本体でございます。

まず、基本構想(案)に関しまして、資料1、概要版でポイントを絞ってご説明させていただきます。

まず、1ページの左側中ほどに記載しております「IR導入による国策への貢献といたしまして、国際競争力の高い滞在型観光の実現、2030年までに訪日外国人旅行者数を6,000万人、同消費額を15兆円とする政府目標の達成への



貢献。次に、まち・ひと・しごと地方創生、さらには、有人国境離島の保全・振興、歴史・芸術・伝統等の文化保全・活用、そして、日本とアジアをつなぐ九州ゲートウェイ機能の強化、こういった国策への貢献を実現してまいりたいと考えております。

次に、九州・長崎 I R の目指す姿、コンセプトでございます。

今回、「世界と日本を繋ぐ「九州創生 I R」」というコンセプトを掲げております。

次に、右側にまいりまして、九州・長崎 I R が有すべき施設と機能でございます。

の M I C E 施設から の来訪及び滞在寄与施設まで、こちらは法令で定められた必置の施設でございます。 のその他といたしましては、ハーバーの活用でありますとか、ハウステンボスと調和の取れた環境配慮型の観光リゾートの構築、あるいは災害発生時における避難施設、あるいは物資の拠点施設、こういったものへの活用を想定しております。

次に、裏面の2ページをお願いいたします。

左側に I R 整備に向けた課題と取組を整理しております。交通アクセスの強化・連携、M I C E 誘致支援体制、I R 区域外への活性化に向けた取組、国際観光人材の育成など、それぞれの課題や改善すべき事項について整理をいたしております。

次に、右上にお移りいただきまして、懸念事項対策でございます。

I R にはカジノが含まれておりますので、懸念される社会的リスクについて、事前にしっかりと対応策を講じておく必要がございます。

まず、基本的な考えといたしまして、ギャンブル依存症対策、治安維持対策、組織犯罪対策、青少年の健全育成対策、この4分野における既存の取組に I R 事業者と周辺の住民の方々の代

表、こういった幅広い主体が連携いたしました共同体制を構築いたしまして、P D C A サイクルによる継続的な対策の検証、改善を実施し、安全・安心・快適な I R 周辺地域の環境確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、I R 導入による効果でございます。

I R の導入により想定されます九州圏内への経済波及効果につきましては、平成30年4月に有識者会議取りまとめで公表いたしておりましたが、その後、I R 整備法等で示されました中核施設の M I C E でありますとか宿泊施設の規模、あとは入場料など新たな情報を反映させたほか、R F C を含みます各事業者からの提案等を踏まえて新たに試算を行ったところでございます。

まず、I R 施設を訪問される年間の集客延べ人数を690万人から930万人、建設投資額を3,500億円から4,600億円と想定し、I R 施設の運営による九州圏内への経済波及効果といたしまして3,200億円から4,200億円、雇用創出効果としまして2万8,000人から3万6,000人と見込んでおります。

最後に、想定されるスケジュールでございます。

本年1月7日に内閣府の外局としましてカジノ管理委員会が設置されました。今後、国の基本方針が策定・公表されましたら、速やかに県の実施方針を策定・公表したいと考えております。

また、4月以降、この実施方針を基に I R 事業者の公募に着手いたしまして、選定しました事業者とともに区域整備計画をしっかりと策定してまいりたいと思います。

県議会でご議論いただきまして、2021年、令和3年7月30日までに国土交通大臣に対し、区域整備計画の認定申請を行うことと予定いたして

おります。

現時点で想定されます最速のスケジュールでは、2021年度中にも区域認定がなされた場合、2025年、令和7年度中のI R開業を想定されるところでございます。

資料1並びに資料2につきましては、説明は以上でございます。

次に、実施方針(案)につきまして、資料3、これは実施方針(案)の概要版でございます。資料4が、その本編でございますので、資料3の概要版で説明させていただきます。

この実施方針(案)は、I R設置運営事業者の公募・選定を行うに当たりまして、I R区域の整備の意義、目標、民間事業者の募集及び選定に関する事項を定める、いわゆるルールブック、仕様書になるものでございます。

県議会終了後、国の基本方針の策定・公表を踏まえまして、県の実施方針の策定・公表を行うことといたしております。

左側の第2の「区域の整備の意義及び目標に関する事項」から第4の「I R区域認定の位置及び規模に関する事項」に関しまして、特に、今回ご説明申し上げるところでございますけれども、事業実施期間を35年といたしております。また、費用負担として、I R事業者へI R予定区域を含む周辺地域のインフラ整備等に関する費用負担を求めることといたしております。

負担額につきましては、今後、事業者から提出されます事業計画、あるいはI R事業者との対話によって積算してまいります。

次に、右側の第6をお願いいたします。

スケジュールに関しましては、先ほど申し上げましたけれども、現在、想定しております最速のスケジュールで申し上げますと、事業者の選定につきましては、有識者等で構成いたします審査委員会を設置いたしまして、おおむね秋

頃をめどに事業者を決定してまいります。その後、国の区域認定が得られましたら、県とI R事業者とで実施協定を締結することといたしております。

次に、第7でございます。「設置運営事業等の円滑かつ確実な実施の確保に関する事項」につきましては、記載のとおり、3つの柱で構成いたしております。

第8につきましては、カジノの収益をI R施設の整備、その他本事業の向上及びM I C E誘致のための取組、広域周遊観光など、本県が実施いたします施策への協力に当てるよう、求めることといたしております。

最後に、第9の有害な影響の排除に関しましては、本県及び公安委員会、立地自治体であります佐世保市が実施いたします施策や措置に関する項目を記載いたしております。

最後に、資料5でございます。

資料5は、本基本構想並びに実施方針に対するパブリックコメントを実施しております。昨年の12月20日から今年の1月17日まで実施いたしまして、22件のご意見を頂戴したところでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【山口(経)委員長】 次に、地域づくり推進課長より補足説明をお願いいたします。

【浦地域づくり推進課長】 お手許にA4横の2枚物の資料があると思います。「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律概要」と書かれた資料でございます。

1ページでございますけれども、この法律につきましては、地域人口の急減に直面している地域におきまして、地域づくり人材の確保を主な目的としまして、昨年、議員立法により成立

したものでございまして、本年6月4日に施行する予定となっております。内容につきましては、次のページでご説明いたします。次のページをご覧ください。

上段の左に書いていますが、人口急減地域の課題としまして、先ほど部長説明でもありましたが、事業者単位で見ると、年間を通じた仕事が多量にない、あるいは安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できないなどの課題がありますことから、これに対しまして右のほうに書いていますが、特定地域づくり事業協同組合制度というものを新たに設けることで、地域全体の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出し、この組合で職員を雇用して、こうした事業者へ派遣するということで地域の担い手を確保しようという制度でございます。

細かい概要については、その下に「制度概要」と書いていただいております。対象地域につきましては、過疎法に基づく県内13市町の過疎地域等が対象になります。

1つ飛ばして、「対象事業」と書いておりますけれども、先ほどご説明したように、組合が主体となりまして、「マルチワーカー」と書いておりますが、季節ごとの労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事する、こういう方の派遣を行うということで、この組合の認定は、その下に書いておりますが、都道府県知事が認定するという仕組みになっております。

特例措置としまして、労働者派遣法に基づく労働者派遣事業を許可ではなくて届け出で実施することが可能となるということと、今回の制度につきましては、財政支援が用意されております。この組合運営費の2分の1を市町村が財政支援する場合に、市町村負担のさらに2分の1を国が補助制度として構えるという内容になっております。

制度の概要、さらに、その左下に図を書いております。ポイントだけ申し上げますと、一番左下になりますが、今回の法律につきましては、国会の決議でありますとか附帯決議の中で、派遣される職員については、できるだけ地域外の若者等を確保するように努めることとなっております。今想定しておりますのが、移住希望者でありますとか、地域おこし協力隊で地域で任期を終えた者などを派遣職員として雇用することを想定しております。

もう一つポイントとしまして、図の上段に1次産業から3次産業まで、農林漁業、製造業、サービス業、幅広い事業者に対して派遣を行うような形になります。派遣法で派遣が禁止されております建設業でありますとか警備業務等は派遣できないことになっておりますけれども、こうした幅広い業種の事業者へ派遣することになっております。一つの事業者での労働時間は全体の8割以内となっております。最低でも2割分はほかの事業所に派遣が必要ということで、単一の事業所に派遣することは認められておりません。複数の事業者へ派遣することで制度が成り立つという仕組みになっております。

もう一つポイントとしまして、この図の下のほうにベースキャンプということで、先ほど申し上げた非特定地域づくり事業協同組合とありますが、この組合の事務局として今想定されているのが、様々な地域の事業所に派遣をするという背景で、地域の仕事などの情報が集まりやすい商工会、観光協会、農協といったところが事務局を担うことが現在想定をされているところでございます。

最後に3ページ、今後のスケジュールのイメージについてでございますけれども、今月、3月中に国から詳細なガイドライン等が出る予定になっております。4月以降、説明会も開かれ

ますし、6月に法律が施行されたタイミングで、組合設立の希望調査についても県のほうで取りまとめを開始するということが、最終的に8月頃から組合が設立して事業実施につながるのかなというスケジュール感であります。

左上に、「事業検討の流れイメージ」と書いておまして、この中の「関係行政機関への事前相談」のところに記載がございますけれども、今回の法律に基づく組合を設立するに当たっては、大きく3つの手続が必要になっております。一つは、都道府県による事業協同組合の設立認可、もう一つは特定地域づくり事業協同組合としての認定、最後に労働者派遣事業の届出、この3つの手続がございますので、先ほど申し上げたスケジュールの中にもうまく同時並行でこういった手続を進めることで8月以降の組合設立につなげていくというふうな流れになっております。

私ども、既に県内市町には情報提供しておりますし、個別に必要な意見交換も行わせていただいております。

また、過疎地域の農林水産業、製造業、観光業、介護など、様々な分野の人材不足の解決に資する制度であるというふうに考えておまして、各分野との連携が不可欠でありますことから、庁内の部長会議等の場でも各部と情報共有を既に進めているところでございます。

さらに、事業協同組合の設立認可の手続が必要な関係で、県のそういった相談を受ける機能がある県の中小企業団体中央会などにもお伺いをさせていただいております、協力についても要請をしているところでございます。

まずは県下へ制度を浸透するということが大事になってまいりますので、様々な機会でありますとか、様々な関係団体を通じて周知に努めて、この法律の活用につなげてまいりたいと考

えております。

【山口(経)委員長】次に、企画振興部次長より補足説明をお願いいたします。

【坂野企画振興部次長】九州新幹線西九州ルートについて、ご説明いたします。

資料につきましては、「九州新幹線西九州ルートにかかる最近の主な動き」とタイトルに書かれた資料をご覧ください。

最近の動きをご説明いたします。

昨年12月11日、山口知事と赤羽国土交通大臣、そして水嶋鉄道局長が、それぞれ会談をいたしております。

赤羽国土交通大臣が、「幅広い協議に応じてもらいたい」というふうに呼びかけ、両者の間で協議のやり方について事務的なレベルで確認し、文書で確認を交わすということで一致をしております。

また、水嶋鉄道局長は、「協議のあり方について、必ずしも4者が揃う必要はなく、議題に応じて関係者が参加して協議できればよい」との意向を示しております。

一方、12月18日には、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームが開催され、国土交通省から環境アセス調査費の令和2年度の予算案への計上が見送られることが報告され、そして、12月20日の閣議決定におきましても、予算案への計上が見送られました。

12月26日には、国土交通省幹線鉄道課長と佐賀県地域交流部長の面談が行われ、佐賀県から、「事務レベルの確認作業は情報を公開しながら進めたい」との意向が示されました。

資料2ページをお開きください。

1月16日には、国土交通省幹線鉄道課長と佐賀県の地域交流部長が再度面談をし、国土交通省が今後の協議の進め方の案を示しております。

資料の7ページをお開きください。

国土交通省が佐賀県に提示をいたしました協議の進め方の案を掲載させていただいております。

内容につきまして、まず、協議の内容といたしまして、これまでの西九州ルートの整備方式に係る議論を踏まえ、次の5つの整備方式に関し、論点を整理した上で真摯に協議するとされ、スーパー特急方式、フリーゲージトレインの導入、武雄温泉駅での対面乗換え、ミニ新幹線、フル規格の5つの整備方式が掲載されているところでございます。

次に、協議のスケジュールについては、いたずらに時間だけが過ぎることのないよう、精力的に協議を積み重ねる。ただし、協議が結論、期限ありきで性急に行われることがあってはならないというふうにされております。

最後に、協議の体制といたしまして、「協議は、両者、国土交通省と佐賀県の間で行うことを基本とするが、必要に応じて、両者の合意の下、長崎県とJR九州に参画を求める」というふうにされております。

資料の2ページにお戻りください。

面談後の取材に対しまして、「国土交通省は、フル規格を前提としないと整理したと受け取って構わない」ということ。それから、「1月から協議に入りたい」という意向を示しております。

一方、佐賀県は、「今後、国土交通省に対して質問を出したい」ということ。それから、「急ぐ必要はなく、1月中から協議する状況にはない」というふうにしております。

このような中、1月18日には、佐賀県内で今村衆議院議員が主催する意見交換会が開催され、国土交通省及びJR九州から、これまでの経緯や財政負担の仕組みなどについて説明がなされました。

また、18日の意見交換会後の取材に対しまして、地元負担に係る法改正によるスキームの変更につきまして質問がございまして、今村議員は、「応益負担は難しい」ということをお答えしております。

また、国土交通省からは、「法律が邪魔をしてできないことはよくないので、協議の中身次第で考えていきたい」との見解を示しております。

1月22日には山口知事の記者会見が行われ、「1月中の協議入りは到底考えられない」ということ。「協議の考え方について、国に文書で質問したい」という考えを示しております。

3ページをお開きください。

1月24日には赤羽大臣の記者会見におきまして、「協議に入る前の段階で時間を要することは考えていなかった」と戸惑いを示し、「速やかな協議開始を期待している」との考えを示されました。

2月3日でございますが、長崎県におきまして、秋野参議院議員を招きまして、長崎県議会有志の議員の勉強会が行われました。その中で秋野議員からは、「課題は明確なので、克服のためにどういうプロセスを経るかということに尽きる」ということ。「今は静かな環境で議論していただくために見守っていただく時期であることは間違いないと思う」とのお話がありました。

資料の4ページをお開きください。

2月12日には、佐賀県が国土交通省に対して質問書を送付しております。「フル規格を実現するための協議ではない」ことや、「佐賀県の合意なしに前に進めないこと」など、12項目について確認を求めています。

これに対しまして、2月14日には、国土交通省が佐賀県に対して回答を送付しております。

資料の11ページをお開きください。

佐賀県からの質問と国土交通省からの回答を載せております。四角で囲まれた部分が佐賀県からの質問、その下に記載されているのが、それぞれの質問に対する国土交通省からの回答です。

12ページの質問の2と3をご覧ください。

「幅広い協議」の内容について佐賀県から質問がされ、佐賀県からは、「フル規格による整備を実現するための協議ではないこと」や、「フル規格を前提としないことなど」について質問をし、回答では、「国土交通省としては、特定の整備方式を前提とすることなく、5つの整備方式をフラットに並べて真摯に議論してまいりたい」というふうに回答し、改めて速やかな協議入りを求めています。

資料について、4ページにお戻りください。

2月14日の佐賀県への回答に当たりまして、国土交通大臣は記者会見におきまして、「協議になかなか入れないのは、大変当惑している」ということ。「知事に直接話をしなければいけないし、知事からも、どういう思いなのか聞く必要もあると思う」ということ。そして、「速やかに協議が開始されることを強く期待している」との意向を示しております。

一方、回答を受け取った佐賀県からは、「確認したいことに対する回答になっていない」というふうにしており、また、「回答について、与党検討委員会の考えがベースにあり、与党検討委員会と長崎県への色濃い配慮を感じる」としてあります。また、「再度質問するとしておりまして、それは3月の議会後」というふうに発言をしていたところでございます。

それから、最近の動きですが、資料には記載はございませんが、最近の状況といたしまして、3月14日の回答後の反応を受けまして、2月18

日に赤羽国土交通大臣の会見におきまして、「事務方同士の確認作業が続くことを理解に苦しむ」というふうに難色を示し、「確認したい点があれば、知事が直接私に話すことが大事なのではないか」と見解を示しました。

山口知事も、2月19日に取材に対応しております。「今後は質問するだけではなく、県の考え方を積極的に表明することもあり得る」といたしまして、「佐賀県側から案を出す」との考えも示しており、また、先日から佐賀県議会におきまして、「確認作業については、今議会における議論を踏まえた上で、協議に関する基本的な考え方をまとめた確認文書を佐賀県のほうから提示させる方向で事務レベルで調整を進めさせたい」というふうに考えを示しております。

県としましては、両者の調整が進展し、早期に協議が開始されることを期待しており、その状況を注視し、情報収集を行っていきたいと考えているところでございます。

資料の4ページに再度戻っていただきまして、2月16日です。令和4年度の長崎から武雄温泉間の開業に向けまして、開業PRキャッチコピーとロゴマークを発表いたしました。16ページに決定したものを付けさせていただいております。今後は、こちらのキャッチコピーとロゴマークにつきまして、県の広報に活用するとともに、お土産品などの商品パッケージへの活用などを民間事業者の方に活用していただくことを促進するなどしていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

【山口(経)委員長】 以上で説明が終わりましたので、まず陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願

ます。

審査対象の陳情番号は、2、13、14であります。

陳情書について、何か質問はありませんか。

【前田委員】 陳情番号14番の「ユニバーサルデザインタクシー車両導入補助金助成制度新設に関する陳情書」が長崎県タクシー協会から出ていますが、陳情書の内容に賛同する形で数点質疑をさせていただきたいと思います。

まず、陳情書を読ませていただくと、国としての制度があるということ。ただし、費用負担が大きいので全国の中で32の自治体で国庫補助とは別に独自にユニバーサルデザインタクシー、いわゆるUDタクシーの公費助成制度が確立しているということが書かれております。

UDタクシーの導入については、そもそも快適性、安全性、障害者を持つ方や高齢の方、妊娠中の方、子育て中の方などの利用にやさしいという大きなメリットがあるということと、観光の面からも求められているというようなことが書かれているわけです。

そこで、担当部署にお尋ねしたいと思いますが、まず、県内のユニバーサルデザインタクシーの導入状況について、どういう状態であるのかということと、国の補助制度の内容について、まずご答弁いただきたいと思います。

【小川新幹線・総合交通対策課長】 まず、ユニバーサルデザインタクシーの県内での導入状況でございますが、本年の2月4日現在で、32事業者で76台が導入されている状況でございます。そのうち国庫補助を利用して導入している部分が20事業者の36台となっております。

なお、ユニバーサルデザインタクシーに係る国庫補助の状況でございますが、国土交通省におきまして、地域公共交通確保維持改善事業費補助金というのがございます。それともう1点、

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金という補助金がございます、これが1台当たり補助率3分の1ということでの規定となっておりますが、現実、要望台数が非常に多いということで、補助率は3分の1ですが、上限を60万円ということで、今、内示等が実施されているという状況でございます。

【前田委員】 県下の状況が76台あって、国の補助制度を使って導入された車が36台だという答弁がありました。

それで、ここにも書いてありますが、3分の1ですから、通常だったら車両価格が300万円から350万円となっているから、3分の1であれば100万円近く、本来だった補助が受けられるところ、今、課長から答弁があったように、求めている台数が多いので60万円を上限にしているということで、そういうことも含めて、県、市、国に補助制度があるけれども、自治体においても、県と市において補助制度を新設してほしいという要望だというふうに理解します。

その上でお尋ねしますけれども、私が聞くところによると、2020年を含めたところで全国の目標が2万5,000台程度を目標とする中で、長崎県は大体その1%近くと言われているから、普通にいけば250台ぐらいの整備が望ましいところが、さっき言ったような台数でとどまっているということについて、補助制度があればもっと台数が増えるんですけどというようなお話を聞いております。

陳情書の中でも、独自に調べて、32の地方公共団体が補助制度があるとなっておりますけれども、県レベルで結構なので、全国で補助制度を導入しているのが何県あるのかということをお尋ねすると、こればかりに時間をかけてもおれませんので、この陳情書に対する県としての考え方についてご答弁いただきたいと思い

ます。

【小川新幹線・総合交通対策課長】このUDタクシーに係る都道府県の補助の今の状況でございますが、全国で14都県が、この補助制度を設置しております。九州では、福岡県、佐賀県、鹿児島県、この3県で補助制度が創設されているという状況でございます。

内容におきましては、福岡県については、オリンピック、パラリンピック、それと2021年の「世界水泳」の開催に向けて来訪者の対応等に向けた部分として創設されているという話をお聞きしております。鹿児島県と佐賀県におきましては、今後、開催される国体及び障害者スポーツ大会に向けて来県者の対応として準備を進めるために創設されているということでお聞きしております。

これに対する本県の考え方でございますが、現在のUDタクシーというものにつきまして、仮に支援をするとした場合、目的をいわゆるインバウンド等の対応として、いわゆる観光サイドの分でやるのか、障害者対応でやるのか、もしくは高齢者対応としてやるのか。そういう部分も含めまして、まずは関係各課との意見交換をやっていきたいと思っておりますし、県内の自治体がどのようにお考えになられているのか、そういうことも含めまして、今後、意見を踏まえたところで研究を進めてまいりたいと考えております。

【前田委員】課長から考え方について答弁がありました。まさしく、どういう目的で、この導入について検討するかということになった時に、障害者であったり、高齢者であったりということも考えられます。そこは議会事務局に確認しましたら、この陳情は文教厚生委員会も陳情対象となっているということなので、そちらはそちらで議論がされていることだと思えます

が、そればかりではなくて、公共交通空白地帯が他県に比べて特に高い長崎県において、その空白地帯の住民、生活者の足を守るという意味でも、こういったタクシーの利用というものが求められる。そういった時に生活弱者は高齢者の方が比較的多いですから、そういうことを考えた時には、このようなユニバーサルデザインタクシーの導入というものは望ましいんだろうなと思っています。

財政力が豊かだからか、東京とかに上京した時にはほとんどもう、どちらかというところユニバーサルデザインタクシーのほうが、オリンピックも控えているからなんでしょうけど、ほぼほぼそっちのほうが多いという台数の中で、ぜひ長崎県においても、今の状況というのは、事業者の方は補助制度がつけば購入とか更新についてユニバーサルデザインタクシーを考えたいというところもあるみたいですから、さっきおっしゃったように、今後、各自治体にもどういう意向があるのか確認しながら、望むべくは、県として望ましいという方向になれば、市町で助成をするところに対しては、県も応分の負担をするというような方針を立てて臨んでくれることを要望しながら質疑を終わらせていただきます。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

【麻生委員】同じくユニバーサルデザインタクシーについてお尋ねしたいと思います。

ここに書いてありますように、現在、タクシーで専用の車両、トヨタが出してありましたコンフォートは生産中止になっているわけですね。年間大体10万キロとか15万キロとか走っておられるわけですけれども、障害者団体とか、要は考え方としてユニバーサルデザインという形にするのか、それともタクシー専用の車両としてこれしかないという認識はないのかどうか、



その点お尋ねいたします。

【小川新幹線・総合交通対策課長】麻生委員がご指摘のとおり、現在、タクシー車両としての更新というのが非常に難しいと。後継車種がなかなかないというお話もお聞きしておりますので、各事業者の意見等も、実情を私どもとしてもお伺いしながら、そういう切り口がないのかという部分を含めまして今後研究してまいりたいと思っております。

【麻生委員】今、走っているタクシーの中で、EVだとかハイブリットが結構ありますけど、乗用車仕様なんですね。20万キロ走ると足回りが悪くなる。タクシーは走行距離が60万キロ、70万キロ走るわけです。

そういう中で、なんでUDタクシーがジャパンタクシーになったのかということをご参考にお尋ねしてきました。そうしますと、「今、UDをハイブリットでやっています。そうすると、60万円か70万円、高いんですけど、6年間乗ると、その分はコンフォートと同じようなコストになるんじゃないか。その分は燃費で十分カバーできると思いますよ」という趣旨なんですよ。

しかし、現場の皆さんが言われているのは、コストが優先なのか、車両を維持させていくのか。そういう状況になると、高いものだから、普通の乗用車をタクシー仕様にしてあるけど、1～2年乗れば走行距離を超えて足回りががたがたで乗れない、整備費用に相当かかる、そういうことが実態だというお話も伺ったところで

です。今、タクシー業界を含めて、福祉車両もありました。それで高齢化してきてタクシー勤務についても賃金が安いという状況があって、なかなかもうかっている状況ではない。しかし、公共交通と併せて長崎県の観光事業の

中で大事な業種でもあります。

そういう人たちに対して、長崎県としてそういう実態をいち早くつかんで、現場の声を聞いてもらって、どうするかということ早期に検討してもらわなければいけないと思うんです。そういう状況がないから、コンフォートなんていうのも平成29年5月で終わっているわけです。今、乗ろうと思っても乗れないんです。買おうと思ってもない。タクシー専用の車両というのはジャパンタクシーしかないわけです。

そういうギャップの中でご苦労されているということをもう一回丁寧にしてもらって、そして採算性の問題、車両の維持管理、そして、どうしたら皆さんがやれるか。片一方では、今、観光でもユニバーサルの関係で大きく舵を切ろうとしています。そういう中で大事なユニバーサル仕様のタクシーを県としてもしっかりと補助していくということについて前向きにご検討いただきたい。先ほど前田委員が言われたように重要だと思いますので、実態を調べてもって、どういうところにご苦労されているのか、実態の把握をお願いしたいと思います。

【山口(経)委員長】質疑の途中ではありますが、本日3月11日は、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から9年目に当たるということで、ここで、震災により犠牲となられた全ての方々に対し哀悼の意を表すべく、黙祷を捧げたいと思います。

皆様、ご起立願います。

〔黙 禱〕

【山口(経)委員長】黙祷を終わります。ありがとうございました。

質疑を再開します。

【麻生委員】先ほど申し上げましたように、現場の声を聞いてもらって、車両の問題というこ

とで、これは避けて通れない状況だと思います。「今、コンフォートみたいな普通車をつくらないんですか」とお尋ねしたら、「使わない。道路交通法を含めてUD仕様しかないんです。UD仕様でハイブリットということで燃費は相当よくなってきている」ということを言われていますので、採算性とユニバーサルデザイン関係についての取組を再度お願いしたいと思いますけれども、ご意見があったら。

【小川新幹線・総合交通対策課長】先ほど前田委員の質問にもお答えさせていただきましたが、観光の目的、もしくは高齢者対応、障害者対応ということもござりますが、タクシーの今後の地域公共交通を担う役割として、バス路線等を含めた、いわゆるそれぞれの役割分担による地域での移動手段の確保という観点でも大きな役割を担っていると思っておりますので、そういう視点においても、各事業者のいろんなご意見等もお伺いしながら、どういう形であれば運行の継続なり事業の展開ができるのかということも含めて、私ども、研究してまいりたいと思っております。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

しばらく休憩します。

-----  
午後 2時49分 休憩

-----  
午後 3時 5分 再開  
-----

【山口(経)委員長】委員会を再開いたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】質問がないようでありますので、次に、議案外所管事務一般について、質問はありませんか。

【小林委員】私は、総務委員会に所属をいたしまして、これまで五島産業汽船のいわゆる破綻に伴う要因とか、果たしてこのままでいいのかと、こういうような視点に立って実はずっと県の姿勢をただしてきたところであります。

まず、考えてもらいたいんだけど、一昨年の平成30年10月2日に、ある日突然、五島産業汽船のいわゆる全航路、これが突然運休すると。しかも、事前に県に通知をすとか、所定の手続きは全く行わず、もう10月2日にある日突然、全便運休と、こういうような拳に出たわけですね。まさしく足の確保という、島民の皆様方の足が全部奪われたと、こんな状況があったこと、これはお互い忘れてはならない。離島県の長崎県として、絶対に許し難い状況ではないかと思うんです。

しかも、10月2日に全く前触れもなく、全便休便をして、それから10月2日の翌日、10月3日と4日には陸上で働く社員、それから船で働いていただいている船員の方々、みんな解雇の拳に出たわけですよ。2日に突然運休止、3日、4日は社員を解雇。それから、4日には弁護士立ち会いのもと、破綻についての記者会見を行ったと。こういうような経過は、ご存じのとおりであります。

そういうようなところが、実は調べてみてびっくりした。それまで率直に言って五島産業汽船なんていうのは全然知らないんですよ、私は。びっくりして、どういうところかといって調べてみたら、なんと、県のいわゆる審査を経

て公金、県民や国民の税金が相当額、この五島産業汽船にいわゆる支出をされているわけなんです。

そこでまずお尋ねしますが、五島産業汽船の急の倒産、破綻を仕掛けていると言わんといかんでしょうな、事実上、活動が停止しているけれども、その五島産業汽船に公金を幾ら、いわゆる補助金として交付しているか、まずその点からお尋ねしたいと思います。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】経営破綻いたしております旧五島産業汽船に対しまして、関係する補助金としまして直接的に交付しているのがリフレッシュの補助金ということになりまして、これが約8億6,000万円。それから、「びっぐあーす2号」のリプレイスの補助金ということで、交付先につきましては新上五島町になりますが、これが8億7,000万円ということで、合計しまして約17億3,000万円が旧五島産業汽船関係として交付された補助金になります。

【小林委員】今ご説明があったとおり、なんと2回に分けて17億3,000万円という公の公金、県民、国民の税金がいわゆる補助金として交付されているということが明らかになりました。

そうしますとね、まずお尋ねしたいことは、いわゆる離島航路をしっかりと守るということ。こういう点からいろいろとリフレッシュ事業、リプレイス事業、こういうのがあるわけですが、その補助金を申請するたびごとに具体的な添付書類が求められていると思いますが、どういう添付書類が求められますか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】補助金の実施要綱の中に定めがございまして、リプレイス補助金、それからリフレッシュ補助金ということでそれぞれに分かれております。

今回、五島産業汽船は直接的にリフレッシュ補

助金の申請をされていますので、こちらを例にご紹介いたしますと、まず、リフレッシュ補助金を申請する場合につきましては、船舶リフレッシュ事業実施計画書、見積書、収支予算書、工程表、定款並びに直近の財産目録、損益計算書、貸借対照表及び事業報告書、リフレッシュ対象船舶の現況写真、誓約書、その他知事が必要と認める書類、こういったもの約8点の添付書類を求めています。

【小林委員】今ご答弁があったとおり、補助金の実施要領は私も持っていて、今、企画監が説明をされたとおり、特に財産目録、損益計算書、貸借対照表、こういういわゆる決算に伴う資料を添付するようになっております。なんでこういう大事な決算書等々の資料と一緒に補助金申請とともに添付しなければならないのか、その辺のところについてお尋ねをしたい。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】このリプレイス・リフレッシュ事業の目的、趣旨としましては、航路運賃を低廉化いたしまして離島住民の経済的負担の軽減、それから交流人口の拡大を図るといったことが挙げられております。つまり航路運賃を低廉化することになりますと、当然ながら、この航路が安定的な運営ができるか、見込まれるかといったところが必要となりますので、そういったこの要綱の趣旨を担保するために、先ほど言いましたような決算関係の書類をもって航路事業者がこの事業を安定的に実施できるか、そういったところを確認するために添付を求めていると考えております。

【小林委員】全くそのとおりだと思いますね。要綱を見ましても、その種の内容が盛り込まれていると思いますよ。離島航路、島民の皆様方の足を確保するという視点に立った時に、やっぱり安定的な経営、継続的な経営、そして船賃

が軽減されると。それだけの経済的な体力、経営的な体力、そういうものが必要なんだと。だから、そういう財務諸表を、決算書を添付してそれをチェックすると、こういうようなことになっているわけです。

そういうことでありますから、当然、平成21年からずっと補助金を受けてきている五島産業汽船の決算書等々は、県のほうにあるんですか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】今、小林委員のご指摘のとおり、旧五島産業汽船の貸借対照表、損益計算書等の決算に関する書類につきましては、補助事業の交付申請時の添付資料といたしまして、平成21年から27年までの分について県において保有していることを確認しております。

【小林委員】今のご答弁で、平成21年から27年に至るまで、決算書、貸借対照表、財務の必要なものが県庁の中には全部あるんだと、こういうようなご説明でございます。

これまでその決算書を我々議会でチェックするために必要だから出してくださいと何度もお願いをしたけれども、1回たりとも、これに対してイエスは言わない。なんで補助金の申請に添付するそれだけのものを我々に出さないのか。今言うように、17億3,000万円もの公金を、ある意味では全く不能にしているじゃないかと、船は残っているけれども、現実に目的を達し得なかったと。ならば一体どこに要因があったのか、原因があったのか、決算書の中身は正しいのか、こういうようなことを我々議会の権能としてやっぱりチェックしなければならないのに、それを出さなかったのは一体何なのか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】県におきましては、旧五島産業汽船の決算関係資料に

つきましては、平成21年から27年分まで保有しておりますけれども、長崎県情報公開条例の趣旨に照らしまして企業情報の非開示に該当する情報と考えているところでございます。

ただ一方で、この同じ情報につきましては、九州運輸局も保有しておりますので、当局に対して情報開示を求めるといった手段もとりましたけれども、同局からも開示はできないといったところでございました。

現在、旧五島産業汽船につきましては、破産手続が進められている中で、破産法の制度上の制限ということで決算関係資料につきましても、一定の閲覧制限がかけられている情報といったところも考慮いたしまして、県においては、直接、破産管財人に対しまして、この情報の開示につきまして、これまで協議を行ってきているところでございます。

【小林委員】正直に答弁していただいていると思いますよ。情報公開で非開示だと。また、破産管財人である弁護士から出すのを控えてほしいと、こういう要請を受けた等々の要因で添付している決算書等の資料を我々議会に出さなかったと、こういうようなことです。

そこで、本当に非開示でいいのか、そういう決算書を議会に提示しなくていいのかどうか。こんなようなことについて今のような話を聞けば、普通だったら、ああ、そうかと、仕方がないんだと、こう思うけれども、今までそんな答弁をずっと繰り返されて、どうもおかしいと、納得ができない。

そういうようなことで私は私なりに調べさせていただいたら、なんと、いわゆる会社法というのがあつたんじゃないか。会社法の440条、コピーしてきました。会社法440条、こういう中身を見れば、この内容は一目瞭然であつて、果た

して今答弁されたような内容でいいのかどうか。この会社法440条、この際、企画振興部長には、これまでいろいろご質問しませんでした。会社法の440条については、部長はご存じでありますか、お尋ねをします。

【柿本企画振興部長】会社法の440条については、株式会社の決算公告についての規定であるということで認識をいたしております。

【小林委員】そうなんです。今ご答弁のとおり、会社法440条はこういうことが書いてある。まず、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終決後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない」と。明確に会社法で規定されているわけでありまして。

ですから、こういうようなことを部長がご存じの上において、今のような情報公開の非開示だとか、あるいは破産管財人が、これを出さないでほしいと、こんなようなことを言っているがゆえにと、こういうことの答弁が返ってくるんだけれども、どちらが優先するんですか。法令を守らなければならぬのが行政の仕組みではないのか。そういう法令を、まさに軽んじて、何かしらんが、うさんくさいみたいなそういうイメージを残すということは、断じてあってはならないと思います。

私は、そういう意味からいっても、やっぱり県にあるわけですから、さっきから言っているように。あるならば、それを明らかにしながら、どこにこの17億3,000万円のこういう不祥事が生じたのかと。当然、あなた方も調べてもらわんといかんし、我々もここは調査しなければならないという、そのお互いの役割があるということを強調してるんです。

そこで、いろいろ頑張ってみましたよ。頑張ったみたらびっくりするみたいな内容の資料が

出てきた。五島産業汽船のいわゆる貸借対照表、決算書がないと、出せないということの中で、いろいろ調査をいただきまして、実は第23期の決算公告、今お手元に上げておりますけれども、これが出てまいりました。これは間違いなく株式会社五島産業汽船、これは官報に実は公告されたものであります。国の責任ある官報に公告された内容を見て驚きました。

まず、いわゆる資本金が2億円ということであったが、これがなんと1億9,000万円を減資して、2億円のうちのほとんどである1億9,000万円を減資して、いわゆる資本金を1,000万円にするということ。こういうような資本金額の減少公告、こんなものが出てまいりました。「平成26年3月28日 株式会社五島産業汽船代表取締役 野口順治」と、こういうことを書いてあるわけですね。

そして、貸借対照表を見て驚くことは、資産の部においても流動資産が9,900万円、1億円を切っている。固定資産としても2億3,700万円、船とかなんとかというような固定資産が2億3,700万円しかない。合わせて3億3,600万円。

そういう状況でここにきれいに表に出ているのは、いわゆる負債及び純資産の部を見て驚くのは、まず流動負債、流動負債ですよ、いわゆる借金が2億6,400万円、固定負債10億2,700万円、株主資本が9億5,500万円の赤字、利益剰余金が10億8,000万円の赤字、その他の利益剰余金10億8,000万円、同じような金額が赤字、自己株式7,500万円の赤字と。こういうような株式会社五島産業汽船の第23期、つまり平成25年4月期の決算がこうして表に出てきたわけでありまして。

この内容を関係の皆さん方はご存じでしょうか。県のほうにこの資料があるわけでしょうか

ら、あなた方が知らないということはおかしいと思うし、これだけの17億3,000万円が、まさに金づるみたいなことになってしまったと言われても仕方がないような、そんな状態だから、このいわゆる決算書を見たことがあるかどうか、まずお尋ねします。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】第23期の決算公告ということになっておりますので、先ほど申し上げましたように、県のほうに保有している決算関係の資料としましては、平成21年から27年までということでありますので、貸借対照表の、ここには概略版が載っておりますが、貸借対照表として会社が作成したものについては見たことがございます。

【小林委員】見たことがあると言うけれども、中身をチェックするために、見るためにあるんじゃないんだよ、眺めるためにあるわけではないでしょう。これをやっぱり正しくチェックしてもらって、本当にこの会社が、先ほどから言われるように、安定的な経営ができるかとか、あるいは多くの島民の皆様方に還元できるような、そういう経営をやっているかとか、こんなことを見るために決算書をいただいているということは、先ほどもご答弁があったじゃないですか。だから、この内容というものがしっかりあらなければならんわけです。

もうここまできた以上、この会社法の440条でも、きちんと法令で規定されている。この際、県のほうにある平成21年から27年までの五島産業汽船に関わるそういう添付された資料を、この際、総務委員会に提出するべきではないかと思いますが、いかがですか、部長。

【柿本企画振興部長】この旧五島産業汽船の決算書等につきましては、先ほど小林委員から会社法の規定のご紹介もございましたけれども、

本委員会でのご議論も踏まえて公表ができないかということで、県といたしましても破産管財人に対して継続的に協議を行っているところでございます。

破産管財人のほうからは、破産法の規定を基に公表することができないという考え方が示されているところでございますけれども、県としましては、破産管財人の意見と違ったような視点ですとか別の見解、そういったことがないのかということで、破産法の規定の趣旨や解釈などについて、さらに掘り下げて検討する必要があるというふうにも考えております。

また、この決算書等の公表によって具体的にどういう影響があるのか、あるいはいつまでそういった配慮が必要なのかといった点についても検証が必要かと思っております。

したがって、今後とも、県の顧問弁護士のほか、弁護士の専門的な意見をさらに伺いながら、法的な根拠を整理しながら引き続き破産管財人との協議を行ってまいりたいと考えております。

【小林委員】時間ですから終わります。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

【麻生委員】IR関係についてお尋ねしたいと思います。今日、概要説明がありました。その中で2点ほど、お尋ねしたいと思っております。

概略説明の資料3についてですけれども、この中で期間が35年と、設置事業者に対してIR予定区域を含む周辺のインフラ整備等の費用負担を求めるということを書いてありますけれども、県として、今回のインフラ関係についてどういうお考えを持っていらっしゃるのか、どこまでの範囲でね。

空港から、ここまですると大変厳しいですよということを指摘をされておりましたけれども、I R近辺の周辺事業者が認定された時に、そこら辺の周りのインフラ、水道だとか下水だとか、そういう形に資するのか、そういう形の概略をお尋ねしたいと思います。

【小宮I R推進課長】インフラ整備の事業者に求める負担のお尋ねがございました。

先般、長崎空港の棧橋の事業計画等の報道もあったところでございますけれども、加えてハウステンボス側の早岐港、こちらも県の所有のハーバーでございます。今回、I R区域の整備と併せてハーバーの一体的な活用もできるのではないかとということで、事業者からの提案もあっています。

また、I R区域の外になりますが、J Rハウステンボス駅の様々な活用方法でありますとか、I R周辺の国道、県道、そういったところの公共事業に関する様々な検討を今後進めてまいりますので、事業者がどのような提案がなされるかにもよりまして、一定I Rを整備する中で必要となる部分について検討を深めてまいりたいと考えております。

その中で、I Rの事業者がどのような施設をどの程度の規模で設置をするかというところが大きく影響がございますので、そのあたりも含めて今後しっかりと対話を進めてまいりたいと考えております。

【麻生委員】この実施方針(案)の中で書いてあるように、インフラについてある程度事業者に持ってもらうのであれば、長崎県としての投資額も少なく済むわけですが、今後、事業者と話し合うんでしょうけれども、長崎県として、公共投資も含めて、最低これぐらいはやらないと他県に勝てないんじゃないとか、お

客さんが集められないんじゃないとか。もちろんインフラについては、水道、下水なんていうのは維持管理を含めてですけども、水の問題も含めてありますけれども、2万人強の方が来られたら一つのまちができるような状況なんですよ。ハウステンボスだって今は1万人も来ないわけですから。そうすると、水源の確保と上水場の設置、そして下水道の管理運営、相当な状況になってきますよね。そういったものを県は事業者にさせるという話なのか。

道路をどこまで見るかということ。最低限の県としての目論見、最低、ここぐらいまでは投資しなくちゃいけない。もちろん東彼杵道路だとか、空港からの海上輸送だとかというのはあるかもしれませんが、もくろみとしてアクセスに対する取組を、佐世保市を含めてどの程度までだったら許容できるかということのお考えがあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

【小宮I R推進課長】今、麻生委員から上下水道、水の需要の話もございましたけれども、I Rに必要な施設がこういった種類、規模になるかということにも影響がございますけれども、必要な水の確保につきましては、佐世保市並びに佐世保市の水道局に具体的に検討をいただいているところでございます。

また、ハウステンボスが環境に配慮をする未来都市のまちづくりを進めているということもありますので、一定I R事業者につきましても、環境に配慮した中水の活用なども含めたところで、最先端技術を活用したさまざまな手法を用いて提案をいただきたいというふうに考えております。

また、必要最低限のインフラ整備というところでございますが、やはり地域住民の皆様が懸

念をされております交通渋滞、そういったところは地域住民の皆様のご意見をしっかりと聞きながら、佐世保市と一体になって、どういうふうな改善策があるかというところを、令和2年度の予算で計上させていただいております交通インフラの検討の予算、こういった事業費を効果的に活用しまして、様々な検討を進めてまいりたいと考えております。

【麻生委員】 同じく資料1の取組の中で、国際観光人材育成についてのお尋ねをしたいと思います。

今、競合する横浜、大阪、和歌山と3カ所が上がってまいりましたけれども、前回指摘しておりましたように、地方型IRを目指そうとする中で、大阪、横浜は都市型だろうと。そして、和歌山が世界遺産の熊野古道を持ち、高野山とか大きな資産も多くある中で、和歌山大学の中に観光学部をもって、平成20年から観光学科として国立大学が持っていましたね。調べますと、定員120名で多くの人材を輩出している。

このスタートは誰がしたのかというと、自民党の二階幹事長、併せて竹中平蔵元総務大臣、その皆さんから話が上がってスタートしたと聞いています。

こういう人材を長崎県としても輩出してやっていかないと、この状況の中でいけるという話があるのかと。やっぱりちゃんとした教育関係、人材、そしてそれなりの構想を持って取り組まないと、いくら声高に言っても負けるんじゃないかと。単なる状況で、事業者が集めてくればいいんですよというだけでいいのかと。

やっぱりそれに対する人材の育成と、負けられないような教育環境を長崎県ももっとつくらなくちゃいけないんじゃないかと思っておりますけれども、

その件について、この状況についてどういうお考えがあるのかお尋ねしたいと思います。

【吉田企画振興部政策監】九州・長崎IRから導かれる雇用創出を数万人規模で考えております。2万8,000人から3万6,000人ということで見込んでおりますので、その多くは、県内の若者の雇用につなげていきたいと考えております。

このため、県内における国際観光の育成が、今委員ご指摘のとおり急務であると考えておりました。現在、IR候補地の近くにあります長崎国際大学をはじめとして、県内外の各大学に参りまして、九州・長崎IRの取組状況の説明と併せて、国際観光人材の育成への協力を呼び掛けているところでございます。

その意見交換の過程で、教育カリキュラムの組み替えとか、あるいは社会人の再教育などを含めた具体的な提案をお持ちの大学もございしますので、引き続き県内大学、県外の大学も含めて連携しながら、国際観光人材の育成にしっかりと努めてまいりたいと考えております。

【麻生委員】私は、和歌山県の底知れぬ力というのを感じているんですよ。

先日、二階さんの本を読ませてもらって、これほどまでに力がある政治家なのかと。今は全国旅館組合の会長をされていますね。日中友好関係の中国関係の特使としても代表としておられます。そういう中で、国立大学で120人の人材を育成して、相当長期戦略でされているわけですよ。

それに対して長崎県が、こういう教育関係でやるとしたら、もっと力を入れてもらって、先ほどの国際大学もそうでしょうけれども、APUといいですか、立命館アジア太平洋大学ですが、あそこは2,000人規模で、1,000人ほど外



国からも来られて、多国言語でやっているということもありますし、ぜひそういった中で長崎としてのビジョンを早く出していただきたい。

そうしないと、ハードだとか状況については幾らか、投資効果ということで絵は描けるかもしれませんが、人材をどうつくっていくのかということについては、なかなかこれは一朝一夕にはできないと思うんですよ。そういう歴史だとか重みだとかということで、ソフト事業では絶対に負けないというような形をつくっていただきたい。

これはもちろん経済関係の連携だとかもありますよ。だけど、そこで働く人たちが、ハウステンボスで大きな、いろいろ経験をされた人もいるでしょう。だけど、違った新しい事業、マカオ大学に行ってますね、連携するとかと言われていましたし、いろいろ取組をぜひ図っていただきたいと思いますけれども、いま一度、その見解についてお尋ねしたいと思います。

【吉田企画振興部政策監】先ほど、概念的にご説明申し上げましたけれども、もう少し具体的に、例えばマカオのIRを支えていますマカオ大学、それからラスベガスを支えていますのはネバダ州立大学のラスベガス校というところですよ。

こういった先進事例を参考にしながら、九州の特に北部圏域の大学をしっかりとつないで、その中で人材育成につながらないかということで、今、大学側と意見交換をしている最中ですので、そういった海外の大学のカリキュラム等も参考にしながら、引き続き、長崎国際大学が一つの核になり得ると思っておりますけれども、そこを中心として、長崎県内外の大学としっかりとつないで、人材育成を果たしてまいります。

【麻生委員】時間はあるようでないという状況ではないかと思えます。今回も1億何千万円の予算が組まれていますけれども、外に向かっての発信だとかというのももちろん大きな状況かもしれませんが、今後、戦略的にどのように雇用の状況と若い人材を育てていくのか。両輪じゃないかと思うんですね。

そこに対するリーダーシップのとれるような人、そして現場で働いている人たちに夢をしっかりとってもらえるような、そういう形をぜひつくっていただきたいと思えますので、その点、ぜひまた途中経過を発表できるような形になればと思ひまして、意見として言っておきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

【山本(啓)委員】陳情審査の時に出ていた2番ですよけれども、もちろんこの陳情の内容であれば、恐らく担当は、フェリー旅客船の維持・存続を求める決議とか、この分野で企画振興部がご担当となったと思うんですが、実は内航海運、この中にも含まれると思うんですけど、長崎県には内航海運の事業体が非常に多くあります。

そういった方々は、陳情にもあるように全国の形をとっていますけれども、それぞれの地域でやっている方々も、許可は国が出すものですから、県は所管をされてないんですね。産業労働部においても、その中身や実態については把握をされていないと。要望をしようにも、国の方へ、国の方へと、国土交通省に要望するんだけど、そのつくり方は全国一律でやっていると。ここに書いてあるとおり、中身については、やはり人員、船員の方々の担い手不足。または不況によって、新しい船員を確保し、トレーニングする環境が難しいと。

ここでの質問は、これはもうすぐ終わるんですけれども、お伺いしたいのは、今回新しく国の方で6月から施行される特定地域づくり事業協同組合制度、後ほど質問しますけれども、これは一定人材派遣できる事業体は決まっていますよね。こっちの話はライセンスも必要だし、恐らくそういった時間というのはうまくいかないんだと思うんです。

ただ、その地域を基地として、全国の海を内航海運として物を運んでいる人たちがいて、その人たちは、しっかりと地元長崎県の地域に税金を納めて地域で暮らしていると。国の許可ではあるけれども、こういったところにも目を向けて、しっかり人口減少させないとか、担い手を確保するとか、そういった産業を超えた支援の形ができないものかなというふうに思っているんですけれども、所見と考え方だけお伺いしたいと思います。

【浦地域づくり推進課長】 ただいま山本(啓)委員からご紹介がありました特定地域づくり事業の制度については、地域を守っていくという視点で非常に重要だと思っております。先ほども説明しましたが、基本的に労働者派遣法による禁止がされている業務以外については、それが有資格であろうがなかろうが、派遣の対象になります。ですから、年間を通じた仕事がなくとも、例えば同じような業態の幾つかの会社が協力、連携する形で、年間を通じて例えば1人の雇用を生み出す、あるいは2人の雇用を生み出す、そういった仕組みなり工夫を考えていただくことが、まず大事だと思っております。

さらに言うなれば、この制度自体は市町村の支援が前提となっております、あるいは県の認定が前提となっておりますので、特に地元市町とか、私ども県にご相談いただきながら、そう

いう枠組みをつくっていただくような、そういう取組が今後求められていくんだろうというふうに考えております。

【山本(啓)委員】 新しい何かが始まって、その時に動き出したものに対して、これはできないのか、あれはできないのかという議論をするつもりはないんです。

前置きがうまく説明できなかつたんですけれども、たとえ国許可の産業であっても、その地域を構成している長崎県民であって、その地域に必要な人材であったり、地域のコミュニティーの動力であったりするわけです。そこが国許可の産業だから、その業態の支援は少し難しいという部分があるのは当然だと思うんです、産業労働部に言わせれば。

当然だと思うんだけど、そこはひとつ地域づくりの観点で、皆様方が取り組んでいるコミュニティーの再構築といった部分や、この新しい特定地域づくり事業協同組合制度、国の事業ではありますけれども、この新しい切り口など、そういった産業においてもしっかりとその地域に根づいていただいて、今後もそこを基地として、内航海運であれば物を全国に運んだり、そういうことをして最後は母港である長崎県の港に帰ってきていただくと、そこを支えていくことも必要じゃないかと。

事業に絡んで説明したけれども、その考え方について、少し、部長、ありませんか。

【柿本企画振興部長】 この特定地域づくり事業協同組合の制度は、まさに人口減少などの課題、地域の活力の低下とか、そういった課題が進んでいく中で、それぞれの地域が抱える課題を解決していくことと、そのための人材を確保することが一番の目的だというふうに思っております。

そういう意味で、ご指摘のありました内航海運の運送事業に関する人員の確保というようなことも、これから離島地域、半島地域を抱える長崎県においては予想される課題であるというふうにも思っておりますし、それを、こういったさまざまな法制度、新しい制度をうまく活用してどう乗り切っていくかというのが、我々県としての知恵の絞りどころだというふうに思っております。

そういう意味で、これからまた各市町と、この制度の活用についてもさらに検討を進める必要がありますし、いろんな分野にまたがる話で、それを横串を刺してやっていくべきことだというふうに思っておりますので、地域振興という観点で、その役割をしっかりと我々の方でも果たしていけるように取り組んでいきたいと考えております。

【山本(啓)委員】この事業とは別にしても、そういった国の許可であればなかなか把握できない産業があるけれども、その方々も地域でしっかりと暮らしているんだと、そういった方々にもしっかりと目を向けるきっかけにさせていただきたいと思うんです。

その上で、この事業の中身について少しお尋ねするんですけども、説明の中では一定理解できる話で、スケジュール感としても令和2年6月4日施行ということで、それに向けてそれぞれの地域で体制を整えていくんだらうというふうには理解をするんですけども、例えばどこどこ市、どこどこ町であれば、まずこの人材を把握し、その人材をハンドリングしていくとか、その企業体というか事業体は、こういったところをイメージされているんですか。

【浦地域づくり推進課長】現在、県内関係市町において具体的な検討を進めているというふう

に承知しております。令和2年度から、この事業に着手したいという考え方を示しているところは、県内で五島市が考え方を持っています。また、それ以外の市町の中では、特に離島関係市町が、この法律、制度に非常に興味・関心を持っておりまして、前向きに検討を進めていただいていると把握しております。

五島市におきましては、さまざま内部で議論が行われているというふうにお伺いしております。まだ、組合の事務局をどこにもっていくかというところで、市の内部でもさまざまな議論があっているということで、例えば商工会とか、あるいは五島の方で新しい産業ということで注目されております洋上風力発電の関係の事業所の方からも、この制度を使いたいというふうな話があるということも聞いております。

こういったことを地域で今後協議をする中で、事務局をどこが担うべきかを検討されるというふうに聞いているところでございます。五島市におきましては、そういう状況でありますので、令和2年度の予算計上についても、今、検討が進んでいるというふうに聞いております。

【山本(啓)委員】商工会、商工会議所等々が事務局として予想されるという話であって、どこもそうであるとは言っていないだと思っておりますけれども。

その上で、先ほどの説明では、できるだけ地域外から来られた方をと。これは地域内の方を制限するものではないというふうな理解をしているんですけども、これをハンドリングしていく中で、今、働き方改革などで、それぞれの働く方の時間帯、労働時間が制限されて、より多くの人員を有しなければならないような事態があって、会社側が、経営者側が非常に多くの負担をしていると。特に社会保障の面や厚生関

係とか、そういった部分については協同組合が全て担って、人だけを時間帯や季節ごとに派遣していくのか、そういった具体的な話を絡めた説明をいただけますか。

【浦地域づくり推進課長】委員からお話がありました、いわゆる処遇面、働き方改革も含めてですね。まさに総務省と話をしていますと、この制度は、派遣される人にとってはそこが非常にメリットがあると。なかなか年間を通じて仕事がなくて、非常勤嘱託とか、そういう形で雇用されるのではなくて、今回、この組合が年間を通じて雇用するというので、給与面とか、今話があった休暇の取得、働き方改革につながるような、そういう職場環境が実現できるということで、派遣される人にとっても非常に魅力的な制度だというふうに総務省からは説明の中で伺っていますので、今後、組合の設立の検討がなされる際に処遇面を、給与面とか休暇の取得状況、そういったものをどう計画に位置づけていくかというのは具体的に検討が進んでいくというふうに考えております。

県は、計画が上がってきた時に認定する立場ですので、その組合に雇用される人員の職場環境の面についても、適正なものであるかというところもしっかり注目して見ていきたいと思っております。

【山本(啓)委員】 そうですか。特定地域の「特定地域」は何を指すかといえば、人口急減地域ということになるんだというふうに理解するんですけども、例えば離島などにおいては、今、人を確保していなければならないけれども、経営的に非常に厳しいのは建設業なんですね。しかし、建設業というのは派遣法で駄目な部分があると。少しその法律を乗り越えられないのかなという期待は、この事業に対して、制度に

対してあったんですけれども。

そういった部分について実態把握をした後、法の施行後に、まだ軟らかい状況の運用面で何かしら、そういった部分の国への要望とか、そういった部分はできますか。可能性はどうなんでしょうか。

【浦地域づくり推進課長】ただいまお話がありました建設業務に対する派遣は、労働者派遣法で禁止されておりますので、現時点では対象にならないということであります。

ただ、総務省の会議の中で、例えば建設業に派遣されるんだけど、建設業ではない業務をやられる場合、例えば建設業者がほかの産業に参入して人が足らないと、そこに人を求めているので、そこに派遣するのはできるという話もございます。

ただ一方で、山本(啓)委員がおっしゃるように、建設業本体の人材確保が非常に厳しいというのはお伺いしておりますので、今後そういう声を把握しながら、国のほうとやり取りを進める中で、必要に応じて要望についても検討していきたいと思っております。

【山本(啓)委員】 わかりました。最後の答弁は、説明しているようで説明されていないような、建設業の建設業じゃないところに派遣されたら、それはもう建設業じゃないわけですよね。経営体に対しての話をされているというふうに理解してよろしいですかね。わかりました。

まず動いてみてということが基本であろうかと思っておりますので、その先には、ぜひ地元の事情、都合をすぐに、制度を設けた国に対して、運用の部分で軟らかいところは、しっかりと地元の声を上げていただくことを期待したいと思います。

あと5分あるということで、関連して質問し

ます。

これも予算の中の事業ですけれども、集落維持対策推進費というのがありますね。県下至るところで、平成の大合併後、行政の合理化というものや人の合理化というのが非常に進んでいったんですが、他方で、それぞれの小学校区や中学校区、さらには公民館などを見ていくと、関係性が少し薄くなったり、行政と遠くなったり、そういったものはしょうがないところなのかなと。

そういったものをまた再構築して、コミュニティというものをもう一度磨き上げていって、人間関係や地域の力を構築できる、そういった取組が、今、どこでも増えていますね。それはその地域にある社会資源であったり、神社仏閣とか、お城とか、または観光地とか、さらには人材であったり、昔あったけれども、どんどんなくなっていった商店街の中身とか、そういったものも必要に応じて若い方がつくっていかうとされていますね。

既に各市町が行っているであろう地域づくりや、そういったことに関連する協議会、そういったものと今回の事業がどのようにリンクしていくのか。また、そういったものをスムーズに連携していくような部分はどの部分になるのか、説明をいただきたいと思います。

【浦地域づくり推進課長】集落対策についてのお話でございます。

集落対策の重要性は、さきの一般質問の中でも山本(啓)委員からご質問をいただきました。特に、自然災害等が発生する中で、災害防災という観点でも共助の観点、地域住民が支え合うような共助の観点をいかに発揮していくかというのは、まさに今から先、ますます重要になってくるものというふうに考えております。

そうした中で、地域運営組織という言い方を私どもはしていますけれども、地域内のさまざまな活動主体が寄り集まって話し合いをしながら、地域としてまとまって意思決定をし、そこで具体的な集落活動に結びつけていくと、そういう流れが私どもとして理想の流れだと思っております。

今、山本(啓)委員からお話がありましたように、例えば、ある地域で何らかのイベントを定例的にやっている団体がいて、そういう団体も含めた中で地域運営組織みたいなものを、地域で協議会のようなものを形づくりまして、そこで定例的にやっているイベントだけではなくて、そこで活躍されている人材などもうまく活用しながら、地域全体でまた新たな地域を支える、あるいは守る取組を行っていく。例えば移動支援、買い物支援、こういったことが、今後、集落維持活性化対策を進める中では特に重要だと思っておりますので、私どもは、そういう既存の取組も含めた中で地域運営組織というものを育成していきたいと考えております。

【山本(啓)委員】方向性としては非常に期待できるものであると思うんですが、ただ、既存のそういった取組をされている方は、田舎に暮らしたことがある方はわかると思うんですけど、とにかく忙しいです。毎日何かしらの役をされていて、毎日何かしらの会議があって、土曜日、日曜日は何かのイベントがあって、大体同じ人たちが動いています、狭い地域においてはですね。

だから、新たに何か設けられるようなことがないように、既存の取組にリンクさせていく丁寧な取組、または外からの、域外からのアドバイザー派遣もやはり、その地域とマッチングさせる際は、スムーズにやるためには人としての

関係性の部分もあろうかと思うんです。

最後に、この取組の中でもぜひとも念頭に置いていただきたいと思うのが、午前中も出たモビリティの関係です。地域モビリティ。高齢者におけるもの、または一人暮らしの方々、さらには地域間のスムーズな動き、そして環境保全の観点もあろうかと思えます。さらには、この取組で、バス、地域には路線バスがあります。しかし、うまく運用する可能性が難しいところがあるんですよ。そういったものを地域モビリティの新しい取組と同時に、既存の交通機関との連携とかも含めて密接な取組をしていただきたいと思えますが、最後に答弁をいただけますか。

【浦地域づくり推進課長】集落対策を進める上で、今お話がありました地域交通の確保というのは特に重要な課題だと思っております。近年、特に免許返納のお話もございますので、そういうところにさらに力を入れていく必要があると思っております。

私ども、県内の事例とか県外の実例もいろいろ当たっていく中で、今考えております様々な形態だとか手法が組み合わさって、それぞれの地域に合う形で地域交通の確保がなされているというふうに感じております。

今年度は、私どもが主催しまして、住民主体による移動サービスのあり方研修会というのを開催して、そちらの中ではボランティアが運転をして行うような移動手段の確保について意見交換をさせていただいて、参加された中には、それを受けて独自に同じ講師を呼んで、地域で地域住民を集めて意識醸成を図るというような取組も進んでおります。

また、他県の事例を見ますと、特に近年はSDGsの考え方もありまして、民間企業がこの

分野に社会貢献活動として非常に興味、関心を示している事例が増えております。例えば、生活協同組合のコープさんとか、そういうところも非常に興味を示しているということで、早速、私どもはそういったところに当たって意見交換をさせていただいております。

民間事業者とか民間団体が、うまく連携、参画しながら、モビリティの話を一步でも前に進める目的のために、来年度予算につきましては、そういうところに市町が取り組む際に新たに補助メニューとして対象にするというような取組もやっていきたいと思っております。さまざまやり方がある中で、地域の意見を十分聞きながら進めてまいりたいと考えております。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

【浦川委員】お尋ねしたいんですけど、企業版ふるさと納税についてです。

ふるさと納税自体は、2020年4月から企業版がさらに9割軽減されるということで、10万円以上。市町が地域再生計画を作るとなっているんですけど、県として、ふるさと納税の企業版についてはどのように誘導しているのか。また、4月からどれくらい上がってくるような形になっているのでしょうか。

【陣野政策企画課長】企業版ふるさと納税につきましては、現行制度で申し上げますと、県並びに市町に対して、それぞれプロジェクトを設けまして、地域再生計画に掲げた事業についてご寄附いただいた場合には、現行は実質4割の負担という形になっております。

こちらが、令和2年度4月以降の税制改正に伴いまして、委員からご紹介がありましたように4割の負担のところは1割までという形で負担が軽減されるということでございます。

新年度に向けて、ふるさと納税につきまして、県といたしましては3つのプロジェクトを対象とさせていただいております。

1つが「長崎の宝物を世界と未来につなぐプロジェクト」ということで、主に世界遺産の財産の維持等に係る事業。2つ目が「地域の将来を担い支える若者の人材育成プロジェクト」ということで、奨学金の返済アシスト事業、さらには県立大学の整備という事業に充てております。3つ目が「日本の最西端長崎が目指す国際展開プロジェクト」ということで、水産物等の輸出のプロジェクト。この3つの事業につきまして、現在、企業版ふるさと納税の対象事業として展開しております。

来年度、企業様からいただく寄附につきまして、さらに負担軽減されるということから、新たにこういった形でプロジェクトを展開するかということを検討しているところでございます。

基本的には、次期総合戦略に掲げるプロジェクトを対象として企業様に展開しようと思っておりますけれども、そういった形で企業様のほうには、今現在、寄附をいただいている企業様にも、今後、税制負担がかなり軽減されるので寄附をお願いしたいということで再度お願いしている最中でございます。改めて、民間の企業の皆様にもプロジェクトをさらにお示しする形で、新年度以降もご寄附の検討をお願いしていきたいと考えております。

【浦川委員】3つのプロジェクトでされているということですが、これは市町の方と協議してされているんだと思うんですけど、現在どれくらい、幾ら金額がきているんですか。

【陣野政策企画課長】企業版ふるさと納税につきましては、県もそうですが、市町もそれぞれ

単独でできる制度になっております。

私ども県といたしましては、現行、この3つのプロジェクトを示しております。現行の地域再生計画には具体的な記載でという形になっておりますが、4月以降の制度につきましては、少しそこは包括的な記述でもいいという形になっておりますので、今後こういった形で企業の皆様にプロジェクトをお示しするのかということを検討しているところでございます。

県につきましては、平成30年度の実績といたしまして2,700万円ほどご寄附の実績がございます。

市町につきましては、現行、長崎市と佐世保市の2団体がこういった対象をしておりますけれども、すみませんが、実績は今、手元に持ち合わせておりません。現在は2団体が企業版ふるさと納税を展開しております。今後、企業版ふるさと納税が、先ほどご紹介がございましたように、制度が改正になりまして、より活用しやすい制度になっておりますので、改めて市町に対しても企業版ふるさと納税の活用についてご紹介していきたいと考えております。

【浦川委員】平成30年度に2,700万円の実績ということですが、長崎県内の企業が他県に対して支援する、これに応募するという形で減収になることもあるんですか。

【陣野政策企画課長】企業版ふるさと納税の制度といたしまして、例えば長崎県に本社がある企業が長崎県に寄附した場合は、通常の税制の控除ということで3割程度の控除しかありませんので7割の負担ということになります。長崎県にいただく寄附につきましては、長崎県に本社がない、県外の企業様から寄附をいただいているところでございます。こちらにつきましては、個人版と違いまして、どこの企業様が、ど

ここに納付したのかということは、なかなかわからない、法人です。個人版ですと、均等割等で自治体で把握できますけれども、法人につきましては申告納付というところもございますので、長崎県に本社がある企業が、どこの団体に寄附したかというのは、把握できていない状況でございます。

ただ、私どもといたしましては、やはり長崎にゆかりのある企業の皆様に、ぜひいろいろご協力いただきたいということで寄附をお願いしていきたいと考えております。

ちなみに、平成30年度の実績が2,730万円と申し上げましたけど、都道府県の実績でいいますと上位の位置づけになっております。

【浦川委員】わかりました。制度が変わる時です。いろいろな形で動きがあるかと思っておりますので、その分に関してはしっかり取り組んでいただきたいと思っております。

もう一つですけど、地域づくり推進課の関係人口についてお尋ねいたします。

今回、テレワークとかツアーとか、移住を中心に、マッチングも含め取組をされていますけれども、関係人口という、私が考えている部分ですけども、少しでも長崎県に対して興味がある方々を手前でつかんで、興味がある方に長崎県の情報、長崎の市町の情報をついかな形で伝えることで、興味があった人たちをどんどん長崎に引き込んでいって、最終的には定住につながるというふうに感じていました。こちらに関しては、もう既に定住を見越したような形でのマッチングとか、いろいろな形で取組をしていますが、もっと軽い形の取組も足していけないと、関係人口が横に広がらないとマッチングのところに来る人たちがいないから、来る人たちを増やすための一段階前の段階です

ね。

私が試しにしたところでは、高山市は、ホームページの中で、興味があるとしてメールを送ったら、高山市から名刺とかが来て、それを高山市に持って行くと商店街で物産がもらえるとか、いろいろなポイントを付けながら。その名刺をもらいましたし、市の行事とか観光、いろいろなものに来てみませんかというような形の軽いメールだったり、半年に一遍ぐらい冊子とかを送ってくるような形です。

中身は見ていませんけれども、そういった形で少しずつ寄せるような取組がもっと必要じゃないのかなと思うんですけど、そういう展開は考えていらっしゃるんですか。

【浦地域づくり推進課長】関係人口についてのお尋ねでございますが、今、委員からご案内がありましたように、関係人口というのは非常に幅広い分野で、幅広い取組がなされてこそ、結果がついてくるものだと考えております。今、私どもは、関係人口プロジェクトということで、庁内の関係部局ともいろいろと話をしながらプロジェクトの構築を進めているところでございます。

大きな考え方として、今、浦川委員から話がありましたように、まず最初のポイントとして長崎のファンになってもらうことが、きっかけとしては大事だと思っております。ただ、ファンになるだけではなかなか関係人口としては弱いんではないかと感じていまして、ファンになっていただいた方を、次の段階として、実際に長崎県に来ていただいて地域と交流するようなステップ、あるいはそういう取組につなげていくことが大事だというふうに考えております。

さらにその次として、単に長崎に来る、あるいは体験するだけではなくて、長崎県が抱える



地域の課題に貢献したいと思える人、あるいは企業を、その関係性の中からつくり出していくことが大事だというふうに考えておりました、この3つのステップごとに関係部局の事業を横串で刺しながら、プロジェクトとして構築をすることとしております。

具体的にお話がありましたファンづくりの部分につきましては、広報課で取り組まれている首都圏、関西圏、福岡圏向けのメディアを活用した戦略的な情報発信ということで、これまでは県の情報をメインに出していたものを、改めて県内の市町と連携して、市町の情報を県の広報課で戦略的に情報発信をしていく取組とか、物産関係でいきますと、観光物産イベントの中で長崎県に興味、あるいは関心をお持ちの方を増やしていくような取組とか、先ほどご質問がありましたふるさと納税についても、考え方によっては長崎県のファンを創り出していくという制度でもありますので、そういった幅広い施策に取り組みながら次の段階につなげていきまして、最終的には移住、定住につなげていくことを目指してまいりたいと考えております。

【浦川委員】わかりました。そしたら、今のところは部局間でいろいろな調整をしながら、ファンづくり、県に交流体験とか、参画・定住というような形で、4段階か3段階か、それぞれのところでしているということですね。わかりました。

ファンをつくるというのが、まず関係人口の第一だと思うんです。だけど、あまり来い来いというような形では、若い人たちはなかなか向いてこないと思いますので、もっと気楽にというか、気楽にファンをつくるような形で、しっかりと予算も組んで頑張っていたいただきたいと思います。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

【前田委員】よろしく申し上げます。予算のところで聞こうかとも思っていたんですけども、ちょっと議案外に関わることもあったものですから、ここで質問をさせていただきます。スポーツ振興課に質問させていただきます。

地方創生推進交付金を活用しながら、前年度の対比で5,000万円近く、令和2年度は予算額が計上されております。幾つか事業があるんですが、その中の一つで、ここ数年間取り組んでいると認識していますが、スポーツマネジメント人材育成等を行うということがあります。

出だしのところでのスポーツマネジメントとはどういうものかというのは過去に聞いているので、そのことは省略して、実績についてと、それが成果としてどのように現われているのかということ、それから新年度の取組について、まず答弁を求めたいと思います。

【江口スポーツ振興課企画監】スポーツマネジメント人材育成講座についてのお尋ねでございますが、今年度におきましては、昨年9月に「スポーツイベントを通じた地域活性化」というテーマで東海大学の講師の方をお呼びしまして、幅広い県民の皆様方にお声がけをさせていただいて、35名の参加者を得まして講座を開設させていただきました。

それから、今年に入りまして1月に、今回は、あまり幅広い形の皆さんに合宿なり大会の誘致を支えていただくというのも少し厳しいかなと思ひまして、ちょっと焦点を絞って、主に市町の職員、それから観光協会、観光関係の企業、そういったところに参加者を絞りまして、「スポーツ合宿の誘致促進に向けて」というテーマです。しかも、この講座については、講師

の方のお話を聞くというだけではなくて、皆さん方でいわゆるワークショップ形式で討論をしながら、かつ発表する形で、一つ企画的なものをつくり上げていこうという形でスポーツマネジメント人材育成講座を開催させていただきました。

この活用につきましては、今、オリンピック・パラリンピックのキャンプ誘致を行っておりますが、キャンプについては、今年の恐らく6月下旬から7月ぐらいにかけて入ってこられるものと思っています。こういった講座に参加していただいた方に幅広くキャンプの際のお手伝いといえますか、ご支援、サポートなどをぜひお願いしてまいりたいと考えております。

【前田委員】もう何年かやっている事業だと認識をしていて、今の答弁によると、当初からの人材の育成というか、目標から、実態に合わせて若干変わってきていたんだなということを認識したわけです。

当初は、何回かこういう講座というか、いろんな研修を受けながら、資格的なものを与えてもらって、例えば、日常の部活の指導者であったりスポーツに関わっている人たちが、ここに来たことで研鑽を積んで知識も増やす中で、自分の仕事として、生業として何か立てていこうみたいな人が多分、応募していたと思うんですが、そういった意味でいくと、少しずつ変わってきたんだなということを思っております。そういうことであるならば、毎年、そういう方針を示しながら、今後、予算立ての説明をしてほしいということを要望しておきたいと思いません。

それで、まさしく言われたオリンピックの関係ではありますが、聖火リレーの関連経費ということで4,860万円上がっています。

まず、本県における聖火リレーの実施の内容を、まずここでご説明いただきたいのと、併せて、ネットとかを見ると、聖火リレーは3月26日から福島をスタートとして始まるということですが、現況の新型コロナウイルスの関係でいろんなことが自粛される中で、3月26日はともかくとしながらも、本県の今の準備状況の中で何か影響がないのか、もしくはそういった通達が来ているのか、そのあたりで少し詳しく答弁を求めたいと思います。

【野口スポーツ振興課長】聖火リレーは、本県はもう既に発表しているのも皆様ご存じだと思うんですけども、5月8日、9日の2日間でリレーをするように決定しております。

長崎県のスロットが約170ですので、2日間で約170名が走るということで、そのうち何名かは、つまり名前を発表してもよいと言った方々に関しては既に発表させていただいているところでございます。

今回の予算で何を要求しているかと申しますと、一つは、聖火リレーにおいて、かなり大規模な交通規制が実施されますので、その交通規制に関して県民にしっかり周知を図って、支障がないように、県民生活に影響がないように徹底しなきゃいけないと。そのための広報予算として、主にテレビとかで直前にCMを流すということを考えております。

その予算プラス、今回、受け入れに関しては17の市町が手を挙げていただいたんですけど、自ら手を挙げられたにも関わらずなんですが、蓋を開けてみると、警備のための資材費とか、動員するお金とか、かなり経費がかかります。それと併せて、セレブレーションといって、1日目、2日目に聖火リレー自体を祝うようなイベントを長崎市、佐世保市で、おのおのやりま

す。それに関する経費が、どうしても市町だけの負担では重たいので、そのうちの約半分を長崎県も負担するというので、一応、予算化させていただいております。

先ほど、委員から指摘がありました新型コロナウイルスの関係ですが、組織委員会は予定どおりに実施するというので動いてはおりますけれども、ただ、その実施の仕方につきましては、基本方針としては、体調が悪い方とか、聖火ランナーについても、そういうことを見ながら遠慮していただくとか、咳エチケットとか、アルコール消毒液を皆様が集まるところには設置するとか、一般論としてはそういうことがございます。併せて個別実施方針として、各自治体ごとの新型コロナウイルスの蔓延状況とか影響を見ながら、規模を縮小したイベントを考えると。

例えば、福島ではもう既に、沿道での観覧、観客があまり集まらないように自粛を促すとかですね。それから、やるんだけれども、できるだけ影響が少ないように、セレブレーションなども、もしかすると場合によっては入場制限をかけると。これはあくまで、今私が言うと風評被害とかもありますので、何とも言えません。

本県の状況を、今のところでは1週間前ぐらいに決定してと言われているんですけども、それはできるだけ早く、決定できる段階で県民にお知らせしなきゃいけないかと思っています。

ただ、今の段階では、しっかり事業を実施するという方向性は、国も私どもも一致したところでございます。

【前田委員】ぜひ予定どおり実行してほしいと思っています。

事業概要の中に、「東京オリンピック聖火リ

レーの実施により、県内の多様な歴史・文化や魅力を広く国内外へ発信することで地域活性化につなげる」という項目が謳われています。今ご答弁があったことと重なるかもしれませんが、聖火リレーの実施によって歴史や文化や魅力を発信するというところは、各自治体の工夫もあるうかと思うんですが、どういった方法を考えておられるんですか。

【野口スポーツ振興課長】聖火リレー自体は、県民がオリンピックを身近に感じられる地域参加型イベントということと、オリンピックの機運醸成、それに加えて、委員がご指摘された本県の多様な歴史・文化や魅力を広く国内外へ発信すること。

これは、基本的に聖火リレーの様子を、自治体とマスコミとかも上手に使いながら、SNS等を通じて発信していくと。聖火リレーがどこを走っているかというのは、聖火リレー自体は一つしかございませんから、日本の各地、例えば長崎県はいろんな離島・半島、名所、世界遺産的なところと離島もございますので、こういったところもちゃんと聖火リレーは通っているんだよということをしてPRしていくことを、地元自治体と協力しながら、どういう広報ができるかというのを幅広く検討していきたいというふうに考えております。

【前田委員】わかりました。新型コロナウイルスの関係も含めて非常に気をもんでいますし、おっしゃるように、それはもう県が判断することじゃなくて、国の中で一体的に判断していったらと思うんですけども、今、国会で議論されている緊急事態宣言なんかを採用されてくると、ある程度、県の中での判断というものもきてきますので、そこも含めて情報収集に努めながら、鋭意努力してほしいということを要望

しておきます。

議案外でやらせてもらったので、ひとつだけ、この機会に委員の方にも知ってほしいし、担当の部局の認識を問いたいわけです。

スポーツを振興するというのは、県もですが、各市町であったり競技団体、いろんな関係団体が一丸となってやっていかなきゃいけないんだろうなと思っています。

そういった関係団体の中で、公益財団法人長崎県体育協会があります。国体とか、いろんなスポーツ関係の競技の中で主力となってお支えいただいているんだろうなと思っています。設立は昭和45年で、平成25年に公益財団法人に移行している。そこに対しては県からも出資している団体であります。直近で少しご相談等を受けていることがあります。

体育協会の定款にある業務というのは、長崎県におけるスポーツを振興して、県民の体力の向上を図り、スポーツ精神を養うことを目的に、県内の体育・スポーツ関係団体を統括し、行政と協力して県民のスポーツ振興及び競技力向上のための各種事業を実施しているということで、まさにスポーツ振興と競技力向上という意味で、教育委員会の体育保健課がつかさどっていると聞いています。

そこで、問題というか、課題になっているのは、非常に財政状況が厳しくなっているそうです。補助金や委託金など県事業の比率が高く、自主財源の確保が課題となっていて、平成30年の決算状況については、基本財産が1,000万円減少している。それから、過去5年の財政状況の推移についても、一般会計、賛助会特別会計において、平成23年度から預金を取り崩しながら運営をしており、平成29年度には預金を全て取り崩している現状にあるそうです。

それで、なんでこんな厳しい状況になったのかということをはもといていくと、行革というか、県の出資団体の見直しというのが非常に大きな要因になっていて、これは行政が進めることです。このことについて私が賛否を述べるまでではないんですが、この指摘によって、県の関与の見直しということで、52団体の中の一つとして長崎県体育協会も、一つは事業主の視点からということで、指定管理業務に関して適切な県の関与になるよう検討する団体、2団体のうちの1団体に挙げられている。それから、組織的な視点からの見直しということで、団体役員に同一部局から複数就任の見直しを検討する団体の6団体のうちの1団体として長崎県体育協会も対象になっています。

今、役員は理事長が1名、副理事長が1名、理事が21名の中で、非常勤であります。県の職員が2名で、そのうちの1名がスポーツ振興課長ということになります。

そういうことも含めて聞くんですけども、理事として体育協会の中に位置づけている中で、なおかつ、私が今言った長崎県体育協会の直近何年かの厳しい財政状況を見た時に、団体は独立性がありますから、当然ここが努力すべきことだと思うんですが、そこに県の職員が理事で入っているから指定管理に手を挙げられないという規制が入っていますよね。だから、平成23年に一斉に、今まで受けていた指定管理から体育協会が引いてしまった。

そのことも一因となって、財政状況がそこからどんどん厳しくなっているということを考えて時に、この見直しの指針を否定するものではありませんが、現況を見た時に、これからスポーツを振興する中で、この体育協会のありようについては、県としても一定、スポーツ振興課

並びに体育保健課を含めたところで、何らかの支援のあり方というか、今後の進め方について、主体的には言いませんが、自分たちも責任を持って関わっていくべきだと私は思っております。

今、もろもろ言いましたけれども、そういうことはもう課長もご承知だと思うので、私の意見も含めて今の認識と、今後どうしていくかということについてご答弁をいただきたいと思っております。

【野口スポーツ振興課長】委員ご指摘のとおり、体育協会には、私も一応、理事として参加させていただいております。

その趣旨としましては、本来、体育保健課が所管している団体でございまして、県内の競技団体の競技力向上を支えると、特に国体とかの強化を担う非常に重要な団体だということ。そういう競技団体というのは、実は私どものスポーツコミッションの団体でもございまして、そこは共通するところが非常にございます。

競技団体の競技力向上を図って、ないしは競技団体をしっかり支えていくことは、競技団体が、私どもがやっている合宿・大会の誘致を支える存在となっておりますので、そこはもう表裏一体みたいな関係がございまして。

体育協会は、今、荒木理事長で、スポーツコミッションの副会長も実は荒木様がやっておられるので、そこで共通して何かできないかというようなご相談を実は受けております。

単純にどうこうという答えは出ていないんですけれども、私どものスポーツコミッションも、できるだけ自立化を目指していかなきゃいけないと。体育協会に関しても、新たな収益事業とか事業のあり方を見直していかなければいけないということで、スポーツを通じて地域を活性

化させていくという視点の中で一緒に何かやれないかということは今後も協議していきましょうというスタイルでやっております。

理事という立場が、先ほどおっしゃったこともあるので、私の方から提案して、理事は必要がなければ外していただいて、オブザーバー的に理事会とかに参加させていただければ、それで十分だというふうなご提案は実はさせていただいております。まだそれは、きちんと人事の理事会、評議会を通していないので、まだ案ではございますけれども、一応そういうスタンスで。体育保健課長とも、そういうお話は既にしておりますので、そこはできる範囲でしっかりやっていきたいというふうに考えております。

【前田委員】ありがとうございます。最後のあたり、そこまで踏み込んだ答弁が出るとは思っていませんでした。私も提案しようと思っていたんですけれども、県職員2名が理事で入っているがゆえに、指定管理に対して体育協会が手を挙げられないという状況であるならば、理事の中から県職員が引くということも一つの選択肢というか、方法ですねと述べようと思ったんですが、いみじくもそういうご発言がありましたので。

ただ、それだけではなくて、抜本的にどうやってこの団体を健全に独立した団体としていくかということについては、ご助言等も含めてやっていただきたいと思っております。

今お名前が挙がった理事長から聞く話によると、こういう状態が続くと、2~3年後ぐらいには財政が立ちいかないので、国体等の参加にまで影響が出てくるのではないかというようなお話も出ていますので、ぜひ、スポーツ振興をこれから図るという意味においては、関係部署、ほかの部署も含めて協力し合って、いい形で、

この団体が運営できるような形に導いてほしいということを最後に要望しておきたいと思いません。ありがとうございました。

【山口(経)委員長】しばらく休憩します。

午後 4時32分 休憩

午後 4時33分 再開

【山口(経)委員長】委員会を再開します。

【吉村委員】小林委員から資料をいただきまして、決算書を見たかったんですが。

まず、お尋ねしますけど、先ほどの答弁で、基本的には情報公開にそぐわないというような最初のほうの発言でしたが、最後のほうは、破産手続が終了すれば破産法の縛りは取れて公開をすると、県が持っている決算書を公開するというふうに理解したんですが、そのとおりでいいですか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】これまでの本委員会での私の説明といたしましては、まずは破産管財人に対して情報公開を求めたいんですけども、情報開示がなければ、その後、破産手続の終結を待って、今度は裁判所に対しまして関係書類の開示を求め、もし裁判所からの開示もなければ、県として保有している情報につきまして、その時点で旧五島産業汽船が法人として消滅しているということを前提にして、県の顧問弁護士とも相談の上、開示についての判断を行っていきたいといったところでご説明させていただいております。

【吉村委員】なかなか歯切れがあまりようなかげんが、また聞きとうなりますけど、そういう手続は踏むけど、公開するということが判断をさせていただきますので、よろしく願います。

先ほどの小林委員の資料の写しを私も見せて

もらって、これは平成25年の決算資料です。これを見て、恐らく課長は、これを見たというさっきの答弁でしたが、見ておらんとじゃないですか。これを見るということは、今ぱっと計算しただけでも、おかしいわけですよ、この会社の状況が。

法人の健全度をはかる指数として、流動資産を流動負債で割って100を掛けるという指数があるんです。流動資産を流動負債で割るんですから、当然1以上なからんばいかわけですたい。この平成25年の決算公告では、これが37.4ですよ。100を切ったらもう危ないというのに、50も切って37.4というのは、もうこの会社はほとんど死んでいるという話です。

そういうところに、これが平成25年ですけど、平成22年に「びっぐあーす」を新上五島町は買い取っているわけです。だから、その時からずっとこの法人は、経営状況は非常に悪かったというふうに感じるわけです。

そして、この平成25年の決算公告が出されたすぐ後の平成25年9月20日、この時に「びっぐあーす2号」をまた新上五島町が買い取っているわけです、8億7,000万円です、平成22年が5億7,300万円。これだけやってもどうにもならないわけですよ。

だから、旧五島産業汽船はもう潰れてないんですけれども、それまでにやられた経過を見て、県も県議会も国も、やっぱり一定検証をして答えを出さんばいかと、どこがどうだったかということ、当然反省ですけれども。そこにもっていかないといかんというのが私の思いなんです。

先ほど山本(啓)委員からもありましたが、こういう関係は国が許認可権者で、県はただのトンネルなんですね。だから何もできないことが

もどかしいというので、先般の一般質問で、今度は新しい会社が1億7,000万円の検査費用を町から補助を受けると。新しい会社ができる、まだ2年ぐらいですよ。最初は、船の検査、修繕、保守・保全に必要な一切の費用は会社負担という契約を結んであったわけですよ。それを1年ちょっとの間に町が全部持つと、そのように変えるということ自体が。だから、もうこの航路の運営というのが非常に難しいとなるわけですよ、結果的に。

それで、この資料も課長からいただきましたが、長崎 - 有川、長崎 - 鯛ノ浦、この2つの航路の旅客輸送の状況は、全体を見ると輸送能力は67万人あるんです、2社です。そして、実際の利用者数は12万8,000人、これをパーセントで出すと乗船率は2割を切るんですよ。だから、2社あったってどうにもならないというのがるので、先ほど山本(啓)委員の意見を聞きながら、なるほどと思ったんですが、やはり県としてそこに何らかの関わりを持って。

この時の朝日新聞ですけれども、経済とか何かわかる大学教授の意見としては、「町の補助は論理的でなく、あまり聞いたことがない」と、大体こんなのはおかしいと言っているわけですよ。

だから、やっぱり一番いい方法は、町や県が国に要望しながら、この2社を1社にして運営をさせるというような働きもせんばいかんとじゃなかかというふうに思うわけですよ。そういう意味で、前法人の整理の検討を進める上で、そういう決算書等をまた出していただきたいんですけど。

それと、破産手続の進行状況はどうなっておりますか。

【樫谷新幹線・総合交通対策課企画監】 まず1

点目の、競合する航路という中で2者が就航していると、利用実績を見て1社であっても十分な数字ではなかろうかといったご指摘がございました。

この点につきましては、競合航路のあり方ということで、平成27年4月に佐世保 - 有川航路に旧五島産業汽船が参入し、同じような競合航路となっています。その際の検証の中で、国に対しまして、こういった競合航路をどういった形で認めていくのかというところの許認可の考え方もお聞きいたしましたけれども、現時点では、いわゆる需給調整規制というのをごさいますので、国としては、審査の基準をクリアすれば、認めていくというお話がございました。

しかしながら、その際において、今般の旧五島産業汽船の経営破たんという中で多くの方の足が奪われたといったことがございましたので、当時、休廃止届出の情報共有がうまくいっていなかったところもございました。

今後、こういった欠損補助を受けている生活航路に新規に参入される際については、県とも十分な情報共有をお願いしたいと。これは政府施策要望に上げているところでございます。

それから、2点目の破産の手続の状況でございますが、以前、本委員会でご説明いたしました、当初は12月末に保有する船舶の売却処分が完了すれば当年度内の破産終結も見込みとしてあり得るというお話を破産管財人から伺っておりました。これにつきまして破産管財人にお伺いしまして、最新の情報といったところで聞き取りをしました。

中身としましては、12月に予定をしていた船舶の売却につきましては、先方からお断りがあったということで処分の話が流れたと。それまでは、破産管財人と1対1という関係で買主

を探して協議をするというやり方をしていたんですけれども、その話が流れたことを踏まえまして、破産管財人からは、いわゆる公募、入札をかけて売却をするといったところを1月に決められたと聞いております。

今度、債権者集会が4月末にございますので、そこがまた一つ進捗が出てくるころかなと思っておりますので、債権者集会が終わりましたら、また直ちに破産管財人にお伺いしまして、船舶の手続、破産手続の終結の見込みをお伺いしたいと思っております。

【吉村委員】それは引き続きよろしくお願ひします。

今度は企画振興部が企画部と地域振興部の2部に分かりますよね。この問題はどっちになるのか、地域振興部か、企画部か、地域振興部になるとかな。引き続き、その申し送りを、誰がどうなるかわからんですが、しておっていただきたいと思ひます。この旧会社の検証、そして検証した後の結論。

それから、これもこの前も言いましたけど、この新会社が過疎債を使うという、非常にイレギュラーなんです。過疎債の使い方の中にあるんです。国土交通省は、国の補助制度の外における地方自治の話なのでコメントできないと。国土交通省は逃げるわけです。

赤字補填ならできるけど、できないところを今度は過疎債で埋めるなんていうことが、普通に考えておかしいなと思うわけです。

新上五島町長は、「補助をする」と言ってるんです。過疎債を借りるのに、町民とか事業者に対して、「補助をする」という言葉を使うわけ。だからもう全く町としては、個人の会社に補助金を出すという考えなんです。

ですから、そこら辺にちょっとずれがあるので、あまりそこが芳しくないというところがあるので、そこら辺も詰めて今後の対応策というのでも県で考えていただきたい。

先ほど、課長の答弁で、そういうことを国にも言いながら連携を強めていくという話でしたから、そういうことで引き続きお願いをしたいと思ひますので、そういう資料の提供というのは随時お願いをしたいと思ひます。

【小林委員】時間が詰まってきておりますので、少し早口で質問したいと思ひますが、ご答弁よろしくお願ひします。

先ほど、前半でお話をしたとおり、こういう決算書が出てまいりまして、2億円のいわゆる資本金を1億9,000万円も減資する、もうちょっと、これだけ見ただけでも会社の経営がどういうふうになっているかということがわかると思ひます。しかも、先ほど、17億3,000万円と言っておったけれども、5億7,300万円、また、8億7,500万円の公金で、「びっくあーす1号」、「びっくあーす2号」を町が買っておるわけですね、もちろん国の公金を使って。

そういうことを考えれば、31億7,800万円の金が五島産業汽船に、尊い国民の税金が投入されて、このような結果になっていると。こういうことでございますから、本当に県がこういう決算書を見ながらチェックをしておいたら、次々にその後に湯水のごとく、今日はもう時間がないから言わないが、後に回すけれども、本当に湯水のごとく、そうやって金をつぎ込んでいると、こんなことが許されるのかと。もうちょっと税金を正しく、まともに使うという、当たり前の行政のシステムをきちんと打ち立てていただかなければいけない。

だから、今日言ったように、平成21年から27



年までの決算書があるわけですから、今から破産管財人がどのような話をするのか、会社法との関係でどうなのか。私自身が提訴しても構わないと、こんなような気持ちでありますからね、よくよくひとつ考えてもらって、検証して、どこに問題があったのかと、こういうぐらいのことはやっぱり我々はやらなければいかんじゃないかということ、ぜひひとつ議事録に残し、また、皆さん方もご検討いただきたいと思いません。

それでは先に進みますけれども、今、同僚の吉村委員から過疎債の話がありました。なんで1億7,000万円の定期検査、いわゆる船のオーバーホールについて、この1億7,000万円を過疎債を使って借りなければいかんのか、また、補助金として出さなければいかんのか。もう実際、先ほどから話があるとおりの、端境用船のそういう契約の時には、一切の費用は全部会社側で出します、こんなようなことになっているにもかかわらず、それから1年後に覚書をまた改めて結んで、その1億7,000万円をいわゆる補助、支援すると、こんなような状態になっているわけです。これも実際うさんくさい。旧会社から新会社になって、そして契約を結んで1年もたたないうちに、こういう改めて1億7,000万円の覚書をつくらなければならないということは、一体何なのか。こうなった要因はどういうふうなことなのか、まずそこをお尋ねしたいと思います。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】今回、新上五島町が新五島産業汽船のほうにドック費を1億7,000万円、負担をするといったことを決定されております。

新上五島町からの説明になりますけれども、会社全体の収支の状況を見る中で、「びっくあ

ーす」の点検費用まで新会社が負担をするというのは、もう難しいという判断をいたしました。（「聞こえない」と呼ぶ者あり）新会社のほうで負担することは難しいと..（発言する者あり）新上五島町からでございます。

一方で、公設民営の船舶が運航する鯛ノ浦 - 長崎航路の安定化のためには、「びっくあーす」の点検費用を町において負担するということが適当ということで、町及び町議会において判断をしたといったところで伺っております。

【小林委員】時間がないから、ぱっぱやってください。

払えないという、新上五島の町長がそういう判断をするということは、何をもってそういう判断をしたのかと。いわゆる新会社のそういう決算書を見て、そういうふうにしたのか。あそこは9月が決算期だから、そういうことからしてみても、そんなに決算の状況がよくなかったのかどうか。決算の内容についてはどのようにあなた方はそこを調査しているんですか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】今年1月に平成30年10月から令和元年9月までの事業年度における新会社の経営状況につきまして、輸送実績も含めて聴き取りを実施いたしております。

輸送実績は、事業開始からの1年間で約8万1,000人ということで、旧会社の7割程度の実績といったところでございました。就航の船舶の隻数は2隻ということで変わってはいないんですけれども、1隻が小型化したこともあって実績が伸びなかった要因になったものと考えております。

経営状況につきましては、航路の収支で見ますと黒字ということで確認をいたしました。ただし、会社全体の損益では赤字ということで、

今回の新上五島町の判断も、会社全体の損益が赤字というところについて判断されたものと思っております。

今回、事業開始年度ということもございましたので、この赤字の原因としては、設備等の購入に係る減価償却費等を計上したといったことで、今期においては赤字になったものと考えております。

【小林委員】今、口頭で言っているけれども、何か根拠があるのか。その根拠というのは、当然のことながら、9月期の決算を明らかにしていただき、その決算の内容をもって、我々は、こういう過疎債が本当に適切かどうかと、こういう判断をしなければいけないけれども、決算書は見ていますか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】決算関係の書類と事業実績を確認いたしております。

【小林委員】決算書を企画監は見たと言ったのか、今、その上で判断をこういうふうにしたと。あなたは、今まで何回も打ち合わせをしてきたけれども、黒字で、決算書は見たことがないと、こんなようなことをずっと言ってきたけれども、なんでここにきてこういう話をするのか、全くわかりません。こんな嘘っぽい話があなたにお似合いだというようなレッテルを貼られないように、もうこう言う嘘っぽい話をする、全くもって、もう今後あなたとは協議ができないということになりますので、その点のところを、あんな話を打ち合わせの時に1回もやってない。じゃ、そのいわゆる決算書はどこなんですか。

部長、新会社は決算書も出さずにして、そういう形で。当然、過疎債は知事が同意をすると。同意をするということは、許可をするということだから、当然のことながら、そういう透明性を高めるとい意味からいっても決算書の内容

は我々議会も把握すべきだと思うんだけど、この決算書を出さないという、今まで企画監は、これは会社の秘密だから絶対に出さないと、こんなようなことをずっと繰り返し、打ち合わせの中で言ってきたけれども、ここにきて、こんなうそっぽい話をして。だから、見たなら見たでいいから、それを明らかに我々にも見せていただくと。こういうようなことで、先ほどから会社法が440条できちんと定義されて、法令で定まっているわけですよ。新会社がそういう決算書を出さないという手はないではないですか。部長の見解を求めたいと思います。

【柿本企画振興部長】新会社の五島産業汽船株式会社の決算の関係のお話ですけれども、この新会社については、離島地域の生活交通を守るということで必要な航路を運航しているということでありまして、新上五島町の町営船であります「びっくあーす」を使用して公設民営方式で航路を運航しているということで、そういった公共的な使命を果たす役割も担っているというふうに考えております。

そういった点ですとか、（「短い答弁をしてくれよ、必要なことだけ」と呼ぶ者あり）会社法における決算公告が求められている点も考慮すれば、五島産業汽船株式会社の経営状況は重要な情報だと考えておりますので、県としては、同社に公表についても話をしているところでございます。同社においても、その必要性はあるという認識も持っているということですので、今後具体的に協議をしていきたいと考えております。

【小林委員】だから、今、部長は決算書を見てないんですね。見たんですか、見てないんですか。企画監は、決算書を「見た」と言ってるわけよ。しかし、あなたの今の発言は、決算書を

今から会社法の440条に基づいて、これは出すべきだと、こういうような発言をされてるわけですよね。そして、それはやっぱり1億7,000万円を過疎債で支出することが本当に適当なのかどうか、知事の同意をそこで与えることが本当に適切なのか。こういう一つの基準になるわけですが、まず端的に、決算書をあなたは見られたんですか、見てないんですか。

【柿本企画振興部長】 企画監のほうが実際に1月に経営状況のヒアリングを行って、その際に決算書は見ているということですが、私は、その状況について報告は受けておりますけれども、決算書そのものは直接は見ておりません。

【小林委員】 1億7,000万円の過疎債を知事が同意をしなければならんと。担当の総責任者である企画振興部長が、その決算書を見てないと。企画監ごときが見て、あなたがそれを見てないという、なんですか、これは。行政としてあるべき姿ですか。私はこの嘘っぽい話を、「ああ、そうですか」と言うわけにはいかんじゃないですか。時間がないから、次にこれは回しますけど。

部長、いいですか。今言われたように、新会社がそういう決算書を株式会社で出さないということは法令に違反しますよと。ここは旧会社については破産手続がいろいろとあっている状況の中だから、これだって正しいかどうかわからんけども、いささかそういう検討の余地はあるけども、新会社については、何一つ、その決算書を出さないという理由は、どこにも存在しないんです。

だから、新会社は明らかに9月期の決算を出して公告をしなければならないという、公にさらさなければならんという一つの規定があるわけですから、それだけはきちんと守らせんとい

かんですよ。いろんな支援を、公的な資金を出して行う新会社の五島産業汽船じゃありませんか。

大体が、10月4日に記者会見で経営破綻するという表明をして、それから後、4～5日の間に新会社が設立しているわけよ。これだって、その3日間は全部休みの日だよ。2～3日間でこっやって新会社ができるということは、例えばの話が、例えばの話ということをして、計画倒産だったのかと言われるような、そんな話だって出てきているじゃありませんか。そんなうさんくさい話が出てきて、離島の島民の皆様方の足を守る、しかも、今回も離島に関していろんな交付金が続々と支出されているじゃありませんか。

そんな点から考えて、今、そういう決算書を部長は見てない、企画監ごときが見たと。そういうような形の中で、それも見てない、見てない、会社の秘密だからとっておったそういう人間が、ここにきて、そんなうさんくさい話をするような、そういう企画監とは一切話ができないということを明言しておきたいと思います。

それじゃ、時間がないからね、過疎債ですけどね。同僚の吉村委員の質問に対して、前川政策監は、こんなふうに言ってます。「この地方債の同意等基準につきましては、地方公共団体の自主性及び自立性を高めるとともに、その運用の公正、透明性の確保を図るという観点から定められたということで、地方債の同意等の基準というのがあるって、例えば、運用の公正、透明性の確保」と、こういうようなことが言われております。

まず、運用の透明性というのは、明らかに決算書も見てない状況の中で、どういう判断の同意を知事がするのかということ。しかも、今度

は公正という立場、公正性、一方の九州商船が、なんと、県議会に対しても、いわゆるこの公金支出はおかしいと、こんなようなことをやるべきではないと、とんでもないことだということで、ここの社長は自らが弁護士でありまして、こういうような、まさに抗議の要請文を県議会の議長宛てに送ってきているではありませんか。こんなものを一体あなた方は、過疎債はもう。

ただ、この用途が、いわゆる使い道がきちんと規定されているとおりだから、そういうようなことを考えていけば、全く透明性とか、公正性とか、そんな一番大事なところが全部、何かしらんけども、全然協議がなされてないと。こんな状況の中で済むとは絶対に考えられないと私は思うけれども、運用の公正、透明性の確保、決算書も見てない、九州商船から、これだけの抗議文があり、また、新上五島町長に対しては、まさに提訴をしているじゃありませんか。新上五島の町長が個人的に1億7,000万円はちゃんと払いなさいと、町にそういう損害を与えてはならないと、こんなようなことを提訴している。

こんなことを考えれば、いとも簡単に印を押すわけにはいかないし、知事がどういう形の中で同意したのかと。これは後々、大きな問題になりますよ、裁判沙汰になりますよ。こういうことを考えた時に、あなた方をこれをどうやろうとしているんですか。

【前川企画振興部政策監】地方債同意等基準の中にございます公正性、透明性と申しますのは、同意を行う際に何をもって同意を行うのかというのをこの基準の中に定めているものでございます。ですから、決算書を見ないと同意ができないのか、あるいは何を見ないと同意ができないのかということをおの基準の中に定めている

ということでございます。

過疎債の場合は、この事業が過疎法に掲げられている事業であるということ、それから、町が議会の議決を経て過疎計画に掲げられているということ、この2点をもっていけば過疎債の同意は、逆にしなければならないというふうに定めておりまして、県の選択肢といたしましては、もう同意をする選択しかないというところでございます。

【小林委員】そういうようなところで知事が同意をすると。インターネットで見ても、過疎対策事業債の概要ということで、要するに、都道府県の知事が市町村ごとに同意、許可を行うと、こういうことになっているわけですよ。

だから、それなりのやっぱり根拠をきちんと示して、だからこうなんだというところの中に経営状態、それから九州商船という、まさに競争相手が同じ路線を競合して走ってるんですよ。一方には1億7,000万円を出し、一方には全くお金を出さない。こんな不公平なあり方がまかり通るといふことに対して、県は、そこについて何とも、これだけの具体的な要請文が出ているにもかかわらず、それに今のような前川さんの答弁が出てくるのかと、驚きです。

いずれにしても、今の状況の中で、時間がないから、そういうようなことで終わりますけれども、ずっと永遠に総務委員会は、また6月定例会、9月定例会、続きますので、きちんとしたそういう内容で、これは裁判沙汰になっても仕方がないと、こういうような受け止め方の中でやらざるを得ないと思いますから、そういう点をよく考えてもらって。

ただ、部長、さっき言ったように、新会社の決算書は、必ず法令に基づいて提出してもらって、我々もひとつきちんとそれなりの評価をさ

せていただきたいと、こういうように思っておりますから、ここはひとつ最後に企画振興部長としての、今、私が申し上げたようなところをきちんとご答弁いただきたいと思います。

【柿本企画振興部長】先ほどもご答弁させていただきましたが、この五島産業汽船株式会社、新会社の決算の状況につきましては、県としても、会社法の規定も踏まえて公表をするということ働きかけているところでございますし、同社においても、その必要性はあるというふうに認識しているということですので、具体的にこの協議をしていきたいと考えております。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】ほかに質問がないようですので、企画振興部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

-----  
午後 5時 5分 休憩

-----  
午後 5時 5分 再開  
-----

【山口(経)委員長】委員会を再開します。

これをもちまして、企画振興部の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、危機管理監及び総務部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午後 5時 6分 散会  
-----

# 第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年3月12日

自 午前10時 0分  
至 午後 2時28分  
於 委員会室 1

秘書課長	伊達 良弘 君
広報課長	田中紀久美 君
人事課長	大安 哲也 君
新行政推進室長	大瀬良 潤 君
職員厚生課長	山下 明 君
財政課長	早稲田智仁 君
財政課企画監	園田 貴子 君
管財課長	松田 武文 君
管財課企画監	太田 昌徳 君
税務課長	原 清二 君
情報政策課長	山崎 敏朗 君
総務事務センター長	松村 重喜 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	山口 経正 君
副委員長(副会長)	北村 貴寿 君
委員	小林 克敏 君
"	山口 初實 君
"	前田 哲也 君
"	中島 浩介 君
"	山本 啓介 君
"	大久保潔重 君
"	吉村 洋 君
"	麻生 隆 君
"	堤 典子 君
"	浦川 基継 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

危機管理監	荒木 秀 君
危機管理課長	近藤 和彦 君
消防保安室長	宮崎 良一 君
-----	
総務部長	平田 修三 君
総務文書課長 (参事監)	荒田 忠幸 君
県民センター長	鳥谷 寿彦 君

6、審査の経過次のとおり

-----  
午前10時 0分 開議  
-----

【山口(経)委員長】 おはようございます。

ただいまから委員会を再開いたします。

これより、危機管理監及び総務部関係の審査を行います。

【山口(経)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

危機管理監より、予算議案説明をお願いいたします。

【荒木危機管理監】 おはようございます。

危機管理監関係の議案について、ご説明いたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料危機管理監」の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算(第6号)」のうち関係部分

であります。

はじめに、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち危機管理監関係について、ご説明いたします。

歳入予算は、合計で1億8,095万1,000円を計上いたしております。

歳出予算は、10億8,123万8,000円を計上いたしております。

このうち、主な事業についてご説明いたします。

防災対策費につきましては、災害対策基本法や長崎県地域防災計画に基づく防災行政の推進、総合防災訓練等の実施、また、自主防災組織結成に向けた防災推進員養成講座の実施等に要する経費として、4,114万4,000円を計上いたしております。

そのほかの事業につきましては、記載のとおりでございます。

3ページをご覧ください。

令和3年度以降の債務負担を行うものについて、主なものをご説明いたします。

防災ヘリコプター運航管理業務に係る令和3年度に要する経費として、1億5,000万円を計上いたしております。

次に、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち、危機管理監関係について、ご説明いたします。

歳入予算は、合計で8,930万円の減を計上いたしております。

歳出予算は、4,497万円の減を計上いたしております。

これは、主に原子力災害対策整備事業費において、国に交付申請をしておりました原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の内示減によるものであります。

また、債務負担行為につきましては、統合原子力防災ネットワークサービス衛星通信サービスに係る令和2年度に要する経費として1,103万6,000円、国有林野貸付契約に係る令和2年度から令和4年度までに要する経費として15万円を計上いたしております。

最後に、令和元年度の予算につきましては、今後、年間の執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますことから、3月末をもって、令和元年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山口(経)分科会長】次に、総務部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【平田総務部長】総務部関係の議案について、ご説明いたします。

総務部の「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第9号議案「令和2年度長崎県庁用管理特別会計予算」、第12号議案「令和2年度長崎県公債管理特別会計予算」、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第84号議案「令和元年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第1号）」、第87号議案「令和元年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）」であります。

はじめに、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分について、ご説明い



たします。

歳入予算の総額は、5,554億6,047万6,000円、歳出予算総額は、1,861億1,354万7,000円を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容は、本庁舎及び振興局庁舎の改修等に要する経費、税務事務の総合的な電算システム運用等に係る経費、電子化の推進及び情報ネットワークの維持管理等に要する経費であります。

また、債務負担行為については、地方機関等施設の電力調達の入札導入に係る令和3年度に要する経費等を計上いたしております。

次に、第9号議案「令和2年度長崎県庁用管理特別会計予算」についてであります。

歳入予算、歳出予算ともに総額2億4,173万9,000円を計上いたしております。

また、債務負担行為として、文書集中收受発送に係る令和3年度に要する経費を計上いたしております。

次に、第12号議案「令和2年度長崎県公債管理特別会計予算」についてであります。

歳入予算、歳出予算ともに総額454億6,537万7,000円を計上いたしております。

次に、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち、関係部分についてご説明いたします。

補正予算額は、歳入予算総額150億5,857万6,000円の減、歳出予算総額6億229万6,000円の増を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容は、県庁舎建設整備基金の廃止に伴う産業文化振興基金積立金等の増、地方消費税に係る他県との清算金の増であります。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

今回、繰越明許費として、県有施設等災害復

旧費942万3,000円を計上いたしております。

これは、環境部所管の県有施設、野崎島ワールドパークの災害復旧に要する経費で、国との調整に不測の日数を要したため、繰り越しを行うものであります。

次に、第84号議案「令和元年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

補正予算額は、歳入予算、歳出予算ともに5,322万7,000円の減を計上しており、歳出予算の主なものは、文書集中收受発送費の減であります。

次に、第87号議案「令和元年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）」について、補正予算額は、歳入予算、歳出予算ともに18億6,644万1,000円の増を計上しており、歳出予算の補正の主なものは、借換債の増であります。

最後に、令和元年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和元年度の予算については、今議会の補正をお願いいたしておりますが、今後、年間の執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じることから、3月末をもって、令和元年度の予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)分科会長】 次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料（政策的新規事業）」について説明を求めます。

【荒田総務文書課長】 「政策等決定過程の透明

性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡大に関する決議」に基づいて、提出しております政策的新規事業の計上状況の資料について、ご説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

総務部関係では、一番上に記載していますとおり、長崎県情報発信促進事業費の1事業を、新規事業として計上しております。

その事業概要につきましては、関係人口の創出・拡大につなげるため、市町と連携強化を行い、首都圏、関西圏に新たに福岡圏を加えた都市部において、効果的なパブリシティ活動や動画等を活用したプロモーションの展開を行うことで、本県に興味・関心を持つファン層の掘り起こしを行うものでございます。

なお、要求額と計上額は、記載のとおりでございます。

以上で、資料の説明を終わらせていただきます。

どうぞご審議を賜りますよう、よろしく願います。

【山口(経)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【麻生委員】 おはようございます。予算議案について、お尋ねをしたいと思います。

今回、12億円近くの電算予算が書かれておりました、前年度対比約1億円近く上がっていますね。しかし、補正予算で見ますと、これもやっぱり1億円近く減額補正がされているんですよ。

今回、令和2年度の予算として1億円近く上がった根拠と中身を教えてくださいませんか。

【山崎情報政策課長】 今回、1億円ぐらいの増

を見込んでいることについてでございます。

一番大きなものとしたしましては、来年度からサーバー関係の仮想化、これが個々にあるサーバーを集めて、集合して、予算の削減を図るものですが、その経費が5年分で約5億円、今年度分が1億円の増、それが一番大きな要因でございます。

【麻生委員】 サーバーに設定するためにやっているということでもありますけども、77号議案の関係でいうと、これも1億円以上の補正が出ているんですね。電算推進事業費ということで、これも約9,500万円ぐらいマイナス補正で出ていますけれども、これと関連して新しくサーバーの、その差額が出るぐらいですから、そういう予算の中でもしなくても、現状として12億円の、同じ1億円、1億円ですから、状況的には、それぐらいの効果が見込めないのかどうか。

併せて、この電算推進事業費を約1億円近く補正しているんですけども、達成しなかった理由とか、そういう状況もわかれば教えてくださいませんか、関連して。

【山崎情報政策課長】 2月補正の一番大きなマイナスの原因としましては、電子県庁システムを長崎県の場合は独自開発しております、特殊な言語を使っております。その言語のサポート期間が切れることから、新たな言語を組み込んでシステムの改修をやっておるんですけども、それを独自開発で、元の言語から新しい言語に換える、その開発をしております。そこが今年度、一番立て込む時期ではあったんですが、計画自体がタイトなことがありまして、あまり性急にやり過ぎると、途中、途中の経過を見ながら進めていく必要があったものですから、そこをもう少し緩やかにしようということを経済の中で決めたものですから、それで約4,700万円の

減が生じております。それが主な原因でございます。あとは入札執行残とか、そういったものがございまして。

【麻生委員】わかりました。要因としては、その言語関係の変更で減ったと。

さっきサーバーを集約されてやるということで、今回、1億円近く状況が変わった分で、効果的にはどういう形の削減が見込めるとかはあるんでしょうか、その点教えてもらえますか。

【山崎情報政策課長】サーバーの仮想化ですが、県庁にありますサーバー245台、これを物理的に13台のサーバーに集約する予定にしております。その関係で機器のハードの費用がかなり減額になるものですから、サーバー仮想の費用が5年間でトータルで5億ぐらいかかるんですが、この新しい仮想基盤をつくることによりまして約1億6,000万円の削減を予定しておりますとございまして。

【麻生委員】この状況として、改めて効果があるということで今回の投資をやるということでありましてね。わかりました。ぜひ効果が上がるような展開をお願いしたいと思います。あと何点が質問させていただきたいと思っております。

実は、一般会計の債務負担行為の中でお尋ねしたいと思っております。

63ページの地方機関等設備運営費の中に債務負担行為3億5,600万円がありますけれども、地方機関の電力調達入札に参加するための契約を事前に行うんですよということでありまして。これに関して県内でも地方電力会社が発生してきました。ここについて県としてのお考えをお尋ねしたいと思っております。

【松田管財課長】地方電力会社の進出ということでのお尋ねですがけれども、もともとは九州電力等が大手ということで、それに対して、電力

調達の自由化に伴いまして、それぞれの地域で電力会社が出てきております。

県の契約に当たりましては、環境に対応できているかという部分も、環境部の方で、そういった登録というわけではありませんけれども、チェックしてもらっているということもございまして。入札に当たっての排除ということは当然ありませんし、入札に当たっては、そういったところももちろん入っていただいて通常の入札手続を取らせていただいているという状況でございまして。

【麻生委員】この前、五島市にお邪魔した時には、五島市挙げて再生可能エネルギーをやるということで相当頑張っておられて、五島市としてもインセンティブを挙げて地元還元したいということがありましたので、今、県としても再生可能エネルギーをやっていこうということで機運を高めているわけですから、こういうことについても地域を限定して、一括ではなくて分散した形で、離島だとか取組をしているところについても取り組むことができないかと思っておりますけれども、そういうことについてのお考えをお尋ねしたいと思っております。

【松田管財課長】今回、地方機関の電力調達につきまして、一つは働き方改革ということで、本庁で一括して入札手続を行うことによりまして、地方機関の職員の負担を減らすということ。もう一つは、電力調達を一括で調達することのスケールメリットによる調達額の抑制という部分も一緒に考えて行ったものでございまして。

地域に貢献されているそういった電力会社と独自に契約を結ぶということに関しまして、どうしても、これは一般競争入札が原則でございますので、随意契約の理由が明確に示せるものでありまして、そういったことも可能かと

はと思いますが、原則、一般競争入札ということ  
で対応しているところでございます。

【麻生委員】わかりました。一括としていくと  
いう点でスケールメリットがあるということであ  
りますけれども、ぜひ、地方においては、振  
興局においてはいろいろ取組がありますので、  
今後の参考をお願いしたいと思います。

続きまして、43ページの歳出についてお尋ね  
をしたいと思います。元利償還金の返還につい  
てでございます。

これは約1,008億円程度ありますけれども、利  
子が0.7%近くになっております。借換債の關係  
で確認しましたら、ここが0.1%の状況で設置さ  
れております。

今回、元利償還について、ある程度金利の高  
いものを、随時、借換債として金利の安いもの  
に取り換えていくことが必要だと思っております  
けれども、今回の元利償還についての今後の  
お考え方をお尋ねしたいと思います。

【早稲田財政課長】県債の資金の多様化という  
ことに関しまして、特に利息関係でありますけ  
れども、現在、県では、県債の調達につきまして、  
市場からの調達の市場公募債でありますとか、  
あるいは銀行からの調達、入札による調達と  
いった多様化を進めております。

そのような中で、現在、委員からご質問があ  
りました利子の調達の部分については、例えば  
全国の市場公募債でいいますと、利率が非常に  
低くなっておりまして、0.05%というような利  
率の状況も今年度あったところです。

したがって、現在、財政課の方針としまし  
ては、そういった全国の市場公募債の調達状  
況を踏まえまして、銀行との協議、交渉におい  
ても、そういう全国水準において、低金利の状  
況下なので、そのような利率を採用して、資金

の調達が行えないかということをしかりと協  
議して、利率の低下をすることによって、この  
ように今回も非常に落ちておりますけれども、  
財政負担というのは軽減されますので、そのよ  
うな姿勢で当たっていきたいと考えております。

【麻生委員】今、元利関係を含めて高い金利に  
過去に変えているのかなと。

以前、総務省が改善する時によって、これは  
水道関係でございましたけれども、公共下水と  
かというのについて、改善の見込みについては、  
一定の期間で回収するというので借り換えを  
促進するということがありましたけれども、制  
度が違うものですから、改めて高い金利につ  
いて見直しをしながら、順次返還していくとい  
うことについて、限られた財源の状況ですから、  
ぜひそういったものを詰めてもらって、今、さ  
っき言われた0.05ですかね、大変安い金利で動  
いておりますので、状況的には詰めていただき  
たいということをお願いして、質問にかえたいと  
思います。ありがとうございました。

【山口(経)分科会長】ほかにありませんか。

【前田委員】危機管理の予算の中で2017年度  
から始まった総務省の緊急防災・減災事業、地  
方債の分ですが、延長されて2020年度、新年度  
が最終年度ということ、その後の延長はどの  
うなるかわかりませんが、2020年度が最後と  
いうことになっております。

そうした中で、危機管理課の予算の中で、こ  
の緊急防災・減災事業を使った事業予算が幾ら  
あるのかお答えをいただきたいと思っております。  
集計に時間がかかるようだったら議案外の中でや  
っても結構です。

その間に1点だけ、総務部の情報政策課にお  
尋ねしたいんですが、K P Iの指標でも出てい  
ますけれども、市町の固定系超高速ブロードバン

ド整備事業ですね。これが令和2年度は115地区、基準年が101地区の115地区ですから、予算上は、この差し引きの14地区分の予算が上がっているという理解をしていいですか。予算額も含めて、お答えをいただきたいと思います。

【近藤危機管理課長】危機管理課関係の緊急防災・減災事業債の関係でございます。

今年度の予算に計上をお願いしている内容については、この起債を充てる部分はありません。過去におきましては、防災行政無線の再整備や、Jアラートの更新等に、この起債は使っているところでございます。

【前田委員】ないんですね。ただ、以前から私はちょっと意見もしてたんですけども、「防災・減災事業の地方債は、東日本大震災を教訓として緊急性が高く、即効性のある防災・減災等のための事業のうち住民の避難や行政・社会機能の維持及び災害に強いまちづくりに資する事業が対象となり、災害時の指定避難所における避難所の生活環境のための施設整備費用などが含まれます」というふうに書いてあって、限定的な事業ですから十分これを活用してほしいということをお願いしておったんですが、新年度がないということで、こういった趣旨に基づいて制度化されているもので、本県においては、今のところ積み残しもなく十分やれているという理解をしていいですか。

【近藤危機管理課長】先ほど委員のご指摘がございました避難所の整備、環境の整備等につきましては、市町の方で、この起債を使いながらやれる事業も多々あるかと考えておりますので、市町に、こういったものがあるよというような形でお話をしているところでございます。

あと、県につきましては、本課以外の防災・減災のインフラ的なところで土木部や、農林部

で、こういった事業を使いながらやっている部分はあるかと認識しているところでございます。

【山崎情報政策課長】市町の固定系超高速ブロードバンド整備地区における整備地区が増えたことについてでございます。

市町のブロードバンドの整備につきましては、市町単位ではなくて、各地域単位でのサービスが提供されているということがございまして、今までの区分でいきますと、なかなか具体的な進捗率というのが整理しにくいというところがございます。

そういったことから、整備地区の単位を見直しまして主要局単位、NTTにおきます光ケーブルによるサービス提供装置の入った施設ですが、その主要局単位で、今後、整備の具体的なサービス提供地域の把握を行うということで、146カ所のうち最終目標を139カ所にしているところでございます。

あと、予算の絡みですが、具体的にこのブロードバンドの整備を行うのは、市町が行っておりまして、県は、その整備に対しての技術的な助言でありますとか、国とのやりとりでありますとか、他市町との情報を提供して、より具体的に進めていただくための、そういった技術的助言をやらせていただいております。

【前田委員】私、県も財源の負担があると思っただけなんですけれども、そこはないということでもいいですね。

【山崎情報政策課長】委員おっしゃるとおり、県の負担はございません。財政支出はございません。

【前田委員】わかりました。ちょっと勘違いしておりました。

ただ、その139地区を令和7年度ということで

目標値にしていますし、今の話を聞くと、市町の中で判断しながら進めていくことと思うんですけれども、ただ、県の立場として、助言とか、国に対する窓口になるということであれば、こういう地区はもう早急に解消していくべきとされていて、計画は計画であってもいいですけれども、これをやっぱり前倒して、どこにいても同じような条件で受けられるようなブロードバンドを整備するというのは大きな課題だと思いますので、ぜひそこは積極的に、財源負担があると思って聞いたんですけれども、なくても市町に対しての支援というものをお願いしておきたいと思います。

それと、麻生委員の質問を聞いていて1点質問ですが、さっき随契でできないという話をしましたけれども、エネルギー分野の経済の域内のお金の循環を見た時に、さまざまな業種がある中で、やっぱりエネルギーの分野が一番域外にお金が出ていっているんですね。

そう考えた時に、地域にお金を落とす仕組みというか、そういう視点が必要だと思ってて、そうなった時に指名の競争であったり、随契というものを、私は検討してもいいと思うんですが、そのあたりはいかがですか。域外にお金 flowed ことを含めてちょっと大きな話なんで、総務部長からご答弁いただけるなら、そういう視点を持って今後取り組んでほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

【平田総務部長】経済循環としての中での地域エネルギーというのは、確かに重要な視点だと思っています。

ただ、一方で、我々が電力を調達する時の方法論ということになりますと、先ほど管財課長も申しあげましたように、様々な制約が一方であるということも事実でありまして、その中で

う折り合いをつけていくのかという部分もあるんですけれども、そうなってきますと、それは制度的なところでいけば、県単体で工夫していくというよりも、もっと大きなところでの見直しの検討をお願いするのか、制度的なところの話になってくるのかということになってくるかと思っています。

委員がおっしゃられている視点というのは、私も以前から考えている視点ではあるんですけれども、現実に県としての調達をするに当たっては、今の時点では一般競争入札でやるということで結論立てて、今の取扱いを考えているわけですけれども、これが未来永劫そういう状態が続くことがいいのかどうかということについては、考えていく必要もあるのではないかと考えています。

【前田委員】慎重なご答弁をいただいたと思いますが、そうは言ってもですね、片や新産業として頑張りましょうと、他の部局も含めて進めてきている中で、国の制度が変わる中で、当初よりもなかなか厳しい状況にある中で、産業を育てるという意味でも、そこはいろんな制度間の中でのしがらみはあるかもしれませんが、一步踏み込んでやれるんじゃないのかなと思っていますので、今後、検討していくことを含めて要望としておきたいと思います。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【山口(初)委員】おはようございます。防災ヘリコプターの関係で、基本的なことについて少しお尋ねします。

私だけがわかっていないのかわかりませんが、県内で、今、防災ヘリを何機保持されて運用されているのか、まず、お尋ねします。

【近藤危機管理課長】防災ヘリは1機、県が持

っております。市町は持っておりません。あとはドクターヘリがございますし、県警もヘリを1機持っているという状況でございます。

【山口(初)委員】ということは、状況に応じて、それぞれ使い分けている、そういう状況だと思えますが、年間にどれくらいの出動件数になっているんですか。

【近藤危機管理課長】平成30年度の状況でございますけれども、出動時間は、217時間の出動となっております。うち災害の活動として73時間、訓練飛行で110時間といったような状況です。あと、緊急搬送につきましては、33件、31時間というような状況でございます。

【山口(初)委員】県内の皆さんが安心して生活するためには、防災ヘリがいつもかつも飛んでいるという状況は好ましくはないと思うんですが、やっぱり県民の皆さんの安心を、特に離島圏も多いし、いろんな長崎県の状況を見た時には、本当にしっかり対応していただかなければならない状況だと思っておりますので、よろしくお願いたします。

ただ、今これだけの離島を抱えた中で、長崎県の防災ヘリが1機で間に合っているのかというのちょっと心配するところです。それほど、今、大きな災害等が出てないのはいいことではあるんですけれども、その辺についてはどうお考えですか。

【近藤危機管理課長】非常に多額の費用と申しますか、運航にかかります維持経費、あと隊員の確保、そして運用する先にも、経費が非常にかかりますので、簡単にどこでもというような導入は難しいかと思っております。

ただ、防災ヘリにつきましては、九州では今5県が持っておりまして、協定を結びまして、何かあった場合にはすぐ応援体制ができており、

海上自衛隊や、海上保安部でもヘリは持っておりまして、万一の時には、そういった機関と協定を結びながら、いろいろと活動をしていただいているところでございますので、そういった関係機関と十分連携しながら対応してまいりたいと思っております。

【山口(初)委員】わかりました。要するに、県内それぞれの部署の協力関係で今頑張っておられるんだとわかりました。

県の防災ヘリの出動要件といいますか、このところもある程度明確になっておるんだと思えますけれども、簡単に、概略教えていただけますか、どういう時に使えるものか。

【近藤危機管理課長】ヘリの一番の特性であります迅速性、そして機動性が必要な案件につきまして、ヘリを要請していただいて、それに対して対応するというところでございます。

例えば、被災状況を、上空からの情報収集、緊急物資の運搬、そして救急患者等の人員の搬送、山岳救助や、海難救助における捜索救助のほか、山林火災等がありましたら、空中からバケットで水を放水するとか、そういったような活動等でございます。

【山口(初)委員】そういうことで九州各県との連携も図られているようですが、長崎県としても他県の応援に出るということは、今まであっているんですか。

【近藤危機管理課長】協定を結んだのは昨年度からでございますけれども、それまでも応援要請があれば派遣しておりまして、九州北部豪雨だとか、一昨年は西日本豪雨など、他県の方にも、そういう要請に応じて対応しているということです。

実績としましては、昨年度につきましては、正確な数字は持ってないんですけれども、3県

ほど行ったと認識しております。

【山口(初)委員】わかりました。昨日、いわゆる東北大震災から9年目で、私どもも、ここで黙禱を捧げたんですが、長崎県としても、いつ、何どき、どういうことが起きるか。起きないことを望んでいるわけですが、きっちりと備えをしておいていただきたいと思います。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分、第9号議案、第12号議案、第77号議案のうち関係部分、第84号議案及び第87号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【山口(経)委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

危機管理監より総括説明をお願いいたします。

【荒木危機管理監】危機管理監関係の議案について、ご説明いたします。

お手元に配付しております「総務委員会関係議案説明資料」の危機管理監をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第17号議案「長崎県危険物等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例」でございます。

この条例は、高圧ガス保安法関係手数料令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の公布等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の所管事項について、ご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、長崎県国土強靱化地域計画の一部改定について、令和元年度雲仙岳火山防災協議会の開催について、長崎市町消防広域化推進計画の再策定についての3件でございます。

説明資料危機管理監の1ページをご覧ください。

まず、長崎県国土強靱化地域計画の一部改定についてでございます。

昨今の自然災害の頻発化・甚大化を受け、閣議決定された「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」により、災害時に人命・経済・暮らしを守り、支える重要なインフラ機能を維持できるよう緊急を要する対策が進められているところでありますが、令和3年度以降は、国土強靱化予算の配分方針を「見える化」し、計画が策定されている事業に予算配分することを「要件化」することとされております。

このため、令和3年度予算要求に向けた裏づけとして、県、教育庁及び県警本部の関係主管部課長等を本部員とする推進本部会議を開催し、計画の必要な改定を行ったところであります。

なお、本地域計画は、総合計画の終期に合わせて、来年度、次期国土強靱化地域計画を策定することとしており、引き続き、災害に強く命を守る県土強靱化の推進に努めてまいりま



す。

説明資料危機管理監の2ページをご覧ください。

次は、令和元年度雲仙岳火山防災協議会の開催についてでございます。

去る2月4日、雲仙市において、島原半島3市、火山専門家、関係機関などからなる委員の方々にご出席いただき、令和元年度雲仙岳火山防災協議会を開催いたしました。

本協議会は、平成27年度に法定協議会として設置したものでありますが、本年度は、各関係機関の実務担当者などで構成する幹事会を2回開催し、噴火災害に備えたさまざまな対策の検討を行ってまいりました。

今回の主な審議事項といたしましては、平成新山山頂付近に設定されている警戒区域の更新、避難促進施設の指定など、住民等に対する防災対策をご審議いただいたところであります。

今後も、引き続き、火山災害に備えた対策を推進してまいります。

最後に、長崎縣市町消防広域化推進計画の再策定についてでございます。

説明資料（追加1）の危機管理監の1ページをご覧ください。

「長崎縣市町消防広域化推進計画」につきましては、人口減少や災害の激甚化が進む中、消防体制の維持・強化を図っていくために再策定することとし、長崎縣市町消防広域化推進協議会などにおいて検討を進め、素案を取りまとめました。

今後、この計画の素案について、県議会からのご意見を踏まえるとともに、パブリックコメントを行い、再策定に向けて取り組んでまいります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を

終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山口(経)委員長】次に、総務部長より総括説明をお願いいたします。

【平田総務部長】総務部関係の議案について、ご説明いたします。

総務部の「総務委員会関係議案説明資料」をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第18号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、第19号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、第20号議案「職員の服務の宣誓に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」、第21号議案「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、第22号議案「知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」、第23号議案「内部組織の設置に関する条例の一部を改正する条例」、第24号議案「長崎県吏員恩給条例の一部を改正する条例」、第25号議案「長崎県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と長崎県吏員恩給条例による恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例」、第26号議案「長崎県県庁舎建設整備基金条例を廃止する条例」、第27号議案「長崎県税条例の一部を改正する条例」、第28号議案「ふるさと長崎応援寄附金基金条例」、第59号議案「包括外部監査契約の締結について」であります。

はじめに、条例議案についてご説明いたしま

す。

第18号議案及び第19号議案につきまして、これらの条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律による旅券法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第20号議案について。

この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布による会計年度任用職員制度の創設に伴い、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

続いて、第21号議案につきまして。

この条例は、柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することで、職員が、その能力を充分発揮しながら、効率的に勤務できる環境を整備し、公務能率の向上につなげるため、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

続いて、第22号議案についてでございます。

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、知事や職員等の県に対する損害賠償責任の一部を免責することができるようにするため、条例を制定しようとするものであります。

第21号議案、第22号議案につきましては、後ほど人事課長から、それぞれ補足説明をさせていただきますと思います。

続いて、第23号議案。

この条例は、重要施策等の企画立案及び連携体制並びに推進体制を強化するため、内部組織及びその分掌事務の一部を改正しようとするものであります。

続いて、第24号議案。

この条例は、民法の一部を改正する法律の公布に伴い、時効に関する規定の整備が行われたことによる所要の改正及び漁業法等の一部を改正する等の法律の公布に伴う引用規定の条ずれに対応する所要の改正をしようとするものであります。

第25号議案でございます。

この条例は、漁業法等の一部を改正する等の法律の公布に伴い、引用規定の条ずれに対応するため、所要の改正をしようとするものであります。

第26号議案。

この条例は、県庁舎建設整備事業の完了に伴い、長崎県県庁舎建設整備基金を廃止しようとするものであります。

第27号議案。

この条例は、法人二税の課税事務の効率化及び調査事務の強化を図ることを目的にした地方機関の組織・人員体制の見直しや引用法令の改称に伴い、県税条例を改正しようとするものであります。

内容としましては、離島地区における法人二税の課税事務を長崎振興局に集約することに伴い、県税の賦課事務における知事の課税権の委任規定の整備を行います。その他、通称「デジタル手続法」の正式名称が改正されたことに伴い、引用部分の改正をしようとするものであります。

第28号議案。

この条例は、ふるさと納税制度を活用して本県への寄附を募るふるさと長崎応援寄附金について、寄附金実績の増収に伴う資金管理の「見える化」と、「寄附者の想いに応える事業」を効率的かつ重点的に実施するために寄附金の特定財源化へ向けた受け皿を整備することとして、

基金を新設しようとするものであります。

この基金により、今後は、寄附者に共感を得られるよう、例えば、離島における教育・医療、第一次産業の振興など、魅力あふれる使途事業の選定と返礼品の充実を図りながら、各部局とも主体的に増収に取り組む仕組みづくりを積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に、事件議案について、ご説明いたします。

第59号議案。

この議案は、地方自治法第252条の36第1項の規程に基づき、包括外部監査契約を締結しようとするものであります。

なお、この件に関しましては、後ほど総務文書課長から補足説明をさせていただきます。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、令和2年度組織改正について、内部統制制度の導入について、障害者活躍推進計画について、地方創生の推進について、長崎ゆかりの交流会の開催についてであります。

まず、令和2年度組織改正についてですが、令和2年4月1日付で組織改正を行うこととしており、その概要については、後ほど新行政推進室長から補足説明をさせていただきます。

次に、内部統制制度の導入についてですが、地方自治法の改正により、都道府県等の地方公共団体においては、令和2年4月から、「内部統制制度」の施行・運用が義務づけられています。

この制度は、地方公共団体の長自らが、行政サービスの提供等における事務上のリスクを評価・コントロールし、適正な執行を確保するための体制を整備・運用していくことを目的としております。

来年度からの施行に向け、内部統制に関する基本方針案を策定し、3月末に公表を予定してをおります。

次に、障害者活躍推進計画についてですが、昨年6月に障害者の雇用の促進等に関する法律が改正され、国及び地方公共団体が、障害者である職員が、その有する能力を有効に発揮して職業生活において活躍することの推進に関する取組を、総合的かつ効果的に実施することができるよう、障害者活躍推進計画の策定が義務づけられました。

今年度末までに計画を策定することとしており、その内容につきましては、県のホームページに掲載することとしております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山口(経)委員長】次に、消防保安室長より補足説明をお願いいたします。

【宮崎消防保安室長】長崎縣市町消防広域化推進計画の再策定案について説明をさせていただきます。「再策定案概要」という資料をご覧ください。1ページ、2ページに概要をまとめておりますので、ご説明いたします。

まず、1ページをご覧ください。

まず、再策定に至った経緯でございますが、1の(1)のとおり、平成22年に将来の消防体制の整備と確立を図るため、消防組織法や、それに基づく基本指針に基づきまして、知事が、「長崎縣市町消防広域化推進計画」を策定したところでございます。

その主な内容は、四角囲みの中に書いておりますように、小規模消防本部の体制強化のために、自主的な消防本部の広域化を推進すること

とし、組み合わせの基本を「県内一本化」とすることなどを定めましたが、「離島の消防本部にとってのメリットが見出せない」などの理由で進展しなかったところでございます。

また、全国的にも進展が見られなかったことから、(2)のとおり、国は平成30年4月に基本指針の2回目の改正を行い、広域化を推進させるため、都道府県が定めた推進計画の再策定を求めており、本県でも、一昨年から、県、市町等で構成する市町消防広域化推進協議会で協議を進めてきたところでございます。

次に、2でございますが、消防と消防を取り巻く環境の見通しについて書いております。

まず、人口減少に基づきまして、小規模な消防本部の人口減少がさらに進み、高齢化の進行に伴い、救急搬送件数も増加していくことも予想されております。

また、避難することが困難な高齢者の増加で、火災件数の減少にもかかわらず、予防業務の重要性が高まっていくものと考えられます。

また、人口減少に伴いまして地方税収が減少する可能性があり、体制維持のための財政面での困難さが増していくものと考えております。

さらに、人口減少、特に生産年齢の人口減少で、災害時に地域を支える人材が不足していくことから、消防団員の確保に当たっても、これまで以上に力を注いでいく必要があると考えております。

2ページでございます。

また、訪日外国人の増加などに伴いまして、消防におきましてもグローバルな対応が、これまで以上に必要になってまいります。

このように、消防環境が大変厳しい中、広域化を進めることについて、市町消防広域化推進協議会などでご意見を伺いました。

その主なご意見は、3の本県消防体制の強化に向けた基本的な考え方の(1)に書いておりますが、その主なものとして、「離島では初動体制の強化は期待できない」、「はしご車などを共同で整備、配置しても必要な時に間に合わない」など、広域化や県内一本化についてのご懸念の意見をいただいたところであります。

これらの意見を踏まえまして、県、市町で協議し、再策定する計画の案を作成したところであり、(2)に、その方向性を書いております。

まず、広域化は、消防体制の維持強化対策として有効で、県内一本化は、スケールメリットが働く有効な方法と考えられ、現在の計画でも自主的な広域化を推進していく上での基本としていたところでございますが、離島や半島で構成されている長崎県の特殊性、そして市町に、広域化や県内一本化に対するさまざまな懸念があって、これまで検討が進んでこなかったところでございます。

しかしながら、今日の県の人口減少や災害の激甚化を考えますと、消防体制の維持・強化についての検討を停滞させることなく進めていく必要があると考えております。

まず、そのために、こうしたさまざまな懸念が重要なポイントでもありますので、これらについて、県と市町で共同して調査研究していくことなどにより、広域化や連携協力などの消防体制の維持・強化について理解を深めていくことが必要であると考えており、こうしたことを、今後の方向性として位置づけております。

そして、具体的には、来年度、4に書いております具体的な取組を推進していくことといたします。

まず、(1)人口減少が進みます離島の消防体制の維持・強化について、人口減少などに

よる消防業務への影響、そして 現体制のまま、さまざまな工夫をして消防力をどの程度維持していけるのか。それに対して 県内一本化した場合には、どのような組織になって、経費がどの程度減少し、大規模災害時の初動体制がどの程度強化されていくのかなどをシミュレーションし、 と を比較検討するなど、専門研究機関の力もおかりしまして、令和2年度において、調査研究を実施してまいります。

また、（2）消防体制の維持強化に向けた研究会ですが、本土地域にも、平戸市、松浦市という小規模消防本部があり、人口減少も進んでまいりますので、まずは、連携・協力し合う隣接消防本部間で、消防体制の維持強化に向けた研究会を、県南、県北の2つの地域に分けて設置し、現在、そして将来の地域課題について調査研究を進めてまいります。

さらに、消防本部が合併する広域化が困難な場合に、消防業務を連携・協力して行うことで、体制強化が図られることから、（3）でございますが、高機能消防指令センターの整備や「7119」救急安心センター事業などについても、検討をしてまいります。

このように、平成22年に策定した計画を、ただいまご説明した内容の計画に改め、広域化や連携・協力など、消防体制の維持・強化について検討を進めようというものでございまして、4ページ以下の内容が、再策定する計画案の内容でございます。

こうした検討を進めまして、具体的に広域化や連携・協力などについて合意が整った場合には、さらに計画を変更し、広域化などの消防体制の維持・強化を推進してまいります。

今後、本委員会のご意見を踏まえた修正等を行い、その後、パブリックコメントを行って、

計画を策定してまいります。

以上、簡単ではございますが、長崎県市町消防広域化推進計画の素案に関する補足説明を終わらせていただきます。

【山口(経)委員長】 次に、人事課長及び総務文書課長より補足説明をお願いいたします。

【大安人事課長】 今回、ご審議をお願いしております第21号議案「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」及び第22号議案「知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」について、補足してご説明させていただきます。

まず、第21号議案でございます。お手元の「令和2年2月定例県議会総務委員会説明資料」の4ページをお開きください。

初めに、「1.改正要旨」についてでございます。

この条例は、働き方改革の取組の1つといたしまして、柔軟で多様な選択肢を用意することで、職員が、その能力を十分に発揮しながら効果的に勤務できる環境を整備し、公務能率の向上につなげるため、関係条例について所要の改正を行うものであります。

このフレックスタイム制度につきましては、人事委員会の報告におきまして、「フレックスタイム制度の実施について具体的な検討を行うなど取組を進める必要がある」と、そうした報告を受けまして、この間、検討を進め、今年度の7月から試行を行い、制度の内容を整理してきたものでございます。

「2.改正内容」についてでございます。

条例の内容といたしまして、制度利用者の勤務時間の割振り方法などについて規定をするものであります。

具体的には、1点目は、通常、1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるよう割り振っているところを、週を単位としまして、4週間の期間について1週間当たりの平均勤務時間が38時間45分となるよう、一日の勤務時間帯をずらしたり、または一日の勤務時間数の調整をすることを可能とするものであります。

また、2点目は、子の養育、または配偶者等の介護を行う職員、障害者手帳を有する職員について、従来の土日等の週休日に加え、さらに週休日をもう一日設けることを可能とするともに、定められた期間について、1週間当たりの平均勤務時間が38時間45分となるよう割り振ることを可能とするものであります。

次ページ、5ページには、フレックスタイム制度の対象職員、勤務時間の設定方法について記載をさせていただいております。

次に、第22号議案でございます。6ページをお開きください。

初めに、「1. 制定要旨」についてでございます。

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、知事や職員等の県に対する損害賠償責任の一部を免責することができるようにするため、条例を制定しようとするものであります。

今回の地方自治法の改正におきましては、条例において、知事や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任につきまして、その職務を行うにつき、善意で、かつ重大な過失がない時は、損害賠償責任額を限定して、それを超える額を免責する旨を定めることを可能とする改正がなされております。

「2. 制定内容」についてであります。

この自治法改正に沿った形で、今回、賠償責

任額を限定して、それを超える額を免責する旨を定めるものとなっております。

その賠償責任額を限定する際の上限につきましては、地方自治法施行令により示された参酌基準どおり、給与の一会計年度当たりの額に、その表に掲げております職責の区分に応じた数を乗じた額となっております。

最後に、条例の施行日は、令和2年4月1日と考えております。

以上、補足説明を終わります。

よろしくご審議のほど賜りますようお願いいたします。

【荒田総務文書課長】 第59号議案「包括外部監査契約の締結について」、補足してご説明いたします。

お手元にお配りしております資料「令和2年2月定例会県議会総務委員会課長補足説明資料総務部」の1ページをご覧ください。

包括外部監査制度は、1に記載のとおり、地方自治法に定められており、地方分権の推進に対応した地方公共団体の体制の整備及び適正な予算の執行を図るため、都道府県に導入が義務づけられているものでございます。

令和2年度の包括外部監査契約の相手方につきましては、3に記載しておりますとおり、弁護士の本口純吾氏と契約したいと考えております。

選定過程は、4に記載しているとおりでございます。

2ページをご覧ください。

5の契約上限額でございますが、今年度と同様に、1,381万7,100円を設定しております。

なお、6の参考に記載しておりますように、監査のテーマにつきましては、包括外部監査人自らが設定することとなります。

また、監査体制につきましては、包括外部監査人が、あらかじめ県の監査委員に協議し、補助者を定め、監査に当たることとなります。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【山口(経)委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【前田委員】 1点だけですね、第26号議案の県庁舎建設整備基金条例を廃止する条例について、「基金残高29億円を長崎県産業文化振興基金に繰り入れ、県内の産業文化の振興を図る」となっています。

事前に確認しておけばよかったんでしょうけども、この産業文化振興基金の設置目的というか、県内の産業文化の振興というのはどういうことを指しているんですかね。

それで、基金の残高と今年度の取崩し額を確認させてください。

【早稲田財政課長】 この産業文化振興基金につきましては、昭和33年に基金が設置されております。幅広く産業や文化の振興という目的で、その後、平成元年に地域振興という目的で、国から地方交付税が増額された時に、本県の配分額30億円を増設したりですとか、平成14年度には県立の芸術劇場等の文化施設の整備のためということで、文化施設整備基金が廃止されまして、33億円を産業文化振興基金に統合されたりといった変遷をたどりまして、現在の残高としましては約72億円が残高になっております。

使途としまして、これまで活用しましたのが、企業関係の振興ということでファンド関係の原資、例えば、平成20年度の当初予算でファンド創設の時の産業振興財団への貸付けであったり

とか、平成27年度から29年度は、企業立地補助金への財源充当といったことで対応しているところがございます。

【前田委員】 異を唱えるものじゃありませんが、今の課長の答弁等をお聞きする中で、ネットで調べたら平成28年度分が出てくるんですね。6億4,000万円取り崩して、「収支改善のために取崩しによる減」と書いてあるんですよ。

今のご説明を聞く中で、文言だけを読めば、県内の産業文化の振興を図るということで、もう少し民間等も含めて幅広く、この基金が使われているのかなというイメージを持ったんですが、今、ご説明があったとおり、ファンドとか、財団の貸し付けとかという話になると、行政の中での使い勝手がいいと言ったら失礼ですけれども、そのように使っているのかなという気がしますので、本来のこの趣旨、それも多分、産業文化の振興ということにあたりはするでしょうけれども、産業文化振興基金の今後も含めた、この使われた方とか、運用の仕方というのは、もう少し全庁的に検討していただいて、真に産業の各種業界等が求めたり、企業が求めたりするようなことにも使われるものに充ててほしいということを要望しておきます。

【山口(経)委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 ほかに質疑はないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

しばらく休憩します。

-----  
午前11時 7分 休憩  
-----

-----  
午前11時 8分 再開  
-----

【山口(経)委員長】 委員会を再開します。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第17号議案、第18号議案のうち関係部分、第19号議案のうち関係部分、第20号議案ないし第28号議案及び第59号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【近藤危機管理課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました危機管理監関係の昨年11月から本年1月までの実績に関する資料について、ご説明いたします。

まず、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町並びに直接・間接の補助事業者に対し内示を行った補助金につきましては、該当ございません。

次に、1,000万円以上の契約案件につきましては、資料1ページに記載のとおり、原子力防災資機材点検・校正業務委託の1件となっております。

決議意見書に対する処理状況について、該当はありません。

続きまして、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、昨年11月から本年1月に、県

議会議長宛てにも、同様の要望が行われたものにつきましては、島原半島振興対策協議会からの要望が2件、長崎県離島振興協議会及び長崎県過疎地域自立促進協議会からの要望が2件となっており、それに対する県の取り扱いは、資料2ページ以降、記載のとおりでございます。

附属機関等会議結果報告については、該当ございません。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【荒田総務文書課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております総務部関係の資料について、ご説明いたします。

1ページをお開きください。

1,000万円以上の契約状況一覧でございます。

令和元年11月から令和2年1月までの実績は、計3件であり、1ページに、各契約の内容を一覧でお示ししております。

その主な内容といたしましては、県庁舎の行政棟、議会棟、駐車場棟の清掃を行う長崎県庁舎清掃業務1件、ほかとなっております。

また、2ページから4ページにつきましては、入札結果一覧表を添付いたしております。

5ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち令和元年11月から令和2年1月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、長崎県離島振興協議会、ほか1名からの令和2年度離島過疎地域の振興施策に対する要望書1件となっております。



具体的な要望項目としては、資料の5ページから8ページにかけて、県の対応をお示ししております。

9ページをご覧ください。

最後に、附属機関等会議結果報告でございますが、令和元年11月から令和2年1月までの実績は、長崎県公益認定等審議会が1件、長崎県行政不服審査会が2件、長崎県情報公開審査会が4件、長崎県個人情報保護審査会が3件の計10件となっております。

それぞれの会議の結果につきましては、10ページから20ページにお示しをしております。

以上で、資料の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)委員長】次に、新行政推進室長より補足説明をお願いいたします。

【大瀬良新行政推進室長】令和2年度の組織改正案について、補足して説明いたします。

お手元にお配りしております資料「令和2年2月定例会県議会総務委員会課長補足説明資料総務部」の3ページをご覧ください。

企画振興部につきましては、重要施策等の企画・立案及び連携体制並びに推進体制を強化することを目的に、企画振興部を、「企画部」と「地域振興部」に再編することとしております。

企画部には、政策企画課に統轄監付スタッフを配置し、企画・立案及び連携機能を強化するとともに、同課の機能を分割した「政策調整課」、「IR推進課」のほか、ソサエティ5.0の到来を見据えた次世代の先端技術を活用した施策を進めていく「次世代情報化推進室」を配置することとしております。

総務部につきましては、情報政策課を改組し、

「情報システム課」を配置するほか、各部局の長期延滞となっている税外未収金を一括して管理・回収する「債権管理室」を新設することとしております。

地域振興部につきましては、「地域づくり推進課」、「市町村課」、「土地対策室」及び「県庁舎跡地活用室」を設置するとともに、新幹線・総合交通対策課を「交通政策課」と「新幹線対策課」に改組することとしたいと考えております。

また、スポーツ振興課につきましては、スポーツを通じた交流人口の拡大を進め、観光分野との一体的、総合的な推進を図るため、「文化観光国際部」に移管することとしております。

4ページをお開きください。

県民生活部と環境部につきましては、特に、県民生活一般に密着した施策分野について総合的・一体的に施策事業を推進するため、両部を「県民生活環境部」に再編することとし、県民協働課と環境政策課を「県民生活環境課」に再編することとしております。

また、廃棄物対策課は、資源を有効に活用し、再資源化を推進する施策に、さらに取り組むため、「資源循環推進課」に名称を変更することとしております。

出納局につきましては、会計事務の審査と財務会計事務の指導及び会計監督検査等を一体的に実施し、一層連携を深めていくため、出納室を「会計課」に統合することとしております。

以上で、令和2年度の組織改正案の補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

【山口(経)委員長】以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、10番と12番であります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。  
【前田委員】 10番の長崎県獣医師会から出ている「産業動物診療及び公務員獣医師等の確保と処遇の改善に関する要望書」について、質疑を行いたいと思います。

まず、端的に質問させてもらいますが、4項目、要望等が出てますので、総務部が所管する部分の考え方について、ご答弁をいただきたいと思います。

【大安人事課長】 今回の4項目のうち総務部関係でいきますと、2番目でございます給料等諸手当等の処遇の改善の部分、それから、4つ目にあります女性獣医師等の結婚・出産・子育て等の職場環境の改善、こういったことが該当するところでございます。

考え方についてでございます。

2つ目の処遇改善の点についてでございますけれども、この中では、福岡県におきます特定獣医師給料表のお話で、本県のそういった改善の点につきましてでございます。

福岡県におきましては、平成29年に人事委員会からの勧告を受けまして、この給料表を新設し、適用されているところでございます。

この背景といたしまして、福岡県におきましては、医療現場の再編の中で、医療職現場への配置が極めて少なくなっている中で、基本的には行政職の給料表を適用とした上で、特殊性、専門性に着目して、家畜保健衛生所、または食肉衛生所に勤務する獣医師に、この特定獣医師給料表を適用するというようなことでございま

す。

処遇の改善の手段といたしまして、福岡県におかれましては、こういった措置を講じられている一方で、本県におきましては、人事委員会からの勧告・報告を受けまして、初任給調整手当の改善を、この間、図ってきておりまして、そういったことで処遇改善を図ってきているところでございます。

本県の初任給調整手当については、全国的に見ても上位の状況でございます。給料表水準といたしましては、他県と比較しましても、遜色がないものと認識をいたしております。

いずれにいたしましても、こういったところでの給料等の改善につきましては、人事委員会からの勧告・報告のもとに行っていくということでございますので、そういう意味では、独自の対応というのはなかなか難しいという状況でございます。

ただ、他県の状況等については、また、人事委員会の方にも引き続き伝えていくという形を取りたいと思っております。

それから、4点目のこういった出産関係への支援ということでございます。

結婚・出産・子育てに関するところの支援等については、休暇制度でありますとか、勤務時間の制度の充実の中で、この間、育児休暇であるとか、こども看護休暇、育児短時間勤務制度等々の整備を行ってきておるところでございます。

また、そこにあります休職明けの復職の支援のお話もございまして、そういったことに関しまして、例えば、制度的には、休職明けには育児短時間制度を活用しますとか、場合によってはテレワークでございますとか、今回、フレックスタイム制度等もありますけれども、

そういった措置でありますとか、そういったところの中で、これは獣医師さんだけではございませんけれども、全体として、そういった職場環境の整備を進めているところでございます。

【前田委員】 課長から、まず、その4番ですけれども、これは獣医師だけじゃなくて、これから対応していくということで理解はしておきます。

それで2番についてです。今、ご答弁いただきましたけれども、この件は、過去において、獣医師会として人事委員会の方に要望した経緯もあります。

その中で、今、課長がおっしゃったような初任給調整手当の調整という形で、今、進んでおるんですが、今回、こういう形で要望が出ている背景として少し述べさせてもらいたいと思いますが、できましたら、最終的に獣医師だけの話じゃなくて専門職のあり方について質問したいと思いますので、委員長の許可を得て、公務員獣医師に欠員が出てますので、その一覧表を、もしよければ配付させていただいてよろしいですか。

【山口(経)委員長】 はい。

【前田委員】 では、すみません、書記の方、配付してください。（資料配付）

質問を続けます。

それで、努力はわかっているんですけども、ただ、現実的な話として、これは獣医師会からもらっている資料ですけども、職員の採用試験、獣医師の。平成29年度において、募集人員が13名に対して応募者が15名あったと。要は、そこは募集人員以上に応募者がいるんですが、その方たちが15名合格しているんですけども、実際に採用されたのは5名しかいない。ということは、合格しても自己のご都合で本県に入庁し

なかったということですよね。平成30年度は、募集人員が12人に対して応募者が16人いらっしゃいました。結果、合格したのは14人ですけども、採用されているのは14人中6人なんですね。ということは、8人の方が、合格はしたんですけども、ほかの職に行かれたということ。

そういうことを考えた時に、獣医師会としてのありようとして、もちろん仕事の意義とか、いろいろあるとは思いますが、一つには、やはり処遇の問題があるんだろうなということで要望されているわけで、初任給調整手当は改善されておりますが、初任給額や管理職手当は、九州各県の中では低い状況にあるという中で今回要望しておりますので、独自の対応は難しいということですが、改めて、直近の採用状況を見た時に、奨学金制度とか、ほかにもいろいろやり方はあると思うんですが、初任給調整手当だけでは、なかなかここがカバーされないという現状を鑑みた時に、次のステップとして、本県においての、これは福岡県を例にされておりますが、そういうことも検討すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

【大安人事課長】 先ほどもお話をさせていただきましたけども、給料への適用、対応ということになってまいりますと、そこは人事委員会からの勧告・報告、そういったところを基本ベースとして考えていく必要があるかと思っております。

ご指摘がございましたように、実際に獣医師さんの採用確保に困難が生じて、できていない部分がある、それも事実でございます。

状況といたしまして、例えば、獣医系大学を卒業される方々の中では、どうしてもペット診療への志向が強く、公務員志望者が少ない状況の中で、ある意味、各県等での奪い合いがあっ

ているような状況が、実際問題ございます。

そうした意味では、給与面以外の対策というところの中でも、この間、関係部局と連携をしながら、いろんな形の取組も行っているところでございます。その辺の強化についても、しっかり対応していく必要があるかと思っております。

【前田委員】ただ、そうは言いながらも、さっき話した管理職手当だけを見ても、他県と比べて2万円、3万円違うんですね。そういうところも含めた時に検討の余地はあると思いますので、人事委員会勧告にも、また再度要望していきますけれども、人事委員会勧告の判断の中で検討するということですが、現状、そういった採用状況を見た時に、人事課として、人事委員会勧告を待つまでもなく、そこは検討していただきたいなということを要望しておきます。

ただ、こういった獣医師の話を今回上げてますけれども、別のところで、私たちは保健所に歯科衛生士等を配置していただいて、各市町の歯科保健行政を推進していただきたいというようなお願いもしているんですけども、そういったことを話した時に、専門職、一個一個の専門職の必要性は感じるけども、他の専門職とのバランスとか整合性とかを考えた時に、そこだけ見ても判断できないという答弁を、これまで何度もいただいているんですね。

そうした時に、行政改革として、人を減らしていくことは今まで順調にしていますけれども、今、委員の皆様のお手元に配っていますが、専門職の職員は1,900人もいらっしゃるんですね、庁内に。内訳を見てみると土木がやっぱり一番多いんですが、多分、公共事業が右肩上がりの時に、そのニーズがあって土木の職種とかが多かったと思うんですが、これから先々を考えた

時に、あらゆる県民の生活をよくする中で、ニーズの出てくる専門職というのはまだまだあると思うんです。欠員の状況もありますけれども、そういうことを考えた時に、この1,929人の構成も含めたところで、こういったものを今後どうやってうまく効率的にというか、県民のニーズに合った中で人事をやっていくかということと併せて、求められる専門職のニーズがあれば、期間を限定して採用する。今もやっているんでしょうけども、そういったことも含めて、全庁的に少し、今は獣医師の話で陳情にかかわって話していますが、こういうところも、今後大きな視野の中で検討していいんじゃないのかなと思っていますけれども、その点はいかがですか。

【大瀬良新行政推進室長】ただいま、前田委員から専門職種のあり方等々についてご質問がございました。

お手元にお配りしております資料のとおり、県の組織の中で、いわゆる事務職以外の専門職は、32職種で1,929人を配置しております。

まず、基本的な考えといたしまして、こういった専門職につきましては、必要な分野に配置していくことが重要であろうということで、今こういう状況になっているということでございます。

なお、その際に、配置数、例えば土木職等の話も出てまいりましたけれども、専門職の配置を検討するに当たりましては、業務量、それと業務の必要性、そういったものを検討しながら、そのほかにも国から配置を義務づけられているような職種というのもありますし、そのほか特殊な技術、専門的な知識、経験等がなければ業務上支障が出てくるというような部分もございます。

そのほか、配置することで、より効果的・効率的な業務遂行が期待できるかどうか。そういった観点の中で、我々、専門職種につきまして、数の話であったり、具体の職種の採用であったりというものも、これまでも検討してまいりましたし、今後も、それは変わらないということでございます。

そういった中で、前田委員から先ほどありましたけれども、ニーズに適應した形の中でどうしていくのかということでございます。

これまでも、過去にあった職種でも廃止した職種というのもございますし、今後、在職者の状況を見ながら、少なくなっていく職種というのもございます。そのほか、医師等の専門的な部分、これは獣医師でも一部活用してありますが、短期間での採用ということで非常勤職員等の採用をしているところでございます。

【前田委員】もう実際に就職というか、職に就いている人ですから、なかなか難しいことがあるかと思いますが、やっぱり時代の流れの中で、過去においては、土木の方が多かった。そして、今でもそうですが、農業とか、水産の一次産業部分が多いのも理解します。そういう人たちを適材適所に配置していただくということもですけども、明らかに、これから求められるような医療関係とか福祉関係、さまざまな分野で必要な専門職の方が、これからは必要だと思えます。

そういう全体的なことを考えた時に、今の答弁を了としますので、ぜひ全庁的な視野に立って、今後の採用について前向きに取り組んでいただきたいことを要望しておきます。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

【吉村委員】今の陳情の件ですが、前田委員からいろいろと広げた話をされておるんですが、

陳情ですからね。

わからんところが、福岡県の特定獣医師職給料表というのは、お手持ちがあるんですかね。長崎県のこの給料表と比較してみらんとわからんと思うんですけども、そういう資料を出していただければ出していただきたいと思うんですが、委員長。

それと、「本県でも獣医師独自の給料表を創設する」と。独自の給料表にはなっていないということなんですかね。

それと、今、前田委員からの資料で三十何職種ですか、この中で独自の給料表を使っているところがあるんですかね。そういうところとか、長崎県では獣医師については独自の給料表は創設してないのかとか、そういうところをお知らせいただきたいと思います。

【大安人事課長】まず、福岡県での特定獣医師給料表の独自のということでございます。

ここで独自というのは、実は福岡県だけが、この特定獣医師給料表といったものを創設しております。

一般的には、それぞれいろんな職種がございますけども、職種ごとに合わせまして、基本は行政職給料表というのがございます。それ以外に医療職の給料表というのが3つに分かれる形でございます。

獣医師におきましては、医療職のうちの医療職（二）という給料表を使っております。それは基本的には全国的にそのような形になっております。

福岡県の場合は、先ほども少しご説明しましたけれども、福岡県としての見直しの中で獣医師につきまして、行政職給料表を使う配置のところと特定獣医師の給料表を使うところを分ける形で制度がなされております。そういうとこ

ろは、把握しているところでは全国的にも福岡県だけというような状況でございます。

【吉村委員】全国的に見て福岡県だけということになると、そこに長崎県もというのがなかなか難しいのかなと思うんですが、この3名足りてないという状況とか、そういうことを考えると、特にさっきも説明にありましたが、小動物の獣医はたくさんいるんですね。ただ、産業動物の獣医師が少ない、また、競争が激しいというのが現状であるので、やはりその改善をしていかんと、長崎県も今、畜産が農業の大きな柱になってきておるわけですから、そういった意味でも、この陳情について、もう少し検討を深めていただきたいと思うわけですが、いかがですか。

【大安人事課長】まさに、この陳情の中身にあります確保と処遇改善ということでございます。

処遇改善の部分につきましては、先ほど来、給料表等についてのお話はさせていただいているところでございますが、確保の部分について、いかに本県に必要な獣医師さんを確保していくかといったところは、この間も、いろんな形で関係部局と取組を進めてきているところでございます。

先ほど来、お話がございましたけれども、修学資金貸与事業でありますとか、インターンシップ、研修、また、獣医系大学での就職説明会などといったのも重ねてきているところでございます。

そういったところを、より細かく、また、本県の魅力といったところも併せて発信をしながら、関係部局と連携をしながら、獣医師確保をしっかり進めていきたいと考えております。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】ほかに質問がないようですので、陳情については承っておくことといたします。

しばらく休憩します。

-----  
午前11時34分 休憩

-----  
午前11時34分 再開  
-----

【山口(経)委員長】委員会を再開いたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】ほかに質問がないということですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【麻生委員】今回、危機管理監から消防の広域化の推進が出てまいりました。昨日の3月11日は、東日本大震災から9年目でしたけども、改めて本県の消防広域化、先ほどの説明にありましたように、離島を抱えている中で広域化の状況がまとまらないということで、令和5年までやられるということであります。

お尋ねしたかったのは、本土一体型と離島と分けて改定をするのか。それとも、今、県南、県北、県央とありますけれども、こういう地域別の主体の形で転換を図ろうとされているのか、その点お尋ねしたいんですけども。

【宮崎消防保安室長】平成22年に定めております市町消防広域化推進計画では、自主的な広域化を推進する上での基本的な考え方として県内一本化をまず基本的な考え方とし、段階的な推進も有効ということで、いろいろなケースを想定していたものでございます。

今回、改めて協議会で議論いたしましたけれ

ども、広域化そのものについての疑念、懸念というものが数多く出されたことがございまして、具体的な広域化の枠組みですとか、そういった議論の前に、まずは広域化そのものの効果、特に長崎県の場合、離島が多うございますので、そうした離島を含めた形での広域化の効果などについて、まずはもっと研究するということを進めた上で、そうした議論をすべきではないかと考えております。

したがいまして、今の段階では、県内一本化が現計画で定められておりますので、それについていろいろ調査研究をした上で、その後、議論をした上で、新たな枠組み等が決まりましたら定めていくことになるかと考えております。

【麻生委員】わかりました。今後の議論によって各地域の状況が違ふということでもとめていくということですけど、改めて、離島の中でも新上五島町あたりは2万人を切るという状況で1本部ということになると、状況的には離島の中でも大変じゃないかなという感じもしております。それぞれのエリアの中でやることについての課題はあろうかと思っておりますので、課題の取組について、ぜひお願いしたいと思います。

その中で、1点、ここにも明記されておりますけれども、今後の連携、協力の推進に当たってのお尋ねであります。

私も11月定例会で質問させていただきましたけれども、今後、消防関係の緊急体制の状況が大変厳しくなってくるんじゃないかと。高齢化で、そういう救急搬送の要望があるということについてでございます。

今回も「7119」についてのご検討をされておりますけれども、これについての進捗状況だとか県の考え方、また、各消防本部との連携の中で課題が上がってきていることについて

何か方向性があるのかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

【宮崎消防保安室長】「7119」救急安心センター事業でございますけど、この制度は、住民の皆様が急な病気、けがをされた時に、すぐに救急車を呼んだ方がいいのか、それとも少し待って自分で病院に行ってもいいのかというようなことを迷った場合に、その相談窓口で電話をして、看護師でございますとか、場合によってはお医者様と相談して、必要に応じて119番の救急搬送要請をするというような窓口の制度でございまして、現在、全国で10都府県と5つの地域で実施されており、人口によるカバー率は全人口の43.3%ということで、九州では福岡県で実施されているところでございます。

これにつきましては、「7119」という短縮ダイヤルについて、都道府県単位で設定するという方針ということに総務省消防庁で定めております関係で、現在、各都道府県が、その推進のための調整を行っているところでございます。

この「7119」の運営経費につきましては、市町に交付税措置をされている関係で、基本的には市町が運営を今後していく必要がございますが、その市町が、この「7119」についてどの程度必要性、それから、今後やりたいという気持ちを持っているかというところが、まずは大事でございます。そのことがありましたので、昨年年末に各市町の消防担当の部局、健康福祉部局の双方にアンケート調査をいたしたところでございます。

まず、市町の消防本部におきましては、10の消防本部のうち、この「7119」導入に「賛成」が1消防本部、「実施方法、費用負担次第では賛成」という条件付きの賛成が3、「さらに検討すべき」が4ということになっております。

また、市町の健康福祉部局におきましては、21市町中「賛成」が2、「実施方法や費用負担次第では賛成」が6、「今後さらに検討すべき」が12ということになっているところでございます。

また、当然、医療関係者のご意見も必要なわけございまして、県の医師会、各地域の医療関係者からも、昨年12月から今年2月にかけてご意見を伺ってきたところでございますけれども、「実施について賛成する」というご意見でございました。

こうしたご意見も踏まえまして、まずは実施に当たる市町について、さらに理解を深めていく必要があると考えているところございまして、新年度におきましては、先ほどの推進計画の中でご説明しましたように、この制度についての研究会を新たに設けまして、市町の理解を深めた上で、再度、市町の考え方というものを聞いていきたいと考えております。

【麻生委員】わかりました。各消防については、各市町の対応ということで、県としては、総体的な取りまとめはするけれども、予算はないよという状況でありますので、現場としては、救急搬送したうちの3割が軽微な状況だったというか、この事例もございまして、併せて医師会と連携しながら救急体制、医療の関係については、そういう協力をいただかなくちゃいけないんですけれども、課題もいっぱい見えてまいりました。

そういう中で、今後、運用する時に予算の状況はどうなのかということもありますので、来年度ですか、予算の検討をされるということでもありますので、ぜひ皆さんと意見を交換しながら、安心・安全の状況が保てるようなシステムをぜひご検討いただきたいと思います。

この件については、地域消防の関係でありますので、しっかり注視していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【山口(経)委員長】午前中の審査は、これにてとどめ、午後は1時30分から再開します。

しばらく休憩します。

-----  
午前 11時45分 休憩

-----  
午後 1時30分 再開  
-----

【山口(経)委員長】 それでは、委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、議案外所管事務一般について審査を行います。

ご質問はありませんか。

【浦川委員】ふるさと長崎応援寄附金基金条例について、お尋ねします。

まず、このふるさと納税の原資、財源になる部分に関しては、ふるさと納税から入ってきた部分になるかと思うんですけど、この財源は一般財源として入ってくるのでしょうか。

【早稲田財政課長】ふるさと納税の応援の寄附金の部分ですけれども、今年度までは一般財源扱いということにしています。

今回、基金条例ということで、新たに創設するよう提案させていただいておりますけれども、より用途の明確化、そして各部局の頑張り具合をというものを施策に反映させるためということで、来年度から基金を創設いたしまして、特定財源に充当するような形で、現在、考えているところでございます。

【浦川委員】特定財源ということは、目的税というような部分になるんですか。

【早稲田財政課長】目的税というより、特定の施策について、例えば、離島医療ですとか、農林水産業の振興に係る具体的な事業というもの



がありますけれども、そちらの事業について、各部局が寄附金を募って、それを以って基金に積立てて特定財源に充てるもので、各部局の頑張り具合などに応じて、特定の施策について財源を充当するというものでございます。

【浦川委員】わかりました。その部分、特定のといったら、条例の28条に載っていましたが、長崎県の発展に資するとして選定された事業を、こちらの部分に充当するとなれば、全ての長崎県の一般会計予算というか、事業というのは、長崎県の発展に寄与するものじゃないのかなと思うんですけれども、その区別というのは、先ほど特定の離島における教育とかなんとか入れております。何か線引きがわかりにくいですが、その点についてお尋ねします。

【早稲田財政課長】来年度から具体的に取り組みますが、線引きの一つの判断基準として、県外から寄附金というものを多く募ることが目的ですので、より共感を、県外の方々から得やすいような施策ということで、現在、各部局から具体的な施策、どのようなことが寄附金を集めやすいか、そして、その特定の施策の向上によりつながっていくかということで募っております。

今、具体的に例を申し上げますと、例えば、教育庁でいいますと、しまの学校の関係で離島の学校の魅力化への取組に係るものについて一つの施策として上げるものですとか、福祉保健部でいいますと、離島医療を支える医師、看護師の確保などについても具体的に上がっています。それから、障害者のスポーツ振興というものについて、もしくは、より交流人口を増やすための新幹線の開業効果の拡大のプロジェクトといったものも上がっております。第一次産業でいいますと、長崎和牛応援へのプロジェク

ト、水産部でいいますと長崎の漁師応援プロジェクトなどについて、各部局から具体的な施策が上がって、それについて具体的に各部局が、どのような形で増収対策を行っていくということを明示して、それを庁内の方でよく議論をしまして、10施策ほどピックアップして特定財源として充当するということが現在考えております。

【浦川委員】わかりました。

ただ、一つやっぱり気になるのは、歳入と歳出の部分というか、寄附をもらったものと、長崎県内の人たちが逆にほかの自治体への納税というか、ふるさと納税に応募した部分を差し引きすればマイナスになっているのに、そういうふうな特定財源というか、別に切り離してやっていくという、何かプラスになっているなら何となくわからんではないんですけど、状況としては、出ていく方が多いのに、さらに基金を組んでとなると、ほかの部分の、全体の予算の中で、基金もどんどん取り崩しながらやっているという中で考えれば、一方では財源を確保できるんですけど、一方では、全体として財政調整基金とかを崩しながらやっていると考えればどうなのかなと思うんですけれども、その部分に関してはどのようにお考えですか。

【早稲田財政課長】ご指摘にありましたとおり、どうしてもふるさと納税関係で、今、逆にマイナスの方に振れておりますので、それを増加に転じさせて、黒字化を目指して取り組むということで今回考案しまして、より増収の効果を上げるべく具体的な各部局へのプロジェクトを上げて、それについて各部局が様々な努力をして増収をするということを考えております。現状、赤字ですが、それをまず黒字に転じるような形に今回の取組によって進めてまいります。

これまで一般財源化によって収入として入ってきたわけですが、今までの一般財源化の収入よりも上回って、黒字化を目指したところでの収入を上げるということを目指しまして、それによって、その財源を各特定のプロジェクトに充てるということで現在考えておるところでございます。

【浦川委員】わかりました。3億円ぐらいですかね。県内は、いろんな特産品も含めれば、すばらしいものがいっぱいありますので、各市町も頑張っているかと思いますが、県と一緒にやっていけば可能性は大いに広がるのかなと期待しております。

それに伴ってじゃないんですけど、ゴルフ利用税とかたばこ税というのは今もらってますけど、その分に対しても、一部でもいいですけど、例えば、ゴルフ利用税についてもゴルフ人口の増加とか、その周辺の環境整備も含めて使っているという形で集めていると思うんですけど、具体的には、ゴルフ利用税を集めても、それに対する使い道が、一般財源化されているからあまり見えてない部分がありますので、もしよければ、こういったとで一部基金に積み立てて、その分で子供たちのゴルフのスポーツ振興とか何かに使えればと思いますので、そこは一応要望に替えさせていただきます。よろしくをお願いします。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

【麻生委員】関連で、ふるさと納税についてお尋ねしたいと思います。

今回、ふるさと基金の条例ができましたので、それで取り組みますよという話がされていますけれども、各県の市町村が主体でやっていますふるさと納税の中で長崎県の順番はどうなのかなと調べますと、全国で14番目という状況で、

トップは北海道、2番目が佐賀県という状況で、何が一番決め手になっているのかと聞いたら、やっぱり返礼品ですね。返礼品の種類がしっかりして、魅力ある返礼品をそろえることができるかどうかによって、ふるさと納税の順位が違ってくる。

一部、金額の高い泉佐野市ですかね、総務省と今係争していますけども、そういうことは別にして、いかにして今回のこのプロジェクトを作りながら展開を図るということで予算も今回7,000万円ほどですか、組んでますけど。

佐世保市が、一時期、ふるさと納税が大変高かった時期ですね。具体的には、秋口に、お歳暮の時期に合わせて10万部から20万部近いカタログをつくって、ふるさと納税の魅力ある商品をそろえておられたんですね。

そういう具体的な施策がないと、いくら「プロジェクトをつくってやりますよ」と言っても、やっぱり訴えるものがない。そして県内の商品と申しますか、県内の魅力ある商品をいかにやるかということで横断的なことをしないといけないと思いますけれども、今回のプロジェクトについて総体的にどういう企画をもってやるのかというのが1点。

そして、目的として、ふるさと納税に対してどのくらいの集客を上げていこうとされているのか、この2点お尋ねしたいと思います。

【原税務課長】委員お尋ねの件ですが、先ほど財政課長から答弁がありました、用途によって集めるという部分と、返礼品の充実によって集めるという部分が必要だと思っております。

返礼品につきましては、昨年10月にJTBの「ふるぽ」というサイトを新規にオープンしております、その関係で3カ月で約5,000万円は

ど旅行クーポンの申し込みがっております。それで寄附金の増加につながっております。

今後につきましても、県内の農水産物を組み合わせた形でシーズンに応じてお送りできるような企画を今考えております。

そういったもので、寄附金の増加、併せて使途で共感を持ってもらえるような、使途と併せたところで寄附の増加を目指して、目標としては、赤字が解消できる3億円程度を目標として取り組んでまいりたいと思っております。

【麻生委員】返礼品の申し込みが12月31日になっていまして、大変タイトな時間で処理をなくちゃいけないということで、佐世保市にお邪魔した時に確認しましたが、秋口から12月の3カ月間ぐらいが勝負なんですよと。そして、その期間にどれだけお返しをしてやるかという発送業務をやらなくちゃいけないと。そういう体制をしっかりととってないと、いくらお金を集めても、一部課題になっていました、肉を開けたら脂身ばかりだったとか、いいものでなくて、相当クレームがあったところもありましたけども、そういうことが1点。

あと1点は、先ほどカタログの話をしましたけど、インターネットでいくらやっても、どうしても長崎県のふるさと納税は上がってこないですよ。上がっているのは北海道とか佐賀県とか、魅力のあるところしか上がってこない、ふるさとチョイスでやるとね。

だから、その辺に対して具体的な戦略を持って取り組まないと、いくら掛け声で、「これだけやりますよ」とか言ってもあれなので、今、返礼品の中でJTBさんとかの話がありましたけれども、ふるさとチョイスを含めて、しっかりと中身を確認してもらって、どういう選択でやるかということをもっと成功事例を確認し

てやられたほうがいいかなと。県内でも平戸とか、さっき言った佐世保、相当上がってきていると思います。長崎市も一部今上がってきてますね。そういった中でしっかりとお願いしたい。

特に、佐賀県あたりが、なんで佐賀が300億円近くまで集めるのかなと。町ですけどね、大変高いところがございますよ。そういったところもぜひ検討していただいて、さっき言われたように、長崎県から出ていく方が多くて、逆に言えば赤字なんだという状況を早く解消できるように取組をお願いしたいと思いますけれども、今私が述べました件についてのお考えを、もう一度確認したいと思います。

【原税務課長】委員ご指摘のとおり、より見てもらえるようなサイトづくりというのにも必要だと思いますし、上位の県の取組をさらに研究いたしまして、より効果的なPRを図ってまいりたいと思います。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

【北村副委員長】先ほど事前に説明もいただいておりますよという中で、なかなか、各市町から懸念があるということで進めるというところがちょっと難しいのかなという感じもしておりますが、何とかスケールメリットを生かすところはしっかり生かしていく。

しかし、ただ、安心・安全な暮らしを守るといことは、何でもかんでも統合してしまえば、縮小してしまえばいいということでもないんだらうなというようなことで慎重に進めていただければと思います。

その計画の中に、「ソサエティ5.0における消防や広域化への影響」と記載されておりますけれども、端的に言って、このソサエティ5.0における消防というのをどのようなものとして定義

づけられているのか、ご説明をいただければと思います。

【宮崎消防保安室長】消防におきましては、消火活動、救急搬送におきましても、人的な作業の部分が多い分野でございますので、現在の情報技術の発達等々で人員を割くという部分が非常に少ない部分であるということが、かなり固定観念としてあるところでございます。

現在、ソサエティ5.0などの取組によって、いろんな技術が発達していくことも、今後いろいろ取り入れて、いわゆる離島と本土の消防体制の強化の中に何か具体的に取り込めていけないかということ、専門の研究機関に依頼して、今回の調査研究にも含めていきたいと考えております。

例えば、ドローンを自動操縦で飛ばして、その情報に基づいて、効果的な消火ポイントを事前に探って、そこに消火隊を向かわせるとか、あるいは、例えばコンビナートのように火災などの危険性の高い分野については、あらかじめそこで働く方々にいろんなカメラですとか、そういったものを持っていただいて、事故が発生した場合に、いち早く現場の情報を、消防局などがつかんで効果的な消火ができるとか、もしくは、例えばほかに救急の発生件数が気候条件、季節などに伴ってどういう時間帯に、どういう地域で発生しやすいと、救急搬送要請がですね。そういったことを事前に分析して、効果的に救急隊を配置するとか、そういった研究がなされていると聞いておりますので、そういった新しい取組も今回の研究の中には取り入れて将来の見通しを立てていきたいと考えております。

【北村副委員長】具体的なところは、これからというような話だったのかなと思います。

一般質問でも申し上げましたけれども、こう

いった新しい用語化というのは、なかなかなじんでいない部分が多いただろうと思いますので、こうすると、ここがよりよくなるという具体的なものを提示して、じゃ、皆さんと一緒にやりましょうよというような方向に持っていかなきゃいけないんだらうなと思います。

先ほどのお話の中にもありました救急搬送の件ですが、この計画書の中でも、病院の収容時間が34.6分から39.3分に延びているというようなお話があって、それをどうせろということではないんですが、そのソサエティ5.0の概念の中に必ず出てくるのが、コネクテッドカーというか、全てインターネットでつながっていくIoTであるとか、車もつながっていくよという話だらうと認識しております。

救急隊が救急搬送をする際に、例えばですけども、これは車が全てコネクテッドカーになっていったというような前提にはなってしまうかもしれませんが、今から救急車が通りますからという通知が、もう既に一部の車種では、そういった情報が車に表示されるというようなサービスもありますので、そういったところも活用しながら効率化を進めていければなと、これは提案というか、検討していただきたいなというところでございます。

その計画の中にも、これはもう毎年上がってきているんだらうと思いますけれども、消防団員の団員数の減少ということで、消防団の団員を確保するためにいろいろと応援をするお店ですとか、そういったことをされてあるんだらうなと思いますが、予算の金額を見ましても、あまり前年度と変わらないような状況で、今後、新しい取組というか、研究をされているようなことがあれば教えていただきたいんです。

【宮崎消防保安室長】ご存じのとおり、消防団

員の約7割がサラリーマン、被雇用者ということで、消防団員の入団、そして消防団員が円滑に活動しやすい環境をつくるためには、事業主のご理解、ご協力が必要でございます。

前委員会におきましても、そういう場合に事業者の方が協力しやすい環境をつくるために、事業者にとって、事業者も得するようなメリットみたいなものが何かつくれないだろうかというご質問もございまして、いろいろ長年検討してきている課題でございました。

来年度予算におきまして、消防団の協力事業所、こういったところと連携を今後強めていくために、事業所にとって協力しやすいようなメリットが何かつくれないかということ調査研究する取組をしたいと。これも専門的な研究機関の協力を得ながら何か方策をつくっていききたいということで、来年度、調査研究事業をやることにいたしておりますので、その結果を踏まえまして、事業所との協力関係を強めていければと考えております。

【北村副委員長】わかりました。これも今からしっかりと調査をしていくというようなことだろうと思います。

これも、また提案というか、これは手前みその話で恐縮なんですけれども、私の事業所が非常に市境にあって、要は隣の市から事業所に通勤している。介護施設でもありますので、消防団員がいた方がいいというようなことで、大村市で働きながら諫早市に住んでいる人が大村市の消防団に入れるというような、これは市議会での話だったんですけども、そういった規定が市町ばらばらなんですよ。

大村市の場合は、その当時までは大村市民となっていたんですね、大村市の消防団に入れるのは。それは21市町ばらばらだと思っておりますので、

大村市については改善というか、大村市の事業所に入る。多分、長崎はオーケーだと思います。そういったところも一度調査をしていただいて、近隣の事業所であれば、近隣の市町からでも、隣の市の消防団に入れるとか、そういった条件を整えていってあげるといことも必要だろうなと思っておりますので、ぜひ調査をしていただいて、まだそういった規定の改善がなされていないところがあれば、市町のことでございますから、強制力はないんでしょうけれども、提案をしていただければなと思っております。

もう1点、自治体クラウドサービスについてお尋ねをしたいんですけども、総務部情報政策課ということで、これは平成21年12月からスタートしている事業だと思いますけれども、自治体クラウドサービスを各自治体で使ってもらおうというようなことで、現在、5団体というような状況であります。

このスピードが早いのかどうかということところが私も評価をしかねているんですけども、KPIも令和7年度に16団体までもっていくんだというような表記がございまして、現在の進捗状況についての認識と今後の見通しというか、どういったところに問題があるのか、そういった分析があればご答弁いただければと思います。

【山崎情報政策課長】自治体クラウドサービス、これは県内の自治体で活用されているところが5団体、それ以外に県外で16団体、県外の方が多い状況でございます。

この自治体クラウドは、現在、市町村の方で、例えば、公共予約システムでありますとか、電子申請でありますとか、そういったものをより進めていくために、例えば、公共予約システムが市町村で持ってないところがまだ15団体ございますので、そういったところを中心に、し

かも、今までは市町の情報担当部局に課長会議等でいろいろご説明していたんですけど、行革の絡みとか、そういった町全体の取組として、こういったものも必要になってくるんじゃないかということで、そういった方々を対象に、今後、さらに営業を進めていって利活用を促進していきたいと考えております。

【北村副委員長】わかりました。21市町中5の自治体と、あとは外部で16団体というようなご答弁でしたよね。

【山崎情報政策課長】全部で19団体の利用でございました。失礼しました。県内が5団体、県外が14団体です。

【北村副委員長】承知しました。私は、てっきり自治体の21市町向けのサービスだと思っていました。5団体以外にも14団体、県外にあるというような理解でいいんですね。わかりました。

このKPIには、「市町の判断で別のサービスを利用することも考えられる」というようなことで、いろいろ行革との絡みもあるというお話だったんですけども、県としては、この自治体クラウドサービスを県が提供しているから、21市町、全部統一したサービスを使ってほしいと考えているのか、それとももう既に別のサービスを使っている自治体もあるというようなことで、どの程度、21市町に広げていこうと考えているのかというのは、お考えがあればお聞かせください。

【山崎情報政策課長】この自治体クラウドサービスの中の、例えば公共予約システムでありますと、15団体、未導入でございます。ただ、電子申請システム等でありますと、既に16団体が何らかの形で県のクラウドサービスではないサービスを活用している。そういった実態もござ

いますので、全てのクラウドサービスをというわけではございませんけれども、低価で利活用ができますので、持ってないところについては、こういったサービスもありますよということで進めていきたいと考えております。

【北村副委員長】わかりました。では、このKPIは基準年が5団体と記してありますので、KPIの数字については、県内の自治体の数という認識でよろしいということですね。わかりました。

増え方が2団体ずつという非常に、多いのか、少ないのか、わからないんですけども、費用というか、お金の問題なのかなと勝手に自分で思っただけで、ホームページを見てみますと、まず初期費用が85万円かかりますということですけども、これは平成21年度のスタート時から変更されてあるかどうか、お聞かせください。

【山崎情報政策課長】初期費用がかかりますのは電子申請システム、その場合に申請したいろんなデータ、それはやっぱりその市町が持つべきだろうということで、そのサーバの構築費用になります。それ以外の公共予約システム関係については、そういった初期費用はかかりませんで、人口一人当たり10円で算出して、ほかの同じようなシステムに比べれば安価な料金になっております。

【北村副委員長】最後にいたします。私もまだ少し研究が足りないなと思っています。やはり比較優位というか、どのサービスがコストパフォーマンスが一番高いのかというのは、21市町もいろいろと研究なされていることだろうと思います。ただ、長崎県としても提供しているので、ぜひしっかり広げていただくように努力をしていただきたいと思いますし、料金は住民一

人当たり10円というような料金も、もっと安ければ、もっと広がるんだろうと思いますので、そういったところの検討も、されていらっしゃると思いますけれども、不断にやっていただければなと要望をしておきます。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

【小林委員】昨日、午前中に麻生委員からご指摘がありました。東日本大震災が9年目を迎えたということでございます。改めて言うまでもないことではありますが、自然災害のすさまじさ、また、被害の甚大さ、こんなようなことをお互いに改めて思い起こしたのではなからうかと、こう考えるわけでありませう。

本県においても、過去、災害の経験をいろいろやってまいりました。雲仙普賢岳災害、あるいは直近においては台風19号とか、さまざまな経験の中から、いかにして災害に強い長崎県をつくるか、こんなようなことを合い言葉にしながら、当局並びに関係の皆さん方にご尽力をいただいているところでありますけれども、なかなか本県の特長とか、今置かれている現状を見ますと、何といたっても人口減少、あるいは高齢化、こういうようなことで地域防災力の低下と、こんなようなことを指摘する人がいらっしゃるわけでありませう。

そういう状況の中において、先ほども申し上げたように、いかにして災害に強い長崎県をつくっていくか、これは我々において命題でありまして、災害に立ち向かうことのできる強い長崎県をつくるということの中で、我々の子どもや孫たちに引き継いでいかなければいけないと、こういう使命があるのではないかと思います。

そこで、危機管理のほうだと思っただけでも、国土強靱化ということの長崎県版、地域計画を今回改定をされたというようなことを聞いて

おるところでございますけれども、その地域計画を立てるに当たっての基本的な改定の趣旨、それから、どういう内容を改定されたのか、この2つをお尋ねしたいと思います。

【近藤危機管理課長】県の国土強靱化地域計画の改定でございます。

まず、趣旨につきましては、令和3年度から国の府省庁の補助金、交付金、これは国土強靱化に係る部分でございますけれども、この事業につきましては、この国土強靱化地域計画への事業の明記が要件化されるということが国から指示されております。

そのために箇所づけを行う個別事業を県の強靱化計画に明記する必要があったために、改定を行ったところでございます。

そして、その内容につきましては、本県の気象や地域特性を踏まえて起きてはならない最悪の事態を想定し、リスクシナリオと申し上げておりますが、それを43項目設定しているところでございますけれども、それに対する対応策につきまして、今現在、別紙にまとめており、そこにK P I（重要業績評価指標）と個別事業を合計で言いますと1,056事業、追加をしたものでございます。

【小林委員】今の答弁でよくわかりましたが、ちょっと馴染まない言葉が出てきたのは、リスクマネジメントというような言葉は我々がよく使う言葉でありますけれども、リスクシナリオというんですか、要するに、リスクシナリオとはなんぞやということなんですが、これはどこから出てきた言葉かと思うんですね。いわゆる長崎県独自の言葉なのか、国の言葉なのか、よその言葉なのか、よくわかりませんが、リスクシナリオという言葉は、どんな意味で、県民に広く浸透しているのか、知らないのは私

だけなのか。

まず、このリスクシナリオという言葉がどう  
いう内容で、どこの言葉で、どういうことを目  
的にしているのか、そこを重ねてお尋  
ねしたいと思います。

【近藤危機管理課長】このリスクシナリオとい  
う言葉でございますけれども、もともと国が国  
土強靱化の法律に基づきましてガイドラインを  
定めております。その中で、それぞれの地域で  
起きてはならない最悪の事態というようなもの  
をそれぞれ想定して、それに対する対応策を地  
域地域で考えてほしいという、その起きてはな  
らない最悪の事態というようなことをリスクシ  
ナリオという言葉で表現をしているものでござ  
います。

【小林委員】そうすると、先ほどもお話があり  
ましたように、このリスクシナリオを、今回43  
項目というようなことをおっしゃっております  
ね。そうすると、いただいた資料に「長崎県国  
土強靱化地域計画」という冊子があります。こ  
れを見ますと、第1回が平成27年12月に策  
定と、それから約2年後の平成29年12月に改定  
をされている、そして今回、令和2年3月改定と、  
そういうことが明記してあります。

この第1回の平成27年12月に策定された時に、  
今言うリスクシナリオが何項目ぐらいあったの  
か。そして、今回の改定によってどれぐらいの  
数になったのかということで、43項目というの  
が一体何を指しているのか。このリスクシナリ  
オという絶対に起きてはならない最悪の事態と、  
これは非常に重要だと思います。起きてはなら  
ない最悪の事態、リスクシナリオと、こうい  
うようなことでありますので、そこをどれぐ  
らいから、どれぐらいになって、この43項  
目というのが、全体で起こってはならないとい

うのが43項目ということについて限定をして  
いるのか。ここのところの項目の設定の仕方が  
どういう経過の中にあるのかということもよか  
ったら教えてください。

【近藤危機管理課長】平成27年12月に策定い  
たしました時には、リスクシナリオという項目  
としては41項目でございました。平成29年に改  
定をしたわけでございますけれども、これは熊  
本地震が起こったその反省を含め、本県につ  
いては、やはり地震のリスクを少し軽く見たと  
ころもあるという内容もございまして、そうし  
たところを含めて2項目追加して現状の43項目  
になっているところであります。

そのリスクシナリオ、起きてはならない最悪  
の事態というのは、例えば、市街地で大規模な  
倒壊で死者が出るとか、それに伴って火災が発  
生するなど、そういう人命からライフラインの  
ほか橋梁や、医療活動まで、とにかくさまざま  
なことを網羅的に考えまして、その中で最悪の  
事態はどんなことかというようなところを43  
項目決めたというようなものでございます。

【小林委員】その43項目の決め方ですけれ  
ども、要するに、長崎県だけで決めたのか、それ  
とも大事な地域でそれぞれ守っていただかな  
ければいけない、そういう防災対策、やっぱり市  
町に頑張ってもらいたいとかねてから思ってい  
るわけです。

そういう市町の皆様方のご意見が、この43項  
目の中にどれほど盛り込まれているのかと、こ  
ういうところもとても気になるところでありま  
すが、恐らくこの43項目については、市町から  
ご意見を賜るといことになってくると、そん  
な43項目ぐらいではひょっとしたら済まない  
かもしれないと、こういうような感じもするわ  
けでありますけれども、これからの改定に向け



て市町の意見をどう取り上げていくのかということ、この辺のところも大事であろうと思いますので、そのところは現時点において43項目の起きてはならないような最悪の事態と、こういうようなことを決めて今回の改定で2つ増えたんだと、こういう受け止め方をいたしておきたいと思います。

そうすると、今回の改定の内容は一体何だったのかと。プラス2のリスクシナリオの項目を2つプラスしましたと。それと同時に、国のほうで改定を求められているところの内容が、どういう内容であったかということですが、その点はどうですか。

【近藤危機管理課長】 2項目追加したというのは前回の途中段階でございまして、今回の改定につきましては、やはり国のインフラ関係の予算をどうしても確保するためには、事業としてはっきり何々の事業と明記する。これにつきましてはそれぞれ道路、橋梁、港湾、砂防、河川に加え、農林業につきましては、ため池とか治山事業など、それぞれ方々にわたる箇所づけの事業が必要ということで、各部各課にをとりまとめた結果というものが1,056事業というものでございます。

【小林委員】 その1,056の新たな取り組まなければならないそれぞれの箇所ですね。そういうようなところについて今回の改定の中にその数字を明文化するんだと。1,056カ所、これは尋常じゃないわけですよ。言葉尻を捉えるようで申し訳ないが、今までの箇所と今回の1,056カ所と合わせたらどれくらいになるのか。今までの第2次改定ぐらいまでの中には、そんな箇所づけをしてなかったのか、今回改めてしたのか、改めてした理由は一体何だったのかと、こういうことでお尋ねをしたいと思います。

【近藤危機管理課長】 これまでの平成29年段階での地域計画でございますけれども、この事業については、大まかな形で、例えば道路の斜面の対策というような形の書き方をしております、個別の事業は設けられてなかったというものでございます。ただ、実際に事業を国に申請するには、個々の事業、箇所づけが必要であり、今回、国から提示された内容に基づきまして地域計画の中にそれを一つ一つ盛り込んだという趣旨でございます。

【小林委員】 よくわかりました。要するに、リスクシナリオ、そういうところを重点的に考えて、箇所に対してどういう対応策をやっていくのか、こういうことを加える、そういうことの改定内容が主だと、こういうことですね。

そうすると、1,056カ所を今回上げたということについては、これから災害対策をやっていく時に、例えば、どこかの河川が氾濫したとか、決壊したとか、かれこれになってきた時に国に支援を求めると、交付金をください、あるいは補助金をいただきたいと、こうなった時に、今回の地域計画の中に載ってなければ、その対象にならないということをおっしゃっているんですか。

【近藤危機管理課長】 補助事業の申請をするに当たっては、その根拠となるものが必要だということで、この地域計画に載せるようにという指示でございます。

ただ、1,056カ所全てを今回申請しようというものではございませんで、これまでやってきている事業も明記がなかったものですから、それも含めて明記する形になります。最終的には必要な優先順位を決めて申請されますし、交付決定なり事業採択に当たっては、そういった全体的な経費の中での優先度が決められるのではな

かろうかと考えております。

【小林委員】 改めて言うまでもないが、1,056カ所がきちんと地域計画の中に載っておらなければ、箇所づけがないと、いざという時に補助金も交付金もいただけない状態がありますよ。だから、これを今回、改定、明文化をきちんとして、そして作成しようと、こういう流れにあるということが今回の改定の一番の狙いであると、こういう受け止め方をいたしました。そういうようなことでよろしいみたいですから。

そうしますと、1,056カ所というと大変な金額になると思うんです。ですから、一遍にそんなことができるわけでもないし、そんなことは十分わかっていますけれども、1,056カ所をどうやってピックアップしたのかと。市町の声がそこに盛り込まれているのか、県の出先とか、県だけで1,056カ所をピックアップしたのかと。

私は、かねてから、市町にもっと問題意識とか危機意識を持っていただきたいという考え方を持っているんです。

例えばの話が、話が横に飛ぶけれども、人口減少対策についても、県が一人頑張ったところで、その限界はあるわけです。毎年毎年、1万2,000人、1万3,000人、1万4,000人、そういうようなことで人口が減少しているよと。長崎県全体をこうして見ると、例えば、地域地域ごとに21市町で社会減、自然減がどういうふうになっているかということをもっと明文化して、きちんと明らかにしたらいいと。長崎市のダム機能が、残念ながら、全然果たしてないではないかと。そういうような状況の中で、いわゆる長崎県の一番の首都である長崎市が、残念ながら人口が減ってダム機能の役割を果たさない、県庁所在地の中で人口が一番減少していると。

長崎県の人口減少を語るならば、市町ごとに

自然減、社会減をもうちょっと明文化して、県民によくかかるような形の中で、人口減少が長崎県において、また、当該市町においても、絶対避けて通ることはできない、だから市町ももっと頑張っていたきたい、それを数字でみんなにわかるような格好でやっていこうではないかと、こんなようなことを言っているわけですよ。

だから、今回の自然災害も、長崎県だけでまとめて、それを皆さん方にわかっていただきたいと、こう言っても、やっぱりそれぞれの地域ごとに地域計画をしっかりとつくっていただかなければ、本当の役割にならないと思うんです。

そういう意味からいっても、今回、地域計画というのは、やっぱり市町ごとにこれをつくっていただかないと、いざ、長崎県のどこかの市とか、どこかの町でいろいろ災害があって、その箇所づけが明文化されてなかった、さあ、補助金をください、交付金をください、災害対策をやりますからという時に、地域計画の中に箇所づけが全然ないではないかと、そこにお金を出せない、交付金も出せない、こういうようなことになってしまうわけでしょう。だから、やっぱり市町の声をもっともって上げていただかなければいかんとかじゃないかと、こういうことを申し上げているわけですよ。

1,056カ所、これは市町の声が本当に入っているのかどうか、そのところを私なりに調査しましたら、ほとんど県の出先とか、県だけで決めているかのような状態だから、その辺のところがこれからの課題ではないかと。

しかし、県のおかげで、県が背中を押していただいて、今、市町も、それぞれの地域版を策定中でありまして、これを出さないことには、先ほど言ったように、いざという時に補助金も交付金も出ないということだから。

今、県内の状況において、先般の総務委員会において、今どういう状況かと言ったら、計画の策定が進んでないような状況であったと思いますが、それから県の方でそれぞれ出かけて行って、市町で相当な協力をいただきながら背中を押していただいていると思うが、その成果はどういうふうになりましたか。

【近藤危機管理課長】市町の策定状況でございますけれども、前回の総務委員会時点では策定はまだゼロでございましたが、今、2つの町が、時津町と新上五島町が策定済み、2月中に策定をいたしております。そして、3月中には9市町で策定をするというふうに向っているところであります。合計11市町が年度内と。残りにつきましては、9市町が9月までにできるということで、残り1つが来年度末、令和3年3月いっぱいというふうに聞いております。

【小林委員】21市町の今の状況が伝わってきました。頭に1つだけ残りました。新上五島町、あの五島産業汽船で有名な、そこだけ頭にきちっと残りましたが、そこは策定済みというようなことと、あと1つは時津町ですか、そこが策定済みだと。それ以外については、県からそれなりの応援をいただかなければいけない、そういう状況にあるのではないかと、そんな受け止め方をいたしました。

危機管理課というのは新型コロナウイルスまでやるんじゃないか。とにかく危機管理監、忙しいですね、本当に、お元気でしょうか。そんな感じがするけれども、なんもかんもおたくのところ、こういうリスクの問題点は出てくるわけで、大変だと思います。だから、市町の皆さん方を巻き込んで、国土強靱化の長崎県版、地域版、大村なら大村版、こういうようなことを明確につくりながら、その一つの旗印のもと

に災害に強い長崎県、災害に強い地域づくり、こういうようなことをやっていかなければいけないのではないかと。

そういうことで、少し皆さん方が眠たいようでありましたので、少しいつもより声を上げて話をさせていただいたことをお許しいただいて、終わりたいと思います。ありがとうございました。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】ほかに質問がないようですので、危機管理監及び総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 2時23分 休憩

-----  
午後 2時23分 再開  
-----

【山口(経)委員長】委員会を再開いたします。

この後、委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

-----  
午後 2時24分 休憩

-----  
午後 2時25分 再開  
-----

【山口(経)委員長】委員会を再開いたします。

今定例会で審査いたしました内容について、3月17日（火曜日）の予算決算委員会における分科会長報告及び3月19日の本会議における委員長報告の内容について協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】ご異議ないようですので、

そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

-----  
午後 2時26分 休憩

-----  
午後 2時26分 再開  
-----

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。

本日まで審査いただいた総務分科会長報告及び総務委員会委員長報告については、協議会における委員の皆様の意見を踏まえ、報告させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

-----  
午後 2時27分 休憩

-----  
午後 2時27分 再開  
-----

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

これをもちまして、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

-----  
午後 2時28分 閉会  
-----

# 総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和2年3月12日

総務委員会委員長 山口 経正

議長 瀬川 光之 様

## 記

### 1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 17 号 議 案	長崎県危険物等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第 18 号 議 案	長崎県手数料条例の一部を改正する条例のうち関係部分	原案可決
第 19 号 議 案	長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のうち関係部分	原案可決
第 20 号 議 案	職員のサービスの宣誓に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 21 号 議 案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 22 号 議 案	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例	原案可決
第 23 号 議 案	内部組織の設置に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 24 号 議 案	長崎県吏員恩給条例の一部を改正する条例	原案可決
第 25 号 議 案	長崎県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と長崎県吏員恩給条例による恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 26 号 議 案	長崎県県庁舎建設整備基金条例を廃止する条例	原案可決
第 27 号 議 案	長崎県税条例の一部を改正する条例	原案可決
第 28 号 議 案	ふるさと長崎応援寄附金基金条例	原案可決
第 29 号 議 案	長崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	原案可決
第 30 号 議 案	長崎県監査委員条例の一部を改正する条例	原案可決
第 31 号 議 案	警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 57 号 議 案	財産の取得について	原案可決
第 58 号 議 案	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決
第 59 号 議 案	包括外部監査契約の締結について	原案可決
第 74 号 議 案	長崎県観光振興基本計画の変更について	原案可決

番 号	件 名	審査結果
-----	-----	------

委 員 長 山 口 経 正

副 委 員 長 北 村 貴 寿

署 名 委 員 吉 村 洋

署 名 委 員 浦 川 基 継

---

書 記 馬 場 雄 志

書 記 望 月 一 寿

速 記 (有)長崎速記センター

# 配 付 資 料



令和2年2月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料  
(経済対策補正先議分)

総 務 部

総務部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第91号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第7号）のうち関係部分  
であります。

今回の補正予算は、国において決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対  
策」に沿って、1月30日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予  
算を追加しようとするものであります

歳入予算は、

線	入	金		9, 5 5 8 万	8 千円	の増
県		債	1 0 7 億	4, 2 2 0 万		円の増
合		計	1 0 8 億	3, 7 7 8 万	8 千円	の増

となっております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和2年2月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料  
(経済対策補正先議分)

企 画 振 興 部

企画振興部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第91号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第7号）のうち関係部分  
であります。

今回の補正予算は、国において決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に沿って、1月30日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、

国庫支出金	3億	3万	3千円の増
合計	3億	3万	3千円の増

歳出予算は、

企画費	2,205万	円の増
合計	2,205万	円の増

となっております。

まず、歳入予算の内容についてご説明いたします。

地方創生拠点整備交付金	7,334万	6千円の増
地籍調査費負担金	1,470万	円の増
特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	2億 1,198万	7千円の増

であります。

このうち、地方創生拠点整備交付金及び特定有人国境離島地域社会維持推進交付金は、他部局で歳出予算を計上し、当交付金を活用した事業に対応するものであり、地方創生拠点整備交付金は政策企画課、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金は地域づくり推進課において歳入予算を計上するものであります。

次に、歳出予算の内容についてご説明いたします。

(土地対策費について)

災害時の迅速な復旧に資するため、土砂災害警戒区域等を含む地域において、平戸市が実施する地籍調査事業に対する国土調査事業等補助金

2,205万 円の増

を計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

平戸市が実施する地籍調査に要する経費の補助金ではありますが、国からの追加予算の配分が2月となり、年度内に適正な事業期間を確保できないことから、

企 画 費	2,205万	円
合 計	2,205万	円

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和2年2月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料  
(経済対策補正先議分)

文化観光国際部

文化観光国際部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第91号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第7号）のうち関係部分  
であります。

今回の補正予算は、国において決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」  
に沿って、1月30日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追  
加しようとするものであります。

歳入予算は、

諸	収	入	7,232万	円の増
---	---	---	--------	-----

歳出予算は、

観	光	費	3億7,103万	1千円の増
---	---	---	----------	-------

を計上いたしております。

これは、対馬を訪れる韓国人観光客の減少に伴う国内客等の誘客対策として、宿泊・  
交通のパッケージ商品にしまの体験プランを加えたしま旅旅行商品の販売拡大や対馬  
市が行う受入態勢整備等の取組に要する経費を増額いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

国の交付金を活用する事業について、年度内に適正な事業期間を確保できないことから、

観	光	費	3億7,103万	1千円
---	---	---	----------	-----

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年2月定例県議会

---

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

---

危機管理監



危機管理監関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 1 号議案 令和 2 年度長崎県一般会計予算のうち関係部分

第 7 7 号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第 6 号）のうち関係部分

であります。

はじめに、第 1 号議案「令和 2 年度長崎県一般会計予算」のうち、危機管理監関係についてご説明いたします。

予算額は、

歳入予算で、

国庫支出金	1 億 8, 0 4 5 万 1 千円
諸 収 入	5 0 万 円
合 計	1 億 8, 0 9 5 万 1 千円

を計上いたしております。

歳出予算で、

防 災 費	1 0 億 8, 1 2 3 万 8 千円
-------	-----------------------

を計上いたしております。

このうち、主な事業についてご説明いたします。

(防災対策費について)

災害対策基本法や長崎県地域防災計画に基づく防災行政の推進や総合防災訓練等の実施、自主防災組織結成に向けた防災推進員養成講座の実施等に要する経費として、

4, 114万 4千円

を計上いたしております。

(原子力災害対策整備事業費について)

玄海原子力発電所における原子力災害に対処するための資機材等の整備及び防災訓練の実施に要する経費として、

1億 7, 086万 1千円

を計上いたしております。

(消防業務指導費について)

市町消防の行政指導や消防の広域化及び消防団活動の充実強化を図るための経費として、

3, 170万 4千円

を計上いたしております。

(防災ヘリコプター運航費について)

防災航空隊の運営、防災ヘリコプターの運航・維持管理等に要する経費として、

3億 1, 375万 5千円

を計上いたしております。

(防災行政無線整備事業費について)

県防災行政無線の維持運用に要する経費として、

1億 3, 952万 1千円

を計上いたしております。

(債務負担行為について)

令和3年度以降の債務負担を行うものについて主なものをご説明いたします。

防災ヘリコプター運航管理業務にかかる令和3年度に要する経費として、

1億 5,000万 円

を計上いたしております。

次に、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算(第6号)」のうち、危機管理監関係についてご説明いたします。

歳入予算で、

国庫支出金	8,920万	円の減
諸収入	10万	円の減
合 計	8,930万	円の減

を計上いたしております。

歳出予算で、

防 災 費	4,497万	円の減
-------	--------	-----

を計上いたしております。

これは、主に、原子力災害対策整備事業費において、国に交付申請をしておりました原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の内示減によるものであります。

また、債務負担行為について、統合原子力防災ネットワークサービス衛星通信サービスに係る令和2年度に要する経費として1,103万6千円、国有林野貸付契約に係る令和2年度から令和4年度までに要する経費として15万円を計上いたしております。

(令和元年度補正予算の専決処分)

令和元年度の予算につきましては、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間の執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますことから、3月末をもって令和元年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和2年2月定例県議会

## 予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

総 務 部

総務部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 1号議案 令和2年度長崎県一般会計予算のうち関係部分

第 9号議案 令和2年度長崎県庁用管理特別会計予算

第12号議案 令和2年度長崎県公債管理特別会計予算

第77号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）のうち関係部分

第84号議案 令和元年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第1号）

第87号議案 令和元年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）

であります。

はじめに、第1号議案 令和2年度長崎県一般会計予算のうち、関係部分についてご説明いたします。

歳入予算総額は、5,554億 6,047万 6千円

で、内訳の主なものといたしましては、

県	税	1,227億	110万	円
地方消費税清算金		661億	100万	円
地方譲与税		257億	8,700万	円
地方交付税		2,205億	3,700万	円
繰入金		142億	4,937万	5千円
諸収入		33億	8,602万	4千円
県	債	1,012億	3,930万	円

であります。

歳出予算総額は、1,861億 1,354万 7千円

で、内訳の主なものといたしましては、

総務管理費	96億 8,968万 9千円
企画費	15億 1,931万 3千円
徴税費	60億 1,178万 円
公債費	1,010億 6,738万 5千円
地方消費税清算金	320億 1,600万 円
地方消費税交付金	332億 2,400万 円
法人事業税交付金	9億 5,436万 8千円

であります。

この歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

(広報誌発行費について)

全世帯広報誌の発行等に要する経費として、

1億 280万 3千円

を計上いたしております。

(交通事業会計助成費について)

県交通局に対する国が定めた繰出基準に基づく共済追加費用等の負担への補助に要する経費として、

1億 9,578万 5千円

を計上いたしております。

(財産管理費について)

本庁舎及び振興局庁舎の改修等に要する経費として、

6億 9,307万 5千円

を計上いたしております。

(小規模改修事業費について)

県内中小企業の受注拡大と雇用創出を図り、県有施設の安全性を確保するため、庁舎等の改修に要する経費として、  
1億 5,000万 円  
を計上いたしております。

(賦課徴収費について)

県税の賦課徴収に要する費用をはじめ、税務事務の総合的な電算システム運用等に係る経費として、  
4億 9,032万 3千円  
を計上いたしております。

(電算管理運営費について)

電子化の推進及び情報ネットワークの維持管理等に要する経費として、  
12億 9,278万 4千円  
を計上いたしております。

(債務負担行為について)

令和3年度以降の債務負担を行う主なものについてご説明いたします。

総務行政機器等の保守業務に係る令和3年度から令和7年度までに要する経費として、  
2億 7,563万 9千円

総務行政県有施設等の管理業務に係る令和3年度から令和7年度までに要する経費として、  
2億 6,587万 5千円

地方機関等施設の電力調達の入札導入に係る令和3年度に要する経費として、  
3億 5,620万 円



等を計上いたしております。

次に、第9号議案 令和2年度長崎県庁用管理特別会計予算についてご説明いたします。

本庁舎等電話通信、自動車管理及び文書管理に要する経費として、  
歳入予算は、

諸	収	入	2億	4,173万	9千円
合	計		2億	4,173万	9千円

歳出予算は、

庁	用	管	理	費	8,674万	7千円	
文	書	管	理	費	1億	5,499万	2千円
合	計		2億	4,173万	9千円		

を計上いたしております。

また、債務負担行為として、

文書集中收受発送に係る令和3年度に要する経費として、

2,087万 2千円

県公報発行事務に係る令和3年度に要する経費として、

860万 円

を計上いたしております。

次に、第12号議案 令和2年度長崎県公債管理特別会計予算についてご説明いたします。

歳入予算は、

財	産	収	入	8,000万	円
繰	入	金	46億	4,337万	7千円

県	債	407億	4,200万	円
合	計	454億	6,537万	7千円

歳出予算は、

公	債	費	454億	6,537万	7千円
---	---	---	------	--------	-----

を計上いたしております。

次に、第77号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）のうち、関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算額は、

歳入予算総額	150億	5,857万	6千円の減
--------	------	--------	-------

で、内訳の主なものといたしましては、

県	税	11億	7,950万	円の増
地方消費税清算金		12億	6,400万	円の増
地方交付税		20億	4,426万	6千円の減
繰入金	金	83億	3,308万	5千円の減
県	債	79億	4,445万	4千円の減

であります。

歳出予算総額は、	6億	229万	6千円の増
----------	----	------	-------

で、内訳の主なものといたしましては、

総務管理費	26億	3,944万	9千円の増
公債費	30億	3,362万	7千円の減
地方消費税清算金	6億	1,200万	円の増
地方消費税交付金	6億	3,600万	円の増

であります。

この歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

(基金積立金について)

県庁舎建設整備基金の廃止に伴う産業文化振興基金積立金等の増

32億 988万 1千円

を計上いたしております。

(財産管理費について)

本庁舎及び総合庁舎等の改修工事等に要する経費の減

2億 3,186万 3千円

を計上いたしております。

(地方消費税清算金について)

地方消費税に係る他県との清算金の増

6億 1,200万 円

を計上いたしております。

(地方消費税交付金について)

地方消費税の市町に対する交付金の増

6億 3,600万 円

を計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

今回、繰越明許費として、

県有施設等災害復旧費

942万 3千円

を計上いたしております。

これは、環境部所管の県有施設、野崎島ワイルドパークの災害復旧に要する予算で  
国との調整に不測の日数を要したため、繰り越しを行うものであります。

次に、第84号議案 令和元年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第1号）に  
ついてご説明いたします。

今回の補正予算では、歳入予算で、

諸	収	入	5,322万	7千円の減
合		計	5,322万	7千円の減

歳出予算で、

庁	用	管	理	費	1,422万	7千円の減
文	書	管	理	費	3,900万	円の減
合				計	5,322万	7千円の減

を計上いたしております。

この歳出予算の主なものは、文書集中收受発送費の減であります。

次に、第87号議案 令和元年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）につ  
いてご説明いたします。

今回の補正予算では、歳入予算で、

財	産	収	入	456万	円の増
繰		入	金	1億 3,811万	9千円の減
県			債	20億	円の増
合			計	18億 6,644万	1千円の増

歳出予算で、

公	債	費	18億 6,644万	1千円の増
---	---	---	------------	-------

を計上いたしております。

この歳出予算の主なものは、借換債の増であります。

最後に、令和元年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和元年度の予算については、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間の執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じることから、3月末をもって令和元年度の予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年2月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

企 画 振 興 部

企画振興部関係の議案について、ご説明いたします。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 1 号議案 令和 2 年度長崎県一般会計予算のうち関係部分

第 7 7 号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第 6 号）のうち関係部分  
であります。

はじめに、第 1 号議案「令和 2 年度長崎県一般会計予算」のうち、企画振興部関係  
についてご説明いたします。

予算額は、歳入予算で、

国庫支出金	4.4 億	2,139 万	9 千円
財産収入		1,220 万	円
諸収入	1.8 億	3,208 万	7 千円
合計	6.2 億	6,568 万	6 千円

歳出予算で、

総務管理費	1.3 億	2,051 万	5 千円
企画費	9.7 億	6,711 万	4 千円
市町村振興費	1.3 億	167 万	1 千円
選挙費		3,971 万	8 千円
合計	1.24 億	2,901 万	8 千円

を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

(調査計画費について)

九州新幹線西九州ルートの開業やIRの区域認定を見据え、スマートフォンを利用して様々な移動手段・サービスを組み合わせて、「検索」「予約」「決済」を一括し、一つのサービスとして提供する複数事業者間の連携基盤システムの導入を推進するための経費

720万 円

等を計上いたしております。

(土地対策費について)

1 土地取引の指標となる基準地における標準価格を判定するために行う地価調査に要する経費

3,507万 4千円

2 地籍の明確化を図るために市町が実施する地籍調査事業に対する補助等に要する経費

10億 594万 円

等を計上いたしております。

(調査計画費について)

特定複合観光施設(IR)の区域認定に向けて、事業者の公募・選定及び区域整備計画の作成等を実施するための経費

1億 6,653万 9千円

を計上いたしております。

(しま振興対策費について)

1 国境離島地域の本土からの遠隔性に起因する条件不利性を緩和するとともに、基幹産業である農水産業の振興を図る観点から、農水産品全般の出荷や原材料等の輸送にかかる費用を支援するための経費

1億 5,890万 5千円

2 国境離島地域において、民間事業者が雇用増を伴う創業または事業拡大を行う場合の設備投資資金や人件費、広告宣伝費などの運転資金の支援に要する経費



10億 9,398万 4千円

- 3 しまの産品の振興による地域活性化を図るため、食品流通専門の団体と連携しながら、消費者視点を重視した官民一体となったプロジェクトを展開するほか、しまの地域商社による販路拡大の取組などを支援するための経費

1億 84万 7千円

等を計上いたしております。

(半島振興対策費について)

雲仙岳災害記念館の空調設備更新工事等に要する経費

7,431万 8千円

等を計上いたしております。

(地域振興対策費について)

- 1 県・市町協働設置による「ながさき移住サポートセンター」を核として、市町と連携しながら、移住検討段階から定住までの支援体制を構築し、きめ細かなサポートを行うことでUターンを促進させるための経費 3,105万 1千円
- 2 移住者視点や女性視点等による効果的な情報発信を行うとともに、特に福岡県からのUターン者を獲得するため、帰省時期に合わせた集中的な移住PR等を実施するための経費 2,401万 1千円
- 3 国の政策パッケージや交付金を活用し、都市部からの移住を促進するとともに、地域の雇用創出につながる事業拡充や創業、事業承継にチャレンジする事業者を支援するための経費 2億 2,578万 7千円
- 4 「関係人口」の創出・拡大を図るため、市町と協力し、都市部企業のワーケーションの誘致や、都市部人材と地域活動等とのマッチングを実施するための経費 378万 2千円

5 地域住民主体の集落維持に向けて機運醸成を図るとともに、地域運営組織の立ち上げ等を進める市町の集落維持・活性化の取組やNPO・民間団体と連携した取組を支援するための経費

1,712万 円

等を計上いたしております。

(スポーツ振興費について)

スポーツ合宿・大会の誘致活動等に加え、東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ及びトレーニングキャンプに要する滞在経費、聖火リレーの実施経費の一部負担金

1億 2,640万 3千円

等を計上いたしております。

(長崎縣市町財政資金貸付費について)

市町における行財政水準の向上を図るため、合併市町や離島半島市町の公共施設等の整備、県営事業負担金を対象とした貸付等に要する経費

8,187万 5千円

を計上いたしております。

(市町村振興宝くじ収益金交付費について)

(公財)長崎縣市町村振興協会に対する市町村振興宝くじの収益金交付に要する経費

6億 3,700万 2千円

を計上いたしております。

(市町権限移譲等事務推進費について)

県から市町への権限移譲等により、市町が事務を執行するために要する経費相当額を市町に交付する経費

3億 9,593万 8千円

を計上いたしております。

(住民基本台帳ネットワークシステム構築事業費について)

住民基本台帳ネットワークシステムの管理運用に要する経費

7,952万 円

を計上いたしております。

(交通企画費について)

運輸事業の振興等を図るため、トラックやバスの輸送サービス改善事業や安全運

転対策等に要する経費

1億 4,487万 円

等を計上いたしております。

(鉄道対策費について)

1 九州新幹線西九州ルート of 早期整備を目指し実施する国等への要望活動やJR佐世保線を高速化するために必要な地上設備の整備に係る負担金等

3億 3,850万 1千円

2 松浦鉄道の施設整備に要する経費

8,133万 5千円

3 島原鉄道の施設整備に要する経費

1億 778万 6千円

4 令和4年度の九州新幹線西九州ルート of 開業効果を最大限に高めるため、開業に向けた推進体制の強化や気運醸成、誘客促進・満足度向上対策及び二次交通対策に要する経費

3,977万 円

を計上いたしております。

(バス対策費について)

1 地域における生活に必要なバス路線の維持存続を図るため、運行費やバス車両導

入に対する補助に要する経費 3億 192万 2千円

2 持続可能な公共交通ネットワークの確保に向け、地域の日常生活の移動を支える

地域公共交通の再編を促すための支援に要する経費 102万 3千円

を計上いたしております。

(航路対策費について)

1 離島航路の安定的な維持存続を図るため、運航欠損額に対する補助及び経営安定

資金の貸付等に要する経費 20億 3,118万 3千円

2 国境離島地域において、継続的な居住が可能となる環境を整備する観点から、住

民等の航路運賃をJR運賃並みに低廉化するための経費

8億 3,577万 4千円

を計上いたしております。

(航空対策費について)

1 長崎空港24時間化を目指し、空港の運用時間延長に向けた対策等に要する経費

4,359万 6千円

2 県内空港の利用者を増加させ、交流人口の拡大を図るための新規就航支援等に要

する経費 1,329万 7千円

3 離島航空路線の維持存続を図るため、運航欠損額等に対する補助及び経営安定資

金等の貸付に要する経費 11億 8,290万 2千円

4 国境離島地域において、継続的な居住が可能となる環境を整備する観点から、住

民等の航空路運賃を新幹線運賃並みに低廉化するための経費

5億 4,761万 4千円

を計上いたしております。

(県庁舎跡地活用検討経費について)

県庁舎跡地の整備に向けた各種調査や賑わい創出につなげるための検討等に要す

る経費 1億 2,295万 9千円

を計上いたしております。

(債務負担行為について)

令和3年度以降の債務負担を行う主なものについてご説明いたします。

- 1 政策企画行政事務機器賃借等に係る令和3年度から令和7年度に要する経費として  
1,509万 2千円
- 2 住民基本台帳ネットワークシステムの維持・管理支援業務委託に係る令和3年度  
に要する経費として  
1,236万 6千円
- 3 住民基本台帳ネットワークシステムの県ネットワークシステム管理委託に係る令  
和3年度に要する経費として  
3,122万 6千円
- 4 住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県サーバ集約業務委託に係る令和3  
年度に要する経費として  
1,251万 8千円

等を計上いたしております。

次に、第77号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算(第6号)のうち、企画  
振興部関係についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入予算で、

使用料及び手数料	234万 6千円の増
国庫支出金	6億 4,020万 5千円の減
財産収入	2億 1,107万 8千円の増
寄附金	1,050万 円の増

諸 収 入	2億	304万	9千円の増
合 計	2億	1,323万	2千円の減

歳出予算で、

総 務 管 理 費		273万	5千円の減
企 画 費	6億	8,318万	9千円の減
市 町 村 振 興 費	1億	4,208万	4千円の減
選 挙 費	4億	4,096万	7千円の減
合 計	12億	6,897万	5千円の減

を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

(しま振興対策費について)

1 国境離島輸送コスト支援事業の見込額の減に伴う交付金

956万 5千円の減

2 国境離島創業・事業拡大等支援事業の見込額の減に伴う交付金

2億 4,707万 5千円の減

等を計上いたしております。

(地域振興対策費について)

地域産業雇用創出チャレンジ支援事業の見込額の減に伴う補助金

1億 2,592万 6千円の減

等を計上いたしております。

(スポーツ振興費について)

スポーツコミッション事業の見込額の減に伴う負担金 766万 6千円の減  
等を計上いたしております。

(長崎県市町財政資金貸付費について)

市町への貸付実績に伴う貸付金 6,000万 円の減  
を計上いたしております。

(市町村振興宝くじ収益金交付費について)

市町村振興宝くじ収益金の減に伴う交付金 7,481万 2千円の減  
を計上いたしております。

(県議会議員選挙費について)

1 県議会議員選挙県分事務費	1億 943万 円の減
2 県議会議員選挙市町村交付金	1億 8,526万 4千円の減

等を計上いたしております。

(参議院議員通常選挙費について)

1 参議院議員通常選挙県分事務費	6,397万 3千円の減
2 参議院議員通常選挙市町村交付金	7,277万 8千円の減

等を計上いたしております。

(鉄道対策費について)

島原鉄道に対する施設整備補助の減に伴う島原鉄道施設整備補助金

1, 394万 8千円の減

を計上いたしております。

(バス対策費について)

生活バス路線事業者に対する欠損額補助の減に伴う生活バス路線等運行対策費補助金等

5, 011万 9千円の減

を計上いたしております。

(航路対策費について)

1 離島航路事業者に対する欠損額補助の見込増に伴う航路事業対策補助金等

6, 114万 3千円の増

2 国境離島航路における国境離島島民割引利用者数の見込減に伴う国境離島航路運賃軽減事業負担金

1億 3, 367万 5千円の減

等を計上いたしております。

(航空対策費について)

1 長崎空港24時間化を目指し、空港の運用時間延長に向けた対策等に要する経費

3, 800万 円の減

2 離島航空路線事業者に対する運航欠損額等の減に伴う離島航空路線確保対策事業費補助金等

1億 941万 9千円の減

3 国境離島航空路における国境離島島民割引利用者数の見込増に伴う国境離島航空路運賃軽減事業負担金

1, 473万 6千円の増

を計上いたしております。



(繰越明許費について)

今回、繰越明許費として、

鉄道対策費 1,900万 円

を計上いたしております。

これは、JR佐世保線を高速化するために必要な地上設備の整備に係る負担金であります。鋼材の調達に時間を要したため、年度内に適正な事業期間が確保できないことから繰り越しを行うものであります。

バス対策費 8,607万 2千円

を計上いたしております。

これは、県内の交通事業者が全国相互利用の交通系ICカードを導入する経費に対する補助金であります。台風15号及び19号、千葉県の大豪雨災害による必要な機材・部材の製作工場の冠水や周辺道路網の寸断のため、これらの搬入が大幅に遅延したことなどから、年度内に適正な事業期間が確保できないため、繰り越しを行うものであります。

県庁舎跡地活用検討経費 1億 775万 3千円

を計上いたしております。

これは、県庁舎跡地の埋蔵文化財調査費であります。先に実施しておりました埋蔵文化財の範囲確認調査に時間を要したため、その後の詳細調査について、年度内に適正な事業期間が確保できないことから繰り越しを行うものであります。

最後に、令和元年度の予算につきましては、今議会に補正をお願いいたしております。今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますので、3月末をもって令和元年度予算の補正について専決処分により措置させていただ

きたいと存じますので、ご丁承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和2年2月定例県議会

---

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

---

文化観光国際部

文化観光国際部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第1号議案 令和2年度長崎県一般会計予算のうち関係部分

第77号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）のうち関係部分  
であります。

議案の説明に先立ちまして、文化観光国際部の来年度の取組の方向性についてご説明いたします。

本県観光の動向につきましては、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の登録効果により観光客が大きく増加した地域がある一方で、韓国人観光客の激減により対馬市が深刻な影響を受けるなど厳しい状況もございます。また、県全体の宿泊者数や観光消費額は、目標とする数値の達成には至っていない状況であります。

このため、観光産業のさらなる発展のために「いかに良質な雇用を拡大してもらうか」の視点を持って、観光事業者の成長に欠かせない「生産性の向上」や「人材育成」などの取組に引き続き注力するとともに、それぞれの地域において、行政はもとより、これら観光事業者を含む多様な関係者が一体となって、本県ならではの魅力を付加した官民一体の「観光まちづくり」に取り組み、県政の最重要課題である人口減少対策を進めてまいりたいと考えております。

また、文化・観光・国際・物産各部門の緊密な連携により、2つの世界遺産をはじめとする本県の多様で魅力ある地域資源の価値を発信し、歴史文化を活かした交流促進やブランド力の強化によって、国内外からの観光客や観光消費額の増加、県産品の販路拡大など実需の創出を図ってまいります。

具体的には、ホテルスタッフなど観光のプロがお勧めする飲食店を掲載した「グルメセレクション」等により、長崎ならではの多様な「食」の魅力を発信するとともに、県内宿泊施設等と連携して、県産食材の魅力を堪能いただけるフェアを開催するほか、

各地域主体で「食と観光」の連携による「観光まちづくり」を推進する市町等を支援するなど、観光客が旅先で期待する主要コンテンツである「食」の取組を強化してまいります。

また、高齢者や障害者の方々にも安心して旅行を楽しんでいただくため、ユニバーサルツーリズムの受入体制を構築するほか、潜伏キリシタン関連遺産への来訪者に向けた現地ガイドの育成・充実により世界遺産の価値をしっかりと実感いただけるような環境整備など、観光客の受入態勢を充実させ、満足度の向上とリピーター化を一層促進してまいります。

アジア・国際戦略については、本県との歴史的ゆかりが深く、地理的に近いという優位性のある中国、韓国や、経済成長著しい東南アジアなどに対し、それぞれの国における本県の強みを活かしながら、本県のプレゼンス及び認知度の向上を図るとともに、戦略的なプロモーション展開による観光客誘致や県産品の輸出拡大など、経済的実利の創出・拡大に向けた取組を推進してまいります。

それではまず、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算の総額は、4億 255万 9千円

で、内訳は、

使用料及び手数料	751万 1千円
国庫支出金	1,010万 9千円
財産収入	291万 2千円
寄附金	1,763万 円
繰入金	1,327万 5千円
諸収入	3億 5,112万 2千円

であります。

文化観光国際部所管の歳出予算総額は、 43億 799万 3千円  
で、これを平成31年度当初予算額 39億 8,634万 6千円  
と比較いたしますと、3億2,164万 7千円、8.1%の増となっております。

令和2年度長崎県一般会計予算の歳出予算の内訳は、

企 画 費	20億 9,793万 円
生 活 対 策 費	9,480万 5千円
商 業 費	3億 5,252万 円
観 光 費	15億 1,775万 円
社 会 教 育 費	2億 4,498万 8千円

であります。

歳出予算の主なものについてご説明いたします。

- 1 長崎県美術館、長崎歴史文化博物館、シーサイドホール・アルカスさせぼの施設  
改修等整備等に要する経費として、

文化施設行政推進費 4億 3,003万 6千円

- 2 長崎県美術館、長崎歴史文化博物館、長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージ  
アムの管理運営に係る指定管理者への負担金や、企画展の特別経費に要する経費  
として、

美術館運営費 3億 6,542万 7千円

博物館運営費 4億 1,660万 3千円

- 3 県内各地において文化芸術による地域づくりの推進と人材育成を図るため、  
「長崎しまの国際芸術祭」の開催等に要する経費として、

芸術文化振興費 4,893万 7千円

- 4 世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」及び「明治日本の産業革  
命遺産」の保存活用や理解促進に要する経費として、

- 文化財保存費 1億 1,920万 3千円
- 5 インバウンド誘客拡大のための戦略的なプロモーション展開や、国内外クルーズ客船の積極的な誘致等に要する経費として、
- 観光客誘致対策事業費 2億 5,673万 7千円
- 6 「食と観光」の連携を図るなど、地域主体の魅力ある「観光まちづくり」事業に対する「21世紀まちづくり推進総合補助金」による支援に要する経費として、
- 観光基盤整備事業費 1億 98万 6千円
- 7 多様な層の観光需要に対応するためのユニバーサルツーリズムのワンストップ窓口の整備等に要する経費として、
- 観光産業高度化事業費 3,492万 円
- 8 国境離島地域の交流人口を拡大するため、しまの滞在型観光を促進する取組に要する経費として、
- 国境離島振興事業費 4億 6,858万 9千円
- 9 国際定期航空路線の維持・拡大、国際チャーター便の誘致に関する経費として、
- 航空対策費 2億 8,443万 5千円
- 10 県産品愛用運動の推進、アンテナショップ「日本橋 長崎館」の運営や全国の百貨店における物産展の開催支援等、県内外における県産品のブランド化と販路拡大に要する経費として、
- 県産品販路拡大対策費 1億 6,472万 8千円
- 11 百貨店等での長崎フェア開催やバイヤー向けの県産品データベースの構築等により県産品のブランド化と販路拡大を推進するとともに、県内ホテル等におけるフェア開催により本県の食の魅力を発信する取組に要する経費として、
- 農水産物販売促進対策費 5,932万 5千円
- 12 海外への県産品の輸出促進を図るための県産品のブランド化と販路拡大の取組に要する経費として、

貿易振興事業費 3,799万 円

13 海外との歴史的な交流の積み重ねを活かし、交流発展の基盤となる人脈構築や、国際交流事業の展開、海外活力の取り込みを促進し、本県の経済活性化へつなげるとともに、中国、韓国、東南アジアにおける効果的な情報発信を実施する経費として、

アジア・国際戦略推進費 1億 1,843万 8千円

14 中華人民共和国駐長崎総領事館開設35周年を記念した関連行事の実施や国際交流、多文化共生を推進する取組に要する経費として、

国際交流・協力費 8,714万 7千円

15 被爆から75年の節目の年を迎えることから、これまで以上に被爆地長崎から世界に向けて平和を発信する取組や被爆の実相の継承に要する経費として、

国際平和推進費 1,167万 2千円

を計上いたしております。

(債務負担行為について)

次に、令和3年度以降の債務負担を行うものについてご説明いたします。

文化観光国際部の行政事務機器賃借に係る令和3年度から令和6年度に要する経費として、

1,449万 5千円

文化観光国際部の県有施設等管理に係る令和3年度に要する経費として、

991万 9千円

ソウル事務所ホームページ保守管理改修に係る令和3年度分経費として、

70万 円

を計上いたしております。



次に、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

国庫支出金	34万	円の減
財産収入	7万	6千円の減
寄附金	710万	円の増
繰入金	394万	2千円の減
諸収入	511万	5千円の増
合計	785万	7千円の増

であります。

歳出予算は、

企画費	8,126万	円の減
生活対策費	195万	8千円の減
商業費	1,245万	8千円の減
観光費	9,857万	円の減
社会教育費	1,765万	2千円の減
合計	2億1,189万	8千円の減

であります。

歳出予算の主な内容について、ご説明いたします。

企画費の減額の主なものは、

・県内空港活性化推進事業費	3,566万	4千円の減
---------------	--------	-------

であります。

生活対策費の減額の主なものは、

・文化行政総合推進費	178万	3千円の減
------------	------	-------

であります。

商業費の減額の主なものは、

- ・「長崎は、美味しい。」食のPR事業費 532万 3千円の減  
であります。

観光費の減額の主なものは、

- ・亜熱帯植物園等施設管理運営事業費 3,588万 6千円の減  
であります。

社会教育費の減額の主なものは、

- ・包括的保存管理計画推進事業費 1,028万 円の減  
であります。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

県が黒島天主堂の保存修理工事に対して助成している世界遺産保存・活用等整備補助事業において、遺構保存のための設計見直しにかかる専門委員会の承認に不測の日数を要したことにより、事業の年度内完了が困難であることから、

文化財保存費 1,544万 1千円

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

この結果、令和元年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は、

40億 5,952万 4千円

となります。

最後に、令和元年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和元年度の予算につきましては、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間の執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますので、3月末を

もって令和元年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年2月定例県議会

## 予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

出 納 局

監 査 事 務 局

人 事 委 員 会 事 務 局

労 働 委 員 会 事 務 局

議 会 事 務 局

出納局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第1号議案 「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分

第77号議案 「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分  
であります。

まず、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算総額 19億 7,088万 円

を計上いたしておりますが、このうち、

(目) 証紙収入 19億 6,000万 円

は、手数料徴収のための証紙売払収入であります。

(目) 県預金利子 1,088万 円

は、歳計現金の預金利子収入であります。

次に、

歳出予算総額 4億 3,508万 1千円

を計上いたしておりますが、このうち、

(目) 一般管理費 2億 9,828万 1千円

は、出納局職員の給与費並びに物品の集中調達及び物品管理事務の運営に要する経費  
であります。

(目) 会計管理費 1億 3,680万 円

は、会計事務の管理運営に要する経費であります。

次に、債務負担行為についてご説明いたします。

事務用消耗品の集中調達に係る経費として

3, 163万 8千円

出納行政機器等の保守業務に係る経費として

1億 1, 016万 8千円

を計上いたしております。

これらは、年度開始前に入札公告等の手続が必要な契約及び複数年の契約を締結するため、翌年度以降の債務負担を行うものであります。

次に、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算で、

（目） 県預金利子 150万 円の減

を計上いたしておりますが、これは、歳計現金の預金利子収入の減によるものであります。

次に、歳出予算で、

（目） 一般管理費 61万 円の減

を計上いたしておりますが、これは、職員給与費の過不足の調整による減並びに物品の集中調達及び物品管理事務の運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

（目） 会計管理費 222万 9千円の減

を計上いたしておりますが、これは、会計事務の管理運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

最後に、令和元年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和元年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって、令和元年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

監査事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第1号議案 「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分

第77号議案 「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分  
であります。

まず、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算総額 1億 7,554万 2千円

を計上いたしておりますが、このうち、

(目) 委員費 2,198万 9千円

は、常勤監査委員1名分の給与費及び非常勤監査委員3名分の報酬並びに定期監査、決算審査等、委員の監査及び審査に要する経費であります。

(目) 事務局費 1億 5,355万 3千円

は、事務局職員の給与費並びに予備監査、予備審査等、事務局運営に要する経費であります。

次に、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

(目) 委員費 38万 3千円の減

を計上いたしておりますが、これは、委員運営費の執行見込額の減によるものであります。

(目) 事務局費 129万 7千円の減



を計上いたしておりますが、これは、職員給与費の過不足の調整による減及び事務局運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

最後に、令和元年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和元年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって、令和元年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

人事委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第1号議案 「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、

第77号議案 「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分  
であります。

まず、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分について  
ご説明いたします。

歳入予算で、

（目）雑入 184万 8千円

を計上いたしておりますが、その主なものは警察官採用共同試験受託に伴う収入であり  
ます。

次に、

歳出予算総額 1億 3,561万 4千円

を計上いたしておりますが、このうち、

（目）委員会費 798万 5千円

は、委員3名分の報酬及び委員会の運営に要する経費であります。

（目）事務局費 1億 2,762万 9千円

は、事務局職員の給与費及び県職員採用試験、給与勧告、公平審理など、事務局運営  
に要する経費であります。

次に、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち  
関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

(目) 委員会費 7万 9千円の減

を計上いたしておりますが、これは、委員会運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

(目) 事務局費 111万 4千円の減

を計上いたしておりますが、これは、職員給与費の過不足調整及び事務局運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

最後に、令和元年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和元年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって、令和元年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

労働委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第1号議案 「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分

第77号議案 「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分  
であります。

まず、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算総額 7,827万 4千円

を計上いたしておりますが、このうち、

(目) 委員会費 2,806万 1千円

は、委員15名分の報酬及び労働争議の調整、不当労働行為事件の審査など、委員会業務の活動に要する経費であります。

(目) 事務局費 5,021万 3千円

は、事務局職員の給与費及び労働争議、不当労働行為事件の調査など、事務局運営に要する経費であります。

次に、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

(目) 委員会費 30万 円の減

を計上いたしておりますが、これは、委員会運営に要する執行見込額の減によるものであります。

(目) 事務局費 6千円の減

を計上いたしておりますが、これは、職員給与費の過不足調整及び事務局運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

最後に、令和元年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和元年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって、令和元年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議会事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第1号議案 「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分

第77号議案 「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分  
であります。

まず、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算総額 12億 7,906万 9千円

を計上いたしておりますが、このうち、

(目) 議会費 10億 1,518万 8千円

は、議員報酬及び議員の費用弁償に要する経費並びに議会運営に要する経費等であり  
ます。

(目) 事務局費 2億 6,388万 1千円

は、事務局職員の給与費及び事務局運営に要する経費であります。

次に、債務負担行為についてご説明いたします。

県議会テレビ広報番組の制作及び放映委託に係る経費として、

162万 8千円

長崎県議会インターネット映像配信業務委託に係る経費として、

712万 3千円

を計上いたしております。

これらは、複数年の契約を締結するため、翌年度以降の債務負担を行うものであり  
ます。

次に、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

（目） 議会費 2,565万 6千円の減

を計上いたしておりますが、これは、議員の費用弁償に要する経費並びに議会運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

（目） 事務局費 1,900万 2千円の減

を計上いたしておりますが、これは、職員給与費について、既定予算の過不足調整並びに事務局運営に要する経費の執行見込額の減によるものであります。

最後に、令和元年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和元年度の予算については、今後、年間執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じるため、3月末をもって、令和元年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと存じますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、議会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年2月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

警 察 本 部



警察本部関係の議案について御説明いたします。

今回、御審議をお願いいたしておりますのは、

第1号議案 令和2年度長崎県一般会計予算のうち関係部分

第77号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）のうち関係部分  
であります。

はじめに、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分について  
御説明いたします。

予算額は、

歳入予算

使用料及び手数料	4,362万	2千円
国庫支出金	6億5,930万	1千円
財産収入	3億1,883万	円
諸収入	1億1,239万	5千円
合 計	11億3,414万	8千円

歳出予算

警察管理費	363億	4,791万	1千円
警察活動費	31億	5,344万	1千円
県有施設等災害復旧費		510万	6千円
合 計	395億	645万	8千円

を計上いたしております。

歳出予算の主なものについて御説明いたします。

（一般管理費について）

一般庁費等の管理的な経費として、光熱水費、電子計算機等の使用賃借料等

19億 8,222万 6千円

非常勤職員等運営費として、警察安全相談員、交番相談員報酬等

3億 5,718万 5千円

警察官等被服費として

2億 201万 1千円

職員厚生経費として、定期健康診断手数料等

8,568万 6千円

等を計上いたしております。

(給与費について)

警察職員の給与及び退職手当等

314億 7,816万 1千円

を計上いたしております。

(装備費について)

車両維持費として、警察車両の燃料費等

3億 5,383万 8千円

舟艇維持費として、警備艇の定期検査経費等

1億 7,300万 1千円

ヘリコプター維持費として、警察ヘリコプターの定期点検整備費等

1億 1,562万 円

等を計上いたしております。

(警察施設費について)

一般施設整備費として、警察署庁舎改修経費等

3億 5,567万 1千円

職員公舎整備費として、内部改修、解体経費等

9,854万 7千円

施設維持管理費として

2億 8,876万 1千円

等を計上いたしております。

(運転免許費について)

運転免許費として、高齢者講習委託料等

2億 8,880万 1千円

免許試験費として、運転免許証作成資材費、運転免許事務委託料等

4億 3,817万 1千円

等を計上いたしております。

(一般警察活動費について)

一般警察活動費として、警察活動における一般的な運営、地域警察に要する経費等

11億 3,514万 1千円

を計上いたしております。

一般警察活動費については、高齢者が安全で安心して暮らせる社会づくりに向けて、深刻な状況にある特殊詐欺などの犯罪の抑止対策経費、高齢者が関係する交通事故の抑止対策経費等を計上いたしております。

(刑事警察費について)

刑事警察費として、犯罪捜査に要する経費 3億 4,455万 円

生活安全警察費として、犯罪の予防及び捜査に要する経費

8,675万 円

を計上いたしております。

(交通指導取締費について)

交通指導取締費として 3億 6,752万 4千円

交通安全施設整備費として、交通管制システム、交通信号機の新設・改良及び道路標識・標示の整備経費

9億 1,420万 8千円

交通安全施設維持費として、交通信号機の点検等に要する経費

3億 526万 8千円

を計上いたしております。

(債務負担行為について)

令和3年度以降の債務負担を行うものについて御説明いたします。

電子計算機やネットワーク機器等、警察行政事務機器の賃借等に係る令和3年度から令和7年度に要する債務負担として 10億 7,952万 1千円

一般廃棄物収集運搬処理委託等、警察施設維持のための保守・管理等業務に係る令

和3年度に要する債務負担として 1億 8,170万 7千円

運転免許関係講習等業務委託に係る令和3年度に要する債務負担として

4億 5,821万 7千円

警察本部と警察署間における送送業務委託等、一般警察活動の支援業務等に係る令和3年度から令和7年度に要する債務負担として 3,685万 円

交通管制システム設備保守委託等、警察行政機器等の保守業務に係る令和3年度に要する債務負担として 7,903万 5千円

放置車両確認事務委託等、交通指導取締関係の業務に係る令和3年度から令和4年度に要する債務負担として 7,744万 3千円

を計上いたしております。

次に、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分について御説明いたします。

補正予算額は、

歳入予算

国庫支出金	3,275万 7千円の減
諸収入	81万 6千円の減
合計	3,357万 3千円の減

歳出予算

警察管理費	3億 5,940万 7千円の減
警察活動費	2,368万 6千円の減
合計	3億 8,309万 3千円の減

を計上いたしております。

歳出予算の主な内容について御説明いたします。

(一般管理費について)

警察庁舎等の光熱水費等の執行残として 3,760万 円の減  
を計上いたしております。

(給与費について)

職員給与費既定予算の過不足調整に要する経費として  
4,475万 3千円の減  
を計上いたしております。

(装備費について)

車両等燃料費や舟艇の定期検査経費等の執行残として  
7,161万 4千円の減  
を計上いたしております。

(警察施設費について)

長崎警察署庁舎建設に伴う工事費等の執行残として  
1億 9,314万 円の減  
を計上いたしております。

(運転免許費について)

運転免許関係講習委託料や運転免許証作成資材費等の執行残として  
1,230万 円の減  
を計上いたしております。

(警察活動費について)

警察通信回線料等の執行残として  
1,806万 5千円の減  
を計上いたしております。

最後に、令和元年度補正予算の専決処分について、あらかじめ御了承を賜りたいと  
存じます。

令和元年度の予算につきましては、今後、年間の執行額の確定に伴い整理を要する

ものがあり、これらの整理・調整を行うため、3月末をもって、令和元年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、御了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしく、御審議を賜りますようお願いいたします。

令和2年2月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料

危機管理監

危機管理監関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第17号議案 「長崎県危険物等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例」  
であります。

この条例は、高圧ガス保安法関係手数料令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の公布等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に議案外の所管事項についてご説明いたします。

(長崎県国土強靱化地域計画の一部改定について)

昨今の自然災害の頻発化・甚大化を受け、平成30年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により、平成30年度から令和2年度の3か年で、災害時に人命・経済・暮らしを守り支える重要なインフラの機能を維持できるよう、緊急を要する対策が進められているところですが、令和3年度以降は、国土強靱化予算の配分方針を「見える化」し、国土強靱化地域計画が策定されている事業に予算配分することを「要件化」することとされています。

このため、令和3年度予算要求に向けた裏づけとして、県、教育庁及び県警本部の関係主管部課長等を本部員とする長崎県国土強靱化地域計画推進本部会議を開催し、国土強靱化地域計画の必要な改定を行ったところです。

なお、本地域計画は総合計画の終期と合わせるため、来年度、次期国土強靱化地域計画を策定することとしており、引き続き災害に強く命を守る県土強靱化の推進に努めてまいります。



(令和元年度雲仙岳火山防災協議会の開催について)

去る2月4日、雲仙市において、島原半島3市、気象台、自衛隊、警察、消防、国の関係機関、火山専門家、関係する民間機関などからなる委員の方々にご出席いただき、令和元年度雲仙岳火山防災協議会を開催しました。

本協議会は、県、島原市、雲仙市、南島原市が、活動火山対策特別措置法の規定による火山災害警戒地域として指定されたことを受け、平成27年度に法定協議会として設置したものであり、本年度は、各関係機関の実務担当者などで構成する幹事会を2回開催し、噴火災害に備えた様々な対策の検討を行ってまいりました。

今回の主な審議事項といたしましては、平成新山山頂付近に設定されている警戒区域の更新、避難促進施設の指定、雲仙岳火山防災計画の修正など、住民等に対する防災対策をご審議いただいたところです。

今後も引き続き、協議会を年1回程度、幹事会を年2回程度開催し、火山災害に備えた対策を推進してまいります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和2年2月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料

総 務 部

総務部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

- 第18号議案 「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分
  - 第19号議案 「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分
  - 第20号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
  - 第21号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
  - 第22号議案 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
  - 第23号議案 内部組織の設置に関する条例の一部を改正する条例
  - 第24号議案 長崎県吏員恩給条例の一部を改正する条例
  - 第25号議案 長崎県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と長崎県吏員恩給条例による恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例
  - 第26号議案 長崎県県庁舎建設整備基金条例を廃止する条例
  - 第27号議案 長崎県税条例の一部を改正する条例
  - 第28号議案 ふるさと長崎応援寄附金基金条例
  - 第59号議案 包括外部監査契約の締結について
- であります。

はじめに、条例議案についてご説明いたします。

- 第18号議案 「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分

第19号議案 「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」の  
うち関係部分

これらの条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律による旅券法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第20号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員  
の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布による会計年度任用職員制度の創設に伴い、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

第21号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教  
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

この条例は、柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することで、職員がその能力を十分発揮しながら、効率的に勤務できる環境を整備し、公務能率の向上につなげるため、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

第22号議案 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、知事や職員等の県に対する損害賠償責任の一部を免責することができるようにするため、条例を制定しようとするものであります。

第23号議案 内部組織の設置に関する条例の一部を改正する条例

この条例は、重要施策等の企画立案及び連携体制並びに推進体制を強化するため、内部組織及びその分掌事務の一部を改正しようとするものであります。

#### 第24号議案 長崎県吏員恩給条例の一部を改正する条例

この条例は、民法の一部を改正する法律の公布に伴い、時効に関する規定の整備が行なわれたことによる所要の改正及び漁業法等の一部を改正する等の法律の公布に伴う引用規定の条ずれに対応する所要の改正をしようとするものであります。

#### 第25号議案 長崎県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と長崎県吏員恩給条例による恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

この条例は、漁業法等の一部を改正する等の法律の公布に伴い、引用規定の条ずれに対応するため、所要の改正をしようとするものであります。

#### 第26号議案 長崎県県庁舎建設整備基金条例を廃止する条例

この条例は、県庁舎建設整備事業の完了に伴い、長崎県県庁舎建設整備基金を廃止しようとするものであります。

#### 第27号議案 長崎県税条例の一部を改正する条例

この条例は、法人二税の課税事務の効率化及び調査事務の強化を図ることを目的とした地方機関の組織・人員体制の見直しや引用法令の改称に伴い、県税条例を改正しようとするものであります。

内容としましては、離島地区における法人二税の課税事務を長崎振興局に集約することに伴い、県税の賦課事務における知事の課税権の委任規定の整備を行います。その他、通称「デジタル手続法」の正式名称が改正されたことに伴い、引用部分の改正

をしようとするものであります。

#### 第28号議案 ふるさと長崎応援寄附金基金条例

この条例は、ふるさと納税制度を活用して本県への寄附を募るふるさと長崎応援寄附金について、寄附金実績の増収に伴う資金管理の「見える化」と、「寄附者の思いに応える事業」を効率的かつ重点的に実施するために寄附金の特定財源化へ向けた受け皿を整備するとして、基金を新設しようとするものであります。

この基金により、今後は、寄附者に共感を得られるよう、例えば、離島における教育・医療、第1次産業の振興など、魅力あふれる使途事業の選定と返礼品の充実を図りながら、各部局とも主体的に増収に取り組む仕組づくりを積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に、事件議案についてご説明いたします。

#### 第59号議案 包括外部監査契約の締結について

この議案は、地方自治法第252条の36第1項の規程に基づき、包括外部監査契約を締結しようとするものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

#### (令和2年度組織改正について)

令和2年4月1日付けで組織改正を行うこととしておりますので、その概要についてご説明いたします。

企画振興部につきましては、重要施策等の企画立案及び連携体制並びに推進体制を強化することを目的として企画振興部を「企画部」と「地域振興部」に再編すること

としております。

企画部に設置する「政策企画課」につきましては、統轄監付スタッフを「政策企画課」に配置して人口減少対策に一体的に取り組むなど、企画立案及び連携機能を強化することとし、あわせて「政策企画課」の機能を分割し、同じく企画部に新設する「政策調整課」において、予算・人事などの部の主管課機能などを担うこととしております。

加えて、企画部には、I Rの誘致に向け、全庁的な企画立案及び連携を図りながら事業を推進していくため「I R推進課」を設置することとしております。

また、Society5.0の実現に向け、次世代の先端技術を活用した取組の強化を図るとともに、AIやRPAなどの活用による庁内業務の効率化等を更に推進するため、「情報政策課」を改組し、企画部に「次世代情報化推進室」、総務部に「情報システム課」を新設することとしております。

総務部につきましては、さらに、各部局の長期延滞となっている税外未収金について、一括して管理・回収を行うため、「債権管理室」を新設することとしております。

地域振興部につきましては、「地域づくり推進課」、「市町村課」、「土地対策室」及び「県庁舎跡地活用室」を設置するとともに、「新幹線・総合交通対策課」につきましては、2022年の新幹線西九州ルート開業に向けたアクションプラン等を推進する体制を強化するため「交通政策課」と「新幹線対策課」に改組し、県全体の地域振興の基盤づくりをさらに推進することとしております。

また、スポーツを通じた交流人口の拡大を進め、観光分野との一体的・総合的な推進を図るため、「スポーツ振興課」を文化観光国際部に移管することとしております。

県民生活部と環境部につきましては、特に県民生活一般に密着し、安全・安心で快適な生活環境を保全・向上していくための施策分野について、より広い視点から総合的・一体的に施策・事業を推進し、発信力を強化するため、両部を「県民生活環境部」に再編することとしております。

出納局につきましては、出納室で行っている会計事務の審査と会計課で行っている財務会計事務の指導及び会計監督検査等を一体的に実施し、一層連携を深めていくため、「出納室」を「会計課」に統合することとしております。

今後とも新たな組織体制のもと、より効率的、効果的な県政運営の実現に努めてまいります。

#### (内部統制制度の導入について)

地方自治法の改正により、都道府県等の地方公共団体においては、令和2年4月から、「内部統制制度」の施行・運用が義務付けられております。

この制度は、地方公共団体の長自らが、行政サービスの提供等における事務上のリスクを評価・コントロールし、適正な執行を確保するための体制を整備・運用していくことを目的としております。

来年度からの施行に向け、各地方公共団体においては、あらかじめ内部統制についての組織的な方向性等を示す方針を策定、公表する必要があることから、この度、事業・業務プロセスの見直し等を推進し、効率的かつ効果的な業務執行を確保することなど、6つの柱からなる「長崎県内部統制に関する基本方針(案)」を策定し、3月末に公表を予定しております。

具体的には、地方自治法に規定されている「財務に関する事務」を対象事務とし、契約・支出事務など、特に、全庁的に発生が想定されるものを共通リスクとして全庁的なリスク対応を図るほか、各所属における個別の業務等にかかるリスクについても、リスク対応策の整備・運用を図ることとしております。

各年度のリスク対応策の整備・運用状況については、各所属及び評価担当部局において自己評価を実施のうえ、監査委員の審査を経て、最終的には、議会へご報告させていただくこととしております。各年度の評価結果については、翌年度の取組内容へ反映することにより、対象リスクの選定やリスク対応策の改善につなげていくことと



しております。

内部統制制度の導入によるリスクマネジメントの強化により、事務の適正な執行を確保するとともに、より政策的な課題に職員の時間や労力を重点的に投入できるようにし、県民の皆様に対する行政サービスの向上につなげていきたいと考えております。

#### (障害者活躍推進計画について)

昨年6月に障害者の雇用の促進等に関する法律が改正され、国及び地方公共団体が、障害者である職員がその有する能力を有効に発揮して職業生活において活躍することの推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、障害者活躍推進計画の策定が義務付けられました。

この計画では、障害者の活躍を推進する体制や環境の整備等に関し、取組内容を定めることとなっており、2月25日に長崎労働局主催による計画策定に関する説明会が開催されたところであります。

今年度末までに計画を策定することとしており、その内容につきましては、県のホームページに掲載することとしております。

今後とも、障害者にとって働きやすい職場としていくための環境整備を進め、障害者雇用の推進に積極的に取り組んでまいります。

#### (地方創生の推進について)

地方創生の推進に向けて策定を進めております第2期総合戦略については、去る11月定例会において素案をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県においては、素案に対する県議会でのご議論や有識者による懇話会等からのご意見に加え、12月からパブリックコメントを実施するなど、広く県民のご意見をお伺いした上で、市町と緊密な連携を図りながら、最終案をとりまとめ、今定例会にお示ししております。

なお、施策体系のうち総務部分では、「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」において、ICTを活用した地域活性化と行政運営の効率化について積極的に取り組んでまいります。

今後、今定例会でのご意見を十分踏まえた上で、3月までに策定し、公表してまいります。

(長崎ゆかりの交流会の開催について)

首都圏において、長崎県にゆかりの深い方々に本県の情報を発信するとともに、県政の振興に関する情報収集と意見交換を行う「長崎ゆかりの交流会」を、去る2月12日に東京で開催いたしました。

当日は、経済界や官界など、様々な分野の第一線で活躍されている方々をお迎えし、地元長崎からも、地元選出国會議員、市町長、県會議員、経済界、報道関係などから多数のご参加をいただいて盛会のうちに終了することができました。

会場では、県産品や「九州・長崎IR、発進!」、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」などの展示コーナーを設け、本県の魅力と現状をご覧いただきながら、選りすぐりの農水産物や県産酒をご賞味いただきました。また、懇談会に先立ち、東洋大学大学院(公民連携専攻)客員教授 美原 融氏による「特定複合観光施設(IR)」と題した講演会及び各部局の施策についてプレゼンテーションを実施しました。ご参加いただいた皆様方には今後とも本県の応援団としてお力添えいただけるものと期待しております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和2年2月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料

企 画 振 興 部

企画振興部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第29号議案 長崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

第58号議案 和解及び損害賠償の額の決定について

であります。

第29号議案 長崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例については、住民基本台帳法別表に定める事務以外の事務の、住民基本台帳ネットワーク利用を可能とするため及び農業取締法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第58号議案 和解及び損害賠償の額の決定については、平成25年8月6日、島原市上の町所在の駐車場において、県央振興局の職員が公用車を駐車させる際、公用車の前方に駐車していた車から降り歩き出した相手方に接触し負傷させたものであり、県側の過失100パーセント、賠償金1,175万1,552円として、和解及び損害賠償の額を決定しようとするものであります。

なお、この損害賠償金のうち保険補償額を超えた部分の55万1,552円が県費から支払われることになっております。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

(地方創生の推進について)

地方創生の推進に向けて策定を進めております第2期総合戦略については、去る11月定例会において素案をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県においては、素案に対する県議会でのご議論や有識者による懇話会等からのご意見に加え、12月からパブリックコメントを実施するなど、広く県民のご意見をお伺

いた上で、市町と緊密な連携を図りながら、最終案をとりまとめ、今定例会にお示ししております。

第2期総合戦略では、「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」、「力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」、「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」の3つの施策体系のもと、これまで根付いた地方創生の意識や取組を継続する一方で、第1期総合戦略で残された課題や、新たに生じた課題に対応するための視点を積極的に取り入れ、施策の深化と施策体系のステップアップを図り、各施策をより効果が得られるよう関係機関と連携し推進してまいります。

また、平成27年度に策定した長崎県長期人口ビジョンについて、平成27年国勢調査の結果等を踏まえ、将来人口の推計や将来展望について時点修正を行った改訂版(案)を今定例会にお示ししております。

現在の人口ビジョンでは、2030年に県民の希望出生率である2.08を達成するとともに、社会移動を2040年までに均衡させることにより、2060年に約100万人の人口を確保することを目指しておりましたが、第1期総合戦略においては、企業誘致等による雇用創出数や移住者数の増加など一部には成果が見られるものの、全体として人口減少を抑制するまでには至っておらず、目標の達成が厳しくなっております。

その一方で、第2期以降の総合戦略において、第1期分の目標も含め、転出超過の改善に努めることで、目標を達成する可能性が見込まれることから、第2期総合戦略における施策の更なる強化を図ることにより、引き続き100万人の人口の確保を目指していくこととしております。

今後、今定例会でのご意見を十分踏まえた上で、3月までに策定し、公表してまいります。

#### (次期総合計画の策定について)

令和3年度以降における県政運営の指針や考え方を県民の皆様にはわかりやすくお示しするための次期総合計画の策定については、地域別の意見交換会や、高校生、大学生との意見交換を実施するとともに、去る2月10日には、有識者で構成する「長崎県次期総合計画懇話会」を開催して、本県の課題や施策の方向性等について様々な立場からのご意見を伺っているところです。

そうしたご意見を参考にさせていただきながら、来年度中の計画策定に向けて作業を進めているところであり、今後、県議会の皆様にも、節目毎にご意見をいただきながら、引き続き内容の検討を行ってまいります。

#### (特定複合観光施設（IR）区域整備の推進について)

IR区域の整備については、本県におけるIR整備の意義や目標、民間事業者の選定方法等を定める実施方針の策定を進めており、11月定例会において素案を報告したところです。

その後、昨年12月20日から本年1月17日までの期間に、実施方針素案等のパブリックコメントを行い、広く意見を公募するとともに、去る2月17日、九州・長崎IR区域整備推進有識者会議を開催し、専門的見地からのご意見をいただいたところであります。

県としては、国の基本方針決定後、速やかに実施方針を策定・公表したいと考えており、引き続き県議会のご意見を賜りながら、策定作業を進めてまいります。

#### (移住施策等の推進について)

UIターンの推進については、ながさき移住サポートセンターを核に、県内市町と連携しながら、移住の検討段階から地域への定着まで、きめ細かな取組を進めているところであります。本年度においては、都市部の移住希望者の利便性向上のため、相

談会や相談窓口の充実を図るとともに、住宅支援員を配置し不動産業者とのマッチングに取り組むほか、SNSによる情報発信の強化等にも努めてきた結果、県及び市町の窓口を介した移住者数は、本年度第3四半期（4～12月）までの合計が976人となっており、前年度を上回るペースで推移しております。

新年度においては、移住者の更なる拡大に向けて、地域の魅力や暮らしに関する情報のほか、子育て・教育など女性視点も踏まえた情報発信の強化を図るため、新たに情報発信員の配置や移住の専用ホームページのリニューアルを行うとともに、引き続き国の政策パッケージを活用し、UIターン者等による就業や創業、事業継承を一層推進していくこととしております。

また、県内で人材の確保が大きな課題となる中、今後、産業人材確保の視点も踏まえた移住対策が重要と考えており、移住希望者向けの求人情報の充実など関係部局の就業支援策とも連携を強化しながら、UIターンの推進を図ってまいりたいと考えております。

さらに、地域を支える担い手不足が深刻化し、地域活力の低下が懸念される中、都市部住民等が継続的に多様な形で地域に関わる関係人口の創出・拡大に向けて、様々な分野で取組を推進することとしており、その一環として、市町と連携しながら、地方において仕事と休暇を組み合わせた滞在型テレワーク（ワーケーション）を推進する都市部企業とのマッチングツアーなどに積極的に取り組んでまいります。

#### （集落維持・活性化対策について）

集落維持・活性化対策については、人口減少対策の重点プロジェクトの一つとして、関係部局や振興局と連携を図りながら、市町の主体的な活動の促進・支援に取り組んでいるところであります。

具体的には、地域運営組織立上げに向けた研修会や住民が地域課題を共有するためのワークショップの開催、まちづくり計画策定に係るアドバイザー派遣等を支援する

ことにより、県内の多くの市町において将来を見据えた集落対策が進められております。

市町の集落対策は、各地域の実情に応じた形で進められており、条例や指針を策定し市町全域で地域運営組織の立上げを進める市町、一部地域をモデル地区として重点的に取り組みながら市町全域に横展開しようとしている市町など様々であります。

県としては、こうした市町が進める地域運営組織の立上げ・育成に向けた支援に引き続き取り組む中で、新年度においては、地域の商店の撤退や高齢者の運転免許証返納等に伴い多くの地域で課題として捉えられている移動サービスや買物支援等の解決に向け、NPO団体や民間事業者等と連携した取組の促進・支援にも力を入れることとしております。

今後も引き続き、10年先、20年先を見据え、地域住民主体による集落対策に向けた機運醸成や具体的な活動につながるよう、県・市町一体となって対策を推進してまいります。

#### (国境離島地域の振興について)

国境離島地域の振興については、平成29年の有人国境離島法施行以降、新設された国の交付金を有効に活用しながら、雇用機会の拡充をはじめ、航路・航空路の運賃低廉化や輸送コストの支援、滞在型観光の促進など市町と一体となって積極的に取り組んでまいりました。

その結果、国境離島地域の人口の社会減については、令和元年は関係5市町で644人の実績と、計画を上回る改善が図られており、特に五島市においては、市町村合併後初となる社会増が実現されるなど、これまでの取組の成果が着実に現れているものと考えております。

今後、五島市の事例が他の地域へ波及するよう関係市町と情報共有を十分に図りながら、良質な雇用の場の創出や移住施策と連携した人材確保策などを推進してまいり



ます。

また、来年度においては、雇用機会拡充事業にかかる採択事業者のフォローアップや事業者の掘り起し、都市部でのしまの事業者による就職面談会の開催などの取組に加え、新たに求人広告会社と連携し、各しまで事業者の採用力向上を目的としたセミナーを実施するなど、島外からの人材確保策の強化を図ってまいります。

併せて、しまの製品の振興による地域活性化を図るため、食品流通専門の団体と連携しながら、消費者視点を重視した商品開発やブランド化の推進並びに販路拡大を見据えた生産力の向上など官民一体となったプロジェクトを展開してまいります。

引き続き、国の関連施策を最大限に活用し、関係市町と連携しつつ、国境離島地域の維持・振興に全力を注いでまいります。

#### (特定地域づくり事業推進法について)

国においては、地域人口の急減に直面している過疎地域などを対象に、地域社会・経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境を整備し、地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することを目的として、新たに「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」を制定し、昨年12月4日に公布されたところであります。

人口急減地域においては、地域の事業者単位で見ると年間を通じた仕事がないことから一定の給与水準を確保できず、安定的な雇用環境を創出できないという実情を踏まえ、県が認定を行う特定地域づくり事業協同組合が地域全体の仕事を組み合わせ年間を通じた仕事を創出するとともに、移住希望者や元地域おこし協力隊員、地域の若者などを雇用し、繁忙期など事業者の労働需要に応じて派遣する制度となっており、運営費を国及び市町で支援するものであります。

今後のスケジュールについては、今年6月に法律が施行され、その後、組合設立希望調査、国からのヒアリング・内示、事業協同組合の設立手続きを踏まえ、早ければ

8月以降から事業が開始されるものと考えております。

県としても、離島・半島地域など県土面積の7割が過疎地域であり、農林水産業、商工業などの地域産業の担い手不足が深刻化してきていることから、今後、市町に対し制度の周知を徹底し、連携を密にしながら同法を活用した地域社会の維持、地域経済の活性化を推進してまいります。

(V・ファーレン長崎2020シーズン開幕について)

今季、J1昇格を目指して闘うV・ファーレン長崎は、去る2月23日、ホームに栃木SCを迎え開幕戦を行い、2020年シーズンのスタートを切りました。

昨シーズンは、J2で12位という結果に終わり、1年でのJ1復帰は叶いませんでしたが、ホーム戦には、J2所属時で最大となる、年間16万人を超える観戦者がスタジアムを訪れるなど、V・ファーレン長崎に対する応援の輪が着実に広がっているものと考えているところであります。

V・ファーレン長崎の活躍は、県民に夢や感動を与えるとともに、本県の知名度向上やイメージアップ、また、県外から多数の観戦者も来県されるなど、地域の活性化にも大きく寄与するものであります。

県としては、引き続き、V・ファーレン長崎に対する関心をさらに高めるため、県の広報媒体を活用したチームのPRや、県庁においてアウェイ戦のパブリックビューイングを実施するなど、県議会をはじめ、市町や経済界・関係団体、県民の皆様と一体となって、チームのJ1昇格を力強く後押ししてまいります。

(九州新幹線西九州ルート of 整備促進について)

九州新幹線西九州ルートについては、昨年8月に与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム九州新幹線(西九州ルート)検討委員会から、整備のあり方等に関する基本方針が示され、その中で、フル規格により整備することが適当とされるとともに、

国土交通省に対して、関係者間での協議の実施が求められたことを受けて、関係者間での調整等が行われてまいりました。

昨年12月には、国土交通大臣と佐賀県知事との会談において、新鳥栖～武雄温泉間の整備に係る協議のあり方について、事務的な確認を行うことで意見が一致し、これを受け、去る1月16日に、国土交通省鉄道局幹線鉄道課長が佐賀県庁に出向き、佐賀県地域交流部長との面談が行われたところであります。

この際、国土交通省からは、「九州新幹線西九州ルート（新鳥栖・武雄温泉間）の協議の進め方について」として、協議の内容について、5つの整備方式に関し、論点を整理した上で真摯に協議する等の文案が示され、現在、両者による確認・調整が続けられているところでありますが、未だ協議の開始には至っておりません。

県としては、両者の調整が進展し、早期に協議が開始されることを期待しており、その状況について情報収集を行うとともに、今後、関係者間の協議の中で本県の考え方をしっかりとお示しし、議論の進展に努めるなど、全線フル規格による整備の早期実現に向けて積極的に対応してまいりたいと考えております。

一方、武雄温泉～長崎間の令和4年度の開業に向けては、昨年策定したアクションプランに基づき、開業効果を最大限に高め、その効果を県全体に波及させるための取組を進めており、その一環として、開業PRのためのキャッチコピーとロゴマークを決定し、去る2月16日には、発表イベントを行ったところであります。

今後は、このロゴマークなどを活用しながら、開業に向けた県民の気運を高めてまいりたいと考えております。

#### （JR長崎本線の上下分離について）

JR長崎本線肥前山口～諫早間の上下分離の実施に向けては、鉄道事業許可申請やJR九州から譲渡を受ける鉄道施設の現場確認、鉄道施設の所有や維持・管理の主体となる法人の設立に向けた準備作業等の様々な業務を効率的に行うため、本年4月に

佐賀県と共に「共同作業所」を鹿島駅周辺に設置することとしております。

この共同作業所では、長崎県、佐賀県及びＪＲ九州から各２名の職員により、６名体制で業務にあたることとしております。

令和４年度の上区分離の円滑な実施に向けて、今後とも、佐賀県及びＪＲ九州との協議・調整を重ねてまいります。

#### (国内定期航空路線の新規就航について)

去る１月２８日、ピーチ・アビエーション株式会社（以下、「ピーチ社」）において、長崎～成田路線の新規就航が発表されました。

運航については、本年３月２９日から毎日１往復を予定しており、昨年度就航のジェットスター・ジャパン社とあわせると、成田路線は毎日２往復が運航されることとなります。

ピーチ社は、平成２４年３月から長崎～関西線を運航しておりますが、昨年、成田空港を拠点とするバニラ・エア社を統合し、年間輸送旅客数は国内第３位、ＬＣＣとしては国内第１位の航空会社であります。

今回、国内外に多くのネットワークを有するピーチ社により、長崎と成田を結ぶ路線が強化されることは、国内外からの観光客等のさらなる増加や、県民の皆様の利便性が高まるものと期待しております。

県としては、今回の就航を契機に、首都圏はもとより、成田・関西など国際空港からの乗り継ぎによる海外からの誘客促進に努めるとともに、長崎空港の２４時間化に向けて路線誘致を強化し、交流人口の拡大や地域の活性化を図ってまいります。

#### (県庁舎の跡地活用について)

県庁舎の跡地活用については、この地の歴史を活かしながら、新たな賑わいの場を創出するため、「広場」「交流・おもてなしの空間」「質の高い文化芸術ホール」を

はじめとする活用策の検討を進めてきております。

旧県庁舎の解体工事終了後、昨年10月からは、予定していた埋蔵文化財調査を実施し、旧県庁本館部分の中央から東側にかけて、遺構等を含まない地山を確認しました。また、跡地西側では江戸時代の瓦などを含む土の層を、旧立体駐車場付近では石垣のほか、町屋の礎石などの遺構を確認し、今回委嘱した専門家からは、確認された遺構を壊さないよう配慮する必要がある、さらに詳細な調査の実施を検討してほしいといった意見をいただきました。

県としては、これまでも必要な埋蔵文化財調査を予断を持つことなく実施しており、今回出土した遺構の周辺について、さらに詳細な調査を行う必要があると考えております。加えて、今後、調査を予定している中で、出土した遺構付近に建物を建てることを決定することは難しいと考えているところです。

また、長崎市からは、専門家の意見や今後の整備スケジュールを考慮し、文化芸術ホールについて、県庁舎跡地ではなく現市庁舎跡地に整備したいとの考えが示されました。

県庁舎跡地活用については、これまでも県議会や懇話会などにおいて様々なご議論をいただき検討を進めてきていることから、県としては、引き続き関係者のご意見を伺いながら判断していく必要があると考えており、今後の埋蔵文化財調査の状況や幅広いご意見を踏まえて、歴史を活かし、賑わいの創出につながるような活用策の検討を進めてまいります。

(令和2年度の組織改正について)

令和2年4月1日付けで組織改正を行うこととしておりますので、その概要についてご説明いたします。

企画振興部については、重要施策の企画立案及び連携体制並びにその推進体制を強化することを目的として「企画振興部」を「企画部」と「地域振興部」に再編するこ

ととしております。

「企画部」に設置する「政策企画課」については、統轄監付スタッフを「政策企画課」に配置して人口減少対策に一体的に取り組むなど、企画立案及び連携機能を強化することとし、あわせて「政策企画課」の機能を分割し、同じく「企画部」に新設する「政策調整課」において、予算・人事などの部の主管課機能などを担うこととしております。

加えて、「企画部」には、I Rの誘致に向け、全庁的な企画立案及び連携を図りながら事業を推進していくことが必要な「I R推進課」及び Society5.0 の実現に向け、A I、I o Tなどの先端技術を活用した課題解決への取組強化を図るため「次世代情報化推進室」を設置することとしております。

「地域振興部」には、「地域づくり推進課」、「市町村課」、「土地対策室」及び「県庁舎跡地活用室」を設置するとともに、「新幹線・総合交通対策課」については、2022年の新幹線西九州ルート開業に向けたアクションプラン等を推進する体制を強化するため「交通政策課」と「新幹線対策課」に改組し、県全体の地域振興の基盤づくりをさらに推進することとしております。

また、スポーツを通じた交流人口の拡大を進め、観光分野との一体的・総合的な推進を図るため、「スポーツ振興課」を文化観光国際部に移管することとしております。

今後とも新たな組織体制のもと、より効率的、効果的な県政運営の実現に努めてまいります。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年2月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料

文化観光国際部

文化観光国際部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第74号議案 長崎県観光振興基本計画の変更について  
であります。

第74号議案 長崎県観光振興基本計画の変更については、長崎県観光振興条例第10条第5項で準用する同条第3項の規定に基づき、長崎県観光振興基本計画の数値目標について、長崎県観光統計の統計手法の見直しに伴い、関係部分を変更しようとするものであります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

(バチカン市国及びフランスへの訪問について)

去る1月21日から22日にかけて、知事と県議会議長がバチカン市国を訪問し、ローマ教皇や法王庁要人の方々に、昨年11月のご来県及びこれまでの世界遺産登録支援に対する御礼を申し上げます。教皇台下からは、「これからも共に平和への道を歩み続けていきましょう」と、大変心強いお言葉をいただきました。

また、バチカン市国訪問に先立ち、1月20日には、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録1周年を記念し、ユネスコ本部があり、本遺産と縁の深いフランス・パリ市において、登録を支持いただいたユネスコ大使や関係者に御礼を申し上げるとともに、ゆかりのある皆様との交流を深め、メディアや旅行会社にも本遺産を始めとする本県の歴史・文化、自然や食など多彩な魅力を発信してまいりました。会場が込み合うほど、多くの方に関心を持ってご来場いただき、「次はぜひ長崎県を訪れたい」などの声が聞かれました。



併せて、同会場において、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」長崎県世界遺産保存活用県民会議が募ったパリ・ノートルダム大聖堂修復支援のための寄附金約143万円の贈呈式も行い、ノートルダム財団からは、長崎県民の友情、共感、厚意に対する感謝の言葉がありました。

今後は、九州各県とも連携しながら、引き続き本県の魅力を世界に向けて発信し、誘客へつなげてまいります。

#### (文化の振興について)

長崎県美術館においては、1月23日から3月29日まで、「荒木飛呂彦原画展 <sup>あらかきひろひこ</sup> ジョジョ 冒険の波紋」を東京、大阪に次ぎ、九州で初めて開催しております。漫画家・荒木飛呂彦氏の豊富な肉筆原画や多彩な展示物とともに、30年以上にわたり多くのファンに支持されてきた漫画「ジョジョの奇妙な冒険」の世界観と歴史を紹介しております。また、同作品の初代担当編集者、<sup>かばしまりょうすけ</sup> 梶島良介氏の祖父であり、昭和初期に活躍した長崎出身の挿絵作家、<sup>かばしまかついち</sup> 梶島勝一氏の商品についても、あわせて3月29日まで展示しております。

長崎歴史文化博物館では、<sup>かわはらけいが</sup> 川原慶賀の「年中行事絵 雛祭り」など、長崎の「春」にちなんだ様々な資料を紹介する特集展示「季節づくし展—正月・節分・桃の節句—」を1月22日から3月15日まで開催しております。

また、2月14日には、我が国唯一の国立総合芸術大学として、我が国の芸術文化の継承・発展に寄与されている東京藝術大学と連携協定を締結いたしました。東京藝術大学は、これまでも「長崎しまの芸術祭」などで、一流の芸術鑑賞機会の提供や文化芸術分野の人材育成にご協力いただいておりますが、この協定を一つの契機として連携を更に深めることにより、本県の特色ある歴史や文化芸術などを活かした地域の活性化に取り組んでまいります。

このほか、マンガや小説の作家と出版社を取材旅行に招聘し、作品の舞台として長

崎県を描いていただく「描いてみんなね！長崎」事業では、第162回直木賞の受賞作家である川越宗一<sup>かわごえそういち</sup>さんをはじめ、今年度も5名の作家を本県に招聘する予定で、3件の作品化が実現する見込みです。新年度においても「描いてみんなね！長崎」事業では、タイアップや創作作品のPR支援などにより出版社とのネットワークを更に強化し、本県の魅力向上と情報発信、交流人口の拡大に取り組んでまいります。

#### (世界遺産の保存活用について)

本県の未来を担う子どもたちに世界遺産を引き継いでいくため、「潜伏キリシタン関連遺産」を通して、長崎県を学び考えるふるさと教育のモデル授業に取り組んでおります。去る1月23日に県立平戸高校、2月7日は長崎大学教育学部附属小学校、2月10日には附属中学校において、それぞれ小・中・高校生の授業を公開したところであります。

さらに、構成資産のある地域の若い世代が、世界遺産を通して、ふるさとへの誇りや愛着を持てるよう、こうした取組の普及に努めてまいります。

新年度は、引き続き黒島天主堂の修復・耐震工事にかかる所有者への支援や潜伏キリシタンの信心具等に関する調査研究、集落跡等の測量による記録資料作成など、国や関係県市町、保護母体や関係団体と連携して世界遺産の保存に取り組んでまいります。

併せて、次世代への継承や構成資産集落の維持・活性化に向け、世界遺産を活用した県内小中高でのふるさと教育の推進や大学と連携したフィールドワークの実施、保護母体の活動支援など、地域と世代をつなぐ取組にも力を注いでまいります。

#### (観光の振興について)

昨年7月以降の対馬市における韓国人観光客の減少について、本年1月の同市における韓国人入国者数は前年比81%の減となっており、依然として厳しい状況が続い

ております。このため、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業を活用した「しま旅旅行商品」を拡充し、旅行会社に対して対馬を旅先とする商品の販売期間の延長や新たな商品造成を働きかけた結果、昨年度実績1,807人泊を大幅に上回る年間8,000人泊以上の送客実績となる見込みとなっております。また、対馬での宿泊料金が1泊3,000円割引となるキャンペーンの展開や対馬特有の魅力の各種メディアでの発信など、国内観光客の誘致に力を注いでいるところであります。

さらに、インバウンド対策についても、韓国在住外国人に向けた対馬の情報発信や福岡に滞在する個人観光客向けのPR、台湾の旅行会社の招聘など、中長期的な対馬の観光客の多様化を図っており、今後も対馬市や関係者と連携しながら、さらなる誘客拡大に取り組んでまいります。

国境離島地域全体に関して、市町や旅行会社と連携して地元の体験プログラムなどを組み合わせた旅行商品等の企画・販売に取り組み、昨年12月末現在で昨年度の約2倍の4万人泊以上の実績となっております。また、個人旅行者を対象とした、体験プログラムに利用できるクーポンをセットにした「長崎しま旅 わくわく乗船券・航空券」についても、今年度目標の3,500枚に対して、本年1月末現在で3,900枚を超える販売実績となっております。新年度においても、国や地元と協議しながら、販売期間の拡充などを通じてしまを訪れる観光客の拡大を図ってまいります。

本県観光の振興を図っていくうえで重要な施策となる魅力あるまちづくりを進めていくため、地域住民自らによる主体的な取組をソフト・ハードの両面から実現するため、「住んでよし・訪れてよしの観光まちづくり構想」の策定を支援しており、昨年度の佐世保市江迎町のまちづくり構想に続き、2月6日、外部有識者を含む選定委員会を経て対馬市佐護地区の“いのち環る郷の学び舎”佐護観光まちづくり構想を選定いたしました。今後は、既存の補助制度などを活用し、この構想の実現に向けて積極的な支援を講じてまいります。

ユニバーサルツーリズムの推進に関しては、県内のバリアフリー情報の発信等に取り

り組む団体への支援を行ったほか、昨年12月には、東京都在住の車椅子利用者2名の方に県主催のユニバーサルツーリズムツアーに参加していただきました。車椅子での見学が難しい「原城跡」や「イルカウォッチング」など、民間の受入団体等と連携しながら2泊3日の行程で様々な検証を行いました。今後は、今回のツアー実施による成果の活用に加え、長崎空港内へのユニバーサルツーリズムセンターの開設を支援することにより、県内バリアフリー情報の提供、各種サービスの紹介、車椅子等の貸出、入浴介助支援など、高齢者や障害者等から選ばれる観光地となるよう、市町とも連携しながら、持続可能な受入体制の構築に向け取り組んでまいります。

観光人材の確保・育成については、県内の高校2年生を主な対象とした「観光の『ミライ☆ニナイ』塾」を8月から長崎、佐世保の両地区で月1回のペースで開催したところであります。1月末までに長崎地区、佐世保地区で各6回開講し、長崎地区で延べ163人、佐世保地区で延べ328人が参加し、宿泊施設の支配人からの講義やウェディング部門の業務にかかる講座等を開催いたしました。新年度以降も、働くうえでの心構えや現場の厳しさ、働くことで得られる喜びなど、良い面も厳しい面もしっかりと学んでいただき、1人でも多くの生徒の皆様にご覧いただきたいと考えております。

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」への来訪者については、世界遺産登録前後で比較すると、引き続き、好調に推移しているものの一部の構成資産については、耐震工事に伴い来訪者が減少するなど登録効果に弱含みの傾向が見られます。登録効果が一過性のものとならないよう、これまでも二次交通対策も兼ねた着地型旅行商品の造成・販売や世界遺産の真の価値を伝えるガイドの確保・育成に努めてまいりましたが、一方で個人客を中心にガイド利用率の低さも見られることから、現在、ガイドの利用を促すための動画を制作しているところであります。加えて、新年度においては、複数の構成資産において、定点ガイドによる説明等を実施し、観光客満足度への効果を計る「定点ガイド実証事業」を行うこととしており、こうした取組を通し

て世界遺産の価値の共感による満足度の向上、リピーターの獲得につなげてまいりたいと考えております。

インバウンドについては、去る1月31日にセブン-イレブン・ジャパン様と「訪日外国人旅行者等の受入環境整備に関する協定」を締結いたしました。セブン-イレブンの各店舗においては、免税店や観光案内所としての機能が整備されることから、県としてもインバウンド向け情報発信など受入環境の充実について連携して取り組んでまいります。

一方で、延べ宿泊者数が九州各県と比較して低い伸び率にとどまっていることから、プロモーションを強化し、情報発信や認知度向上対策など戦略的に取り組んでまいります。具体的には、訪日外国人旅行者の行動をWebプロモーションを通して調査分析し、現地メディアや旅行社とのタイアップ、動画広告による発信等を戦略的に実施いたします。

#### (食と観光の連携について)

魅力ある観光地づくりを推進するため、観光客の満足度を高める重要なコンテンツとなる食の魅力発信に取り組んでおります。

具体的には、ホテルスタッフ、タクシー運転手などの観光のプロがお勧めする飲食店を選出する「グルメセレクション」を実施し、宿泊施設等を通じて広く周知を図るとともに、今後、大手グルメサイトでの情報発信も予定しております。

また、2月には長崎のトップブランドである「長崎とらふぐ」「長崎和牛」や地域ブランド「雲仙種どり野菜」などを使用した「ながさきプレミアムフェア」を「宿泊施設グレードアップネットワーク」に参画する県内ホテル・旅館のご協力により開催いたしました。

新年度においては、引き続きブランド食材を使ったメニューを提供する県内ホテルフェアの開催に加え、歴史文化資源を活用した伝統料理等の体験コンテンツによる食

文化の魅力発信のほか、市町や地域住民による観光まちづくりについても、地域の伝統的な食材の掘り起こしや、文化と郷土料理の融合を図る取組などの「食と観光」の連携を図る市町等に対し、21世紀まちづくり推進総合補助金による支援を強化し、本県ならではの魅力ある「観光まちづくり」を推進してまいります。

(国際航空路線の取組について)

国際定期航空路線については、上海線が2月12日から水曜日に1便増便され、既存の月曜日、金曜日と合わせて週3便体制となりましたが、昨年12月以降発生している新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、2月7日から3月27日までの間、増便を含む全便の欠航が決定されたところであります。

引き続き、新型コロナウイルスの状況把握と併せて、今後の運航再開に向けて航空会社と情報共有に努めてまいります。

香港線については、昨年1月の就航以来8月までの搭乗率は好調に推移していましたが、昨年6月以降香港各地で起きたデモの影響を受け、昨年9月以降搭乗率が低迷し、その後回復傾向にあるものの、昨年8月までの水準には至っていません。

このような中、先月、就航1周年を迎えたところであり、認知度向上と誘客促進を目的に現地で本県の観光地としての魅力を発信する説明会を開催したほか、運航する航空会社や現地旅行会社と今後の利用促進について意見交換を行ったところであります。

また、2月20日から3月5日にかけての一部運航について、運航上の理由により3往復欠航することが決定されたところであります。

新規路線の誘致については、東アジアや成長著しい東南アジアからの誘致に向けて、現地での観光情報等の発信による認知度向上を図るとともに、チャーター便の誘致に取り組んでおります。

具体的には、昨年6月から10月まで連続チャーターが運航されておりました台湾

線について、定期化や連続チャーターの実現に向けて、航空会社や旅行会社に対し継続して働きかけを行っているところであり、運休中の韓国線については、日韓関係の状況を踏まえながら、引き続き航空会社との協議を行ってまいります。

また、東南アジアについては、ベトナム、フィリピン及びタイなどからのチャーターの実現に向けて、本県の観光地としての情報発信とあわせて、航空会社やチャーター実施者となる旅行会社に対して働きかけを行っております。

今後とも、国際航空路線の維持・拡大を図りながら、インバウンドの誘客拡大や県内への経済効果の増大に努めてまいります。

#### (県産品のブランド化と販路拡大について)

県産品のブランド化の推進については、首都圏・関西圏において県産食材等を使った長崎フェアの開催や店頭でのプロモーションを実施しており、今年度は百貨店や高級スーパー等において今後開催分を含め11回、高級ホテル等において10回開催しております。

関西圏においては、1月から阪急阪神ホールディングスとのタイアップにより、食のセミナー、いちごフェア等を実施しているほか、梅田駅での広告掲出や阪急沿線情報誌等において本県の魅力を発信しているところであります。

県産品の愛用については、去る1月31日に長崎県特産品新作展の審査会を開催し、応募総数74点の中から、「農産加工品・酒・飲料部門」、「水産加工品部門」、「菓子・スイーツ部門」、「工芸・日用品・その他部門」の4つの部門ごとに最優秀賞、優秀賞を選定し、今年から各部門の最優秀賞の中から最も優れた商品を県知事賞に選定したほか、長崎らしい観光土産、手土産品として「ながさき手みやげ大賞」を選定いたしました。入賞商品については、4月に長崎市で行われる春の県産品まつりや「日本橋 長崎館」等で展示するほか、各種メディアを使ったPRを実施することとしております。今後も創意と工夫にあふれた特産品の顕彰とPRを行うことで、県内事業者の新商品

開発意欲の向上に取り組んでまいります。

県産品の輸出促進については、去る2月6日から19日まで、香港イオンにおいて「長崎フェア」を開催し、農水産物や県産酒などの県産品と観光プロモーション等を通して、ご来場いただいた多くの方々に県産品をはじめとした本県の魅力を総合的に発信することができました。

このほか、新年度においては、海外での総合フェアの開催に加え、国内輸出商社との商談会の開催、海外バイヤーの招聘のほか海外展示商談会への出展などにより、県産品の輸出促進の取組を進めてまいります。今後とも、市町や生産者団体等と協議しながら、県産品のブランド化や販路拡大に取り組んでまいります。

#### (アジア・国際戦略の推進について)

新年度のアジア・国際戦略の取組については、これまで構築してきた人脈や交流の歴史、ゆかりを活かし、本県のプレゼンス及び認知度の向上を図り、海外活力の取り込みに向けた各種施策を推進してまいります。

中国については、新型コロナウイルスの感染拡大による経済等への影響が見通せない状況の中ではありますが、早期に収束することを願うとともに、本年9月に福建省廈門市で開催される中国国際投資貿易商談会（C I F I T）へブース出展し、隠元禅師をはじめとした偉人の足跡や本県と中国とのゆかりについての紹介や、長崎県産酒、五島手延うどん、陶磁器などの県産品や本県の観光の魅力を来場者や中国メディア等へ発信することとしております。

韓国においても、日韓両国政府の関係は厳しい状況にありますが、このようなときだからこそ地方間交流、民間交流が重要であると考えており、日韓の友好交流の象徴である朝鮮通信使を活用し、ソウル特別市で開催される日韓交流イベントにて、釜山文化財団と連携し、朝鮮通信使の歴史的意義や対馬の果たした役割を紹介するとともに、釜山広域市では、韓国の国立海洋文化財研究所により復元された朝鮮通信使船の



来航イベントにあわせ、日韓両国の文化団体との協働による写真パネル展を開催するなど、本県のプレゼンス向上、相互理解の深化並びに友好交流の促進に取り組んでまいります。

東南アジアにおいては、ベトナムでは、日越文化交流イベントやホイアン旧市街において、御朱印船を活かした本県とのゆかりをはじめ、本県の魅力を発信することとしております。さらに、本年、長崎くんちで御朱印船が奉納される機会を捉え、クアンナム省から訪問団をお迎えした上で様々な交流事業を実施するなど、地域間交流の拡大にも取り組むこととしております。また、タイでは、日系企業と連携の上、長崎県フェアを開催し、本県の観光や食のPRを行い、県産品の輸出拡大や誘客促進に努めてまいります。

引き続き、それぞれの国・地域の特徴等に応じた施策を、民間の方々や関係部局間で連携し展開することで経済的実利の獲得を図り、本県経済の活性化につなげてまいります。

#### (地方創生の推進について)

地方創生の推進に向けて策定を進めております第2期総合戦略については、去る11月定例会において素案をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県においては、素案に対する県議会でのご議論や有識者による懇話会等からのご意見に加え、12月からパブリックコメントを実施するなど、広く県民のご意見をお伺いした上で、市町と緊密な連携を図りながら、最終案をとりまとめ、今定例会にお示ししております。

なお、施策体系のうち文化観光国際部分では、施策体系1「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」において、「外国人材の活用による産業、地域の活性化」については、市町等と連携し、外国人が地域で安心して生活や就労ができる環境作りに取り組み、地域における多文化共生を推進し、「郷土を愛し、地域を支える心豊かな人材

の育成」については、世界遺産を活かしたふるさと教育や大学等と連携した取組を推進してまいります。

施策体系2「力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」において、「地域に新たな価値を付加する魅力ある観光まちづくりの推進」については、地域住民が主体となって取り組む魅力ある観光まちづくりの推進や、「食」のサービス提供の充実と情報発信の推進及び観光情報の効果的な発信、「県産品のブランド化と販路拡大」については、首都圏アンテナショップの受信・発信機能の強化や新たな商品開発の促進と国内外への県産品の販路開拓及び拡大、「アジアを中心とした海外活力の取り込み」については、海外における本県の認知度及びプレゼンスの向上、インバウンド観光や県産品輸出の拡大に取り組んでまいります。

施策体系3「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」において、「しまや半島など地域活性化の推進」については、しまの魅力を活かした滞在型観光の促進や離島地域が取り組む文化芸術の多様な取組を一体的な総合芸術祭として実施し、「特色ある文化資源・スポーツによる地域活性化」については、本県の特色ある歴史や文化芸術による活性化などに取り組んでまいります。

今後、今定例会でのご意見を十分踏まえた上で、3月までに策定し、公表してまいります。

(令和2年度の組織改正について)

令和2年4月1日付けで組織改正を行うこととしておりますので、その概要についてご説明いたします。

文化観光国際部については、スポーツを通じた交流人口の拡大を進め、観光分野との一体的・総合的な推進を図るため、企画振興部の「スポーツ振興課」を文化観光国際部に移管することとしております。

今後とも新たな組織体制のもと、より効率的、効果的な県政運営の実現に努めてま

います。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

令和2年2月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料

出 納 局  
監 査 事 務 局  
人 事 委 員 会 事 務 局  
労 働 委 員 会 事 務 局  
議 会 事 務 局

出納局関係の所管事項についてご説明いたします。

(令和2年度の組織改正について)

令和2年4月1日付けで組織改正を行うこととしておりますので、その概要についてご説明いたします。

出納局につきましては、出納室で行っている会計事務の審査と会計課で行っている財務会計事務の指導及び会計監督検査等を一体的に実施し、一層連携を深めていくため、「出納室」を「会計課」に統合することとしております。

今後とも新たな組織体制のもと、より効率的、効果的な県政運営の実現に努めてまいります。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

監査事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第30号議案 長崎県監査委員条例の一部を改正する条例  
であります。

はじめに、議案についてご説明いたします。

第30号議案 長崎県監査委員条例の一部を改正する条例

この条例は、地方自治法の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めたものでありますが、地方自治法等の一部を改正する法律が平成29年6月9日に公布されたことに伴い、引用する地方自治法の条文の条ずれ等が生じたことにより、所要の改正を行うものであります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

(監査基準の策定及び公表について)

平成29年の地方自治法改正により、監査委員が監査等の実施に際し従うべき監査基準を、監査委員自らが策定し、本年4月までに公表することが義務付けられております。

これを受け、監査の質を全国的に一定水準に保つとともに、監査結果の比較可能性を担保する等の目的で、国において各地方公共団体が監査基準の策定に際して準拠すべき「監査基準案」が示されましたので、本県においても、それに沿った形で監査基準を策定しており、今年度中に公表することとしております。

今後は、今回策定した監査基準の趣旨を踏まえながら、引き続き監査内容の充実に努めてまいります。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

人事委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

(令和元年度県職員採用試験について)

障害者を対象とした選考試験（一般事務・教育事務・警察事務）の第1次試験を10月20日に、第2次試験を11月11日から13日にかけて実施し、最終合格者の発表を12月9日に行いました。44人が受験し、5人が合格、競争倍率は8.8倍となっております。

また、警察官Ⅰ類（男性・女性）〔第2回〕及び警察官Ⅲ類（男性・女性）採用試験の最終合格者の発表を12月16日に行いました。警察官Ⅰ類（男性・女性）

〔第2回〕の採用試験は、38人が受験し、8人が合格、競争倍率は4.8倍で、警察官Ⅲ類（男性・女性）の採用試験は、344人が受験し、56人が合格、競争倍率は6.1倍となっております。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。



労働委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

(調整事件について)

平成31年4月1日以降、現在までに取り扱いました調整事件は1件で、現在調整中であります。

(審査事件について)

平成31年4月1日以降、現在までに取り扱いました不当労働行為に係る審査事件は3件であり、これらの事件のうち1件は命令書交付により終結しており、現在審査中の事件は2件であります。

(個別的労使紛争について)

平成31年4月1日以降、現在までに取り扱いました個別的労使紛争に係るあっせん事件は3件であり、2件は解決、1件は打切りによりすべて終結しております。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

令和2年2月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料

警 察 本 部

警察本部関係の議案について御説明いたします。

今回、御審議をお願いしておりますのは、

第31号議案 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

第57号議案 財産の取得について

であります。

それでは、条例議案について御説明いたします。

第31号議案 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

この条例は、長崎警察署と稲佐警察署の統合に伴い、関係警察署の管轄区域等を改めようとするものであり、施行期日は、令和2年4月1日を予定しております。

次に、事件議案について御説明いたします。

第57号議案 財産の取得について

この議案は、警察活動に供するための無線機を取得することについて、議会の議決を得ようとするものです。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立いたしました2件の合計107万5,597円を支払うため、2月17日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

この損害賠償事案のうち90万3,195円が保険から支払われ、物損事故の保険保障額を超えた部分の賠償金17万2,402円は県費から支払われることになっております。

公用車による交通事故の発生が減少傾向ではありますが、事故の多くが、ちょっとした不注意や危険予測不足等で発生していることから、安全運転意識の高揚を図るとともに、本年1月にも運転訓練等の研修会を実施して事故防止対策の浸透を図りながら、全職員が一丸となって事故防止に取り組んでいるとことであります。

今後も引き続き、交通事故を始めとする損害賠償事案を起こすことがないように、対策を徹底してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、その他の所管事項について御説明いたします。

(犯罪の一般概況について)

平成31年1月から令和元年12月末まで県内の刑法犯認知件数は3,394件で、前年と比較しますと228件、6.3パーセント減少しております。

人口10万人当たりの犯罪率は253.1件で低い方から全国第3位、検挙率につきましては64.9パーセントで高い方から全国第4位となっております。

犯罪抑止対策の成果として、平成31年1月から令和元年12月末までの刑法犯認知件数は戦後最少を更新するなど、全国トップレベルの治安水準を維持しているところでありますので、引き続き、県内の犯罪情勢を把握・分析の上、的確な犯罪抑止対策を推進していくとともに、その効果を上げるため、警察、知事部局及び県教育委員会の主唱により推進している「カギかけんば」「ひと声かけんば」「見守りせんば」をサブタイトルとする「犯罪なく<sup>さん</sup>3ば運動」の県民への浸透、定着を図り、県民の自主防犯意識の向上に努めるなど、自治体等の関係機関・団体、事業者等との連携を強化しながら犯罪の起きにくい社会づくりに努めてまいります。

また、事件が発生した場合には続発防止の観点からも、迅速かつ的確な捜査を実施し、検挙の徹底を図ってまいります。

(ストーカー及び配偶者等暴力事案の認知状況について)

平成31年1月から令和元年12月末までの県内におけるストーカー事案の認知件数は231件で、前年と比較しますと44件減少しております。

認知した事案の措置に関しては、ストーカー規制法違反の検挙が11件、同法に基づく書面警告が12件、禁止命令が35件、禁止命令の延長処分が2件、脅迫等他法令による検挙が22件となっております。

また、配偶者等暴力事案の認知件数は354件で、前年と比較しますと19件増加しております。

認知した事案の措置に関しては、DV防止法違反の検挙が2件、暴行・傷害等他法令による検挙が42件となっております。

これら「人身安全関連事案」に迅速かつ的確に対処するため、引き続き、全警察官が危機意識を共有して緊密な連携を図り、被害者の安全確保を最優先とし、加害行為者に対しては、早期警告の実施や各種法令を積極的に適用して検挙するなど、犯罪の予防、被害の拡大防止を徹底してまいります。

#### (特殊詐欺の被害防止対策について)

平成31年1月から令和元年12月末までの特殊詐欺につきましては、認知件数が36件、被害総額は約2億584万円となっており、前年と比較しますと認知件数は16件の減少、被害総額は高額被害の特殊詐欺を認知したことから、約9,821万円の増加となっております。

特殊詐欺の予兆事案と認められるハガキやメールに関する相談は後を絶たず、また、昨年8月以降、警察官等を名乗った特殊詐欺の予兆電話と認められる不審電話が頻発しており、被害が増加するおそれがあることから、検挙活動と併せて被害防止対策を推進しております。

被害防止対策としましては、多種多様な特殊詐欺の手口、発生状況等についての的確に分析の上、「被疑者からの電話がつながりにくい環境づくりの推進」、「予防に資す

る広報啓発活動」、「金融機関等における対策の推進」を柱とする各種施策を積極的に推進しているところであります。

今後も、これらの対策を官民一体となって強力に推進し、特殊詐欺の撲滅に取り組んでまいります。

(暴力団対策について)

県内の暴力団勢力につきましては、令和元年12月末現在、指定暴力団傘下組織など11組織と約190人の暴力団員等を把握しております。

全国的には、六代目山口組、神戸山口組、任侠山口組に分裂した山口組三団体の対立に起因する殺人事件等が続いており、予断を許さない状況であります。

こうした情勢におきまして、平成31年1月から令和元年12月末までの暴力団員等の検挙人員は61人で、前年と比較しますと9人の増加となっております。

今後も引き続き、各種違法行為の徹底した取締りに加えて、暴力団対策法及び暴力団排除条例の効果的な運用を図るとともに、長崎県暴力追放運動推進センターを始めとする関係機関・団体と連携して暴力団排除活動を推進してまいります。

一方、薬物事犯の検挙につきましては、平成31年1月から令和元年12月末までに、覚醒剤事犯で23人、大麻事犯で23人、麻薬事犯で1人を検挙し、薬物事犯全体で47人を検挙しております。

今後も関係機関・団体と緊密に連携を図り、実態把握と広報啓発活動を一層推進するとともに、覚醒剤や大麻などの薬物事犯の取締りを徹底してまいります。

(少年非行の概況について)

平成31年1月から令和元年12月末までに、県内で検挙・補導した窃盗等の刑法犯少年は194人で、前年と比較しますと3人の減少、軽犯罪法違反等の特別法犯少年は31人で、前年と比較しますと11人の減少となっております。

また、喫煙、深夜はいかい等で補導した不良行為少年は2,018人で、前年と比較しますと347人の減少となっております。

刑法犯少年については、統計が残る昭和26年以降、最少の結果となり、県下的にみて少年非行が減少傾向にあることがうかがえます。

県警では、少年サポートセンターを中心に、問題を抱え非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して積極的に連絡し、指導・助言や、少年の状況に応じて体験活動等への参加、就学・就労等の支援を行う「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進しているほか、少年警察ボランティアと協働した、繁華街等における街頭補導活動、少年の規範意識向上を目的として、年齢や学年に応じた非行防止教室を実施するなど、非行少年を生まない社会づくりに取り組んでおります。

今後も、ボランティアや関係機関・団体と一層の連携を図りながら、将来を担う少年の非行防止、健全育成に努めてまいります。

#### (生活経済事犯の取締り状況について)

平成31年1月から令和元年12月末までの生活経済事犯につきましては、検挙件数が68件、検挙人員が82人であり、前年と比較しますと件数は11件の減少、人員は16人の減少となっております。

引き続き、県民生活に直結した悪質な事犯、特に高齢者や若者が狙われやすい利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯並びにヤミ金融事犯を重点にした取締りを推進するとともに、関係機関・団体との連携を図りながら、被害の未然防止に努めてまいります。

#### (サイバー犯罪の取締り状況について)

平成31年1月から令和元年12月末までのサイバー犯罪につきましては、検挙件数が109件、検挙人員が31人であり、前年と比較しますと件数は14件増加、人員は20人の減少となっております。

サイバー犯罪に対する県民の不安と取締りに対する期待は大きく、今後もその取締りを推進するとともに、産学官の関係機関との連携を強化して、被害の未然防止に努めてまいります。

(交通事故の発生状況について)

平成31年1月から令和元年12月末までの県内の交通事故は、発生件数が3,959件、死者数が33人、負傷者数が5,102人で、発生件数及び負傷者数は平成に入って以降最少、死者数は現行警察制度が発足した昭和29年以降最少となりました。

交通死亡事故の主な特徴点としては、

- 高齢者の死者数が減少
- 歩行者の死者数は減少したものの、道路横断中の死者数が増加
- 飲酒運転による死者数は平成30年と同数で、交通事故発生件数は増加

等が挙げられます。

このような情勢を踏まえ、令和2年は、

- 高齢者の交通事故抑止対策
- 歩行者対策を中心とした、交通ルールの浸透のための取組
- 交通事故抑止に資する交通指導取締り

等を自治体や関係機関・団体、交通ボランティア等と連携して推進してまいります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしく、御審議を賜りますようお願いいたします。



令和2年2月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料（追加1）

危機管理監

【総務委員会関係議案説明資料 危機管理監の2頁14行目の次に、次のとおり挿入】

(長崎縣市町消防広域化推進計画の再策定について)

「長崎縣市町消防広域化推進計画」につきましては、国が定めた「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正に基づき、人口減少や災害の激甚化が進む中、消防体制の維持・強化を図っていくために再策定することとし、長崎縣市町消防広域化推進協議会などにおいて検討を進め、素案を取りまとめました。

今後、この計画の素案について、県議会からのご意見を踏まえるとともに、パブリックコメントを行い、策定に向けて取り組んでまいります。

令和2年2月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料(追加1)

---

---

企 画 振 興 部

【総務委員会関係議案説明資料 企画振興部の10頁14行目の次に、次のとおり挿入】

文化芸術ホールについては、縣市双方のニーズを満たすようなホールの整備を目指して協議してきたところですが、今回、長崎市が現市庁舎跡地に質の高いホールを整備されるのであれば、県において、県庁舎跡地に同じような機能のホールを整備する必要はないものと考えております。

令和2年2月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料（追加1）

---

---

文化観光国際部

【総務委員会関係議案説明資料 文化観光国際部の3ページ14行目の次に、次のとおり挿入】

また、去る2月18日、世界遺産登録1周年記念行事の一環として、県民や民間の皆様の世界遺産に関わる意識の醸成と機運の盛り上げをあらためて図るため、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」長崎県世界遺産保存活用県民会議の主催によるイベントを県庁エントランスにて開催いたしました。地域や学校、大学、企業が取り組んでいる集落活性化やふるさと教育等の事例が元気に発表され、世界遺産関連の土産品販売などブース出展によるPRも行われました。

今後も官民一体となって、世界遺産の保存活用や次世代継承に向けた活動を活発化していけるよう、啓発してまいります。

令和2年2月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料（追加2）

---

---

文化観光国際部

【総務委員会関係議案説明資料 文化観光国際部の1ページ1行目に、次のとおり挿入】

議案説明に入ります前に、中国で発生した新型コロナウイルスの感染拡大により、我が国のみならず世界各国でも尊い命が失われ、日常生活にも大きな影響が生じております。お亡くなりになられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、治療を受けている皆様に心からお見舞いを申し上げます。

中国との歴史的ゆかりが深く、積極的に友好交流を推進している本県として、できる限りの支援を行ってまいりたいと考え、2月に長崎市と合同で医療関係物資を湖北省などの友好都市へお送りしたところであります。

一方、本県においては、長崎～上海線の国際定期航空路線の欠航、多数のクルーズ船の予約取消しや国内外からの旅行キャンセルが生じているほか、全国的なイベント開催に係る国の方針が示されたことを受けて、各種イベントが中止や開催延期となるなど、観光産業への影響も生じております。

こうした状況を拡大させないためには、まずは、感染症発生防止に全力を注ぐ必要があると考えており、宿泊施設等における感染症への対応についての周知を図るとともに、県が主催するイベント等の開催見直しや、臨時休校に伴い原則自宅待機の方針が出された児童、生徒等について、長崎県美術館及び長崎歴史文化博物館での入館制限を行うなどの対応を講じているところであります。

県としては、引き続き関係機関と連携しながら、感染予防対策の徹底と情報把握に努めるとともに、事態が収束に向かう際には、1人でも多くの観光客に本県にお出でいただけるよう、旅行会社との連携や情報発信など、効果的な誘客対策を講じてまいります。